令和4年度

予算特別委員会会議録

令和4年2月22日 開 会 令和4年3月 1 日 閉 会

塩竈市議会事務局

令和4年度予算特別委員会会議録目次

【令和4年2月22日(火)】			2日	(火)】	1日目	
正副委	員長2	互選				3
議案説	明(記	議案第	第18	8号から第33	号まで)	5
資料要	求					24
【令和4	年2月	月25	5日	(金) 】	2日目	
質疑						
〔一般	会計〕	1				
鎌	田	礼	=	委員		2 9
辻	畑	めく	ぐみ	委員		4 2
四	部	眞	喜	委員		5 1
菅	原	善	幸	委員		6 7
伊	勢	由	典	委員		7 8
Щ	本		進	委員		93
【令和4	年2月	月28	3日	(月)】	3日目	
質疑						
[一般	会計〕					
浅	野	敏	江	委員		109
志	賀	勝	利	委員		123
小	高		洋	委員		1 3 4
志	子田	吉	晃	委員		1 5 0
西	村	勝	男	委員		164
曽	我	Ξ	∃	委員		1 7 5
/]\	野	幸	男	委員		189
伊	藤	博	章	委員		202

今 野	恭一	委員		2 1 5
【令和4年3月	1日()	火)]	4日目	
質疑				
〔特別会計・	企業会記	 		
鎌田	礼二	委員		2 2 5
辻 畑	めぐみ	委員		2 3 2
菅 原	善幸	委員		2 3 7
小 高	洋	委員		2 4 5
志子田	吉 晃	委員		2 5 6
伊勢	由 典	委員		2 6 4
浅 野	敏 江	委員		275
志 賀	勝利	委員		285
今 野	恭一	委員		2 9 5
採決				296

令和4年2月22日(火曜日)

令和4年度予算特別委員会 (第1日目)

令和4年度予算特別委員会第1日目

令和4年2月22日(火曜日)午前10時開会

出席委員(17名)

阿 部 眞 喜 委員 西 村 勝 冏 委員 小 野 幸 部 かほる 菅 原 善幸 委員 浅 野 敏 今 野 恭 本 委員 Щ 伊 藤 博 章 委員 香 取 嗣 吉 晃 委員 鎌 礼 志子田 田 伊 勢 由 典 委員 小 高

土 見 大 介 委員

辻 畑 めぐみ 委員

欠席委員(1名)

志 賀 勝 利 委員

(全会計)

男 委員

江 委員

進 委員

委員

委員

委員

ヨ 委員

委員

男

雄

洋

我ミ

曽

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 光 樹 副 市 長 佐 藤 洋 生 市民総務部長 荒井 明 健康福祉部長 敏 小 林 正人 産業環境部長 小 山 浩 設 部 長 幸 建 相澤 和広 市民総務 部 政策調整監 道 兼政策課長 水 部 長 鈴木宏徳 佐藤俊幸 健康福祉部次長 会計管理者 兼社会福祉事務所長 兼会計課長 兼生活福祉課長 長 峯 清 文 高 橋 五智美 市立病院事務部次長 兼業務課長 市民総務部 務 課 兼経営改革室長 並木新司 総 長 鈴 木 康 弘 市民総務部 健康福祉部 中 村 成 子 財 政 課 長 高 橋 数 馬 長寿社会課長 産業環境部 健 康 福 祉 部 水產振興課長 保険年金課長 武 田 光 由 鈴 木 陸奥男 産 業 環 境 部 建 設 浦戸振興課長 伊 藤 英史 都市計画課長 鈴木良夫 建 設 部 水 道 下水道課長 吉 岡 一浩 務 課 渡辺敏弘 業 長 市民総務部 総務課長補佐 教育委員会 兼総務係長 伊藤 勳 教 育 長 吉木 修 教育委員会 教 育 部 長 鈴 木 康 則 監 査 委 員 福田文弘

事務局出席職員氏名

 事 務 局 長 川 村 淳
 議 事 調 査 係 長 石 垣 聡

 議 事 調 査 係 主 査 工 藤 聡 美
 議 事 調 査 係 主 査 工 藤 貴 裕

午前10時00分 開会

○香取臨時委員長 ただいまから令和4年度予算特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、18番志賀勝利委員の1名であります。

出席者の方々に申し上げます。本日の会議は、過日策定いたしました新型コロナ感染対策を 踏まえた塩竈市議会運営指針に記載のとおりの感染症対策を行い、開催しております。

発言の際には、マスクを着用したままで結構ですので、ご案内申し上げます。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲食の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで、臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りをいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により、選考委員を挙げて いただき、選考をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○香取臨時委員長 さよう取り計らうことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○香取臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、伊勢由典委員、土見大介委員、今野恭一委員、西村勝男委員、 以上5名を指名いたします。

それでは、別室にて選考を行いますので、暫時休憩をいたします。

午前10時03分 休憩

午前10時20分 再開

○香取臨時委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、選考委員の代表より、選考結果の報告をお願いいたします。

今野恭一委員。

○今野委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員の方々で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には土見大介委員、副委員長には阿部眞喜委員のご両名を選考いたしましたので、以上、ご報告申し上げます。

○香取臨時委員長 どうもありがとうございました。

ただいま、今野恭一委員のご報告のとおり、委員長には土見大介委員、副委員長には阿部眞 喜委員を選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○香取臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、土見大介委員、委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○土見委員長 皆さん、おはようございます。

先ほど、選考委員会において、委員長に選任いただきました土見です。

令和4年度は、第6次長期総合計画のスタートの年にもなります。様々、課題はあるものの、 しっかりと計画にのっとって進んでいけるよう、しっかりとまずはこの予算、慎重に審議して いきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

以上、簡単ではありますが委員長のご挨拶とさせていただきます。

- ○香取臨時委員長 次に、阿部眞喜委員に、副委員長就任のご挨拶をお願いいたします。
- ○阿部(眞)副委員長 副委員長を預かりました阿部でございます。

委員長をしっかりと支え、円滑な、スピーディーな、そしてすばらしい予算特別委員会になるように頑張ってまいりたいと思います。

新型コロナウイルスで大変な中でございますけれども、今回の予算の中では、塩竈市の新たな挑戦をするような政策が多数入っておりますので、ぜひともそのような政策が今後の塩竈市の発展に必ずつながり、そして市民のシビックプライドの醸成につながることと確信しておりますので、共に学び研鑽してまいりましょう。よろしくお願いいたします。

- ○香取臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。
- ○土見委員長 これより令和4年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第14号ないし第34号の21件であります。

それでは、まず令和4年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。日程につきましては、2月22日、2月25日、2月28日及び3月1日の4日間としたいと

思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、2月22日、2月25日、2月28日及び3 月1日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

まず、最初に当局から説明を求め、次に、さきに配付いたしました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十見委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 それでは、議案第18号「塩竈市入札監視委員会条例」について、ご 説明いたします。

該当資料につきましては、資料No.2の議案書の10から12ページ、そして資料No.15の議案資料の8ページとなります。説明は主に資料No.15の議案資料の8ページでさせていただきます。

それでは、入札監視委員会の設置についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、本市が行う入札契約の公平性確保、透明性の向上を図るため、調査審議する附属機関として設置するものでございます。

2番、委員会の役割ですが、(1)市が発注した建設工事、業務委託及び物品購入等に関し、 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。(2)委員会が抽出した工事等に 関し、入札方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格要件の設定理由及び経緯、指名競争 入札に係る指名理由及び経緯、随意契約に係る契約理由及び経緯について審議を行うこと。

- (3) 工事等に関する入札及び契約手続並びに指名停止に係る再苦情処理の審議を行うこと。
- (4) 工事等に関する入札及び契約手続の制度の改善について審議を行うこと。(6) といた しまして、図にありますとおり、審議案件について不適切な点や改善事項がある場合は、市長 に対して意見の具申または是正の勧告を行うこととなります。
 - 3番、委員会の構成ですが、(1)にありますとおり、委員につきましては大学教授、弁護

士、公認会計士、税理士、行政関係等を想定してございます。(2)委員数は4人以内。

(3) 任期は2年とします。また、(4) 会議の公開ですが、例えば、個人情報を取り扱うときなど、情報公開条例の規定により公開できない場合等を除き、原則公開といたします。

4番、施行目ですが、令和4年4月1日といたします。

また、資料No.2の12ページにありますとおり、委員の報酬については1回当たり1万円としております。

議案第18号については以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げします。

- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯生活福祉課長 それでは、続きまして、議案第19号「地域福祉計画推進協議会条例」について、ご説明させていただきます。

説明につきましては、資料No.2「定例議会議案」及び資料No.15の「議会議案資料」にてご説明させていただきます。

初めに、資料No.2 「定例議会議案」の15ページ目をお開き願います。

こちらの提案理由にもありますとおり、地域福祉計画に関する重要事項を審査、審議する附属機関として地域福祉計画推進協議会を設置するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

それでは、資料No.15の議案資料の9ページ目をお開き願いたいと思います。

塩竈市地域福祉計画推進協議会の設置についてご説明申し上げます。

1の概要でございますが、社会福祉法107条の規定に基づき、令和4年、5年度において策定予定の塩竈市地域福祉計画の策定及び変更などを協議するため設置するものでございます。下段は地域福祉計画の計画期間のイメージでございますが、長期総合計画の下位計画として位置づけられることから、長期総合計画の計画期間と連動させ、前期計画に1年遅れの令和5年から令和9年の5か年の計画を想定しております。以降の第2計画、第2期計画につきましても、後期計画と連動させて計画期間を予定してございます。

次に、2の地域福祉計画推進協議会の構成でございますが、(1)委員の表にあるとおり、 学識経験者をはじめ、福祉または保険団体などの代表や町内会などの住民代表の方々を想定し てございます。委員数につきましては最大で14名とし、任期は3年を予定しております。

3の今後の予定でございますが、協議会は全4回の開催を予定してございます。令和4年度

つきましては、他計画との整合を図るための分析やアンケート調査の実施を行い、計画の骨子 案の検討を予定しております。令和5年度につきましては、計画骨子案を踏まえた計画素案の 策定を行い、その内容についてパブリックコメントの実施を考えており、最終的に12月の計画 策定を予定してございます。

最後に、施行日でございますが、本推進協議会の設置条例につきましては、令和4年4月1 日の施行としております。

なお、資料No.2、定例議会議案の13ページから14ページについては条例案を掲載しているので、後ほどご参照願いたいと思います。

議案第19号に係る説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○十見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 それでは、議案第24号「令和4年度塩竈市一般会計予算」から、議 案第30号「令和4年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計予算」について、概要を 説明申し上げます。

資料No.15「第1回市議会定例会議案資料(その2)」をご用意願います。

18ページをお開き願います。

こちらの表につきましては、一般会計及び特別会計当初予算の総括表となります。令和4年度の一般会計当初予算額は216億2,000万円で、前年度比7億2,000万円、率として3.4%の増です。

次に、特別会計ですが、小計欄にありますとおり、6つの特別会計の予算総額は126億8,840万1,000円となり、前年度比6,570万円、率として0.5%の減です。これは、国民健康保険事業特別会計において、前年度より減額となったもの等が主な要因でございます。一方で、介護保険事業特別会計並びに後期高齢者医療事業特別会計などにおきましては、前年度より増額となりました。

一般会計、特別会計を合わせた総額は、合計欄にありますとおり343億840万1,000円となり、 前年度比6億5,430万円、1.9%の増となっております。

次のページ、19ページ、20ページをお開き願います。

一般会計の歳入についての前年度比較表です。

主な歳入の内容につきましては後ほど予算説明書にてご説明申し上げますが、増減額の大き い項目について説明をさせていただきます。 表中の比較の列をご覧いただきたいと思います。

まず、費目1の市税ですが、1億4,960万400円の増です。個人市民税及び固定資産税の増などによるものでございます。

費目7の地方消費税交付金につきましては、1億3,606万8,000円の増です。令和3年度が現 予算より1億5,000万円増となる見込みから、その額と同程度を計上するものです。

費目15国庫支出金は1億7,854万9,000円の増です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金の増などによるものでございます。

費目18の寄附金につきましては8,080万円の増で、今年度のふるさと納税の見込みを踏まえ 計上したものとなっております。

費目19の繰入金ですが、1億8,996万7,000円の増です。歳出予算に対する財源不足分の財政調整基金からの繰入れが前年度より増となったことによるものです。

次の21ページ、22ページには、一般会計の歳出の目的別に前年度と比較しておりますが、後ほど予算説明書の中でご説明申し上げます。

次のページ、23ページ、24ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきましては、性質別に前年度と比較したものです。

まず、主要な財政指標に影響いたします義務的経費についてご説明申し上げます。

費目1の人件費は3,638万5,000円の減です。職員の給与費の減等によるものとなります。

費目4の扶助費につきましては1億538万3,000円の増です。福祉サービス費や生活保護医療 扶助費の増などによるものとなっております。

飛びまして、費目8の公債費は1億3,175万6,000円の増です。借換債の増が主な要因でございます。

次に、費目2の物件費ですが、前年度より2億1,206万2,000円の増です。ふるさと納税経費 やデジタル推進費、予防接種事業費の増などによるものです。

次に、投資的経費の主な予算といたしまして、費目6の普通建設事業費ですが、1億8,642 万7,000円の増で、内訳にありますとおり単独事業が1億6,782万1,000円の増で、主な要因と いたしましては、特定漁港漁場整備事業や社会体育施設大規模改修事業などの増によるもので ございます。

費目11の貸付金ですが、1億1,600万円の増です。海岸通地区震災復興市街地再開発事業の貸付金が増となったことによるものでございます。

次の25ページ、26ページには、投資的経費の内訳一覧表を載せてございます。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、議案第24号一般会計当初予算の内訳についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.11をご用意願います。予算説明書になります。

1、2ページをお開き願います。

こちらは、一般会計当初予算の総括表でございます。 1ページ目が歳入の前年度比較、同じく2ページが歳出の比較となっております。

次の3、4ページをお開き願います。

まず、第1款市税でございますが、3ページの上段、本年度の欄をご覧願います。57億4,133万4,000円を計上し、前年度から1億4,960万4,000円の増です。これは、第1項第1目個人の右側説明欄にありますとおり、所得割におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減を前年度見込んでおりましたが、今年度においては前年度ほど落ち込まないと見込んだほか、第2項第1目の固定資産税が、その感染症に係る軽減措置が一部前年度で終了したことにより増額となることが主な要因でございます。

次の5ページ、6ページになります。

第2款地方譲与税からさらに7ページ、8ページの地方特例交付金までにつきましては、県からの通知額に基づき計上した数値としております。

さらに、次の9ページ、10ページをお開き願います。

第11款地方交付税につきましては54億219万2,000円で、前年度から3,422万7,000円の減です。 内訳といたしまして、説明欄にありますとおり、普通交付税が前年度同程度と見込むほか、震 災復興特別交付税が、震災に係る派遣職員の人数が減となることなどに伴い、前年度から減額 となってございます。

次に、ページ飛びまして13ページ、14ページになります。

第15款国庫支出金ですが、32億7,466万7,000円で、1億7,854万9,000円の増となっております。これは、次の15ページをお開き願います。15ページの下段のほうの第1項第2目衛生費国庫負担金におきまして、説明欄にありますとおり、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負金が9,439万円減額となる一方で、第2項第1目の総務管理費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額となるものでございます。

続きまして、ページ飛びまして、25ページをお開き願います。25、26でございます。

ページ中段にあります第18款寄附金ですが、3億80万円を計上し、前年度から8,080万円の増となってございます。ふるさと納税の今年度見込みによる計上をしたものでございます。

第19款繰入金ですが、10億2,572万1,000円で、前年度より1億8,996万7,000円の増となって おります。主な増の要因といたしまして、第1項第1目にあります財政調整基金繰入金を、歳 出に対する財源不足額として繰入をし、前年度より2億85万円の増額となるものでございます。 続きまして、ページ飛びますが、33ページなります。33、34。

第22款の市債でございます。14億4,100万円で、3,830万円の減額です。主な要因ですが、普通建設事業分野借換債としては前年度より増ですが、次の35、36ページになりますが、最下段の第9目臨時財政対策債の発行額が前年度より3億7,800万円減額となることによるものでございます。

歳入は以上になります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

次のページの37、38ページをお開き願います。

第1款議会費につきましては、本年度の欄にありますとおり2億902万9,000円で、前年度から395万4,000円の減です。これは、事業内訳にありますとおり、職員人件費及び議員関係費におけます議員共済費の減によるものでございます。

次に、41、42ページをお開き願います。

第2款総務費については25億2,000円で、前年度から9,370万5,000円の増となっております。 主な要因ですが、ページ飛びまして49、50ページになります。49ページです。第7目の企画費 の事業内訳にあります企画費が、ふるさと納税の増によります経費が増額となっているほか、 デジタル推進費や町内会等コミュニティー強化支援事業が改増となっているものなどが主な要 因でございます。

続きまして、71、72ページになります。71ページです。

第3款民生費については84億9,587万5,000円で、前年度から1億5,716万8,000円の増となっております。主な増要因ですが、79ページをお開き願います。79ページ、80ページになります。第7目障害者総合支援費の事業内訳のうち、福祉サービス費が増。また、95ページになりますが、95、96ページの第2目扶助費の生活保護扶助費が増になったものでございます。

次に、99、100ページをお開き願います。99ページです。

第4款衛生費については20億3,377万3,000円で、前年度から970万8,000円の増です。主な増

要因ですが、113ページをお開き願います。事業内訳にあります廃棄物適正処理推進費が増と なったことなどによるものでございます。

次に、121ページになります。121ページ。

第5款労働費につきましては6,500万円で、前年度と増額でございます。

次に、次のページ、123、124ページになります。

第6款農林水産業費につきましては4億7,910万円で、前年度から9,040万9,000円の増となってございます。主な増要因ですが、129、130ページをお開き願います。第2項第4目漁港管理費の事業内訳にあります特定漁港漁場整備事業を新たに計上するなどで増となっております。続きまして、131ページ、132ページをお開き願います。

第7款商工費につきましては5億7,506万6,000円で、前年度から422万9,000円の減となって おります。これは第1項第1目商工総務費におきまして、全国醤油サミットが終了したことに よる改減などによるものでございます。

続きまして、139、140ページ。139ページをお開き願います。

第8款土木費につきましては25億4,975万4,000円で、前年度から1億2,808万8,000円の増となっております。主な増要因ですが、153ページをお開き願います。最下段にあります第5項第7目復興交付金事業費の事業内訳にあります海岸通地区震災復興市街地再開発事業が増となったことなどによるものでございます。

次に、157ページになります。

第9款消防費につきましては7億2,413万5,000円で、前年度から5,270万9,000円の増となっております。主な増要因ですが、第1項第2目非常備消防費の事業内訳にあります消防施設等整備事業におけます浦戸消防団器具置場調査費や、第1項第3目防災費の事業内訳にあります防災対策事業におきまして、地域防災計画改定事業が増となったことなどによるものです。

続きまして、163ページをお開き願います。

第10款教育費につきましては16億8,070万6,000円で、前年度から5,658万円の増となっております。主な増要因ですが、167ページをお開き願います。第2項第1目小学校管理費で、事業内訳にあります学校給食費の委託が増になったほか、173ページになりますが、第3項第1目中学校管理費の事業内訳の一番下にあります中学校長寿命化改良事業が改増、さらには195、196ページにあります第5項第2目体育施設費におきまして、事業内訳の体育館維持管理費におけます今後の改修に係る実施設計費が改増となるものでございます。

続きまして、199ページをお開き願います。

第12款公債費につきましては21億7,102万円で、前年度から1億3,175万6,000円の増となっております。これは、第1項第1目元金が1億4,092万6,000円の増になっているものですが、このうち借換分が、財源内訳の地方債欄にありますとおり、4億1,720万円です。これが前年度から1億3,300万円の増となったことが主な要因です。借換分を除きました純粋な元利償還金につきましては、前年度から1,051万4,000円の減となります。前年度に引き続き、実質の公債費が減となっております。

続きまして、201ページ、次のページになります。お開き願います。

第13款諸支出金につきましては1億653万9,000円で、前年度から806万円の増となっております。これは交通事業特別会計繰出金が増となったことによるものです。

次のページ、203、204ページには、第14款予備費となってございます。前年度と同額の 3,000万円を計上させていただいております。

次のページ、205ページ以降につきましては、給与費明細書、債務負担行為、地方債残高の 調書でございます。後ほどご参照いただければと思います。

一般会計予算の内容につきましては、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう お願い申し上げます。

- ○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 続きまして、議案第25号「令和4年度塩竈市交通事業特別会計 予算」について説明申し上げます。

資料No.11「予算説明書」をご用意いただきたいと思います。

まず、224、225ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

表中本年度予算額の最下段にありますとおり、歳入歳出ともに2億810万円を計上し、前年度と比較すると250万円の減額となってございます。

主な予算内容を説明いたします。

226、227ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

第1款事業収入第1項第1目の離島定期航路収入は6,932万4,000円を計上し、前年度と比較すると165万1,000円の減額となってございます。これは、コロナの回復を見込み、普通乗船料で増となった一方、工事事業者等の定期券による定期乗船料を減としたことによるものでございます。

次に、第2款国庫支出金第1項第1目の離島航路国庫補助金は3,220万1,000円を計上し、前年度と比較すると849万3,000円の減額となっております。これは、船下部の修繕費等の補助金が減となったことを含め、国から通知された補助金額が前年度より引き下げられたことなどによるものでございます。

次に、第3款繰入金第1項第1目の一般会計繰入金は1億653万9,000円を計上し、前年度と 比較いたしますと806万円の増額となってございます。これは、第2款第1項第1目の国の離 島航路補助金が前年度に比べ減となった影響などによるものです。

第4款諸収入第1項第1目の雑入は3万6,000円を計上し、前年度と比較すると41万6,000円の減額となっております。これは、前年度で計上した船舶用備品を購入する際に、民間団体からの助成金がなくなったことによるもので、本年度は広告料のみを計上してございます。

次に、228、229ページ、歳入を説明いたします。

第1款事業費に1億9,059万7,000円を計上し、前年度と比較すると250万円の減額となって おります。

目別に主な内容を説明いたします。

第1款第1項第1目の総務管理費は、職員人件費や一般人件費として1億5,097万5,000円を 計上し、前年度と比較すると616万5,000円の減額となっております。これは、第3節の職員手 当等を今年度の職員実態に合わせて計上したことにより減となったものでございます。

230、231ページをお開き願います。

第1款第1項第2目の運航費は、船舶の運航維持管理経費として3,962万2,000円を計上し、 前年度と比較すると366万5,000円の増額となってございます。これは、第10節の需要費のうち、 原油高騰の影響を見込んだ燃料費が増となったことなどによるものでございます。

232、233ページをお開き願います。

第2款公債費には、公債費に1,750万3,000円を計上し、前年度と同額となっております。

第2款第1項第1目の利子は、平成29年度の「しおね」の建造費及び令和元年度の風向風速 計の整備に係る長期債利子及び一時借入金利子で、第2目の元金はその長期債元金を計上して ございます。

それ以降のページについては給与費明細等でございますので、後ほどご参照いただきたいと 思います。

議案第25号令和4年度塩竈市交通事業特別会計予算についての説明は以上です。ご審議のほ

どよろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 議案第26号「令和4年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予 算」についてご説明させていただきます。

資料No.11の240ページ、241ページをお開き願います。

こちらの歳入歳出予算事項別明細書の総括にてご説明させていただきます。

令和4年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、最下段に記載のとおり、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億4,990万円としております。

まず、主な歳入についてでございます。

240ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税につきましては、被保険者の減少などにより2,600万4,000円減の8億 1,657万9,000円を計上しております。

次に、第4款県支出金につきましては、2億3,958万円減の41億6,813万1,000円を計上して おります。こちらは、歳出の保険給付費と連動する予算でございますが、被保険者の減等によ り医療費が減になることを見込んでおります。

第6款繰入金につきましては4,758万4,000円増の6億5,147万9,000円としております。被保険者の減等により、一般会計からの繰入れは減となりますが、保険税の減や歳出の国民健康保険事業費納付金の増等を補填する財政調整基金からの繰入金が増となります。

次に、主な歳出についてご説明いたします。

241ページをご覧願います。

初めに、第1款総務費につきましては276万円の増となっております。これは、国民健康保険税未就学児均等割軽減に係るシステムの改修に要する費用等による増でございます。

第2款保険給付費につきましては、歳入でもご説明したとおり、被保険者の減少等に伴う医療費の減により2億4,003万2,000円減の41億2,767万4,000円となっております。

第3款国民健康保険事業費納付金は、県単位化後の県全体の国保運営に必要な納付金ですが、 こちらは県全体の医療費の増を見込んでおり、2,147万2,000円増の13億1,050万5,000円を計上 しております。

以上のことから、令和4年度塩竈市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算(案)につきましては、前年度より2億1,560万円の減、56億4,990万円を計上しております。

なお、270ページから272ページは給与費明細書、273ページには翌年度以降にわたる委託事業及び賃借料など、債務負担行為調書を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

「国民健康保険事業特別会計」につきましての説明は以上でございます。よろしくご審査く ださいますようお願いいたします。

- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- 〇鈴木産業環境部水産振興課長 議案第27号「令和4年度塩竈市魚市場事業特別会計予算」についてご説明させていただきます。

同じ資料、No.11「予算説明書」の274ページ、275ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表となります。

令和4年度予算といたしまして、歳入歳出とも1億7,690万円を計上しております。対前年度比250万円の増となります。

恐れ入ります。説明の都合上、歳出予算からご説明させていただきますので、同じ資料の280ページ、281ページをお開き願います。

第1款市場費では、1億4,790万1,000円を計上してございます。内訳についてですが、第1項市場管理費では、主に施設の維持管理費等に係る経費といたしまして1億4,392万6,000円、対前年度比193万6,000円の増を見込んでおります。主な要因といたしまして、光熱費となります電気料金の値上げによるものでございます。

次に、282ページ、283ページをお開き願います。

第2項漁船対策費では、水揚げ漁船誘致対策事業など397万5,000円、対前年度比98万6,000 円の増。

次に、284ページ、285ページをお開き願います。

第2款公債費では、魚市場建設に係る元利償還金として2,899万9,000円、対前年度比42万2,000円の減になります。

続きまして、歳入予算の内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の276ページ、277ページにお戻り願います。

第1款使用料及び手数料では8,889万6,000円を計上してございます。内訳といたしまして、 第1項使用料では第1目魚市場使用料など8,151万5,000円、対前年度比1,057万7,000円の減。 第2項手数料では入場車両登録許可手数料など738万1,000円、対前年度比62万4,000円の減。 第2款県支出金では漁港施設の管理に係る委託料として104万円。

次に、278ページ、279ページをお開き願います。

第3款財産収入では、科目設定として1,000円を計上してございます。

第4款繰入金では、一般会計繰入金として7,404万9,000円、対前年度比1,457万8,000円の増。 主な要因として、水揚げ高の見直しに伴う使用料の減収と電気料金の値上げによる維持管理費 の増などによるものです。

第5款諸収入では、排水処理手数料、漁港施設利用料などとして1,291万4,000円、対前年度 比98万2,000円の減。主な要因といたしまして、漁港施設利用料の減によるものです。

魚市場事業特別会計の説明につきましては以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第28号「令和4年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

資料No.11をご用意いただき、こちらの293、294ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計では2つの事業勘定を設けておりますが、初めに保険事業勘定に関する歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、介護保険の保険者としての事業勘定であり、歳入と歳出それぞれの合計額58億 4,370万円を計上しており、前年度と比較しますと8,120万円、1.4%の増となってございます。 次に、説明の都合上、歳出の主な部分からご説明いたします。

305ページないし306ページをお開き願います。

第2款介護給付費ですが、上段にございます本年度合計額は53億6,327万5,000円で、前年度と比較して1億687万5,000円、2%の増となっております。こちらの主な要因としましては、第1項第2目施設介護サービス給付費、第4項第1目特定入所者介護サービス等費などの利用の増を見込んだものとなっております。

続きまして、ページ飛びまして311ページ、312ページをお開きください。

第5款地域支援事業費でございます。

上段の本年度合計額は3億6,702万6,000円、前年度と比較して560万2,000円、1.5%の減となっております。こちらの主な要因としましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費が565万7,000円の減によるものでございます。

次に、歳入の主な部分につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、ページ戻りまして、295ないし296ページをお開きください。

まず、第1款保険料は11億8,962万1,000円で、前年度と比較して821万4,000円、0.7%の増でございます。増になります主な要因としましては、65歳になる年齢到達者の増加によるものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金でございますが、それぞれの歳出の介護給付費並びに地域支援事業費の法的負担割合により計上してございます。例外的に、第3款国庫支出金第2項国庫補助金第4目保険者機能強化推進交付金並びに第5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等の様々な取組の達成状況に応じて交付されるものであり、法的負担割合とは別に算定されるものとなっております。

次に、1ページめくりまして、297ページ、298ページをお開きください。

第7款繰入金でございますが、第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金は8億9,811万9,000円で、前年度と比較して1,023万9,000円、1.1%の増となります。これは、歳出の介護給付費等に関わる本市の法的負担割合分でございます。一方で、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金は、歳入歳出の差額を補塡財源として計上するものでございますが、前年と同額の1,000万1,000円となっております。

介護保険事業の保険事業勘定の勘定の説明は以上となります。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、333ページ、334ページをお開きください。

こちらは、介護サービス事業勘定に係る歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、本市直営の浦戸地区地域包括支援センターが実施している要支援に認定された 方、それから総合事業に関するケアプラン作成に係る事業勘定でございます。歳入歳出合計90 万円を計上し、前年度と同額となっております。

以上が議案第28号「令和4年度介護保険事業特別会計」、2つの事業勘定の予算案となって おります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第29号「令和4年度後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明いたします。

資料No.11の348、349ページ、こちらをお開き願います。「歳入歳出予算事項別明細書」の総

括にてご説明させていただきます。

「令和4年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」につきましては、最下段に記載のと おり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億890万円としております。

それでは、歳入からご説明いたします。

348ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者が微増していること、また、保険料率の改定があることから、4,788万8,000円増の6億162万円を計上しております。

次に、第4款繰入金につきましては、被保険者の増による保険基盤安定繰入金などの増加により1,644万1,000円増の2億180万1,000円を計上しております。

第6款諸収入につきましては、所得により窓口負担が2割に変更となるための被保険者証の 交付費用の補助金として437万1,000円増の547万5,000円を計上しております。

次に、主な歳出についてご説明いたします。

349ページをご覧ください。

まず、第1款総務費では、先ほどご説明いたしました2割負担実施に伴う経費等で、468万2,000円増の3,208万円を計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の第1款後期高齢者医療保険料などと連動しており、被保険者から納めていただいた保険料に、第4款繰入金の保険基盤安定繰入金などを加え、広域連合に納付するものでございまして、6,401万8,000円増の7億7,521万9,000円を計上しております。

以上のことから、「令和4年度後期高齢者医療事業特別会計」の歳入歳出予算(案)につきましては、歳入歳出ともに前年度より6,870万円増の8億890万円を計上しております。

なお、362ページには、委託事業の債務負担調書を掲載してございますので、後ほどご覧い ただければと思います。

「後期高齢者医療事業特別会計」についての説明は以上です。よろしくご審査くださいます ようお願いいたします。

- ○土見委員長 鈴木都市計画課長。
- 〇鈴木建設部都市計画課長 続きまして、議案第30号「令和4年度北浜地区復興土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明させていただきます。

資料のほうは資料No.11の363ページ、364ページをお開き願います。

本会計に係ります令和4年度予算額といたしましては、歳入歳出同額の1,000円を計上しており、前年度と同額でございます。こちらは北浜地区復興土地区画整理事業が完了する前の間 予算科目を設定し、特別会計を維持する趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

特別会計予算に係ります説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 吉岡下水道課長。
- ○吉岡建設部下水道課長 それでは、下水道課から、議案第31号「令和4年度塩竈市下水道事業会計予算」につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.12の「令和4年度塩竈市下水道事業会計予算」をご用意願います。 1ページをお開きください。

第2条に業務の予定量を記載しております。 (1) 処理区域内戸数は2万3,793戸。 (2) 年間処理水量は778万1,593立方メートルで、1日平均に直しますと2万1,319立方メートルでございます。 (4) 主な建設改良事業につきましては、公共下水道事業に2億6,206万7,000円、ポンプ場事業に3,190万円、流域下水道事業に3,059万1,000円を予定しております。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額です。収入につきましては、第1款下水道事業収益としまして、前年度当初予算より3億8,362万1,000円の減となる42億3,715万5,000円を予定しております。内訳でございます。第1項営業収益につきましては、下水道使用料や雨水処理費に係る他会計負担金など18億7,201万2,000円、第2項営業外収益は、汚水事業に係ります他会計補助金や保有資産の減価償却費相当額の長期前受金戻入など23億6,514万円などを予定しております。収入の減の主な要因でございます。減価償却費の減少に伴います長期前受金戻入や国庫補助金など、第2項営業外収益が3億2,467万4,000円の減少となっております。

続きまして、支出でございます。

第1款下水道事業費用といたしまして、前年度当初予算より1億9,160万1,000円の減となります。39億8,704万1,000円を予定しております。内訳でございます。第1項営業費用は、下水道の経営活動全般から生じる費用でございます。函渠やポンプ場などの維持管理費用、保有資産の減価償却費など36億1,635万7,000円ほどを予定しております。支出減の主な要因でございます。保有資産の減価償却費など、第1項営業費用が1億5,803万2,000円の減少となっております。

続きまして、第4条資本的収入支出の予定額です。

収入につきましては、第1款資本的収入といたしまして、前年度当初予算から1億5,627万2,000円の増となります。22億6,956万7,000円を予定しております。支出につきましては、第1款資本的支出としまして、前年度当初予算から6,403万8,000円の、こちらも増となります。36億3,633万円を予定しております。内訳でございます。第1項建設改良費といたしまして3億2,584万円。第2項企業債の元金償還に33億49万円などを予定しております。収入支出ともに、増額の主な要因でございます。社会資本整備総合交付金事業などの実施に伴うものでございます。資本的収支の差引きによります、不足する13億6,676万3,000円につきましては、第4条本文に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額で補塡するものとしております。恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第5条債務負担行為です。こちらは前年度同様、水洗便所改造資金損失補償及び利子補給金 を定めさせていただくものでございます。

第6条企業債になります。公共下水道事業、流域下水道事業、資本費平準化債及び借換債に つきまして、限度額、起債の方法などを定めるもので、こちらも前年度同様の内容となってお ります。

第7条一時借入金の限度額を前年度同様7億円、第8条予定支出の各公館で流用できる項間、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条他会計からの補助金、こちらにつきましては前年度当初予算から5,414万5,000円の減となります13億5,568万6,000円に、第11条、こちらにつきましては利益剰余金の処分につきましてそれぞれ定めさせていただくものとなっております。なお、3ページ以降につきましては予算に関する説明書、また、17ページ以降につきましては予算説明資料となってございます。後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

下水道事業会計予算の説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 並木市立病院業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 私からは、議案第32号「令和4年度塩竈市立病院事業会計予算」について説明をいたします。

資料No.13「令和4年度塩竈市立病院事業会計予算」をご用意願います。

1ページをご覧ください。

まず、第2条の業務の予定量でございます。こちらにつきましては、(1)の病床数でござ

いますが、一般病床を161床と定めております。 (2) の年間の患者数につきましては、入院 患者数は4万7,450人、外来患者数は6万7,141人を予定してございます。 (3) の1日平均患 者数ですが、入院では1日平均130人、病床利用率に直しますと80.7%を予定してございます。 外来につきましては1日平均患者数を276.3人と予定してございます。 (4) の主要な建設改 良につきましては、医療機器等の購入といたしまして2,200万円を、空調機器の更新などの施 設改良費といたしまして3,300万円を予定しております。

2ページをご覧ください。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第 1 款病院事業収益といたしまして30億6, 183万8, 000円を予定してございます。支出につきましては、第 1 款病院事業費用といたしまして30億5, 818万2, 000円を予定してございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入では、第1款資本的収入といたしまして9,035万8,000円を予定しております。第1項の他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。第2項企業債につきましては、医療機器等の購入や施設改良費の財源となるものでございます。

支出では、第1款資本的支出といたしまして1億2,508万3,000円を予定しております。第1項建設改良費では、医療機器等の購入や施設改良のための予算となってございます。第2項の企業債償還金は、企業債の元金の償還分でございます。この収支の差引きによりまして、3,472万5,000円が不足いたしますが、当年度分損益勘定留保資金等で補塡をする予定でございます。

第5条は債務負担行為でございます。

医療機器等のリースなど4件に係る期間限度額を定めるものでございます。

3ページをご覧ください。

第6条は企業債です。資本的支出の建設改良費の財源といたしまして、限度額起債の方法を 定めるものでございます。

第7条は一時借入金の限度額を定めるもので、限度額は10億円としてございます。

第8条は、予定支出の各項の間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用ができない経費を定めるものでございます。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。1枚おめくりいただいて、4ページ、5ページになります。

令和4年度市立病院事業会計の予算の実施計画書でございます。4ページには収益的収入及び支出の予算実施計画を、5ページには資本的収入及び支出の予算実施計画を記載してございます。収益的収入と資本的収入の備考欄に括弧書きで、一般会計からの繰入金の額を記載してございます。令和4年度の一般会計繰入金の合計といたしましては、4億5,624万9,000円となってございます。

次に、6ページをご覧ください。

6ページにつきましては、令和4年度の予定キャッシュフロー計算書を記載してございます。 1の業務活動によるキャッシュフローの当年度純利益につきましては、365万6,000円を予定 してございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。少し飛びます。こちらにつきましては、令和4年度末の予定貸借対照表でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和3年度の予定損益計算 書となってございます。

また、15ページ及び16ページにつきましては、令和3年度末の予定貸借対照表となってございます。

それ以降、予算の説明に関する資料を掲載してございますので、後ほどご参照いただければ と思います。

「塩竈市立病院事業会計予算」の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 渡辺水道部業務課長。
- ○渡辺水道部業務課長 水道部からは、議案第33号「令和4年度塩竈市水道事業会計予算」についてご説明いたします。

資料No.14の「令和4年度塩竈市水道事業会計予算」をご用意願います。

1ページをお開き願います。

第2条には、業務の予定量を定めております。(1)給水戸数については2万6,349戸。

(2)年間総給水量は698万8,636立方メートル。(3)1日平均給水量を1万9,147立方メートルと設定しております。(4)の主な建設改良事業につきましては、第7次排水管整備事業として1億8,400万円、第2次老朽管更新事業として1億3,883万円を予定しております。

第3条には、収益的収入及び支出を定めております。収入につきましては、第1款水道事業収益として、前年度当初比で1.6%減の16億5,829万5,000円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項営業収益として水道料金や水道への加入金など15億6,670万1,000円、第2項営業外収益として、他会計補助金や受託工事収益など9,159万2,000円を計上してございます。支出につきましては、第1款水道事業費用として、前年度当初比で6.3%増の15億4,894万7,000円を予定しております。

第4条は、資本的収入及び支出を定めております。収入につきましては、第1款資本的収入として、前年度当初比で71%減の2億4,552万5,000円を予定しております。減額の主な要因ですが、梅の宮浄水場の電気計装類更新事業の終了に伴い、企業債借入額が減少するためでございます。支出につきましては、第1款資本的支出に前年度当初比で46%減の8億4,252万円を予定しており、その内訳としましては、水道改良費として8,969万円、第7次排水管整備事業として1億8,400万円、第2次老朽管更新事業として1億3,883万円、企業債償還金として4億2,000万円をそれぞれ計上しております。資本的収支の差引きにより不足する5億9,699万5,000円につきましては、第4条の本文中に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減災積立金及び建設改良積立金で補填をいたします。

次に、2ページをお開き願います。

第5条は、債務負担でございます。令和4年度末で現行契約が満了となる梅の宮浄水場運転 管理等業務委託などについて計上してございます。

第6条は、企業債です。第7次排水管整備事業費など、主要な建設改良事業である2事業の 財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めております。

第7条は、一時借入金の限度額で、1億円としております。

第8条は、予定支出の各項目で流用できる範囲を定めるものです。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるものです。

第10条は、棚卸資産購入限度額を定めるものです。

3ページ以降につきましては、予算に関する説明書となってございます。また、16ページ以降は予算説明資料となっておりますので、後ほどご参照いただきますようにお願い申し上げます。

水道事業会計予算の説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○土見委員長 以上で、各議案及び各会計予算の内容説明は、終了いたしました。

次に、資料要求を行います。当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の「令和4年度予算特別委員会資料要求一覧(その1)継続分」及び「同資料要求一覧(その2)新規分」のとおりとなっております。

なお、新規分については、オール塩竈の会から2件、日本共産党塩釜市議団から20件の資料 要求がありましたものを、内容を精査し、予算特別委員会として当局に要求するものでありま す。

当局において、内容の確認をお願いいたします。佐藤副市長。

○佐藤副市長 ただいま資料要求のありました内容につきまして、1点ご理解をいただきたいところがございます。「令和4年度予算特別委員会資料要求一覧(その1)継続分」のうち、資料要求№39、(その1)継続分の39番でございますが、これは「令和4年度予算特別委員会資料要求一覧(その2)新規分」の№13と重複する内容となっておりますが、新規分の要求内容のほうが幅広くなっておりますので、継続分としてではなく新規分として提出をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

要求のありました資料の提出につきましては、継続分の資料は資料No.17として、本日の予算特別委員会終了後、直ちに議会事務局に配付させていただきます。また、新規分の要求資料につきましては、資料No.18といたしまして、2月24日の午前9時までに議会事務局に配付させていただきたいと存じます。

私からは、以上でございます。

○土見委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容 で要求することにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十見委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、2月25日午前10時より再開いたしたい と思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

2月25日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

なお、北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会委員の出席 をお願いいたします。

お疲れさまでした、以上です。

午前11時40分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年2月22日

令和4年度予算特別委員会委員長 土 見 大 介

令和4年2月25日(金曜日)

令和4年度予算特別委員会 (第2日目)

令和4年度予算特別委員会第2日目

令和4年2月25日(金曜日)午前10時開議

出席委員(18名)

四 部 眞 喜 委員 冏 部 かほる 委員 菅 原 善 幸 委員 今 野 恭 委員 伊 藤 博 章 委員 晃 志子田 吉 委員 伊 勢 由典 委員 辻 畑 めぐみ 委員 土 見 大 介 委員

村 勝 男 委員 西 野 男 小 幸 委員 浅 野 敏 江 委員 Щ 本 進 委員 香 取 嗣 雄 委員 鎌 田 礼 委員 小 高 洋 委員 曽 我 3 日 委員

欠席委員(なし)

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐藤 光 樹 市民総務部長 荒 井 敏 明 産業環境部長 小 山 浩 幸 市民総務 部 政 策 調 整 兼政策課長 佐藤 俊 幸 健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 長 峯 清 文 産業環境部次長 兼環境課長 量 末 永 太 市民総務部 橋 数 馬 財 政 課 長 高 市民総務部 小 林 史 交通安全課長 人

副 市 長 佐. 藤 洋 生 健康福祉部長 小 林 正 人 設 相 澤 和弘 建 部 長 市民総務 部 危機管理監 井 上 靖 浩 健康福祉部次長 兼子育て支援課長 小 倉 知 美 市民総務 部 課 木 康 弘 総 務 長 鈴 市民総務 部 課 \blacksquare 重 之 税 務 長 木 市民総務部 秘書広報課長 扇 谷 剛 兀

健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 部 中村成子 櫻 下 真 子 長寿社会課長 健康推進課長 健康福祉部 產業環境部 水產振興課長 保険年金課長 武 田光 由 鈴 木 陸奥男 産業環境部 産業環境部 伊 商工港湾課長 東英 観光交流課長 布 施 由貴子 産業環境部 設 浦戸振興課長 藤 英 都市計画課長 伊 史 鉛 木良夫 設 部 定住促進課長 木 課 佐 藤 寛 之 土 長 鈴木英仁 市民総務部 総務課長補佐 教育委員会 伊 兼総務係長 育 長 修 藤 勳 教 吉 木 教育委員会 教育委員会教育部 育 部 長 鈴木康 則 教育総務課長 佐藤 聡 志 教育委員会教育部 教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長 武 学校教育課長 白鳥 鈴 木 和賀子 教育委員会教育部 市民交流センター館長 佐 藤 達 也 監査委員 福田文弘

事務局出席職員氏名

 事 務 局 長 川 村 淳
 議 事 調 査 係 長 石 垣 聡

 議 事 調 査 係 主 査 工 藤 聡 美
 議 事 調 査 係 主 査 工 藤 貴 裕

午前10時00分 開議

○土見委員長 おはようございます。ただいまから令和4年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより審査区分1、一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、おおむね40分以内となっておりますので、ご 協力をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

それでは、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。予算委員会、ちょっと昨日のウクライナの問題で、何か調べる間もなく今日になっちゃったのですが、質疑をしていきたいと思います。

この間の、過日の私の施政方針に対する質問の中で、重要項目として捉えているのは、人口 減少、少子高齢化だと。それに伴う税収の落ち込み、それから扶助費がますます上がってくる ということで、市長と一致する考えでした。

現実に、新しいこの人口増加策に今年度、何点かあるわけですけれども、このやはり人口増加策についての新しい施策について、この実施計画のどこでどういう項目が挙げられるのか。 主立ったものを紹介願いたいなと思います。よろしくお願いします。

- ○土見委員長 佐藤政策調整監。
- ○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 人口増加策についての取組ということでご質疑をいただきました。実施計画上でということでご質疑を頂戴したところでございますが、実施計画につきましては、長期総合計画に基づいて令和4年度に事業化をしたもの、それを一覧にさせていただいたものでございます。

既に施政方針の中で、もしお手持ちでございましたら、資料No.9の後段のほう、主要事業ということで一覧を掲載させていただいているところでございます。ページにいたしますと、資料No.9の26ページ以降ということで表にさせていただいているところでございます。こちらをご覧いただきたいと存じます。

新たに人口増加策ということにつきましては、さきの施政方針に対する質問でもご答弁をさせていただいておりますが、ただいま委員からもございましたように、子供を産み育てやすい

環境を整える事業、そして子育て世帯の移住定住を促進する事業ということで、取組をさせて いただくという考え方でございます。

資料No.9の26ページをご覧いただければ、まず長期総合計画の枠組みに従いまして、「子どもたちの笑い声があふれるまち」ということで、新規事業といたしましては、"こんにちは赤ちゃん"誕生祝金の贈呈事業等が挙げられるところでございます。

それから、子供たちの子育てという部分では、情報教育推進事業としまして、学校でのAI型ドリルの導入、それから27ページにお進みいただきまして、これは拡充ということになりますが、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業、こちらは多子世帯への支援の拡充ということを取り組んでいるということでございます。

主なものということでお話をさせていただきますが、それからもう1点、すみません、28ページ、ご覧いただければ、「みんなが主役になれるまち」といたしまして、新婚さんいらっしゃい事業、ご結婚をなさって塩竈に居を構えていただいたご夫婦に対するお祝い金を贈呈させていただく事業、こういったものが挙げられるかと存じます。

以上ですが、お願いいたします。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 どうもありがとうございます。この中で、例えば、この赤ちゃん誕生祝い贈呈事業、この祝い金を出す、その額の決定、それからあと新婚さんいらっしゃいでも5万円でしたっけ、そういった金額の贈呈になるわけ、祝い金の贈呈になるわけですけれども、この額の決定については、どれほど審議されたのか。どういった経緯でこの5万円、例えば、新婚さんいらっしゃいであれば5万円ですけれども、私であれば10万円がちょうどいいところかなと思うわけですけれども、5万円ということになっていました。こういった金額の設定について、どういう経緯でといいますか、どういう理由でこの金額にされたのか、その辺の経緯についてお聞きをしたいと思います。
- ○土見委員長 佐藤政策調整監。
- ○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 実施計画として予算要求を頂戴いたしまして、それなりの担当課の考え、それから持ち得る財源としての金額、こういったところを総合的に考えましてやってきたというところでございます。もちろんご贈呈できる金額、そういったものは、多ければ多いほど喜んでいただけるというのは当然のことでございますが、町として、財源としては、まず基本的に一般財源が当たってくるということになりますので、そういったところ

でどの程度の金額が財源としてあてがえるかと、そういったところを考えさせていただいて、 対応をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 この金額を決めるに当たっては、複数回というか、庁議というか、会議の中で相当 議論は進めさせていただきました。周辺市町、あとは県内の市・町・村などの状況も調べさせ ていただいて、どの辺が妥当なのかということがあろうかと思います。

1つ考えるに、今無理をするということは、やはり得策ではないという考え方もございます。 間違いなく、今の状況だと税収は下がるだろうと踏んでいます。それと同時に、少子高齢化の 進み具合がほかの地域と比べても過度に、この塩竈周辺は高くなってございます。

それと、財政調整基金の問題も絡んできます。塩竈は、一部には十数億円あるんじゃないかというご意見もありますが、県内でいえばワースト2なんですね。仙台に続いて2番目に財政調整基金が低い地域でもございます。今無理をすることは、やはり避けたほうがいいだろうと。10万円という議論も当然ございましたが、それを5万円にさせていただいたのも、まずは塩竈市としてのできる範囲、無理のない範囲での拠出金額を決めようということで、最終的には判断をさせていただきました。

ここには、委員にも、ほかの皆様方にもお伝えさせていただきたいのは、子供さん方の医療 費の問題も出てきます。僕とすれば、そういった全ての事業に関わる案件にもつながってくる だろうと判断をしておりまして、そういったところからも、無理な財源の拠出は、現時点です ることは得策ではないと。

ただ、塩竈市として今後、若い世代の方々に対して、しっかりとしたメッセージは出させていただきたいと。これは各議員からも一般質問等々でご指摘をいただいているところでもございますので、その意思表示として、新婚さんいらっしゃいなり、赤ちゃんを産んでいただく皆様方にお気持ちですけれども、お祝い金を出させていただくと決めさせていただいたというところでございます。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 分かりました。無理のない範囲で、いわゆるメッセージとしてまず出すというところなのかなと思います。

今度は、お金を削るほうなのですが、そんな意味で資料No.17の、毎年私が述べております繰

出金のことについてです。この一覧表を見ますと、ちょっと増えているやつもありますし、資料No.17の16ページになりますけれども、増えているやつもあるし、減っているものもあります。この中で、私も一般質問やら、それからあとは決算の委員会などで、たびたびこの繰出金については話をさせていただいているわけですが、今年度の予算編成に当たって、この繰出金についてどういった検討をされたのか。何もせずに、いわゆる特別会計からの要求をそのままをんで、ここにぽんと掲載しているのか、ある程度この絞り込みをやっているとは思うんですよ。どういった経緯でこの、決まってきたのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課市長 繰出金についてお答えいたします。

繰出金につきましては、各特別会計の担当課と毎年度ですけれども、ヒアリングをさせていただいております。その中で、経費の圧縮だったり、また、収益の増加等について協議をさせていただいているということでございます。

また、一般会計と同様に、特別会計についても、経費につきましては財政課で査定をさせて いただくという内容で進めてまいりました。

以上でございます。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 現実に数値を見ますと、増えているやつも減っているやつもあるというところになりますが、総額でいくと若干減っているのでしょうか、これを見ますとね。基準外か、これ。若干、そうですね、減ってはいるわけですけれども、今後ともやはりこれは注視していきたいなと私は思います。

次に、資料No.18、予算特別委員会資料その2、資料No.18から質疑をしていきたいと思います。 まず、1ページ目に、職員の給与の報酬の総額が幾らになるのか、資料請求をさせていただ きました。1年おきですと、そうそう変化が見られないので、平成13年と18年、23年、28年、 そして令和3年と、5年刻みで出していただきました。これを見ると、これは捉え方として、 いわゆる役所で働いている方々、全員のいわゆる報酬、総額になると捉えてよろしいのでしょ うか。

- ○土見委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 資料No.18の1ページの数字でございます。職員については人件費ということになっておりまして、定数外の職員につきましては、平成28年までについてはパート

職員という形の数字の違いになってございます。令和3年度につきましては、会計年度任用職員ということになっておりまして、物件費、人件費ということの比較は、今までの区別はありましたが、市の中で働いていただいている職員全ての人件費という捉え方で、この数字を捉えていただいて大丈夫だと思っております。

以上です。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そうすると、任用職員、それから職員を含めて、全総額がこうなるということです ね。この総額、令和3年度を見ますと、約62億円になるというふうになりますね、そうすると ね。

それで、私、忙しい中もちょっと、決算カード、総務省のね、ちょっと出してきました。もっと出したい書類があったのですけれども、時間がなくてね、もう先ほどは冒頭で言ったとおり、ちょっと時間がなくて、そこまでいかなかったのですけれども、令和元年度の決算カードを出すことができました。総務省に届けてあるですね。

この中で、人件費を見ますと、約35億円なんですね、人件費。そのうち職員給というところを見ますと、21億円になっていると。この違いは何なのかなという、これは総務省に届けば、これは令和元年度です、これはね、決算カードは。今回出してもらった令和3年度と比較すると、こっちは総額62億円で、総務省に出しているのが、先ほど言ったように35億円と。そのうち職員給与については21億円だという、そういう決算カードになっています。この金額の差はどういうこと、どう捉えればいいのか、そこをちょっと教えていただきたいなと。

- ○土見委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 お答えいたします。

まず、決算カードと言われる決算統計、こちらは総務省が全国一律的にお出しすると。全国 比較ができるようにという配慮のもので、いわゆる普通会計と呼ばれるもののみになっていま す。一般会計並びに、あとは区画整理事業会計、そういったものが含まれている、ごく一部の 会計になるということが、決算カードの数字になります。

したがいまして、特別会計でありますとか、企業会計、こういったものが除かれた数字になっているということなので、その差がこれほどあるということで、まずご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 それは重々承知をしているわけですけれども、ここ、金額の差があまりにも大きいんじゃないのと。うち職員給与が21億円になっているのにね、この総額では62億円と、すると3分の1ですよね。この決算統計上の金額はね。そうすると、特別会計やらでこの四十何億円使っているのという、そういう解釈にね、今の説明だとなりますけれども、その辺についてはちょっといかがなのでしょうか。ちょっとあまりにも金額が大き過ぎるなという。特別会計を除いてもですね。
- ○土見委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 まず、決算統計の職員給与は全く、一般会計を中心にした正職員の給与になっているということになります。したがいまして、今回お出ししている資料1ページの61億9,000万円、ここからまずは定数外と言われる職員が除かれるという形になります。さらに、その後に特別会計、企業会計の正職員分が引かれた、その数字が21億円ということになるということになります。

以上です。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 説明ではそうなりますけれども、現実にそれを見ないと、ちょっと理解ができないところがあるので、今回は資料がこれしかありませんし、私が調べてきた量もこれしかないので、そこまでは踏み入ることができないので、これで話は終わりにしたいと思いますが、次回はちょっと資料請求等をして、その辺の細かいところを議論していきたいなと思います。

次に、この資料の9ページ、私が一般質問でいつも言っている、防犯灯LED化についての 一覧表が、私が請求した資料ではないのですけれども使わせてもらって、ちょっと質疑をさせ ていただきます。

これを見ますと、ここで気がついたのは、私がたびたび言っているのは、もうLED化については、市で全部、市費で全部やったらどうですかと。そして、どうせやるなら、全部配列も決めて、効率のいい、均等に明るいようにしたらどうですかということをずっと申し上げてきました。

この表を見ますと、市でやっているのは、登米市やら栗原市、東松島市、それから大崎市、 富谷市などは、市費で全部これ、やっているんですね。電気代を払ってね。これを見ますとね。 ほかも、気仙沼市あたりもありますね。意外と塩竈形式といいますか、防犯灯をいわゆる町内 会で管理していただいて、そこから助成をしてLED化を図るという、そういう手法は、これを見ると、塩竈が珍しいと私は見てしまうわけですが、この実態を、これを見てどう考えられるのか、ちょっと意見をお聞きをしたいと思います。

- ○十見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 LED化の本市の考え方でございますけれども、平成29年度で補助の内容を決定し、平成30年度から実施しているという状況でございます。その実施する制度設計の際に、リースで行うとか、あるいはその負担という形で、考え方というのはいろいろ議論があったようですけれども、現在におきましては、その4分の3の3万円限度での町内会への支援ということで、現状的に進んでいるという状況でございます。

なかなか今の状況で、急にその制度を変えるというのは、非常に難しいのかなというところではございますけれども、引き続き検討していきたいと考えております。

○土見委員長 鎌田委員。

以上です。

○鎌田委員 施政方針の中でも回答がありましたし、今、課長の回答もありますが、検討をしていくということでありますけれども、ぜひ深く検討していただいて、やはり効率のいい配列を決めていただいて、今のLEDだと明るいところは明るいけれども、あとは明るくないところは明るくないと。それから、その間隔も、蛍光灯の間隔で決められている今の間隔にはそぐわないのではないかと思いますので、もしかすると灯数をかなり減らせるのかもしれません。そんなわけで、ぜひとも検討していただいて、進めていただければなと思います。

それから、次は17ページに移ります。今度、これも施政方針の中で質疑をさせていただきましたけれども、産業廃棄物の中倉の埋立処分場についてです。これで施政方針の中でも回答がありましたが、いわゆる容量を増やしていくという形に今回は対策としてなるようですが、現実、振り返ってみますと、佐藤 昭市長時代に、やはり処分場もかなり狭くなって先行きが短いよということで、たしか破砕機を買って、ごみを細かくみんな砕いて、そしてある程度分別して、どうしても埋立てをしなくてないやつだけを埋立てしていくという操作をやったと思いますが、私の記憶ではですね。もう何年前、七、八年前か、そのぐらいになるのかなと思いますけれども、そういう解釈でまずはよろしいですか。そこをちょっとお聞きをしたいと思います。

○土見委員長 末永環境課長。

○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

今、委員おっしゃったとおりでございます。破砕機に関しては、平成17か18年度かと思います。もう大分昔の話でございます。当時、近隣の組合の方々とお話をした中で、塩竈市としても、きちんと今ある処分場を延命化を、自分たちの努力としてやらなきゃいけないだろうという話で、例えば、破砕機を導入してごみをさらに細かくして、容量を増やしていこう、増やしていかなきゃならないだろうという、当時、議論がございまして、それで破砕機を導入して、本市としてもそれ以降、今も続けているという状況でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 平成17年ということですけれども、平成17年というと、もうそれから何年たつのかなという、かなり時間が経過しているとは思うのですが、その破砕機はまだ使われているのですか。
- ○土見委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

破砕機に関しましては、現在も使っております。ただ、刃が当然、寿命がありますので、その刃を交換しながら使っているところでございます。

すみません、本体自体も一度、更新はしています。失礼いたしました。本体を更新して、かつ刃は消耗品として、何年かに1回交換をしながら使っているという状況でございます。失礼いたしました。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ちょっと私は、何年か前は、そのごみ処理場、埋立場を見させていただいたことがありますけれども、現在の状況をちょっと見てはいないのですが、この今まで埋め立てた分について、この間の施政方針でも言ったように、使い道があるのではないかという話もしましたけれども、この平成17年頃の破砕機を導入した頃の技術と、今のこの破砕機の技術はちょっと違うんじゃないのかなという、今どきのね。もっと細かく選別をして砕いて、そして有価物を取り上げるとか、再生に回せるものがあるのかもしれないし、本当にこの埋立てしかできないものがあるのかもしれませんけれども、その今の技術でその破砕機を導入して、やれる範囲でのその埋立てに回す分、もうどうしようもない、どうしようもないという表現はよくないのですけれども、本当に埋め立てなくてはいけないものなのか。まだその破砕機やらなんやらの処

置で、また、それを減らすことができるのか、そういう検討をされているのか、されていないのか、現実のその今使っている破砕機は、私は古いんじゃないかと思うのですが、もうね、時代遅れじゃないかと思うわけですけれども、その辺の実態について教えていただきたいと思います。

- ○土見委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

まず、破砕機の役割からお話しさせていただきます。破砕機というのは、文字どおり刃がついて、がらがらがらと大きいごみを細かくするものですけれども、その何を細かくするかというと、例えば、粗大ごみですとか、燃えるごみ、燃えないごみ等が混在した1つのごみを破砕して、燃えないごみとか金属を外に出して、燃えるごみはそこから外に出して、それを燃やす、清掃工場に持っていって燃やすというものです。つまり、ごみを分別する意味合いもあるんですよ、この破砕機というのは。そういった意味で、破砕機というのはどの処分場にも、今も必須のものであると考えます。

それで、その破砕機の能力の話になりますが、今、古いんじゃないかというお話もありました。破砕機自体は、うちの破砕機は、まず結論から言いますと、高級な破砕機よりも、そんなに高級じゃなくて、破砕したものについては比較的大きなものになります。これは残念ながら、なぜそうなるかといえば、制約がありまして、本市の場合は、通常ですと破砕機というのは、今言ったように燃やせるごみをその破砕から出して、その燃やすために、場所的な効率のよさから、例えば、清掃工場の敷地内なんかに設置するのが一番ベストなのです、破砕機というのは。でも、残念ながらうちはそのスペースがないので、中倉埋立処分場に破砕機を置いています。

それで、これはどういうことかというと、その破砕機は設置型ではなくて、移動できる破砕機じゃなきゃ、塩竈は対応できないということになります。車がついて移動できる破砕機。そうすると、この移動できる破砕機というのは、設置型に比べて、目がどうしてもやはり大きくなる、機能としては一段劣るような、そういった破砕機しか導入できないという現実があるということで、本市としてはまずその中で、それで対応しているというものでございます。

もう一つ言いますと、破砕して大きいものについても、燃やせるものは燃やしていますし、 燃やせないものについては、比較的目は大きいですが、それでも細かくするのと、埋立量とし ては、基本的には大して変わっていないと私としては考えています。基本的に破砕をして、燃 やせるもの、燃やせないもの、金属を分別するのが大きな目的として導入しているという状況 でございます。

以上でございます。

- ○十見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 災害瓦礫処理の特別委員会があった時期に、ドウワさんでしたっけ、どこだか忘れ ちゃったのですけれども、見学をさせていただきました。その中で、ビデオの職場の様子をよ く捉えているビデオの上映も見させていただいて、やはりそういったごみが出る場合は、全部 細かく、本当に細かく、もう最初は手で取れる分は取るのでしょうけれども、もう部品として 組み込まれているやつには、いろいろ混じって、キットとしてできているわけですね。例えば、I C やらなんやらの、ああいったやつ、細かいやつとかね、車の部品とかなんかはね。それを 全部細かくみんな、本当に細かく、壊してというか、破壊してね。そして、金属は金属、金属 も種類ごとにみんな選び出して、磁石を使ったり、そして振動を使ったり、いろんな手法で分けていくと。それで、本当に最終は、ごみはごみにしちゃうんですね。そこまでやるぐらい、 そこまで市ではやれとは言いませんけれども、そこまでやらなくても、もっとその性能のいい、今どきのやつを、今、移動式のやつは能力は低いんだという話ですけれども、いや、本当にそうなのかなと。調べればもう今どきですから、そういうのはあるのではないのかと私は思うんですよ。

ですから、そういった破砕機も再度、いわゆる今回は容量を増やすという工事をやる予定ですけれども、それだけでは完結はしないし、施政方針でも言ったように、再利用するようなことができないのかということも話をさせていただきましたが、後から考えてみると、本来のこのごみの選別の仕方が粗雑ではないかなという、そういう考えもちょっと浮かんだものですから、質疑をさせていただきました。

今どきのやつをもっと調べていただいて、破砕機もね、しっかりしたものを入れれば、まだまだこの容量が増えるのではないかと思うのですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

- ○土見委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

破砕機が能力アップして、さらに細かくすれば容量が増えるというのは、これは当然でございます。それで、中倉埋立処分場に埋めているものって何なのかという、まずお話をさせてい

ただきたいのですが、埋めているものというのは、燃やした後の焼却灰、灰と、あとは燃やせないもの。この燃やせないものを具体的にいいますと、ガラスとか陶器とか磁器とか、この辺を破砕したものになります。はっきり言ってこれ以外ないです。金属は売払いになりますし、燃やせるものはもちろん燃やして灰になっていますし、瓶・缶なんかも資源物になりますし、ということになります。

ので、破砕機の能力を上げて容量が増えるポイントというのは、灰ではなくて、その陶器と か磁器とかをさらに細かくすることということになるのかなと考えます。そういった意味で、 能力がアップすれば、容量としては委員おっしゃるとおり、容量の助けにはなるだろうとは考 えるところでございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 ぜひ皆様方にも知っておいていただきたいと思います。ごみの価値ということは、ここ数十年で大分変わってきていると思います。30年前にはただのごみくずだったものが、今は価値あるものに変わってきているものも相当数あります。特に、最近の鉄くず、金属くずの相場を見れば、1キロ当たり40円から45円に跳ね上がっております。その価値をどのように考えるかということも、僕らはしなければいけませんし、昔はそのまま捨ててよかったものも、今では駄目なものが相当数あると考えてございます。

それにどの程度、行政として、その時代時代に合わせた形の形に変えてきたのかという総括 は絶対に必要だと思っています。僕とすれば、なお一層、指定管理で任せたから任せっきりに することが一番危ないと思っています。それをしっかりと監視する行政があって、その行政の 中から第三者の、やはり検証する部分も必要だろうと思います。

ごみは、相当今、価値が上がっておりますので、そういったことも踏まえて、塩竈市の中倉 処分場をはじめ、私としては今後の在り方について、真剣にもう議論すべき時期に来ているだ ろうと思っておりますので、今後はそういう価値観をどのように捉まえていくか、しっかり検 討した上で、一つ一つ丁寧に進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ありがとうございます。何度も繰り返しになりますけれども、私はもう少し工夫が 必要だなと思うわけですね。ですから、調べていただいて、容量を増やすだけではなくて、将 来のことも考えて検討をお願いしたいと思います。

次に、この同じ資料の、No.18の最後になりますけれども、27ページですか。これは私たち、私たちというか、皆さん違うのですけれども、私側のほうの議員報酬についてです。先ほど一番最初、職員の報酬のほう、出てきましたけれども、この資料を見ますと、これも5年刻みで資料要求をしたわけですけれども、平成13年は定数が26名だったと。平成18年には23名になっていると。そして、平成23年には21名から現在の18名になっているという一覧表です。そして、その報酬額が幾らなのかというのが、その隣に書いてあります。

これを見ますと、いろいろ右側にこの一覧表、載っていますけれども、報酬はもうずっと変わっていないという形になるわけですけれども、その報酬の総額、定数である程度決まってくるわけですけれども、この額にちょっと注目をしているわけですけれども、平成13年は1億7,000万円だと、約ね。このときは26名だとなりますけれども、定数が減るに従って、それぞれの報酬、ずっと一緒なので、下がってきて、現在は1億800万円ぐらいですか、約ね、というふうになるとなります。

これで見ますと、全然変わらない中で、議会としてはかなりのお金を削減してきたんだなとなりますよね。本来だったら、1億7,000万円かかっていたやつが今、1億1,000万円ということで、毎年6,000万円、7,000万円の金額がずっとこう、削減されてきたと、いわゆる貢献してきたという形になるわけですけれども、これを見ますと、これからもう一つ、一番最初のこのページの1ページにちょっと戻りますけれども、ここの定数内職員の金額を見ますと、これをこの人数で割ると、865万円になるんですね。結構皆さん、報酬が高いんだなというところがね、この表を見ると報酬が高いと、職員の方の、これは平均になりますよね、そうするとね。ちょっと定数外の任用職員については186万円ぐらいになるんですかね、これを割っていくと、人数でね。総額にしても1人当たり572万円ぐらいになると。そうすると、この任用職員も含めて定数内職員と議員はあまり報酬が変わらないのかなと、そういう内容になるわけです。

そんなわけで、それをちょっと知っていただくだけでもいいかなという、貢献してきたんだということをここで知っていただければいいかなと思いまして、資料要求をまずはさせていただきました。これについて、ちょっと感想をお聞きするのはあまりひどい話ですかね。市長の感想、それから総務部長の感想を、この議員とのこのギャップですね。貢献してきたんだという、その実績になるわけですけれども、それについてのご意見を伺って、私の質疑は終わりにしたいと思います。

○土見委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 今、鎌田委員がおっしゃるように、人件費総額ということで見れば、議員 の皆様のほうの給与でかなりご貢献いただいているという見方はもちろんできます。ただ、一 方で私たちの給与は、いわゆる人事院勧告に基づいて、制度上でこれまで変遷を繰り返してき たという経過がございまして、これまで人事院勧告で上がってきたというのがほとんどなく、 むしろ給与は据え置き、そしていわゆる手当のほうが減額されてきたという経緯の下に今、推 移してきているというところの、制度上での動きかなとまず、こちらは捉えさせていただいて います。

あと、ご指摘がございました、やはり職員給与というものの適正化というのは、当然ながら 見方が必要になります。こちらは今、定数の管理というものを併せながら、それから会計年度 任用職員の定数・給与というものを見直し、できるものはきちんとしていくと。職員について も同じような考えで、これからも給与、それから人員管理というものを徹底していきたいと思 っております。

以上です。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 改めて今、正職員さんとか会計年度任用職員さんの比較と、議員の皆様方の比較を見させていただいております。正直申し上げまして、率直に言うと、この正職員と会計年度任用職員さんのこの数のバランスとか、人数の多さにびっくりしているのが実情でして、このバランスをどう捉まえるかというのは、それぞれ考え方があります。なおさら、人様をお手伝いいただいているわけですから、安易にどうのこうのと言うことも、言葉を気をつけなきゃいけないところですが、近隣とか自治体と比べても、相当多いだろうというか、数百人単位で多いのです。その理由はいろいろあるかもしれません。市立病院があったり、市営汽船があったり、特別会計の部分での形もあると思いますけれども、それにしても相当多いなと思っていまして、実はもう指示を出して、庁舎内でも職員定数の在り方について検討調整会議を開いていただいて、適正な規模がどのぐらいなのか今、計算を、計算というか、いろいろ会議をしていただいておるところでございます。

見ていただければ、東日本大震災のときの人数とどういう変化があるのかというのも、多分 見ていただけると思いますし、それと同時にびっくりしたのが、議員の皆様方の給料がこれ、 全然変わっていないというのは、すみません、初めて見させていただいて、僕も議員上がりな ものですから、県議のときにはどうだったかなと今、ちょっと確認をしていたのですけれども、 たしかその時々に合わせて上がったり下がったりは、確かにしたと思っているところはありますが、これについてはご貢献していただいていると解釈していいのか、本当にこの給与水準でいいのか、多分、類似団体との比較もあろうかと思いますけれども、僕とすれば、適正に類似団体と合わせるような形は必要だと思いますし、それはまた、市議会の皆様方とも意見交換しながら、塩竈市議会に合った形での報酬の在り方というのは、常に検討する、または意見交換する、その時々の状況は絶対違いますから、環境とか周辺状況もですね。それに合わせて考えさせていただくというのは必要じゃないかなと思います。

- ○土見委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、辻畑委員。
- ○辻畑委員 初めに、資料№.11の156ページの事業内訳にあります、市営住宅維持管理費及び市営住宅改修事業費がありますが、この内容をもう少し詳しくご説明お願いいたします。
- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 資料№11の156ページにあります、住宅費に係る部分でございます。 こちらの市営住宅の維持管理費ということでございます。事業費が1億3,543万1,000円という ことになります。こちらは主に市営住宅、市内で市が管理しております20団地、92棟の維持管 理費の全体ということになります。

さらに、その下段の市営住宅改修事業費でございますけれども、こちらにつきましては、今年度、大日向の5号棟のエレベーターの更新工事と、新玉川住宅の風呂釜の更新工事を予定しておる内容でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。

では、続きですけれども、第6次塩竈市長期総合計画実施計画、その中の44ページ、今、お話がありました、風呂桶更新工事について伺います。この対象は、新玉川住宅ということですが、今年から始まりますが、今回のこの対象の住宅は何世帯になりますか。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 こちらの対象となりますのは、新玉川住宅の1号棟の24戸を対象と しております。

以上です。

○土見委員長 辻畑委員。

- ○辻畑委員 それでは、残りの棟は毎年順次、風呂釜が交換ということでよろしいですか。
- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 令和4年度から1号棟、令和5年度、2号棟、3号棟、4号棟という形で4年間、継続した形での更新を予定をしております。 以上です。
- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。市内に20の市営住宅があるということでしたが、かなり建築されてから40年、50年と長い期間がかかっておりますが、建築されたとき、風呂釜が設置されている市営住宅、ほかにもありますか。
- ○十見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 風呂釜が設置されている住宅ですけれども、災害公営住宅は全て設置しております。その他設置してありますのが、新玉川住宅、続いて梅の宮住宅、大日向住宅が、風呂釜が設置されているという状況でございます。
- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと話を変えますが、市営住宅に入居されている市民の皆さんから、空き部屋が結構増 えているんだよということを聞きます。これに関して、申込みの数及び実際入居された数はど ういう状況か、教えてください。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 募集と入居の関係ですけれども、令和2年度の数字で申し上げたいと思います。全体で募集が47戸しております。入居に至ったのが25戸という状況でございます。 内訳でございますけれども、災害のほうが、募集が15戸に対しまして11戸の入居、一般のほうが、32戸の募集に対しまして14戸という形の入居という形で、47戸中25戸の入居という状況でございました。
- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。希望する方と実際入居される方の数が、ちょっと開きがあるところ が気になりますけれども、東玉川住宅に入居されている方から、倉庫が古くなって腐食して、 安心して収納ができない、また、物置小屋の扉がもう本当に古くて、倒れるのでブロックで押さえている、早くこの新しい倉庫に変えてほしいと、私が議員になってから何度も要望があり

ました。そのたびに担当の方に伝えれば、限られているので、やはり入居する方が優先なので、 それはちょっと待ってという答弁でした。本当に自分の財産をそこに入れているので、雨が入 ってというのは本当に困っていらっしゃるだろうなとは思っていますが、この苦情があります けれども、新年度でこの件は予算化されていますか。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 東玉川住宅でございますけれども、20戸の戸数が今ございます。そのうち、これまで更新を進めてまいりまして、13戸まで更新が来たところでございます。来年度につきましては、こちらの市営住宅維持管理費に7戸の整備を予定という形で、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。資料番号とページをお示しの上、質疑をお願いいたします。
- ○辻畑委員 失礼いたしました。やっとこの残りが交換できるということで、さぞ喜ぶだろうな と感謝しております。

令和3年の3月に出された、この公営住宅長寿命化計画を見ますと、この令和2年度の市営住宅に入居されている方へのアンケートの結果が出ております。住み続けたいと答えた回答者は85%、公営住宅を選んだ理由として、家賃が安いが66%、住み心地では満足が15%、やや満足が15%、普通が38%、不満が32%とありました。この32%の不満というのは、何か理由は……。

- ○土見委員長 辻畑委員、予算の内容についてご質疑をお願いいたします。どこのページかに絡めてなのか。
- ○辻畑委員 先ほど言いました市営住宅の維持管理費につながって質疑をさせていただいています。それでよろしいですか。
- ○土見委員長はい、一般質問のようにならないようにだけご注意いただきたいと思います。
- ○辻畑委員 失礼いたしました。
- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 アンケートの結果は手元にはないのですけれども、長く住んでいらっしゃるということになれば、いろんな状況の変化、例えば、年齢的な部分であるとか、そういった部分もありますので、多分、市営住宅、エレベーターがないところもございますので、そういったところで若干の不便を感じているのかなというのを、率直な考えとは思っておりま

す。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。一般の方も最近入居されている災害公営住宅ですが、令和3年3月 に出ました、公営住宅等長寿命化計画を見ますと、こちらにも空きがあります。この状況はど う考えればいいのでしょうか。
- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 資料№18の19ページをお開き願いたいと思います。こちらに公営住宅の入居状況というのがあると思います。こちらの左から3つ目の部分、こちらが災害公営住宅の管理戸数390戸でございます。そのうち①の入居個数が364戸という形で、こちらを差し引きますと、26戸の空きが出ているという状況でございます。こちらが今、委員おっしゃられていた空きという形になります。

こちらにつきましては、ちょっと今年度、まだ3月募集は始まってはいないのですけれども、年間の募集が、災害公営住宅で24戸になる予定です。今年度は24戸なので、空き26戸に対して26戸が募集できるという形で、時間差はありますけれども、災害公営住宅につきましては、空き室の修繕等を進めまして、募集をなるだけ多くしていっているという状況でございます。以上です。

- ○十見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。公営住宅ですけれども、公営住宅法によれば、国及び地方公共団体が協力をして、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で貸与することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定められています。この市営住宅の改修費をぜひ増額して改修を進めて、空き部屋をなくし、希望のある方が住居にできるよう、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 資料№11の先ほどの156ページにありました、市営住宅管理費でございますけれども、こちら、前年度、令和3年度予算と比べまして、約700万円ほど増額を今回させていただいております。こちらの表につきましては、先ほどの東玉川住宅の物置であるとか、そういった空き家修繕を昨年度より多くできるかなという予算組みという形で考えてお

ります。

以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。ぜひこの取組を続けていただいて、どの市営住宅も快適に住めるような、満足できるようなものにぜひお願いしたいと思います。

では、次に参ります。実施計画42ページの防犯灯の整備事業の件です。先ほども鎌田委員が、 発言ありましたけれども、この事業内容、統合型GISの言葉も併せて、詳しくご説明お願い いたします。

- ○土見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 防犯灯の整備事業でございます。防犯灯につきましては、市から、LED化にするに当たりまして支援を行っております。その支援の内容でございますけれども、4分の3の支援ということになりまして、限度額が3万円ということで、町内会でLED化される際に、市で3万円を限度に補助を行っているというものでございます。

また、統合型GISでございますけれども、町内会にございます防犯灯が現在、パソコン上には全て入って管理されているということでございますが、それを全庁型、市のGISというシステムがございまして、そちらに入れるというか、入るということ、統合させるということで、全庁的にどこからでも、町内会の防犯灯がどこに設置されているかというものが管理できるというシステムというものになります。

以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。これまでの防犯灯のLED化は、全体としてどこまで進んだか、把握されていますか。
- ○十見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 12月1日現在でございますけれども、防犯灯のLED化につきましては、現在、2,320灯がLED化されているという状況でございます。全体的な整備の灯数といたしましては、4,910ということがございまして、それ以外にも整備、以前にしていたものがございまして、75%ぐらいの整備率ということになっております。

以上です。

○土見委員長 辻畑委員。

- ○辻畑委員 分かりました。では、あと25%残っている状況ということが分かりました。先ほども鎌田委員からありました、やはりこの町内会からの助成は、町内会の皆さんからは、市からは助成があるけれども、なかなか厳しいということで声を聞きました。やはり市内の安全を守るためには、町内会任せではなく、市としての責任があると思いますが、いかがですか。
- ○土見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 市の責任でございますけれども、確かにその防犯灯というのは、 防犯上、大変大切なものでございますし、地域の安心・安全というところには必要不可欠なも のでございます。

防犯灯ということでございますけれども、そういう中でも防犯灯については、地域の中の実情に合わせて整備してきた経過がございますということもございまして、公共的なところということで、市が2分の1の負担、あと町内会の方には2分の1の負担ということで、維持管理費に関しては折半の負担ということで考えているという状況でございます。

以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 実情に合わせた取組ということでありましたけれども、先ほどもこの資料№18の9番になります、各市町とのこの比較ですが、やはり鎌田委員もお話ししたように、この設置は市というのがかなり多いです。また、電気料に係る費用も市が全額負担ということも多いです。やはりこの町内会任せにはせず、本当に安心を守る、本当に大切なことだと思います。塩竈でもぜひこのような町内任せではなく、市としての責任を持つという、こういう取組をぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。
- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 記憶が間違っていたら、あと担当からお話しさせていただければと思います。私が 就任したときに、たしかLED化2,000灯という目標があって、まずその2,000灯を達成した段 階で一旦、目標達成ですから打切りのはずでした。それを私のほうで担当課に話をして、今継 続して同じような形で増設させていただいております。どこの懇談会に行っても、やはり夜の 不安のことはよく言われておりますので、LED化の防犯灯の重要性はよく理解しているつも りです。

ただ、そういった全体のバランスの中で、今までその2,000灯という1つの目標に向かって、 同じ補助メニューでやってきたという実情があって、そこから継続して増やしている状況でも ございますので、先ほど来、担当課長が申し上げているように、これまでの経緯、経過等含めて、大きくそれを変えることは、やはり不公平感につながると。このことについてはぜひご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 これまでの経過の中で、不公平感とはおっしゃいましたけれども、はい、分かりました。でも、やはりどこの自治体でもそういう長い経過の中で、市として責任を持って取り組むぞという市もあるかもしれません。町内任せにせずというところで、やはり町内会によっては財政的な問題はいろいろあるので、なかなか大変だという町内会も聞きますので、その点、お願いいたします。

では、次に行きます。同じ実施計画、13ページ、新生児聴覚検査費助成事業がありますが、 この事業をもう少し詳しく説明をお願いいたします。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 新生児聴覚障がいですけれども、お子様がお生まれになって、何日間か病院に入院されている間に、聴覚に異常がないかということを検査するものになっております。それに対して市として助成を行うものです。 以上です。
- ○十見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。本当に早期にそういう発見をして治療というのにつなげるのは、とてもいい事業だと思います。この事業からさらなる取組が広がることを期待したいと思います。 さて、新生児だけではなくて、高齢者の聴覚検診というのは、市ではどうでしょう、ありますか。
- ○十見委員長 小林健康福祉部長。
- ○小林健康福祉部長 高齢者に対する、難聴の方に対する助成、それにつきましては、今現在はないところでございます。ただし、もちろん障がい者として助成する制度はございます。 以上でございます。
- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 すみません、検診をやっているかどうか、教えてください。高齢者に対して。
- ○土見委員長 小林健康福祉部長。

- ○小林健康福祉部長 高齢者に対する検診は特に行っておりません。 以上です。
- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。昨年の12月の一般質問で、高齢者が元気で過ごして持てる力を社会で発揮できるためにも、また、認知症の予防のためにも、補聴器の購入費助成を求めました。 市としては、そのときには検討していきたいとの回答だったと思いますが、その後、補聴器助成については検討された中身はあるでしょうか。
- ○土見委員長 小林健康福祉部長。
- ○小林健康福祉部長 先ほどの高齢者に対する検査の件なのですが、すみません、訂正させていただきます。普通の健診の中で、希望者に対しまして、耳、聞こえる、聞こえないの検査はしているところでございます。それで、前回、議会でもご質疑いただいた内容でございますが、ほかの市の状況を見ていきながらというご回答を差し上げたところなのですが、やはり財政的には厳しいという、内部での状況でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。全国では、50を超える自治体で、補聴器の購入の助成が実施されています。富谷市でも補聴器購入助成の事業が始まることとなりました。県内初めての取組となります。その内容は、65歳以上の方が対象で、身体障がい者手帳の交付となる重度の難聴者より少し軽めの方が対象です。耳鼻科の医師の判断で対象になります。そして、2万円の補助となっています。高価な補聴器です。高齢者がどんどん……。
- ○土見委員長 辻畑委員、ページの番号のところの内容から大分逸脱してしまっていますが。よるしくお願いします。
- ○辻畑委員 では、次に行きます。同じ資料30ページ、高齢者あんしん見守り支援事業について 伺います。

独り暮らしの方が増えて、安否確認が必要となります。地域での関わりは人それぞれです。 なかなか近所付き合いが苦手な方もいます。この事業、本人も安心、離れて暮らす家族にとっ ても心強い事業だと考えます。10月から始まりましたが、希望者はどれくらいになっています か。教えてください。

○土見委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

昨年10月からということで開始をさせていただきました。受付開始の10月、それから広報についても10月から始めたというところが実情でございます。その結果、年明け、今年入りましてから徐々に件数が伸びてまいりまして、現在、22名の方に申請をいただいているところです。以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。この事業が10月から始まりましたが、それ以前に緊急通報システム、 その事業もありますが、それは引き続き、続いていれば何人の対象で、どういう方が利用して いるか、教えてください。
- ○十見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

緊急通報システムでございます。こちらにつきましては、今現在ですと、個人の方で24名の方、それからシルバーハウジングにも取り付けさせていただいております。こちらにつきましては20名の方ということで、現在、合わせて44名の方に対応させていただいております。

しかし、この新しい仕組みの見守り事業を開始しました10月以降ですけれども、こちらの旧の緊急通報システムにつきましては、新規の受付につきまして終了となっております。ですので、現在加入いただいている、登録いただいている方々、そちらの方々につきましては当然、継続してお使いいただくということになっておりますけれども、ただ、このシステム自体が平成元年から開始した事業で、その当時のものということで、かなり老朽化も進んでおりますし、修繕等もかなり難しいという状況もあります。こういった方々につきましても、新しい見守り支援システムの事業の内容をご説明をさせていただいておりまして、何名かの方につきましては、新しい仕組みに変更されるという方も出ているのが現状でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。見守っていくために始まったばかりの事業ですけれども、これから 利用者さんの感想や状況を確認していただきながら、よりよい事業になることを期待して、終 わります。
- ○土見委員長 それでは、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいた します。

阿部眞喜委員。

○阿部(眞)委員 お疲れさまでございます。実施計画からまず質疑させていただきたいと思います。

実施計画13ページ、下の段、子ども医療費助成事業ということでございますが、県の補助事業に加えて、本市独自の制度として18歳まで今、対象を拡充して実施しているということでございますが、先日、報道であったとおり、仙台市も所得制限を撤廃しようという流れになっているのだと思いますが、今後、塩竈市でそのような考え方はあるのかということをまず、令和4年度はどのような方向で進めていって、今後、その形が検討できるのかどうかというものが、もしお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 子ども医療費の助成についてでございます。まず、令和4年度の予算につきましては、対象等につきましては、令和3年度と変わらず、18歳まで所得制限ありという形になってございます。それで、昨年5月の民生常任協議会で、資料を出させていただきまして、対象を拡大した場合、それから縮小した場合と、様々な観点からの資料をお示しさせていただきました。

今後については、そういった内容を含めまして、全体の中、新しい第6次長期総合計画の中 で話し合われていくものだと考えてございます。

以上です。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 ぜひとも前向きなご検討をして進めていただいて、やはり所得制限の撤廃というものを、他自治体に負けないように頑張って、財政というところの確保というのは大変かもしれませんが、よろしくお願いしたいなと思っております。

それに伴いまして、全体の今回の政策の予算づけを見ると、例えば、医療費はもちろんこの 所得制限はありますが無料、または"こんにちは赤ちゃん"事業、結婚祝い金と、あと2世 帯・3世帯同居ということでの拡充ということが、多くの新たなチャレンジをするような予算が非常に組まれているのだと思うのですけれども、こちらに関しまして、私としては一つ一つ、例えば、こういう事業がありますよ、こういう事業がありますよとやっていっているのは、非常にもったいないなと思っておりまして、これは1つ、移住政策であったり、定住政策ということにもつながってくるのだと思います。

ただ、これを見ると、これを例えば、1つに総まとめをして、こういう例えば、塩竈市に住んでくださいプランみたいのとか、塩竈で子育てしましょうプランみたいな、何か一元化した大きな項目があった上に、こういう制度がいっぱい塩竈にはあるんですよという見せ方というのが大切になってくるのだと思うのですけれども、そういう予算というのが、この中からどこからかもちょっと見受けられないので、今後のその考え方と、もしするのであればこういう広報の仕方、または周知の仕方を考えているというものがあれば、教えていただけますでしょうか。

○土見委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私の考え方とすれば、ゆりかごから墓場までという言葉があります。基準をどこに するかは別だと思います。今考えているのは、1本の大木で、ゆりかごから墓場までという考 え方をしたときに、赤ちゃん、結婚から始めるか、婚活から始めるかはあろうかと思いますけ れども、その中の一つ一つの枝葉をしっかりまずはつくるべきだろうと思います。

それと同時に、塩竈市が今後、少子化対策にどのように向かっていくか、その方向性を一気に全てをやることはやはり、今の財政状況、または今後の税収の問題等々を考えれば、大変尻すぼみになっていくと、これはもう間違いのない現実でございますので、そのバランスを鑑みながら、今回については、ご結婚される方々への結婚祝い金、その次の段階で赤ちゃんに対するお祝い金という形で、1つのメッセージを出させていただこうと思っております。

ですから、1つの大木をつくるまでには、やはりまだまだ時間がかかるし、枝葉をつくるの も、何かをつくるためには何かを減らさなきゃない。身の丈に合った生き方というのは、僕は そうだと思っています。

ですから、医療費の問題もそうですけれども、ほかの町がそういう基準になれば、当然、塩 竈市としても考えなきゃいけないことではあるし、協議はしております。ただ、年間、撤廃す ると4,500万円という巨額なお金が毎年かかり続ける、その現実をどう受け止めるか、それと 同時に、私ども、塩竈市として、やはり無駄を省く、身の丈に合った生き方をするためには、 そういう事業の精査もしっかりとしないと、なかなかご理解は得られないだろうと思っております。その精査をするための今、助走期間と思っていただいて、それをどうやって今後に生かしていくか、皆様方からもいろんなご議論をいただきながら、丁寧に進めさせていただきたいと考えてございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 ぜひとも、知らなかったとか、何だこんなのあったんだ、受ければよかったなとならないように、例えば、引っ越し、2世帯・3世帯の住居の関係もいろんな、不動産会社さんと組んでツールでこんなのが塩竈はありますよと、多分出していると思うのですが、そういうチラシの中にも、例えば、"こんにちは赤ちゃん"事業というのがあるよと。家を買う人はもう結婚されている確率は非常に高いとは思うのであれですけれども、そういうのもあるよという周知をするときに、これを1つ知ったときに全部分かる、こういうプラスがあるよというものはやはり積み重なっていくところで、塩竈市にプラスがあるという見せ方というのは非常に大切かと思いますので、そういうご検討を、知らなかったとならないように。

以前、市長も伝わっていなければ知らないのと一緒だという、やっていないのと一緒という お話もありましたので、ぜひ周知徹底をしていただいて、塩竈市民だけではなくて、外の方に もこういう制度があるということを伝えられるように、ぜひ進めていただければなと思います ので、よろしくお願いいたします。

続きまして、実施計画21ページ、上の段、学校給食室の備品整備事業ということで、私もちょっと12月頃に質疑をさせていただいて、市長からお話があったスチームコンベクションオーブンということでございますけれども、こちらですが、いつの整備で、全ての小中学校に導入可能なのかというところと、導入の今後の期間、導入目標の期間があれば、教えていただけますでしょうか。

- ○十見委員長 佐藤教育総務課長。
- ○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今後の方針でございますが、まず今回のスチームコンベクションオーブンについては、食数が最も多い第二小学校に置かせていただきまして、そちらで食育、魚食普及等も行いながら、今後については全ての学校に広げていくということについては、今後十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○土見委員長 阿部委員。

- ○阿部(眞)委員 まずは、第二小学校からということですね。こちらの整備はいつぐらいになるのでしょう。
- ○土見委員長 佐藤教育総務課長。
- ○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらにつきましては、できる限り整備、給食を止めないでやってまいりたいと思っていますので、予算がついてから、あと契約して、できれば夏休み中等に整備を整えましたら、後期から提供できるような形で検討していきたいと考えております。
- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 後期から給食に何か今まで出ていなかったような新たな商材というか、食品が出るのかなと思いますが、期待される効果というものがあれば、ぜひ教えていただけますでしょうか。
- ○土見委員長 佐藤教育総務課長。
- ○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回のスチームコンベクションオーブンを入れることによって、これまでなかなか回転窯では難しかった、例えば、お魚を焼くということ、今まで回転窯でお魚をこう、パックのものを温めるという形でやっていたのですが、焼くということができること、あとお子さんたちが多分好きな、例えば、ピザですとか、そういったものもメニューとして加えることが今後できてくると考えておりますので、そういった意味でおいしい給食、また、温めるんじゃなくて短時間で調理できることから、栄養価も損なわない形で提供できるかなと考えておりましたので、そういったところで効果を出していけるかなと考えております。
- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 補足させていただきます。これの件を気づいたのが、各学校の栄養士さんとの懇談会の席上でございました。その中で非常に栄養士さんたちもお考えになっていただいていて、塩竈は水産の町でもございます。例えば、タラの切り身とか扱っている会社さんとか、切り身で売っていると安価に買える、その地元のよさをどのように生かしていくかということの視点からもご指導をいただきました。このスチームコンベクションオーブンさえあれば、地元の魚食文化の普及ということも考えますれば、非常に重要になってくる、またたんぱく質の栄養価も高いものであるということであれば、地元で取り扱っている水産加工会社さんからもそういうものを、食材を提供することができるだろう、もしくはお子様方に魚離れが相当進んでいま

すので、やはり地元の基幹産業と子供さん方の栄養バランス、そういったものも食育の中に生かしていくためには、ぜひこれは導入したいと思っておりました。大体1台当たり、僕、300万円ぐらいと聞いていたのですけれども、多分、第二小学校の場合は規模が大きいので、このぐらいの金額になったかと思います。

あと、導入する順番についても、なかなか今の給食室、自校方式なのですけれども、結構大きな機械なので、すぐに入れられるところと、すぐに入れられない場所がありますということは、報告として聞いておりましたので、今後、予算の都合もございますが、なるべく早く導入できるように工夫しながら、整備を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○土見委員長 阿部委員。

○阿部(眞)委員 ありがとうございます。おいしく、そして栄養素も高くということでございますので、時間がかかっても全校に入れるように努めていただきたいのと、ぜひそのスチームコンベクションオーブンで作ったものと作っていないものということで、どれぐらい味が違うのかというものをする際には、お声をかけていただけると、私も参加したいなと思いますので、どういうものかも見るのも大切かなと思っておりますので、皆さんにこういうものも市税で使われている、整備されていて、皆さんのためにやっているんだよというところは、やはり大切な、認知をしてもらうことも必要なことだと思いますので、お声をかけていただければと思います。こちらは終わります。

続きまして、32ページ、災害救助費のところでちょっとご質疑させていただきたいのですけれども、令和4年度、993万9,000円ということで予算がついているということでございますが、こちらの督促状等を送っても返信に応じなかったものへの回収作業ということになりますけれども、現在の回収率、そして金額、あと人数がどれぐらいなのかというのは、教えていただくことは可能なのでしょうか。

- ○十見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらは、実施計画32ページの災害 救助費でございます。こちらに関しましては、災害援護資金、こちらの回収のかかる費用、こ ちらを計上しているものでございます。

すみません、回収の費用に関しまして、回収率に関しましては、繰上償還だとか、こういったところもございますので、こちらの正確な今現在の、その何%というところではなかなかお示しすることは難しいのですが、大体6割から7割ぐらいの回収という状況でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 ありがとうございます。今年、市内にいられる方で、例えば、引っ越しがそ の方がした場合というものの回収の方法はどうなっているのかということは、教えていただけ ますか。
- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらに関しましては、当然、被災を受けた方が対象でございますので、同じ、被災をした土地から離れて暮らされている方もいらっしゃいます。なかなかその塩竈市で、市内で被災をされて、その後も塩竈市にいらっしゃらない方なんかも多数ございます。そちらに関しましては、当然、近隣の仙台市だとか、近隣の市町村なんかに関しましては、回収のこの償還指導員という方が、2名配置させてもらっておりましたが、こちらは休日だとか、そういったところを利用しながら、なるべくそういった仙台市、近隣の市町村に関しましては、訪問しながら状況を確認させてもらいながら、回収のご相談をしながら、返済をいただいているという状況にございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 返済もなかなか大変であろうということでの、なかなか返済ができないというところかとは思いますけれども、こういうところもですけれども、毎年こう予算を取って進めている中でございますけれども、しっかりとやはり回収をして、予算とお金をやはり、なかなか大変な中ではございますので、これからもご尽力していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、実施計画45ページでございます。子育で・三世代同居近居ということで、一般質問でも浅野委員もお話をされておりましたが、今現在、これから拡充をして、子供が多ければまた3万円プラスだよということで、非常にありがたい、より今までよりもまたさらにアップした、こちらは移住政策かなと思っております。

その中で、浅野委員からもございましたが、私も、40歳以下というところで、平均年齢、住宅を買う方がということではございましたけれども、そうすると、中学生というと大体15歳となると、25、24歳あたりで結婚されて子供を産んだ方だと40歳ぐらいなのかなと思いますけれ

ども、やはりなかなか今、晩婚となってきている中で、先日も、塩竈に引っ越ししてきて子供がいるんだと言われたので、ああ、これがありますよと話をしたら、43歳ぐらいだったりして受けられなかったということで、非常に残念ということで、もう塩竈に引っ越しをしていただいたのですが、やはり私も、平均年齢を45歳ぐらいまで上げるべきではないかなと思っているのですが、まず子供が1人、2人と増えていくところでの追加ということでの、新たな支援の拡充ということがありましたら、今後、年齢が上がっていくというところでの支援の拡充ということは考えられるのかということを、教えていただけますでしょうか。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 こちらの親の年齢の引上げについてでございますけれども、前段、 建設部長も答弁いたしましたけれども、中古の建売住宅の部分が43.8歳という形で年齢が高い 傾向にあるということでございまして、こちらを今後は動向を注視しながら検討していくとい う形で、今現在は考えているというところでございます。
- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 この辺、非常に大事だと思っています。皆さんご承知のとおり、子育で・三世代同居近居については、新年度、5年目に入ります。これでこちらに引っ越してきていただいた方、3年目までは順調に推移しておりましたが、4年目になって人数がやはり減ってきているんですね。大切だと思うのは、そこからどう育てていくかというところが一番重要だと思っておりまして、そのまま5年目もやろうとした気配があったので、ちょっとこれは違うんじゃないかというご指摘をさせていただきました。その上で、お子様方をその人数で、増える場合、5万円なり、3人目になったら10万円、15万円と増やさせていただくような施策に、新年度から育てさせていただいたと。

今、阿部委員がご指摘いただいた部分についても、やはり常にバージョンアップ、そのときの状況、状況によって、育て上げるという視点が、物すごく役所には足らないなと思っていますので、この三世代同居近居については、ぜひご指摘をどんどんいただいて、育て上げる政策にしていきたいと。これは非常に、50万円という1つの区切りで始まったところですけれども、今の時点で500人近い、もっと超えましたでしょうかね、方々に移住していただいていますので、そういったきっかけをもっと育てていく努力はさせ続けていただきたいと思っております。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 ありがとうございます。3年たって少しずつと、若干落ちてきているという

ところは多分、他自治体も、松島町なんかもだし、ほかの近隣自治体も同じような施策がどんどん、宮城県内、出てきたなと感じています。加美町あたり100万円とか、そういうところも出てきているのかなと思います。ただ、これ、金額の競争になってしまっては、多分意味がないんだと思っていて、やはりそういう意味では、子供たち、これから塩竈にずっといてもらえるような可能性のある子たちをやはり重視した制度にバージョンアップしたということは、非常にもちろん評価ができることであるし、価格競争にいくわけじゃなくて、そちらの目線にいっていただいたというのはすばらしいことだなと思っております。

ぜひとも、よりバージョンアップしていくという意味も含めますと、やはり年齢制限のところを少し考えていただくとか、ぜひそういう近隣の自治体の動きも見ながら、よりすばらしい事業にしていって、より塩竈が先を、一歩先、半歩先を行く事業として、今後も進めていただければなと思いますので、応援しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その下のUIJターン促進事業なのですけれども、これ実際、ちょっとすみません、来年度も300万円ということでなっていて、令和3年度は500万円ということで、5人を対象をしたのだろうなと思うのですが、実際これの成果というのは上がっているのかということは教えていただけるのでしょうかね、今。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 こちらのUIJターン促進事業でございます。こちらは事業といた しましては、東京圏からのUターン、UIJターンということで、こちらに移住に要する費用 ということで、最大100万円を支給するという事業でございます。

こちらの事業でございますけれども、令和元年度、これは宮城県全体の実績になりますけれども、4件でございます。令和2年度が3件、令和3年度、今現在、見込みでございますけれども、3件という形で、なかなか全県でも、実際そのマッチングはしていないという状況でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 ありがとうございます。これは国の政策の1つかなと思っておりますけれども、例えば、これ、UIJターン促進事業の中に、引っ越してきたら100万円、まあ100万円やるから地方へ行けという事業だなと思ってはいるのですけれども、地方で開業した際にはプラス200万円だから、合計300万円ぐらい出る、たしか事業だったと思うのですけれども、そういう意味では、その開業という部分では、宮城県内での実績というのが実際あるのかどうかとい

うのは分かりますでしょうか。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 申し訳ございません、このUIJターンの部分につきましては、開業という部分はなく、移住という形で、宮城県で移住ガイドに掲載されています対象求人情報があるのですけれども、こちらに就職した方という形でなっております。さらには、あとはご自身で拠点を移した方、テレワークですね、そういった方が対象となっているという事業でございます。申し訳ございません。
- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 こちらの制度の中に、多分、その丸1つが、地方にその登録をした方に100万円をお渡しするので、引っ越しの手伝いというか、新しい生活をする上での100万円ということで、②の開業というところが多分あって、そちらの支援も入っての、うちの事業だと思いますので、それはいいのですけれども、ただ、実質これ、そんなに成果がやはり出ていない状況の理由というのが分かれば教えていただきたいのと、これは塩竈市からもちろんお金を出しているものではないので、多分、県からも登録してくださいというような事業で、何社か登録されていらっしゃるのだと思うのですが、今後、そういう意味では、続けていく意味ではもちろん、お金がかかっているわけではないので問題ないとは思うのですけれども、成果が上がらない理由があれば教えていただけますでしょうか。
- ○十見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 こちらにつきましては、県でも今年度、拡充の検討をしてまいりました。それで、来年度からは、子育て世帯を対象にした、さらに上乗せということも県では考えているということでございますので、制度が若干その拡充されるというのは、情報は入ってきております。

やはりマッチングという部分が、東京は23区に在住者もしくは通勤していた方が対象という ことでありますので、こちらの方が移住先として各都道府県に来るという条件になりますので、 先ほども申し上げました、その対象求人のこともございますけれども、なかなかその移住して くれる方と求人がマッチしないという状況であるという形で、県も苦慮しているという状況で ございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 県がこちら、いろいろ制度をつくっている事業に乗ってという形だと思うの

で、なかなか難しいと思いますけれども、市内の事業者にうまく進むように、県にもやはり話をしていただかなくてはならんのかなと思っております。例えばですけれども、学生の支援をしているような会社さん、就職活動をしている会社さんと組んで、例えば、地方に一旦、インターン制度、登録している会社にインターン制度で1回来て、どういう事業をやっているのかと、別な地方を見てもらうという勉強をしてもらった後に、地方に移住するという考え方をつくってもらうとか、宮城県の事業者と東京の事業者がうまくいかないと、これははっきり言って、ただお金やるから行ってこいというだけの事業になってしまっているのかなと思っておりますので、ぜひとも塩竈からも県にアドバイスをしていただいて、そういう形を、少しでも地方に促すように、せっかく制度があるので進めていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、実施計画53ページ、環境基本計画推進事業ということでございますが、私もこちら、12月の一般質問をさせていただきましたけれども、ゼロカーボンシティ塩竈の実現に向けてということで、市長の施政方針にも発表がございました。こちらにおいて、いろいろな、多くの議員の皆様で一般質問の中に組み込まれておりましたが、市民と対話をしながら、市民の皆様とできることをやろうよと、あとは検討会を開いてどうしていくかと。今年度に塩竈でできるゼロカーボンシティの企画をしていくのだと思うのですけれども、その中で大切になってくることは、私もその、国の流れで今、カーボンセットとかポイントの部分というものの検討会に入っていて、制度がどうなっていくかということの資料は全て読み込んではいるのですけれども、今、いろんな証券会社さん、銀行さんと、どういう制度にしていくべきだということをやっているようでございますが、今年1年間で、塩竈でどこまでを着地点で持っていきたいということの考え方とか、進め方というものがあれば、教えていただけますでしょうか。

- ○土見委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

施政方針の中での答弁の中でも申しましたとおり、まずは令和4年度に関しては、市民の皆様ですとか、各団体の皆様方と意見交換をして、かつ、あとその意見交換のほかに議論の場としての審議会を立ち上げるという形での予算を計上させていただいております。

塩竈市としてゼロカーボンシティ宣言をしました。塩竈市として、じゃあどういったところ を目標にしていくかというのは、語るのは非常に難しいと思います、正直な話。何をするかと うのはたくさんある、したいのはたくさんあるのですけれども、全てがその地面に、地に足が ついていない状態のふわふわとした意見になってしまうというのが、正直なところでございます。

その上で、やはり議員の皆様からの質疑に対してはご答弁申し上げましたとおり、例えば、 塩竈市というのは、塩竈市の地形としての地理的な特徴と特性がありますので、それを生かし た塩竈市ならではの取組というのは、やはり考えていかなきゃならないと思っていますし、そ こを中心とした議論を令和4年度は続けていきたいなと、進めていきたいなと考えているとこ ろでございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 やはり塩竈の地形ということを考えると、私はブルーカーボンだなと思っていて、例えば、今まで自分たちが歩いていて移動していたことが当たり前のことも今、ポイントになるぐらいの世の中になってきております。つまり、今まで世の中として、この地形を活用して、ワカメの養殖、ギバサの養殖、アマモを植えましょうという活動を、もちろん海を守ろうとか、いろんな活動でやってきた。実はこれがカーボンニュートラルになっていたよということで、新たな付加価値をつけてあげることにもなる。それを数値化させていく方法をどうするのかということになると思いますけれども、そういうことを考えれば、今まで当たり前にやっていたことが、実は世の中のためになっていた、環境のためになっていたということを、別に何かをしようということではなくて、それを、実はカーボンセット、カーボンニュートラルになっていたんだということをつけるだけでも、十分付加価値だと思うんですよね。

そういうところも踏まえて、やはりブルーカーボンの東北の基地を目指して、私はいただき たいなと思っております。大きなこの大枠があって、その中にごみ処理場での二酸化炭素の排 出を削減しようとか、例えば、工場のエアコンのガスの排出を下げましょうとか、そういうと ころが積み重なっていけばいいのだと思いますので、これをやるためだけにこうしようではな くて、大枠を考えてぜひ進めていただきたいと。

そうなると、例えば、庁舎を建て直そうとなったときも、実はそういう意味では、カーボンニュートラルに合った庁舎にしていこうとかというような、ある程度の目標も見えてきますし、指針にもなるのだと思いますので、ぜひとも、そういう庁舎を建てているところも徐々に出てきているみたいですので、そういうところも含めると、やはり大きな、塩竈市としての例えば、こういうことをしようというような、大枠を立てられるような話合いにしていただきたいと思

いますので、引き続き期待しておりますので、頑張っていただければと思います。よろしくお 願いいたします。

続きまして、実施計画59ページ、「みやぎの台所・しおがま」の推進事業なのですけれども、こちら、すみません、資料No.15の34ページと一緒にすみません。こちらは今年度、令和3年度よりも令和4年度の予算というのは、非常にちょっと、3倍ぐらいになっているなと見ておりますが、その中で、資料No.15の34ページ、2番、事業内容の(2)のこの②、特定技能外国人に対する就職あっせん補助金を支給するということでございますが、慢性的な人材不足の解消を支援すると。これはどのような支援方法なのか、教えていただけますでしょうか。

- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

こちらの支援内容でございますが、まずは在留資格、特定技能に切り替えられました外国人の方々が、市内の事業所にお勤めいただいたときに、そのお勤めいただいた外国人の方に対して支援金を、助成金を給付させていただくという内容のものと、併せまして、こういった特定技能外国人の方々を支援する支援機関がございます。こういったところがこれから、全国からいろんなところに派遣なり支援をいただくのですけれども、塩竈にあっせんといいますか、派遣いただいた場合には、その支援機関に対しても助成金を支援するという内容、2本立てで用意をさせていただいているという内容でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 市内、これは2つの機関があるということで書いてありますけれども、その 2社に対してということでしょうかね。
- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 市内に所在する支援機関は2機関でございますけれども、市内で外国人技能実習生もしくは特定技能外国人を受入れしている企業は三十数社あるのですけれども、その2機関だけではなくて、全国の支援機関からいただいていますので、基本的には派遣、あっせんいただいた支援機関にということで想定をさせていただいております。

以上でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 了解しました。ちなみに、例えば、1名採ると幾らとか、そういう形なので

しょうか。どういう形での支援の仕方なのですか。

- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

いずれも直接、特定技能外国人の方もしくは新規で入った方、それから支援機関に対しましては、1名に対して、1人就職された場合、もしくは1人あっせんいただいた場合に対して幾らという形で、試算をさせていただいております。

以上です。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 承知しました。じゃあこれを見ると、①だと、こちらに来ていただいた外国人の方々に、まずはお支払い、助成金をお渡ししますよということと、それを導いてくれた機関、組合さんたちに、ありがとうございますという意味でお支払いするという意味ですね。そうすると、じゃあうち、ちょっと人が欲しいから、3人欲しいんだよといった事業者には、特段何もないという形の考え方になるのかなと。教えていただけますか。
- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。事業者に対しての支援ではございません。よろしくお願いいたします。

- ○十見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 承知しました。ちなみに言うと、例えば、コロナの前にいた人数と、技能実習生の数と、例えば、コロナになって何とかして帰った方もいるでしょうし、ちょっとまだ入国できていないという状況だと思うのですけれども、そういう意味では、減少傾向にあるのか。外国人の今、塩竈を支えてくれている外国人の皆様というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょう。
- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

1つの事例といたしまして、昨年8月に、佐藤市長が各事業所を回りまして、外国人技能実習生の方々の応援パック、配布させていただきましたけれども、そのときには、外国人登録いただいております方々が318名おりました。

その内訳といたしまして、外国人技能実習生の方々は277人、87.1%でした。いわゆる今回、

新規予算で申請させていただいております、特定技能もしくは特定活動の方々が41名、12.9%でした。これが昨年末、令和3年12月末の状況ですけれども、外国人登録いただいている方々が全体で320名です。2名増えておりますが、内訳です、委員おっしゃられるとおり、やはり入国制限があるがゆえに、外国人技能実習生は242名、35名減っていると。率にして75.6%と。一方で、特定活動及び特定技能の方々が78名、24.4%、37名増えていると。これは推測ですけれども、技能実習生、3年を過ぎまして、短期更新、いわゆる特定活動に切り替えて、帰ることもできなかったので在留資格を変えて、塩竈で頑張っていただいたという捉え方を我々はさせていただいております。

以上でございます。

- ○十見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 そうなると、もちろん飛行機が飛ぶので帰れるよとなったときに、多分、帰られる数も、一気に帰ってしまうと。その際に、例えばもう、確保されていらっしゃるのかどうかというのは、もう把握されていらっしゃるんですかね。
- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 実は先日、マスコミで岸田総理大臣が来月から入国緩和をしますということで、プレリリースがあったかと存じ上げております。我々は、受入れ企業、それから派遣機関に連絡を取らせていただきまして、来月からはベトナムからの日本行きの便が確保されていると。その中で、今後受入れしてくる実習生も、計画的に入ってくる見込みだということについては、情報は入っております。

以上でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 一気に出ていって、一気に来てくれれば、まだちょっといろいろ大変だなと は思いますけれども、すぐ来てもすぐじゃあ空港に着いたので派遣先に行ってくださいという わけではなくて、1か月間、やはり日本に慣れるための研修センターという研修学校に入らな くてはならないなと思っています。

その中でやはり修業、塩竈の事業者、組合さんと一緒に動いていると思いますが、そういうところでその1か月間、勉強されるところの場所が確保できないとか、そういうことも考えられるのではないかなと思いますので、お金の支援もそうですけれども、そういう意味では、どれぐらいの方がこれから入ってくる予定になっているのか、どれぐらいの人が出ていって、ま

た、その分補充になっているのか、それを1か月間入れるための学校がどこに、どうなっているのかというのも、もしかしたら勉強していてもらったほうが、今後スムーズにいかれるし、 事業者も混乱しないのかなと思いますので、これは支援金をつくるということももちろん大切なことだとは思うのですけれども、そこの入り口、出口のところをしっかりとカバーしてあげることも検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、実施計画88ページ、職員研修事業のところなのですけれども、今年度が632万1,000円ということで、多分これ、令和2年度の決算というのはコロナでほぼ研修ができなかったのかなと。令和3年度の1,254万8,000円ということは、この研修できなかった分を繰り越して、こちらでやっているのかという考え方で合っているのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

- ○土見委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 88ページのこの金額でございます。令和3年度につきましては、令和3年度の当初予算の中で1年分を計上した経費になってございます。なお、令和4年度の632万1,000円でございますが、ちょっと内訳の説明をさせていただきますと、令和3年度にふるさと財団に職員を派遣をしてございます。その人件費が700万円ございまして、今年度は経常経費に積み上げたものでありまして、実質的には令和4年度は、さらにこの分から70万円ほど上乗せした予算を実際は計上しているという中身になってございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 ふるさと財団に1人、東京で頑張っていらっしゃるようでございますけれど も、了解しました。多分、これは決まった中、例えば、5年目とか10年目とか、こういう研修、 ここの一定期間受ける、当たり前の多分、期間に受ける研修という考え方でよろしいんですね。
- ○十見委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 職員研修に今、委員おっしゃられましたとおり、階層別研修ということで、入って1年目、それから5年目、あるいは管理・監督するようになったときに研修のところもございます。それ以外に、市で独自にやっている研修も合わせまして職員研修という体系になっているというふうになってございます。

以上でございます。

○土見委員長 阿部委員。

- ○阿部(眞)委員 市長も、令和3年度の施政方針に、稼ぐ意識をということで職員にということでございましたが、例えば、そういう研修というのは、この1,254万8,000円の中では実施がされていたのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。
- ○十見委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 今、市長がおっしゃるとおり、稼ぐ意識ということの中では、当然 今、公務員として必要な実務研修もこの中に入っておりますほかに、例えばですが、職員の実 施研修事業の助成金というのを200万円ほど組ませていただいております。先進事例を職員は 研修しまして、そういった意識を醸成をしていくという費用になってございます。

以上でございます。

- ○十見委員長 阿部委員。
- ○阿部(眞)委員 今日、ずっとこの委員会で質疑させてもらいましたが、やはり予算、塩竈市の中でどうやってお金をつくっていくかというと、非常に大切なことですし、要らないものはもちろん、心を鬼にして省かなくてはならないし、何か持ってくるものは持ってこなくてはならないというところでは、やはりこういう研修で、職員の皆様に一生懸命学んでいただいて、ぜひともいろんな政策を市長にどんどんぶつけていただいて、じゃあこれをやろう、やるためにはこういうふうに予算を捻出すればできますというように、どんどんアタックしていただきたいなとも思っております。

ちょっと令和3年度は、3分の2ほど事業の皆さんも場所のちょっと移動があって、またコロナで大変な中だったとは思いますが、ぜひとも新たな挑戦をできる令和4年度にしていただけたらと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○土見委員長 暫時休憩いたします。再開は午後1時でございます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○阿部(眞)副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

菅原善幸委員。

○菅原委員 午後のトップバッターとしまして、私からもこの予算委員会の質疑をさせていただきます。

まず、初めに資料No.11の104ページでございます。第4款の第1項第2目の予防費の新型コロナワクチン接種向上率事業ということで、予算額が97万円が計上されております。また、その上には、新型コロナウイルスの接種が、予算額1億6,957万7,000円ということで書いてありました。

この実は、接種向上のために、やはり昨年はガス体育館、施設で接種、高齢者からどんどん、 医療従事者も含めてやったわけですけれども、昨年はやはり初めてということで、効率が、ど のように上げたらいいかということで、多分皆さん、当局も悩まれて、やはり2回目の接種を 終えた段階で、65歳以上の方に高齢者に対する抽選、3,000円相当の抽選をされたということ と、また、接種券と一緒にタクシー券も多分配付されたと思うのですけれども、その結果、や はりこの高齢者の8割以上が、接種率が上がったということで、私は、これは本当に皆さんも 私も、接種された会場に行って隣の人に言ったら、ああ、楽しみですということでお話しして いました。

それで、今回、97万円というのが今回の接種の向上率の事業としてあるわけなのですけれど も、どういったものを今後、考えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 櫻下健康推進課長。
- ○櫻下健康福祉部健康推進課長 新型コロナワクチン接種率向上事業の97万円をどのような目的で計上しているかというご質疑でした。こちらは今、委員もおっしゃったとおり、接種率向上のためのタクシー助成券ですね。今年度も3回目で高齢者の方で介護認定を受けている方や障がい手帳をお持ちの方に交付させていただいておりますが、まだ4月、5月にもその対象者の方がいらっしゃるということで、その分の金額を計上しているというものになります。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。ということは、タクシー券は計上しているということでございます。 しかし、今回、今年に入りまして、オミクロンという株が変異になって、ワクチン接種も高齢 者は3回になっているわけなのですけれども、対象者も、たしか3月3日から5歳以下全ての 市民の方が対象になってくるということで、心配されるのはやはり、今感染者が若い世代に移

ってきているということで、この5歳ぐらいのお子さんとか、接種率がちょっと低下するんじゃないかなというのは懸念されるわけなのですけれども、そういったところの若い世代に対する、そういう対策なんかはどのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 櫻下健康推進課長。
- ○櫻下健康福祉部健康推進課長 ただいまオミクロン株が、若い世代を中心に流行しているということで、その方々への広報等をどのように行っていくかというご質疑でいらっしゃいました。 5歳から11歳の方へのワクチン接種は、2月28日から接種券をお送りし、3月3日、予約開始、3月10日、個別医療機関で接種開始ということになります。その際には、チラシとともに 国で用意をしておりますパンフレットが見られるQRコードも掲示をいたしまして、ワクチン に対する疑問、それから効用、リスクに関しても、親御さんが見ていただけるように、チラシを構成させていただいているところでございます。

また、接種率は向上させるということが目的ではございますが、決して強制ではないという ことも改めてお伝えして、納得の上、接種をしていただけるよう、という広報も併せて行って いくということで考えております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 強制でないということも、もう重々承知しております。しかしながら、やはり感染がこれだけ塩竈に蔓延しているというのも1つございますし、30人近くの日もあったし、また、最近では10人ぐらい、今、落ちておりますけれども、やはりどこに感染の拡大の方向に、拡大していくかというのは、分からないわけでありまして、それを拡大しないためにも、接種率を上げるというのは一番の対策かなと思っています。

国では今、1日に100万回を全国に接種をする方向でいますけれども、塩竈市の目標みたい な感じではあるのでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 櫻下健康推進課長。
- ○櫻下健康福祉部健康推進課長 現在、塩竈市、2月、3月では、集団、それから個別で接種を しているところでございます。個別接種が週に2,000人は打てる体制を取っており、また、集 団は日に500人、週3回ですから週1,500人ということで打っていく体制を整えております。

3月上旬には、高齢者の方が大方打ち終わるのではないかと見込んでおり、それ以降、一般の方も3月中には接種が開始できるということで見込んでおります。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。やはり拡大を防ぐためには、一人一人のこのコロナに関する考え方もいろいろ多分あると思います。私の知人も家族があって、お子さんに接種させないのですかと言ったら、いや、うちはさせませんという答えもございます。それはなぜですかと言ったら、やはり疾患が、持っているというんじゃなくて、アレルギー体質とか、そういった心配もあるので、みんなが打つのであればうちだけは打たなくてもいいんじゃないですかという考え方も、持っている方も多いということなので、ぜひともその辺の行政として、この塩竈で抑え込むには、一人一人の考え方も含めて、ワクチン接種を進めていけるように、瓦版とかいろいろやっていただいておりますけれども、ぜひともこれからも継続してやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質疑に移ります。同じく、資料No.11の146ページ、第8款第2項第2目道路維持費の除融雪対策費の予算に1,797万3,000円が計上されております。今年、大分、冬は寒い、例年になく寒さが厳しい年になりました。そこで、この除融雪対策費の内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 それでは、お答えします。

こちらの除融雪費の中身でございます。1つは除融作業の委託費というところで上げております。もう一つは、今度は融雪作業になります。融雪作業の委託費として計上しております。 あとは、砂缶、市内の道路に置いてあります、砂缶の設置委託費として挙げております。大きくこの3つがこの中に含まれているというところでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。その3つが入っているということでございますけれども、融雪剤も中に多分、この購入の中にこの金額が入っているかなと思うのですけれども、その購入金額もこの中に入っていますでしょうか。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 購入費は……すみません、すぐ調べて。
- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ほとんどがやはりシーズン的なものでありまして、除雪の作業も例年になく、前回ですと、別の資料であったのですけれども、通常ですと2回ぐらいの作業内容なのですけれども、今年は多く雪が降った、寒い日があったということで結構、5倍ぐらいのやはり出動になっているということでございます。

そういった部分で、やはり補正なんかも多分されたと思うのですけれども、そこで先ほどの 融雪剤、この購入金額というのはどこに入っていますかね。教えていただきたいのですけれど も。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 融雪剤でございます、先ほどの質疑とかぶりますが、146ページの10節 需用費の中の消耗品の中に、融雪剤費が含まれてございます。 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 146ページ、10節需用費の中のその他の需用費の消耗品費ということで、 お間違いないでしょうか。(「はい」の声あり)菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。そこで、私はこの融雪剤についてちょっと質疑をさせていただきたいのですけれども、やはり融雪剤、今年も大分増えて、先ほども言いましたけれども、別の資料の中でも、大体予備として400袋ぐらいの融雪剤を準備していたのですけれども、今年は多くてやはり10倍近く、4,720袋ぐらい融雪剤を予定されているということでございます。やはりこの金額にしますと、通常の400袋ですと48万円ぐらいに大体なるわけなのですけれども、この10倍で500万円を超えてしまうという形でございます。

そうやってみますと、このシーズンを、この保管、これがなくなった場合、例えば、もうこれから暖かくなった場合に、この融雪剤というのはどこに保管されているのか。また、この融雪剤って意外と水分を含むと固くなってしまう可能性があって、何か無駄になってくるんじゃないかなという部分があるのですけれども、購入の段階でそういう業者さんとの打合せなんかはされているのでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 どうしても余ってしまうということはございます。それで、保管場所に つきましては、新浜町に土木課の倉庫を持っておりまして、そちらに保管させていただいてお ります。それで、工事用のプレハブみたいなところに、そこに融雪剤を入れまして、なるべく 湿気がかからないような形で保管しており、次の年度も使えるような状況を確保しながら保管

している状況でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ということは、1年間あそこに眠っているという形に捉えてよろしいのですか。大体シーズンというのは4か月ぐらいだと思うのですけれども、12月から長くても3月ぐらいかなという部分、その後も保存していくという。でしたら、やはり先ほど述べた、除雪作業の委託もされているし、融雪作業の委託もしているし、砂缶の設置の委託もしているということで、委託されているのは3つあるのですけれども、この融雪剤の委託もされたらいいんじゃないかなという、そういう打合せなんかはされていますでしょうか。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 保管の委託ということでよろしいでしょうか。そちらは、打合せはしておりませんで、市で保管もするというところでやってございます。 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。やはり委託扱いにしたほうが、私はいいと思うような感じがするのですけれども、ぜひともその辺も考えていただければ、負担にならないのかなという部分もあります。

そこで、また違う質疑なのですけれども、今現在、融雪剤、多分、伊保石公園と、それからこの庁舎でこの融雪剤を、足らなくなったら配布しているという形でおりますけれども、この融雪剤、大体25キロになっているわけなのですけれども、よく言われるのが、市民の方から、行くのはいいのですけれども、もう重たくて、高齢者の方とか女性の方とか、なかなか車に積んでいけないということを聞いております。

そういった場合に、やはりこの25キロと、この半分弱ぐらいの10キロというのが多分あると 思うのですけれども、そういった10キロタイプの融雪剤を確保できないのか、その辺いかがな のでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 25キロの融雪剤につきましては、先日の答弁でもさせていただいたところでございます。ただ、今後、他の自治体も小分けにしていたり、委員おっしゃるような10キロタイプというものもございます。そういったところの、うちとしても、各自治体の状況も見させていただきながら、今後検討していければと考えております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 ここに大きな差があると思います。ちょっと課長の説明、多分漏れていたのだと思いますが、値段が大幅に違うんですよね、10キロと25キロじゃ。たしか倍ぐらい違うと思います。違うというのは、25キロを買って、それを小分けにした状態でもらうと倍ぐらいなんですね。25キロのまま買ってくると、そのままのお値段と。ですから、買ってきたら多分、うちの職員が小分けするという作業が出てくれば、また違ってくるのだと思いますけれども、その手間暇のところで、安く買わせていただいてそのまま置かせていただいているというのが、今の現状かと思いますので、その辺ちょっと工夫できないかどうか、また、部内で検討していただくようにしたいと思います。
- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。以前の質疑でも多分、答弁されたと思うのですけれども、 やはり高齢者になって、どうしても緊急の場合ですと、女性がまかざるを得ないということも ありますし、それで25キロを持てるかといったら、実際に持てないわけなのでね。そして、車 に積んで、じゃあどっちに持っていくかというと、やはり道路に設置しなくちゃいけないとい うので、確かに缶とか、それからスコップとか、そういうのも常備させていただいたという経 緯もございますので、ぜひともこの小分けにできるようなものをできればなと思いますので、 ぜひ検討していただきたいなと思います。

次の質疑に入りたいと思います。次、皆さんがいろいろと何回か質疑されたと思うのですけれども、実施計画の13の、同じく資料No.11の86ページの子ども医療費助成事業について、ちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

この資料No.11では、予算額が1億7,339万6,000円になっている、この予算を計上されている わけでございますけれども、その実施計画の中では、9,916万2,000円になっているのですけれ ども、この見方はどのようにしたらいいのでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 子ども医療費助成なのですけれども、こちらは経常経費と、それから政策経費に分かれてございます。実施計画に記載されているのは、政策経費の部分のみになってございます。

県で乳幼児医療費助成事業としまして、未就学児までの部分、こちらは市町村が行っている

医療費助成に2分の1の補助を行っております。この部分は経常経費としております。実施計画に記載の9,916万2,000円、こちらにつきましては、本市が独自に高校生まで拡大している分でございまして、こちらは政策的な部分ということで、実施計画に記載しております。残りの7,423万4,000円なのですけれども、こちらは経常経費でして、同じ資料No.11の22ページなのですけれども、こちらは歳入の部分なのですけれども、下から2段目の児童福祉費補助金の2段目の箱の中なのですけれども、そこのすぐ脇のところの乳幼児医療費助成事業といたしまして3,437万5,000円、こちらが県の補助として入ってきています。

ちなみに、補助対象となるのが、扶助費と、あと一部の事務費なので、全額が対象になるわけではないので、ぴったり2分の1にはならないということになってございますので、よろしくお願いいたします。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。ちょっと数字が違っていたということで、確認させていただきました。いろんな部分で多分間違いはないということでございましたので、納得しました。

そこで、やはり先ほども市長から、この子供の医療費について、鎌田さんなり、それから委員長のほうでも質疑されたと思うのですけれども、やはりこの令和4年度の医療費、この令和4年度の予算について、どのように組み込まれるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 午前中、阿部委員のご質疑に対してもお答えいたしましたけれ ども、対象といたしましては、ゼロ歳から18歳まで、ただ、保護者の方の所得制限を設けてい るという形で、令和3年度以前と変わらない対象者となってございます。
- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。

以上です。

○菅原委員 分かりました。実は、私もやはり9月の委員会のときにも質疑させていただいて、 医療費の撤廃ということも必要じゃないかなと。他の自治体も含めて今、こういう時代の中で、 やはり子供の医療費の所得制限を撤廃という方向に来ているということでございます。ただ、 先ほどの市長の答弁もございまして、やはり財政的にも確保しなくちゃいけないというのもあ りますし、それから金額もかなりかかるということでありまして、そういった中で、4,500万 円ぐらいですかね、多分上乗せするということでございますけれども、国の動向としましても、 今、ほとんどの自治体も、医療費の所得制限撤廃というのがほとんどなされているということであります。全国でも自治体が1,741ございますけれども、やはり所得制限のしていない自治体が1,499ぐらい、今、なっているわけでございます。

それで、ただ、中学校でその助成、また高校生の助成になっているかというのは、やはり 半々ぐらいになっているということでございますけれども、それを見ますと、先週ですか、仙 台市も所得制限撤廃をされておりましたし、それからその隣の自治体に関しても、やはり撤廃 をされているということでございますので、今後、どの段階でそういう方向に行けるかという のは、やはり本市の財政も含めて確保できるものとしなくちゃいけないということも認識して おりますけれども、今回、先ほども市長から、三世代同居とか、子供の政策も、赤ちゃん、い らっしゃいも含めて、様々な事業も展開されているということでございますので、ぜひともこ の動向を踏まえて、この撤廃についても考えていただければなと思うのですけれども、もう一 度市長の答弁をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 先ほども阿部委員のご質疑にもお答えさせていただきましたし、これまで私が就任してからの議論の中でも、様々な議員の皆様からご質疑を頂戴してきたところでございます。それと同時に、僕として、基本的にやはり考えなきゃいけないのは、今の状態がどういう状況であるかということの正確な把握は絶対に必要だと思っています。今後、5年先、10年先、20年先なりに、振りかぶってくる、やはりいろんな課題がございますし、新たに発生するものもあろうかと思います。

それと同時に、これまでの経緯・経過を踏まえた中での整理というのが必要になってくると思います。人口が6万4,000人から5万3,000人に減りました。税収もピーク時で75億円あったものが55億円まで減りました。今後の見通しを考えれば、少子高齢化、高齢化の状況の中で、年金生活の皆様方が相当数いらっしゃると。やはりこの現状を一旦、立ち止まって冷静に考えるべきだろうと僕は思っております。

これは皆様方もそのようなお考えだと思いますけれども、そういった中にあって今、市役所の中で事務事業の見直しとか、政策的なこれまでの右肩上がりのときの政策を続けてきている部分が相当数あるだろうと思っています。人口が右肩上がりでどんどん上がっていく、この上がり方と、じゃあそれと同時に、人口が減少してきたときに、政策をしっかり見直してこられたかどうか、これは市役所の中でまずはしっかりとした精査をすべきだろうと。そして、今後

かかり得る、例えば、ごみ処理場の問題だったり、市立病院の問題だったり、市役所の庁舎の 老朽化だったり、様々な課題が山積をしておりまして、その整理をやはりでき得るだけ、全て は難しいと思いますけれども、した上でやるべきだろうと思っています。

それと同時に、高齢化が進む中にあって、やはり若い世代に塩竈に住み続けていただく、移り住んでいただくことで、おじいちゃん、おばあちゃんたちをしっかり守っていかなきゃいけない、これは喫緊の課題だろうと。そのバランスをどのように取るかがまだ難しいところが正直あって、ただ、三世代同居近居をさせていただく中にあって、議員の皆様方からも大分ご指摘いただいていますが、仙台ではもらっていたのに、塩竈に来たらもらえなくなったんじゃないかと。「50万円もらうために移ってきたけれども、あれ」というお声をさんざんご指摘いただいておりましたので、その辺のところを踏まえながら、今、市の中でとにかく整理できる政策だったり、事務事業だったり、それをしっかり担保した上で、今後の医療費助成の撤廃については真剣に、もう既に議論をしている最中でございます。

ですから、それだけ1つ取って4,500万円と言っているのではなくて、全体のやはり市政の流れの中で、そういった状況をしっかりと担保できるのであれば、責任を持ってそれは撤廃させていただきたいという方向で、検討していることだけはもう事実でございますので、なるべく早く市役所内に、まずは内部だと思っていますが、そういった政策事業の見直しとか、事務事業の見直しとか、整理とか、そういった形で身の丈に合った方向に、突然持っていくわけにはできないので、徐々に抑えていく中で、そのお金が担保できるようになれば、それはゴーサインだろうと思っておりますので、そのことはぜひご理解をいただきながら、もう前向きに真剣に検討していることだけは事実でございますので、ご理解をいただければと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。ぜひ政策、いろいろ政策をやっていただいて、バランスの 取れた、優先順位も多分あるかなと思いますので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いしたい と思います。

続きまして、資料No.11の同じく146ページ、先ほどのページに戻りますけれども、今度、LEDの街路灯の導入事業で、予算が475万円が計上されております。この導入、LED、街路灯ですけれども、もう街路灯は多分ない、もう入れ替えたのかなとは思うのですけれども、この予算が入っているのですけれども、この予算というのはどういった予算なのか、ちょっと確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 LEDの街路灯導入事業についてでございます。こちらは平成31年度に、 市の街路灯、水銀灯をLEDに変えるという事業がございまして、その事業はその後、令和元 年から10年度までのリース期間を終えれば、市に無償で譲渡するという内容になっております。 その分の年間リース料が475万円となってございます。 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。これ、ということは、リース料という形だと思います。ほとんどLEDの、街灯というのは、もうほとんどLEDに変わっているということで認識してよろしいのでしょうか。ちょっと確認させてください。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 市内の街路灯につきましては、変わっているというところでございます。 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。私も市内をこうずっと走っていきますと、やはり多賀城市のほうから、下馬からずっと塩竈に入ってくる国道がございます。そこに私の実家も近くにあるのですけれども、この多賀城市から入ってきますと、やはり塩竈に入ってきて急に、ちょっと暗いイメージが物すごくあるのですけれども、そういった国道ですので、やはり市の街灯はつけられないというのもあると思うのですけれども、そういった国への要望等なんかは、あそこは皆さん多分通られる、夕方通ると分かるのですけれども、暗い、物すごくイメージがあるのですけれども、そういった、こういう設置導入にこういう予算なんかはつけられないんでしょうかね。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 国道の関係でございますけれども、私からお答えをさせていただき ます。

行政界のところから水道部庁舎に向かうところの国道45号ということで理解してよろしいですかね。あちらの部分でございますけれども、ちょっと経緯・経過等を確認させていただきたいと思います。その上で、所管の協議会にご報告しておりますが、今年度からあの区間につきましては、歩道の電柱地中化の工事に着手されてございます。仙台河川国道維持出張所のほうですね。そちらの中で、併せて整備ができないかというところで要望していくという形で進め

てまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。もうぜひ、計画もございましたら、それに付随して多分、なれるかなと思います。なぜそういう話をするかというと、やはりこの他から入ってきて、塩竈に来ると何か暗いなというイメージが最後まで残ってしまうというのが、物すごくイメージが悪いんじゃないかなという部分があります。それで、明るいところには人は集まるのですけれども、暗いところには人が集まらないというのは、当然ながらあると思いますので、ぜひとも塩竈のこのLEDの街灯等の導入事業ということであるのであれば、そういった部分の追加、街路灯をもう一度計画を立てていただきまして、予算化まで持っていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。資料、実施計画の50ページでございますけれども、50ページ、この公民館の LED整備ということがございます。予算額が398万2,000円ということでございます。この事業内容ですけれども、このLEDというのは、公民館のこの中に説明がございますけれども、 電力使用料を削減する、 CO_2 の削減に寄与するとあります。管内、この全て、この照明を LEDに更新するのか、その内容をお伺いしたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木生涯学習課長。
- ○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、こちら、公民館のL EDについてご説明させていただきたいと思います。

今年度につきましては、みやぎ環境交付事業を活用させていただきまして、1階の会議室、 あと事務室、トイレ、2階の3つの会議室について、172灯のLEDを変えさせていただきた いと考えております。こちらにつきましては、公民館の全体の約半分ほどになります。 以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。ということは、半分ということで、まだ半分は残るという形でしょうか。先ほど来、脱炭素問題、それからゼロカーボンシティの宣言、表明されたわけですけれども、やはりこういったLED化というのも、1つのゼロカーボンシティに入ってくるのかなと私は思っておりますので、もうぜひともこの施設関係、また、学校関係もあると思います。学校関係なんかは、体育館はまだ多分LED化になっていないと思いますので、もうぜひとも

このLED化というのは喫緊になると思いますので、やはり様々な電力ということでね、経済 効果も多分あると思いますので、もうぜひとも進めていただきたいというのもあります。

それで、時間もございませんので、もうぜひともこのLED化、学校を含めて、また、施設、全部チェックしていただいて、検討していただければなと思うのですけれども、このLEDの 設置、市長、どうでしょうか、全部早急にはできないのでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 方向性とすれば、そういう方向性に向かって、やはりやっていくことが重要だと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、バランスが必要だと思っていまして、できることからまず継続してやらせていただきたいと考えてございます。
- ○阿部(眞)副委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございました。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。 以上、私からの質疑を終わらせていただきます。
- ○阿部(眞)副委員長 伊勢由典委員。
- ○伊勢委員 それでは、私からも今般の条例ないし当初予算について質疑を行いたいと思います。 最初に、資料№15のところで、議案第17号、塩竈市個人情報保護条例及び塩竈市個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正というのが、今般、示されております。 ページ数で言うと6ページというところに相なろうかと思うのですが、そこでお聞きしたいの は、今回の条例改正について確認をしたいと。

それで、既に平成10年の12月に、塩竈市での個人情報保護条例というのが条例化され、その後、マイナンバーが導入されて、塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が、平成27年12月に条例化されたと認識をしております。

そこで、今般のその条例改正について、まずその根拠ということでお聞きをしたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 それでは、私から議案第17号についてお答えさせていただきます。 資料No.15の6ページ、7ページが、お開きいただいているかと思います。

まず、今回の条例改正でございますが、昨年の9月に施行いたしました、国のデジタル改革 推進法、こちらに基づきまして、いわゆる番号法が改正をされてございます。

それから、もう一つ、国の個人情報保護法、こちらが改正をされておりまして、それらの規

定を使っております、本市の個人情報保護条例、それから塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を一部改正したというところが、条例改正の内容となってございます。 以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうしますと、この項目で6ページのところに、現行のこの改正のところで、下段の、ここでいいますと、第21条の2というところで、総務大臣、今までは総務大臣が言わばこう、この件について対処していたということになるのですが、今回改めてよくよく読んでみると、内閣総理大臣と規定されるようです。そこら辺の絡みだけ、分かりやすく教えていただければと。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、これまでデジタル庁の設置に伴いまして、所管でありましたところが、総務省からデジタル庁に変わったことに伴いまして、こちらを総務大臣から内閣総理大臣と改正をしたというところでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。そうすると、今回の関係でちょっともう少し深掘りをしたいと思うのですが、番号法の、9月にデジタル改革関連法ですかね、一連の基ができました。そこの下で番号法の改正なり、個人情報の改正と相なっていると前段、答弁があったのですが、そうしますと今の個人情報保護条例が、今回の条例改正案、法案改正によってどのように変わっていくのか、その辺の概要だけちょっと教えていただければ。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 まず、今回の条例の改正につきましては、引用しております法律の 改正に伴うところを、まず条項の改正となってございます。

それから、番号法の改正によりまして、引用条項のずれがありましたので、今回については 引用条項はそれぞれ1号ずつずらしたというところが、今回の改正の内容となってございます。 以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 個人情報保護条例についての改正というのは、何か示されているのかな。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 今後ということで捉えてよろしいでしょうか。国では、個人情報保護法が改正をされておりまして、これまで3本ございました個人情報保護法の関係が、国ではまず一本化されたというのが、今回の改正でございます。

なお、自治体におきましては、令和5年度を目標に、その個人情報保護法にこれから自治体 も統一化されていくということがございまして、本市で定めてございます個人情報保護条例、 こちらについても行く行くは国の法律に一本化されていくというのが、今後の予定となってご ざいます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。これは非常に私たちも注視をして、改めてこの今回の条例について ちょっと勉強させていただきました。概要については、今述べられたように、今後、令和5年 に向けて国の方向を言わば一本化していくというかな、そういう話だったと思います。

ちょっと懸念するのは、要するに、当時、2020年の3月19日の衆議院内閣委員会で、うちの 共産党の本村さんという議員さんがいるのですが、やはり当時の総務大臣が一旦これについて はリセットすると、つまり個人情報保護については法律上リセットすると。あわせて、匿名加 工情報制度も取り入れると。なかなかちょっと面倒ですけれどもね、難しいのですけれども、 ざっくり言えば、本人の同意もないことを含めながら、外部のところで、言わばこう、変えて いくというかな、そんなちょっと法案審議の中ですから、それを地方自治体でどうなるんだと いうのはこれからの話になると思うのですけれども、いずれにしても、やはり私たちとしては、 今後のデジタル、利便性が高まるというのはいいことだと思います。ただ、小高委員も補正予 算の中で質疑したように、やはりこの窓口というのは、自治体としては書くべからざる課題で すし、併せてその様々、今後を考えた場合、デジタル関連法の中で、やはり個人情報保護条例 が変えられるというのは看過できないと私どもは考えているんですね。

したがいまして、今般の条例についてはやはり、1つは賛同できないし、併せて当初予算の 大きな枠組み、歳入歳出を見るとね、様々それに関連した予算があるので、これについては私 どもとしては賛同できないんだよということを、あらかじめ確認をしておきたいと思います。 あとは、討論の中でいろいろと行うことになるのかなと思いますので、よろしくお願いします。 次に、資料No.11の62ページのところで、当初予算のところで確認をしたいと思います。資料 No.11の62ページをお開きください。

それで、そこに、62ページのちょうどほぼ真ん中頃に、宮城県地方税滞納整理機構市町村負担金というのが示されております。額は13万1,000円ということですが、これについてどういう中身なのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

資料No.11の62ページにございます、18節負担金補助及び交付金の中の宮城県地方税滞納整理機構市町村負担金13万1,000円でございます。この負担金につきましては、塩竈市が令和4年度もこの滞納整理機構に参加するための負担金となってございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、負担金を払って納めるということですが、そうしますと、その実際上 の事務執行、あるいはこれまでは市の職員さんを派遣していたということなども何度か確認さ せていただいたのですが、今回の13万円の内訳的なものを教えてください。
- ○阿部(眞)副委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

13万1,000円の内訳というところでございますけれども、この滞納整理機構の予算の枠というのがございまして、全体の予算枠が360万円となっております。これは宮城県とほかの市町村が負担して360万円となっております。この360万円のうち、およそ20%が宮城県が負担します。それが71万8,000円となっております。残りの金額、288万2,000円、これを参加市町村、22団体で割りますと13万1,000円ということになります。

この13万1,000円の使い道でございますけれども、基本的には滞納整理機構、いろいろ宮城 県内を回りますので、ガソリン代とか、または消耗品代とか、そういったものに使われるとい うものでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。いろんな需用費等々ですね。そうすると、負担金を払っているとい うことは、少なくとも何だろうな、今までの市の職員さんの派遣ないしは実際に塩竈市で納税 している方々の、いわば滞納整理機構への移管というかな、そういうのが含まれているのかど

うか、ちょっと確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

実を言いますと、この滞納整理機構に1人市町村から派遣すると、約40件、宮城県の滞納整理機構で取り扱っていただけるというところでございますけれども、今回、塩竈市、令和4年度、派遣する予定はございませんので、5件という形で滞納整理機構には案件を移管する予定でございます。ですので、この13万1,000円の中にはもちろん案件の処理代、処理代と言うのはおかしいですね、案件をやっていただく負担金ということになります。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 これは私ども、滞納整理機構については私も携わった身であるので大変、何ていうかな、送られた方々は厳しい思いをしたというのは、篤と承知をしていますので、やはりこれについても当初予算の中にね、額が13万円とわずかではあるものの、やはりこれについては賛同できないよということを表明しておきたいと思います。

次の質疑に移らせていただきます。それで、資料No.15を主に使っていきたいと思います。

そこで、資料No.15の42ページのところに、海岸通の関係で示されております。土地開発資金の貸付事業ということで、ここで示されております。過般、12月定例会の中でその言わば、何ですかね、収支差額2億何がしがあって、様々、県が仲介して、言わばこう、それを解決するための予算が組まれたというのは、議員皆様各位もご承知だと思います。

そこで、それはそれでもう既に議決をした関係なので、今回1億1,600万円の事業として展開されるわけですが、そこで今回の1億1,600万円の投資先というか、あるいは貸付けの理由について、改めて確認させていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えをさせていただきます。

12月定例会でもご説明いたしましたとおり、本件、再開発事業を完了させる上での課題というのは2つということで申し上げました。

1つには、組合におけます収支差額の問題。これが委員が今おっしゃられたとおり、12月定例会で収支差額援助交付金という形で議決をいただいたことで、まず一旦収束したという状況でございます。

その2点目の課題でございますのが、まちづくり会社、保留床管理法人たるまちづくり会社 が、組合から床を買い取るためのお金というところが、手当というのがもう一つの大きな課題 でございました。

そちらに係る部分につきまして、土地開発資金貸付制度という国の制度を使いまして、市から国の財源と市の財源を合わせまして、まちづくり会社にお貸しするというのが、今回の予算 計上の趣旨でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。問題は、それはそういうことで、床を買い取るということも含めての前提なのかなと思います。それで、何だろう、貸付け、あるいは組合自身の関係で言うと、やはり組合自身も借入れをしなきゃないのかな、そういう案件になると思うのですが、連帯保証人というのはどういう、借りるためにはやはり個人保証なり、あるいは何だろう、事業者自身の連帯保証が必ず出てくると思うのですけれども、今回の当初予算に伴って、そこら辺の枠組みはどうなるのか、ちょっと教えてください。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、今回貸付けをします対象は、まちづくり会社となります。組合ではありません。それで、まちづくり会社が組合から床を買い取ることに対しての貸付けということになりますので、そういった作りつけになります。

保証の関係でございますけれども、債権保全策ということになろうかと思います。実は先般、12月定例会以前の説明におきましては、議会で、市としては連帯保証、まちづくり会社に対して連帯保証を必須として求めるという内容をご説明した経過がございました。ただ、これにつきましては、国の要綱のつくりとしては、物的担保による債権保全あるいは連帯保証人を立てるという、その二者択一というのが国の要綱におきます作りつけとなってございますけれども、収支差額がまだ固まっていないという状況の中で、新たな貸付けをする際には、より強硬な債権保全策が必要だろうということで、連帯保証が必須ですとご説明した経過がございました。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、12月議会におきまして、収支差額の件、1点収束いた しましたので、まず基本的には国の要綱にのっとりまして二者択一という形に進めていきたい と考えてございます。 以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうしますと、二者択一、どちらか一方が選んでいくと。これは何だろう、捉え方としては、組合が選ぶのか、あるいはまちづくり会社が選ぶのか、ちょっとその辺の考えだけ教えてください。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 説明いたします。

まず、今回、まちづくり会社が組合から残り床を買い取る金額につきましては、2億3,235万円でございます。このうち1億1,635万円につきましては、まずこの制度を使う上で、半分のお金、まちづくり会社さん独自に調達いただくというのが、先般、県の中間の中に含まれている内容ということでございます。これは、市中の銀行からまちづくり会社さんが独自に貸付けを受けるという内容でございます。

それが確約されたというのをもちまして、市から貸付けを行うというのが手続の流れとなりますので、その中でのやり取りがなされていくということになります。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。流れとしては大体おおよそ、分かったところです。

それで、何か前にちょっと聞いたような気もするのだけれども、要するに貸付けの規則等も 制度化しなきゃないよという感じで前段、議会の中でもちょっと調査の中であったように記憶 しているのですが、その辺のくだりはどうなっているのか、ちょっと確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、実際の貸付けに当たりましては、市で貸付要綱をつくらせていただきます。今回予算をお認めいただければ、それが施行できます4月1日以降に発行できるように、市で要綱をつくっていきたいと考えてございます。

債権保全策につきましては、その中で市として何ていうのでしょうね、必要十分な債権保全 が図られるような形で要綱を取りまとめたいと思いますが、まずは相手方が申請される際に、

二者択一で連帯保証ないし物的担保というところを求めていくという内容となってございます。 以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。そうすると、これはちょっと確認の意味でお聞きしたいのですけれども、これに、資料No.で同じところで、ここの4かな、土地開発資金により取得される保留床と。2番地区については、2つの物件というか、対象になるということ。それから、1番地区については、業務棟の一番端っこのほうかな、1つということですが、そうすると先ほど言ったように、これは土地開発資金事業により取得される保留床ということで、ざっくり言うと、どのぐらいの価値が対象の物件、保留床になるのか、ちょっとその辺、何も書いていないので、分かる範囲で教えてください。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

こちら5つの床を買い取る金額が、先ほど申し上げました2億3,235万円となります。繰り返しになりますが、1億1,635万円につきましては、まちづくり会社さんがまず独自に準備されると。残ったお金が1億1,600万円でございますが、これが市で貸付けをする額とご理解いただければと思います。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。流れとしては大体、およそのところは分かりました。中心地の事業としては、なかなかハードルが高い、やはり案件なのかなと私自身は捉えておりますし、県が入って、いずれにしてもそういう取組を進めてきたということですので、あとは組合さん自身、株式会社自身の様々なやはり今後の営業努力というかな、そこに尽きるのかなと思いますので、今回の当初予算について含まれているということについて、大事な案件だということを捉えていきながら、確認をさせていただきました。

次に、資料No.15の41ページ、皆さんからも随分と中倉処分場の埋立ての延長ということが議論になっておりますし、資料No.18の17ページのところ、要するに中倉処分場の埋立面積、過去8年間の埋立容量、残容量、今後の見通しと。搬入部分の容量と搬入路の位置図というのが示されております。

そこで、今年度の予算は要するにアセスメント調査費というところに尽きるのかなと思うんですね。これはもう繰り返しは避けますが、いずれにしても、この今回出された資料No.18の今回の17ページのところについて、ちょっと分かりやすくざっくりと教えていただきたいと思い

ます。何となくは分かるんですけれどもね。

- ○阿部(眞)副委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

17ページの資料の見方を簡単に説明させていただきます。

まず、1番として埋立面積、これは面積ですので平方メートル、3万2,630平方メートルでございます。肝心なのは、この2番の過去8年間の埋立量及び残容量と今後の見通し等々についての表でございます。

まず、平成26年度からの表になっていますが、本市では毎年、震災前からですけれども、一部、一度震災で途切れたのですが、お金を出してプロの方に測量をしていただいております。中倉埋立処分場はどのぐらいの残容量が、どのぐらい埋め立てたのかというのは測量しております。それがこの一番左側の年度のところにあるとおり、平成26年度だったら「(平成26年7月30日)」とあります。平成27年ですと「平成27年7月23日」とあります。この日付でもって測量しているところでございます。

そして、その次の隣の(A)になっているところが、埋立計画容量でございます。これは、この当該年度においての計画、このくらい埋め立てられますよという計画上での容量。27万3,800立米の埋立計画容量。そして、隣のこれまでの埋立量(B)でございます。これが前年度まで埋め立てた埋立完了。ちょっと分かりやすく言うと、平成26年ですと、25万2,850立米とあります。これが平成25年度までに埋め立てた量ということになります。

そうすると、そのさらに隣、埋立残容量ですが、差引きA引くBが網かけになっているところで、これがAとBから引いた今回の残容量が、平成26年度の残容量が2万950立米という見方になります。

ちなみに、先日もちょっとお話ししましたとおり、中倉埋立処分場というのは、ある意味、 段々畑みたいな形になっていて、一番高いところが75メーターライン、その次が70メーター、 そして65メーターという3つの階段みたいな形になっています。それで、それぞれに残容量が あって、それがこの内訳に書いているとおりということになります。

このとおり、ずっと見ていきますと、平成30年度のところですが、70メーターラインのところが赤く埋立完了となっています。しかしながら、数字が入っています。900立米となって埋立完了となっています。これはどういうことかというと、これが搬入路になります。搬入路のところは当然、スペースはあるのですが、これ以上埋め立てられないですよねというところで、

ここで一旦完了、数字が入っていますが、そういう形になっている。

さらに、ちなみに言うと、令和元年度になぜかこの埋立完了がプラス100立米増えています。 これは、ちゃんと測量でもって出た結果でして、恐らく沈下とかによって立米が増えているん じゃないかなと見ています。が、もちろん搬入路ですので、これ以上埋め立てないということ で、容量は増えようがなんだろうが、ここはもう完了していますよという扱いにしています。 同じように見ていくと、今度は65メーターラインが令和3年度でやはり620立米という形でも う埋立完了となっています。これも搬入路の分ということになります。

そして、この表の一番下が、軽微な変更の届出、これは昨年の当初予算で計上させていただいた、0.4%かな、の増容量をしたのですけれども、これでAの部分が少し増えています。27万4,797立米という形になります。これが最新の計画容量で、そしてこれまでの埋立量B、26万7,650立米を差し引いた合計A引くBの7,147立米というのが、最新の状態での埋立残容量ということになります。

最後に、年数の計算なのですが、この表の一番右下の箱の中に書いているとおり、残余年数4.2年としています。この根拠は、表の米印の一番下の米3のところにあるのですけれども、平成29年から令和3年度までの12か月間の埋立量の平均が1,652.6立米ですので、少し余裕を見て年間埋立量を1,700立米と見た場合、残りの7,147立米割る1,700立米で4.2年、そうすると今の段階で令和8年の2月頃まで埋立完了見込みですよという計算になるということになります。

なお、今回、先ほど委員からお話があったとおり、当初予算で計上している環境アセスメント等々、これでもって容量が8,100立米増えます。そうすると、これをさらに1,700立米で割り算をすることによって、さらに4年8か月延びますという計算ということで、さらにこれに上乗せになるという意味になります。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 大変分かりやすい説明、ありがとうございました。担当の、これ以降、様々なところでよく見て、やはり延命策を図っていく方向が出たなと思っております。

そこで、こういう、先ほどどなたかの委員さんもやはり組合との関係、東部衛生処理組合との関係で延命策を図ってくださいよということでの条件がつけられている話がありました。そうすると、今現在、東部衛生処理組合との関係で、こういったことも議会に示されているわけ

ですよね。4.8か月かな、延びるということも含めて、組合さんとの関係の話合いなり、お話しできる範囲で結構なので、そこら辺だけ教えていただければと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。まず、相手のある話ですので、慎重にお答えさせていただきたいと思います。

まず、過去にやはりその東部さんとどうなるかという議論をずっと進めている中で、向こうの組合さんのおっしゃっていることというのはもっともなところがあるのですが、塩竈市としてまずは自力でどこまでできるかということを努力してくださいと。具体に言うと、例えば、中倉埋立処分場が今あるのだったら、塩竈市としてこの中倉埋立処分場をできるだけ延命化する努力は必要でしょうという話を受けた経過が、過去がございます。

それで、こういったことから、やはり我々としては、まずその中倉埋立処分場、今回こういうふうに計画容量をじゃあ増やしてみましょうかとやるとおり、できるだけ塩竈市としての努力で何とかこういうふうにやっていきましょうというのが、結果がまず今回のこの要求ということになります。

なお、この内容については、まだ報告は、報告という言い方はちょっと語弊があります、説明はしておりません。といいますのは、この中倉を含めた塩竈市としてのその環境行政、清掃工場をどうするか、あとはリサイクルセンターをどうするのか、全体のそのパズルの中でどういうふうにするかという方向性が、全体として何とか見えたときに、これの年数も併せてきちんと説明をしたいなという思いがございますので、現段階ではそういう形ということにしております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。非常にこの組合との関係、塩竈市との関係もデリケートであり、かつまた、その組合さんは組合さんとの様々な見解があるので、しかし全体のパッケージというんですかね、やはり清掃業務についてパッケージで今後、どういう形で進めていくのか、7つの重点課題の1つでありまして、やはり今後の1つの塩竈市のそうした事業について、ある程度明確な、やはり筋立てができればいいなと思います。

大体概要は分かりましたので、これについては終わらせていただきます。

次に、主に資料No.15のところでちょっと確認をさせていただきたいと思います。資料No.15の

45ページのところを開いていただきたいと思います。

それで、改めてお聞きしたいのですが、ここに概要というのが載っております。そこで、幾つかちょっと確認の意味で進めさせていただきたい、質疑を行いたいと思いますが、①市道整備事業、緊急自然災害対策防止事業のうち、その長沢地区というのは、どういうところでこうした事業を行うのか、確認させていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 お答えいたします。

①の長沢地区というところでございます。46ページに位置図を載せております。ちょうどマリンゲートの下あたりのところに①市道整備事業と。こちらから一番左側に旗揚げさせてもらっております。場所が長沢郵便局からちょっと北側に上りました、西文化バス停のあのあたりの舗装工事になります。こちらは舗装打ち替えをするという中身になってございます。以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。何か今、聞くところによると、国の制度の中で、表層を改修するので有利な何か制度があると、ちょっとどこかでお聞きしたのですが、どんな形になるのでしょうか。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 去年まで使っておりました事業が、公的債といいまして、充当率が90% の事業でございました。今回の緊急自然災害防止事業というところが、充当率が100%というところで、事業の充当率がいいというところで、こちらを使って工事をするという中身でございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 起債が100%見られると。そうすると、地方債の今後の元利償還についても、全部 地方交付税で算定が見込まれると捉えていいのですか。
- ○阿部(眞)副委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 先ほどの緊急自然災害防止対策につきましては、交付税措置率は 70%ということになってございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。ぜひこういった事業、速やかにやっていただいて、市民の安全、工期は令和4年の12月ですので、やはりきちんとスムーズに対応していただければ、なお幸いと思いますので、よろしくお願いします。

あと、③のところの橋梁整備事業というところで、3か所ありますけれども、私のところで 関連すれば、梅の宮の隧道並びに北浜の隧道ということが、今後、調査費なのかな、長寿命化 に向けての調査費とちょっと捉えたのですが、それでいいのかどうか確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 こちらにつきましては、トンネルの点検ということでございます。調査をいたしまして、長寿命化計画を策定するという中身になってございます。
 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 2つのトンネルね。分かりました。調査費と。そうすると、今年は契約が7月かな、8月業務着手、2月に業務完了と。そうすると、その長寿命化修繕計画を策定して、行く行くは国の補助採択なりのそういったものの裏づけ根拠と捉えていいのですか。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 今委員おっしゃるように、まず調査をして計画をつくると。その計画に 基づいて補修という流れでございますので、来年度につきましては、調査、計画の策定という ところでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。それで、ちょっと確認のためなのですけれども、この2つの隧道というのはいつ頃造られたんですかね。私ちょっと現場に行ったら、北側のほうは素掘り的な造り方になっていて、あれ、こういう方法でいかったのかななんてちょっと、ふと思ったのですけれども、その辺の当時はよく状況が分からないので、分かる範囲でだけちょっと教えてください。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 実は、以前にもちょっと調査しておりまして、そのときも調べましたと ころ、施工時期が未定といいますか、分からないというところでございました。ただ、近隣の

方に聞きますと、60年以上はたっているという中身を聞いてございます。梅の宮と北浜につきましてはそういったことで、施工時期は未定というところでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。かなり年数、年季の入った隧道だと思います。

そこで、聞くところによると、北浜のほうは一定の応急処置をするという話、町内会に回覧が回っているようですけれども、それでよろしいのかどうか。どの辺のところだけやるのか、 確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 今現在でも、亀裂が入って危ない状態もちょっと見受けられましたので、 暫定的にそういった危険箇所をまずはさせていただくというのが、今回させてもらっている内 容でございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。市民の様々、北浜、どっちもやはり、子供さんも通るし、市民の皆 さんも利用されるので、ひとつ暫定は暫定でしっかりやっていただいて、よろしくお願いをし たいと思います。

次に、資料No.11のところでちょっと確認させてください。ページ数で言うと153ページのところになりますが、それで153ページに工事請負費ということが示されているようです。ちょうど真ん中、14節ですね。工事請負費。これはどこを指す工事なのか、ちょっと確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 こちら14節の工事費、施設補修費と中身でございます。こちらは清水沢 公園の入り口の階段がちょっと壊れておりましたので、こちらを直す費用と、あと公園の照明 を今、LEDに変える事業を来年行う予定でございます。この2つの工事が、こちらの工事費 の中身となってございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。多くの方が、市民の皆様が利用するところですので、やはりきちん

と改めて階段の補修やら、あるいはLED化、随分話題になっていますけれども、改めてそういうものについて確認ができたということですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、資料No.15のところに、47、48ページ、公園事業化緑の再生というのが載っているのですが、これは今後、どういう取組になるのか、ちょっと概要だけ教えてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 47ページの緑の憩い再生事業でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)こちらは伊保石の事業となります。今年度、伊保石の再整備ということで基本構想を立てさせていただいております。来年度は事業に向けました基本計画というところを予定しております。内容的にはその事業となってございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。ひとつ憩いの場所としていろんな受け止め捉えているようですので、 ぜひ生かしていただければと思います。

最後になりますが、資料No.11の138ページのところに、奥の細道ということで何か載っていて、これどういうことなのかなということで確認をさせていただきたいと思います。138ページかな。そうだと思いますが。そうですね。138ページの一番下、説明のところ、これはどういう負担金なのか、確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 布施観光交流課長。
- ○布施産業環境部観光交流課長 お答えいたします。

奥の細道サミットの負担金ということで、こちらの奥の細道にゆかりの市町村、それから関係自治体が芭蕉の功績を広く広めて、また、関係自治体で交流を図っていこうということで組織されたものでございます。

こちらは年1回サミットを開催しておりまして、そのサミットの運営に係る負担金ということで、本市では令和2年度から参加しておるものでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。なぜこれを聞いたかというと、実は奥の細道、私も第二中学校で何 回も聞かせてもらっているのですけれども、塩竈にはやはりかなり奥の細道の紹介があるんで

すね。逗留したところも塩竈だし、それから鹽竈神社に翌日行っているんですね。だから、やはりそういうものも今後、観光政策の中で生かしていただくことを一言申し添えて、これ以上 論は避けますので、あと今後の検討課題にしてください。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○阿部(眞)副委員長 暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 再開

○阿部(眞)副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

山本 進委員。

○山本委員 私から、一般会計について若干質疑をさせていただきます。資料No.11、それから実施計画を使って質疑をさせていただきます。

まず、資料No.11の51ページから52ページ、それから実施計画の93ページから94ページ、いわゆる地域おこし協力隊関連予算でございます。平成23年、東日本大震災が発災以来、11年経過し、復旧・復興、そして発展という形で現在、その締めくくりを迎えておるわけでありますが、行政の視点も当然ハードからソフトへということで、令和4年度の施政方針、予算編成も、どちらかといえば、人に重点を置いた予算編成と理解しております。

そこで、今日は、人、物、金、そして情報という経済原則の中の人、生活者、人について何 点か質疑をさせていただきます。

その初めにまずは、地域おこし協力隊でございますが、当該事業は平成21年からスタートしておりますが、当市において、この地域おこし協力隊の制度を活用したのはいつからでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤政策調整監。
- ○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 全体像についてでございますので、私から答えさせて いただきます。

塩竈市におきまして、地域おこし協力隊の事業、導入したのはいつからかということでござ

いました。実際の人の委嘱のスタートというのが、平成28年4月からと、スタートさせているところでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 現在、全国では約5,000人の地域おこし協力隊の方々が活躍されてございます。そのうち地域に3年の任期期間が過ぎても、残っておられる方が約45%、さらにその地域おこし協力隊として参画した事業に継続されている方は、わずか5%ということでありますが、塩竈市におけるこれまでの地域おこし協力隊の方々の任期以降、その後の実態はどのようになっていますか。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、実施課であります水産振興課からご説明、ご報告させていただきます。

平成28年4月導入後、塩竈市におきましては、浦戸の浅海養殖の関係で延べ5名、受入れをしております。そのうち3名が卒隊、3年の研修を終えて卒隊しております。3名につきましては、今、塩竈市にお住まいいただきながら、ノリの合同会社にお勤め、また、さらには昨年卒隊した刺し網の方につきましては、起業、漁師として生計を立てていただいているということでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 そこで、私が、前からこの事業に対して再三にわたって提案していたのは、任期が 過ぎたら、市独自での新たな対策、政策をつくって、そして彼らの持っているノウハウを最大 限地域に生かすべきだということは、私はずっと言ってきたのです。そして、私も浦戸に行って、桂島の漁港の組合長さんにお会いしていろいろ話をした。今、お話がありましたけれども、合同会社にそのまま就職されていると。そして、まさに今、浦戸、塩竈の浅海養殖漁業経営体が、令和2年度段階で今、15経営体しかない。その他の事業ではもう2経営体しかない。後継 者不足というのは、後継者がいない状態の中で、今、この地域おこし協力隊のOB、卒業された方が今、今度は寒風沢で刺し網漁に参加をしているということです。

そして、今回の新たな事業として出ているのは、これは地域再生プロジェクト、それから地域おこし協力隊の活用事業として2,400万円、そして浦戸で働く方々に対する支援、生活支援、

家賃相当。そして、さらには今度は仲卸に対して、これは資料No.、128ページの地域事業の協力金委託事業として1,000万円。ようやくこの地域おこし協力隊の方々を塩竈市独自でどういう形で活用するかという施策が、具体化になってきた。私は、これは非常に画期的なことであり、喜ばしいことだと思います。

確かにいろんな見方があります。結局は、地域おこし協力隊の方々が来たとしても、それは 身分は公務員だろうと。公務員がやっていることは、それは今までと同じことだから、何ら変 わりはないんだという評価もある一方、いわゆるマスコミに連日のようにサクセスストーリー が載っています、今、すごく。どんどん。これは何かといえば、やはり地域の人々が、いかに 彼らと接しているかですよ。また、自治体の職員がどう彼らと一緒になって喜び、苦しみ、悲 しみ、そしてそういった体験をしているかです。

私は前に言ったのです。浦戸にあるステーション、泊まりなさいと。職員も一緒に泊まって、 夜を徹して議論しろと。そういう中から、やはり彼らが、じゃあこの地域で頑張ってみるかと なると思うと。ああ、あなた方は3年間の任期付職員です。はい、終わりました。ああ、どう ぞでは、私はないと思う。

だから、今回こういった施策が出たということに対しては、私は大きな一歩だと評価するところでありますし、今後とも、特に浦戸における浅海養殖、あるいは刺し網、先ほど言ったように、後継者不足じゃないんだよ、後継者がいないんだよ。今、八十何歳ですよ、やっている方は。今度は準組合員として、船も借りたんですかね。今、やっていますけれども、そういったことで、やっと人というものに目を向けた行政が始まったなと。

さらに、また仲卸につきましても、今、彼らは若い人たちが中心になってやっています。そ ういう中で、今度は全国的な視野から、この仲卸を発信できれば、また、この協力隊員の持っ ているノウハウを生かせるのかなということで、大いに期待しているところであります。

次に、資料No.11の139ページ、140ページ、空き家利活用促進事業として275万円、要は生活者がそこで住んできた歴史というもの、人の歴史がそこにあるわけですよ、多分、空き家では私はないと思うのですけれども、この空き家のアンケート、令和3年度に実施したようですけれども、このうち利用可能な空き家が370、53%、これについてどのように捉えておって、今後、空き家対策として基本的な考え方、どういった対策をしようとされているのか、お尋ねします。

○阿部(眞)副委員長 佐藤定住促進課長。

○佐藤建設部定住促進課長 空き家対策事業につきましてでございます。空き家の実態調査ということで、今年度、行いました。その結果、利活用可能な空き家といたしまして、空き家880 戸のうち、389戸という部分が、利活用が可能な空き家と捉えています。そちらの部分のうち、さらに昭和56年6月以降に建築されました木造の耐震基準、耐震化という建物が116戸となっています。こちらの建物につきまして、所有者の意向に従いまして、空き家バンクの情報提供であるとか、利活用の相談と考えております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 私が聞いたのは、空き家対策としての基本的なコンセプトなんですね。1つ大きいのは、いわゆる全国自治体が抱えている問題として、いわゆる防犯対策。どうしてもやはりその再利用できない、古い建物もございます。これについてはやはり防犯対策上、しかるべき措置を取らなきゃいけない。

ただ、個人の財産ですから、それを踏まえた形でもってやるかということが1つと、それから今、課長が言うように、リノベーションによる再利用、そして修繕・改修の促進によって、また改めて住むという、大きく3つの考え方があると思うのですけれども、私は、特にこのリノベーションによる再利用を、先月、一般社団法人の全国古民家再生協会の県の連合会会長がお見えになって、我々の委員会に説明してくれたのですけれども、塩竈にも、やはり塩竈としての歴史、あるわけですよ。例えば、文化村とか、あるいは香津とか、宮町とか、舟入とか、やはりそういうところには、それなりの歴史を持った建物が点在しているわけでありますよね。そういったものを視野に入れての、いわゆる空き家対策なのか。それは先ほど私が言ったように、その修繕・改修を促進するための空き家対策なのか。その辺をもう1回確認したいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 空き家計画、全体ということになりますけれども、現在、定住促進 課でまず進めておりますのは、利活用可能な空き家、ある程度改修して住めるような状態にし て、移住していただいたり、定住していただいたりという施策でございます。

さらに、それ以外の空き家につきましては、改善が必要な空き家であるとか、利活用不能な 空き家につきましては、ほとんど使えないような空き家というのもございます。危険な空き家 ということでございますけれども、そちらにつきましては、今後にはなりますけれども、そう いったその、最終的には所有者での責任でもって除却していただくとか、そういった形の総合的な利活用可能な空き家から不能な空き家まで、幅広い計画というのが必要な状況にはなっているという状況でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 空き家対策が、いわゆる1つの行政課題となったのは、美観と、それから防犯というところで、いわゆるまちづくりの視点からの空き家対策で、いわゆる再利用というのは、ここ数年来、取り沙汰されてきたところであります。塩竈の場合、もちろん歴史があります。そういった歴史のある町であるがゆえに、歴史的な由緒ある建物、たたずまいも、空き家としてそのまま放置されている状況にもあるわけです。そういったやはり1つのストーリー性が、塩竈の場合、ある、これが他の自治体との差別化でも私はあると思うんですよ。

ですから、塩竈独自における、やはり1つの空き家対策、そういったものもつくり上げる、 私は必要があるのかなと思うのですけれども、その辺の今後の進め方といいますか、どう考え ているのですか、担当としては。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 今現在、定住促進課であるとか、市民安全課、さらにはご高齢の方たちにつきましては長寿社会課とか、幅広い課にまたがっているというのが、この今回、空き家計画、空き家の実態調査をした形でございます。そういったことからも、これからは市役所全体で幅広い全庁的な取組が必要であると考えております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 先ほど来、担当課長からもご説明があったと思いますが、現状で大体1,600件ぐらい空き家があると言われております。その中身についてはそれぞれ。それをどういう状況であるか把握するためのアンケートだったということが、大きな目的だったと思います。その上で使える件数があって、使えないおうちがあってと。基本的に、これだけ市域の狭い塩竈市にあって、今後、安定した人口を維持していくための1つの工夫として考えられるのが、空き家対策だろうと思っています。

そういった中にあっても、ものによっては使えるもの、使えないもの、ある程度その、先祖 の方がお亡くなりになって財産分与で兄弟が分けているもの、もしくは情報さえしっかりと教 えていただければ、ご協力させていただくのはやぶさかでないもの、そういうものの把握に努 めさせていただけたと思います。全て分かったわけじゃあございません。アンケートの当然、 回答については、ちょっと間違っていたら、分からないので後から担当課長から説明させたい と思いますけれども、今、使えるもので所有者の方がそういう情報があったらぜひご協力させ ていただきたいなり、いい情報があったら売却をさせていただきたいとかというのがあったも のを、どう対応するかというのが喫緊の課題かなと思っております。

それと同時に、空き家の問題で大変重要なのが、その近隣にお住まいの方々の不安感をどう 払拭していくかということにもつながってまいりますので、その辺のところも総合的に考えて、 使えるものはやはり再利用していただくと。それも早めにしないと、どんどん住んでいない状 況の中では悪くなるのは早いですから、そういったものも市として何ができるのか、しっかり 検討させていただいて、いろんな方にご提案できるようにさせていただければとは考えてござ います。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 ありがとうございました。市でアンケートを取った場合も、大体50%ですね、回答があったと。アンケートにしては結構、率としては、回収率は高い。それだけやはり所有者も関心は持っている。できればじゃあ市にやってもらいたいという思いはあるのかもしれないが、それはなかなかそうはいかないのであって、そういったことでやはり今後、そういった空き家の利活用というものも、1つのそういった視点からやっていただければなと思います。

次に、資料No.11の153から154ページなのですが、復興交付金事業費、海岸通地区復興市街地 再開発事業、先ほど伊勢委員が質疑をされて、若干重複するところもあるかと思いますけれど も、確認の意味でご容赦いただきたいと思います。

総額、保留床の取得資金貸付けで1億1,600万円と。先ほど伊勢委員も言いましたように、昨年12月議会におきまして、1億6,320万円予算計上され、議会としては附帯決議という形で賛成多数で可決したわけであります。この予算が根拠とされたのは、令和3年における再開発の事業停滞などによる遅延損害として3億3,000万円ほどの予算であった、その折半ということですけれども、議会としてはこの当局の提案に対して、塩竈市と再開発組合とが、信義誠実に基づいて事業を完遂することを期待という附帯意見をつけさせていただいたわけですが、その後、何かちょっとまた無責任な風聞が流布されているということも耳にしまして、愕然としたわけですけれども、そのようなところについてはどのように把握し、承知しておりますか。

○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えをさせていただきます。

12月議会で議決をいただくに当たりまして、附帯決議ということで、双方信義誠実に基づき、 事業を完遂させることを期待という条件をおつけいただきました。市としては、そのスタンス に変わりはないものと考えてございますが、ちょっと様々なうわさレベルのお話があったとい うことにつきましては理解をしておりますし、県にもお伝えをしながらお話もしていただいた 経過があるというところでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 なかなか言いにくいことだと思うのですけれども、議会としても、また、委員会としても、当時かなりの議論をした中で、そして先ほどの額を、予算を認めたという経過があるわけです。それも、市の中心部である海岸通地区が一日も早く街開きできるようにという思いを込めて、過去のことは過去のこととして、より早急に事業を完成するようにという思いでもって可決した予算でした。それに対して、何かちょっとそれと真逆なね、出どころについては、それは私は詮索はしませんけれども、多分、今日も放送を聞いていると思うんですね。

やはりこれは信頼関係の下でやっていかなきゃ駄目だということは、議会としても常に言ってきていることですよ。それで、今回また、予算でしょう。なぜじゃあ予算をつけるかという話になっちゃうので、これは。結局、その事業、完了年度も迫ってきておる。法律上、再開発組合を解散しなきゃいけない。そのために債務を帳消ししなきゃならないという思いからの今回の予算だと思うのですけれども、今回の1億1,600万円の予算についての、まず基本的な考え方、これからのことを踏まえた上で、どういう考えでいるか、それだけ教えてください、まず。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

12月議会の際にもお話しいたしましたが、まずその復興交付金事業として確実にその完了をさせて、今後のまちづくりにつなげていくというのが市の責任と考えておるところでございます。そのために、事業を確実に完了させる上での課題が2つございました。先ほども申し上げましたが、収支差額の件と、もう一つが保留床の取得資金の関係というところでございました。それで、今回につきましては、そのまちづくり会社が組合から最終的に床を買い取るための資金を貸し付けようとするのが、予算計上の趣旨でございまして、この内容につきましては、

12月議会でもご説明した県の仲介の中に含まれている内容と捉えてございます。 以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 結局、この事業期間が、1年延長して、令和4年度末までに延びたわけで、その間に当然、いわゆる再開発組合は解散しなければならないという法律の要請があるわけであります。ですから、何としても事業を前に進めなきゃいけない。ただ、一方では、抱えている保留床そのものの処分計画が、あるにはあるにしても、実際上、なかなか処分は困難だということが予想される。

そういう中から、市としてのその支援というものが必要だということから、今回の予算計上になったと理解しておりますけれども、当然、附帯決議の中でも、やはり自助努力と、議会としては当然、組合の、再開発組合の自助努力ということも、まず強く求めつつ、議会として助成の議決をしているという状況からすれば、今回については、やはりしかるべきものがなければ、なかなかこれは難しいのかなと思うんですよ。しかるべきものがないというのは、それは当然、法律、都市開発資金貸付法に基づく担保物件の問題ですね。担保物件、法律でいえば、連帯保証人で人的担保と、それから担保物件、2つあるわけですけれども、今現在のところ、どっちを考えているのですか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

先ほど伊勢委員にもお伝えしたとおりでございますが、まず現状としては、国の要綱にのっとって、担保については保証人を立てていただく、あるいは物的担保のいずれかを選んでいただくという形にします。ただ、ちょっと言葉は適切でないかもしれませんが、その貸した以上、回収できなくてはいけませんので、これから定めます市の要綱の中で、必要十分な債権保全が図られるように、要綱を定めていきたいと考えてございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 法律上は、連帯保証、それから担保物件の2つの予備ということで、またはとなっていますから、選択できるわけですけれども、昨年の一般会議の中では、組合の方々については、連帯保証は考えていないと。といったことで、反対に解釈すれば、担保物件は考えますよということだと私は理解しているのですけれどもね。それでよろしいですか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

主張として、そういった形のお話が一般会議であったというのは、我々も理解しておるところでございます。現状では、翻って、物的担保については個人としては考えておられるのかなと捉えてはおります。

ただ、先ほどもご説明しましたが、まず市中銀行さんから半分のお金を独自に調達いただく 必要があろうかと思いますし、銀行さんがどのような債権保全策を取られる、我々、承知はし ておりませんが、その中でまず1つ、そういった債権保全が図られた上での、我々のところに 対する貸付申請という流れになるということにつきましては、ご理解いただければと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 市で貸す以上は、当然これは税金を原資とするわけですから、市民にもきちんと説明または理解できるような形での支出の仕方、そして確実なる回収方法、結局、25年貸し付け、10年据置きの25年で均等払いということで、半年で650万円を返してもらう格好になるわけですけれども、そういったことで、この貸付金額あるいは交付予定期間あるいは償還表、そういったものについても十分精査した上で協議していかなければいけないのかなと考えております。昨年の一般会議においては、コンサル、組合関係者、それから顧問弁護士も、連帯保証は考えていないと。あくまでも担保物件と。じゃあ担保物件かということで、我々としては理解しているわけですけれども、これは要綱で定める内容ですね、要綱。今回、予算が上がっていますけれども、予算、仮に可決されたら、それに基づく、この交付要綱は定めるのですか。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

予算の施行までの間には、要綱を定めてまいります。

ちょっと話としてあれでございますけれども、実は2月8日に、県の都市計画課さんご同席の下で、まちづくり会社さんと我々がちょっとお話合いをする場を設けさせていただきました。市からお伝えしました内容としては、今回その予算計上をしたという事実がまず1つ。あとは、貸付実行に際しましては、先ほど申し上げておりますとおり、1億1,635万円をまず独自に調達していただく必要がありますよというところ。それで、その後の市からの貸付けというところを、スケジュールを含めて共有させていただいた経過がございます。

さらに、今後、テナント誘致がますます肝要となりますので、全ての保留床が埋まりますよ

うに責任を持って対応願いますという内容をお伝えさせていただいた経過がございます。

まちづくり会社としても、それに対して答えられる部分、お答えいただきましたけれども、 まずはその責任を持って対応いただくというところで、事業を進めてまいりたいと考えてござ います。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 そういう意味では、先ほど議会の附帯決議に戻りますけれども、やはり塩竈市と再開発組合との信義誠実に基づいて、事業を完遂することを期待するという附帯意見でありますので、やはりこの信義誠実という部分に基づいて、日々の連携を密にしながら、今後のことに対応していただければなと考えるわけであります。聞こえてくるのが、ちょっとそれと合致しない、ネガティブな情報が入ってきてしまいますので、私の性格がそうならそうなのかもしれませんけれども、それはちょっと反省しているところであります。

そこで、昨年、再開発組合の関係者の皆様からすれば、市の責任によって、市の責任が原因で事業が遅れたと。特に具体的には、2番地区の第2期工事。ついては、今後の予定としてはどのようになっていますか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

2番地区2期工事の今後の見通しというところでございます。これは組合から情報をいただいている内容でございますけれども、実は先般、事業計画変更、収支差額援助交付金が入ったということで、事業計画変更が出されるようになって、それが2月15日付で公告をされてございます。そのときに頂きましたスケジュールでいきますと、本年中に2番地区2期工事につきましては、契約を締結をし、11月の工事完了というのが見込まれてございます。その後、先ほどから申し上げています、土地開発資金を活用いたしました保留床の譲渡、その後の組合解散というスケジュールを現在共有しているというところでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 今、課長が答弁した最後のところが、一番今後の憂いとなって残るところで、保留 床処分の問題、経済的な落ち込み、プラス2年前から始まったコロナ禍の中での、特に飲食店 における休業、そういった中で果たして新たに出店、開業する店舗があるやなしやといったこ

とだと思うのです。私は、極めて残念ながら、悲観的に見ざるを得ない状況の中で、今後そのまちづくり会社が引き受ける債務、これのほとんどは結局、保留床処分が原資となるわけですね。そのために市から今回、この金を借りるというわけですけれども、その辺の将来に向けた償還の見通しはどのように考えますか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、今回その土地開発資金を活用するに当たりまして、情報をいただいて国にヒアリング の場を設けていただいてお話をした経過がございます。その際、そのまちづくり会社さんとしては、今回5つの保留床がその対象ということでございますけれども、これが25年の償還まで の間、9割方埋まっている状態を継続したいという方針をご説明されてございます。

繰り返しになりますが、まずはそれを責任持って達するために、取組を進めていただくということになりますし、実は先般、2月8日に打合せをした際に、契約には至っていませんけれども、2つ3つぐらい、床について、直前とは言いませんが、その契約を進めている内容もあるというご報告もいただいてございます。

市としても、このまま放置するわけにいきませんので、定期的に時間をつくっていただきまして、双方、銀行との調整経過でありますとか、保留床の処分の状況、テナントの誘致状況といったところを共有させていただきたいということにつきまして、合意をしたというところでございました。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 やはり心配しているのは、そういった経済環境の落ち込みだけではなくて、今見ていると、その営業というか、そういったもので、なかなか何をそのセグメント、何を対象にそのテナントの処分をやろうとしているのか、見えない状況なんですよね。

ですから、殊、ここに至れば、まさに令和4年度で事業は完結するわけでありますので、まさに信義誠実に基づいて、このことは解決していかなきゃいけないのではないかなと私は思うのですけれども、部長はどうですか、その決意のほど。

- ○阿部(眞)副委員長 相澤建設部長。
- ○相澤建設部長 今、山本委員から言われたことはもっとも、そのとおりだと解釈してございます。先ほど課長からご答弁申し上げましたとおり、2月上旬に、まずまちづくり会社とお会い

をしまして、宮城県にも同席をいただきながら、今後のスケジュール、それから金融機関との調整内容、そして保留床のテナント誘致の関係等々について、時間を定めて確認をしていくということで、お互い了解をしたところですので、そういったスケジュールに基づいてしっかりと取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 今回、県も相当なそのあっせん案を出してくれたわけでありますので、ここは過去 は過去のこととしておきながら、やはり何とか年度内に、令和4年度内に事業完遂して、何回 も言いますけれども、できるような形でやっていければなと思いますので、なおよろしくお願 いします。

最後に、あと4分ほどありますけれども、教育委員会、資料No.11の163、164ページ、この中で学校規模適正化検討事業として45万円の委員報酬がありますけれども、塩竃市の学区編成を検討する委員会もこれに入るのですか。

- ○阿部(眞)副委員長 白鳥学校教育課長。
- ○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 はい、委員おっしゃるとおり、委員報酬がそこに入り、 学校再編について入るということになります。163ページをお開きかと思いますけれども、第 10款教育費の事務局費第1節報酬の2つ目に委員報酬116万円とありますけれども、そこのと ころの中に学校規模の適正化の検討事業42万円ということで入っております。 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 施政方針に対する質問の中で、市長がタブーなき議論ということで、タブーという のは明治以来、学区制をつくって、教育委員会がそれぞれ区割りをやった。それは児童の安全 とか健全性とか、地域の歴史とかということを踏まえた上で。今回はある意味では、自由に選 べるというか、そういったことになるかと思うのですけれども、そういう意味での学校づくり というのはどんなことを考えていますか。個性ある学校づくり。
- ○阿部(眞)副委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 学校再編に向けてのお話、先日、市長が答弁したところでございますけれども、学区をどう動かすかというところの会議とはまた違って、10年後、20年後のこの人口減少、児童生徒数が減るところを想定して、塩竈の学校の在り方というのはどういうところ、どういう在り方がふさわしいのかという議論を始める。そのために有識者だけじゃなくて、P

TA代表とか、あとは地域の方々、あと今年度4月からは学校運営協議会制度、始まってコミュニティ・スクールの委員さんとかもありますので、そういう地域の方々を含めて、塩竈の将来の学校の姿はどうあるべきかというところの議論に入るという予定でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 山本委員。
- ○山本委員 最後に、塩竈は、教育に関しては、まさに先進地であります。明治大正年間から、 先人は教育に大きな力を注いで、そして我が子にちゃんと教育を受けさせる、そしてこの地域 を、経済を担ってもらうという思いで教育をしてきた、これは他の市と違うところでございま す。そういった歴史性も十分踏まえながら、新たな学校の在り方というのを考えていただけれ ばと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○土見委員長 お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、2月28日午前10時より再開し、審 査区分1、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後3時04分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年2月25日

令和4年度予算特別委員会委員長 土 見 大 介令和4年度予算特別委員会副委員長 阿 部 眞 喜

令和4年2月28日 (月曜日)

令和4年度予算特別委員会 (第3日目)

令和4年度予算特別委員会第3日目

令和4年2月28日(月曜日)午前10時開議

出席委員(18名)

阿 部 眞 喜 委員 西 村 勝 男 委員 冏 部 かほる 委員 小 野 幸 男 委員 原 善 幸 委員 菅 浅 野 敏 江 委員 今 野 恭 一 委員 山本 進 委員 伊藤博章委員 香 取 嗣 雄 委員 田 礼 二 委員 志子田 吉 晃 委員 鎌 伊勢 由 典 委員 小 高 洋 委員 辻 畑 めぐみ 委員 曽我ミヨ委員 土 見 大 介 委員 志賀勝利委員

欠席委員 (なし)

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐	藤光	樹	副 市 長	佐	藤	洋	生
市民総務部長	荒	井 敏	明	健康福祉部長	小	林	正	人
産業環境部長	小	山 潽	幸	建設部長	相	澤	和	弘
市 民 総 務 部	佐	藤俊	· 幸	市 民 総 務 部 危 機 管 理 監	井	上	靖	浩
健康福祉部長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	長	峯 清	文	健康福祉部次長 兼子育て支援課長	小	倉	知	美
産業環境部次長 兼環境課長	末	永 量	太	市 民 総 務 部 総 務 課 長	鈴	木	康	弘
市 民 総 務 部財 政 課 長	高	橋 数	馬	市 民 総 務 部 税 務 課 長	木		重	之
市民総務部市民安全課長	小	林 史	. 人	市 民 総 務 部 秘 書 広 報 課 長	扇	谷	剛	匹

健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 部 中 村 成 子 長寿社会課長 健康推進課長 櫻下真子 健 康 福 祉 部 產業環境部 保険年金課長 武 田 光 由 水產振興課長 鈴 木 睦奥男 産業環境部 產業環境部 商工港湾課長 東 英 観光交流課長 施 伊 布 由貴子 産業環境部 建設 浦戸振興課長 都市計画課長 藤 英 史 鉛 木良夫 伊 設 設 定住促進課長 佐 藤 寛 之 土 木 課 長 鈴木英仁 市民総務部 総務課長補佐 教育委員会 兼総務係長 育 伊藤 勳 教 長 吉木 修 教育委員会 教育委員会教育部 佐 藤 聡 教 育 部 長 鈴 木 康 則 教育総務課長 志 教育委員会教育部 教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長 武 学校教育課長 白鳥 鈴 木 和賀子 教育委員会教育部 市民交流センター館長 佐 藤 達 也 監 查 委員 田 文 弘 福

事務局出席職員氏名

事務局長川村淳 議事調査係主査工藤聡美

議事調査係長 石 垣 聡 議事調査係主査 工 藤 貴 裕

午前10時00分 開議

○土見委員長 おはようございます。

ただいまから、令和4年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、2月25日の会議に引き続き、審査区分1、一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

- ○土見委員長 浅野敏江委員。
- ○浅野委員 おはようございます。

それでは、私からも一般会計について質問させていただきます。

まず初め、資料No.11の104ページ、第4款衛生費の第12節委託料についてお伺いいたします。 下から10段目ぐらいです。子宮頸がんワクチンと説明に出ております。子宮頸がんワクチン接種委託料2,591万6,000円でありますけれども、この新年度の予算額というのは、昨年と比べてどの程度変化があるのかお聞かせください。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 昨年度までは、子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチン、こちらは、積極的勧奨を行っていなかったため、人数にしましたら、少ない接種見込みということでの委託料となっていたところ、来年度につきましては、積極的勧奨を開始するということ、それから、今まで積極的勧奨をされていなかった方に対して、キャッチアップ接種をするということになりますので、接種をされる人数が大幅に増えるということを見込んでおりますことから、接種料金のほうが昨年度に比べまして、大きく変化、大きく増えたという状況になっております。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

これから質問することも何件かお聞きしましたけれども、どのぐらいに変化があったか、具体的な数値は分かりますでしょうか。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 ちょっと額のほうを確認させていただければと思います。お待ちください。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

数字的なものは後でお伺いするとしまして、先ほど課長のおっしゃったように、積極的な勧 奨が開始されるというようなお話でございましたけれども、昨年の11月26日付で厚生労働省の 健康局長名で、その通達が来ていると思います。今、積極的な勧奨が再開されるというお話で したけれども、もう少し具体的に、どのような通達があったのかお聞かせください。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 国の厚生労働省から、昨年度、これまでは、積極的勧 奨を差し控えるようにというものがありました。これは、平成25年度に定期接種化をされたワクチンなんですけれども、接種後に疼痛ですとか運動障害、そういったものがあったものから、副反応、そういったものの因果関係が否定されるまでは積極的勧奨を差し控えるということでされてきました。ただし、そういったものが解消される、そういった、ワクチンの安全性に特 段懸念がなく、有効性が副反応のリスクを上回る、そういったことが認められるとなりましたことから、厚労省では、積極的勧奨を開始する、個別の勧奨を行うということで、市町村にも、そのような体制を整え、接種を勧奨していくようにということが通知されております。

また、平成9年度生まれから平成17年度生まれ、こちらの方に関しましては、積極的勧奨を 差し控えた期間に当たる方たちになります。そういった方に、接種の機会を逃した方へ対応と いうことで、キャッチアップ接種ということで、そういった方にも、勧奨をすることで接種を していただく、そういった期間を設けるということの通知が来ているものになります。

以上になります。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

ようやく積極的な勧奨が始まるということで、具体的にはこれはいつから始まるということでしょうか。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 こちらは、令和4年4月、令和4年度から開始となります。

以上になります。

○土見委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、課長のお話がありましたように、平成25年から定期接種は行われておりましたけれども、様々な因果関係がはっきりしないということで、積極的な勧奨を行わないようにという通達が厚生労働省からあって、各自治体でも、定期接種はあるものの、積極的な勧奨をしなかった。その間、約9年間でありますけれども、ワクチンの認知度、それから、接種率も非常に低い状態が続いておると思うんですが、本市の場合はどのような状況だったんでしょうか。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 これまで積極的勧奨されておりませんでしたので、接種率は低いものでした。ただし昨年度から、昨年、積極的勧奨というやり方ではないんですけれども、このワクチンの周知方を、対象となる年齢の中学生または高校1年生に周知してきたところ、それまで令和元年は、接種人数が延べで8人だったところ、令和2年度には、105人というふうになっているところで、昨年度から徐々に増えているという状況になっております。以上です。
- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

本当にこの間の接種率が大変低く、ゼロという年もあったと思います。それはもう本市だけでなくて全国的な流れだったと思いますが、そこで、海外では、特にWHOでは、この子宮頸がんで亡くなる女性が、日本の場合、高止まりしてると。海外ではもうこのワクチン接種することが常識的なような流れになっていて、唯一がんとして、防げるがんだということが、海外では常識だったと。その中で日本だけが飛び出て毎年亡くなる若い女性、また、子宮を全摘してしまって、子供をもうけられない女性がいらっしゃる。そういった状況は、かなり前から、多くの産婦人科の先生たちからも声は上がっていたと思いますが、ようやくここに来て、厚生労働省で、この積極的勧奨に踏み切ったという流れでありますが、昨年から、正しい情報が、いわばその対象の女の子、また、ご家庭に伝わるように努力していただいたと思っております。令和4年4月から積極的な勧奨となって、これまでの勧奨を控えるところから、180度回転するわけで、このことについては、本市はどのように取り組むおつもりなのか、お聞かせください。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 このワクチンをすることで、がんを予防することがで

きるものになりますので、がんで病気になる、それから命を落とす、そういったことの予防になるワクチンとして、市としてもこういったワクチンの効果、それからまれに副反応があるというところをきちんと周知をしながら、皆さんにワクチンを接種していただきたいということで、積極的に勧奨していきたいと思っております。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

昨年は、一部個別通知ということも私、一般質問でもお願いしたところでございます。

そこで、ある自治体のことを紹介させていただいて、まず、こういったワクチンを受けられる年齢になるお子様に対しては、ずっと個別周知していたという自治体も紹介させていただいたと思っています。ただ、高校1年生になると、定期接種ができる最終の学年ということで、そこを逃してしまうと、翌年も接種はできますが、それはもう定期接種のほかになってしまうので、全部有料で、例えば、これを有料でワクチンを打つとすれば、1回につき、1回で終わらないわけですよね、1回につきどのぐらいの金額なのかお聞かせください。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 こちらですね、お1人につき3回の接種をするという ものになります。3回で約4万8,000円程度というワクチンの料金になっているところになり ます。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

1家庭で4万8,000円という金額がかなり大きくて、やはりせっかくの機会であるその定期接種の期間に、できれば接種を終えたほうが、本人の将来のためでもあると思いますので、この辺の周知、先ほど課長が、周知を徹底すると言いましたけれども、具体的な方法をお聞かせください。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 来年度の周知の方法につきましては、定期的な接種の時期というのが、小学校6年生から高校1年生の期間となります。そして、定期的な接種の時期というのは、小学6年生からできるんですけれども、一般的には中学1年生から高校1年生

までとされていますので、中学校1年、2年生に関しましては、学校を通しましてリーフレット等を配りまして、ご家庭、それからお子様に周知をしていきたいと思っております。

それから、中学校3年生、高校1年生、こちらのご家庭には、直接予診票とリーフレットを お配りしまして、個別に通知をすることで周知をしていきたいと考えております。それから、 キャッチアップの接種勧奨、こちらの対象となりますご家庭に対しましても、個別に予診票、 それからリーフレットを送付しての個別の勧奨周知というやり方を考えているところです。

それから、先ほど、予算額、昨年度と来年度と比較しての、どれぐらい増えたのかということのお話ございましたが、大体お1人につき4万8,000円程度、この委託料がかかるということで、令和2年度につきましては105名程度のお子様が接種をしたところで考えますと、大体525万円程度の委託料がかかっているということになりますので、来年度につきましては、2,500万円程度が子宮頸がんワクチン接種委託料となりますので、2,000万円程度の増額ということを考えているところです。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

今、課長から周知は学校と、それから、該当者には個別で予診票を送付するというお話でした。 それで、学校ではどのような対応方考えていらっしゃるかお聞かせください。

- ○土見委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 子育て支援課と連携いたしまして、この情報に関して校長会とか、あ とは保健食育を通して養護教諭とかに情報提供をして連携を図っていきたいと考えております。
- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

このことは、大変、女性の一生にとって大事なワクチンだと思っております。パンフレットだけを送付されても、恐らく見ない家庭もいらっしゃるし、それから、今、学校に何らかの事情で来られない子供さんもいらっしゃると思います。そういった方々に、またそういったご家庭に、本当に大事なお知らせなんだということをしっかりとお伝えしていただいて、誰一人その子宮頸がんに罹患することなく、健やかな人生を送っていただきたいと思っていますので、ぜひこの機会に、本市を挙げて、この子供たちに対する周知、それから、正しい情報をお伝えしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、同じ資料の140ページをお願いいたします。

昨日も山本委員から、空き家についてご質問がありました。

140ページのちょうど上から、事業の内訳の中で、空き家利活用促進事業275万円の事業内容がございます。と同時に、142ページの第18節、こちらの説明欄にも空き家改修工事支援事業補助金として、同じく275万円が計上されておりますが、この両方の事業内容をお聞かせください。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤設部兼定住促進課長 140ページの事業内訳の部分から142ページまで行く部分が、同じその住宅の事業となっておりますので、まず空き家の利活用促進事業という部分と、142ページの空き家改修工事支援補助金、内容的には同じ補助金という部分と事業というくくりで、同じものとなっております。

そちらの内容でございますけれども、まず、既存住宅の調査といたしまして、1件当たり5万円で5件分、さらに改修の支援といたしまして、1件当たり、50万円上限として5件という形で、合わせまして275万円を計上しているところでございます。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

これはどちらも同じ中身なんですね。275万円は変わりないと。その事業内容の一環として、 この改修事業費が入っているっていうことの理解でよろしいんでしょうか。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤設部兼定住促進課長 申し訳ございません。空き家利活用促進事業の中で、こちらの空き 家の改修工事の支援補助金というのが入っているという形で、同じものということでございま す。
- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

昨年からずっと空き家のこともいろいろお話しさせていただいておりますけれども、ようや く調査があって、アンケートもあってと。そういう中で、やはり空き家に対する市民の関心度 が大変高いというのは理解させていただきました。

当然、その空き家を利活用できるのであれば、売ることができるのであれば、とっくに不動 産屋さんに登録していて、売っていただくとか、そういった流れはあると思いますが、放置し ていて、結局、売ることもできない、また、どうしていいか分からないという方たちが、まず 第一歩、相談したい。確かに空き家バンクに登録していただくようにこちらから促すというよ うなお話も、昨日ございましたけども、ただやはり空き家バンクに登録するにしても、様々な その前の足踏み段階があると思いますね。その辺について、この利活用、せっかくの予算をつ けての利活用という事業を行うのであれば、それ以前の問題として、直接その空き家をお持ち の方との接点、どのようにお考えなのかお聞かせください。

- ○土見委員長 佐藤定住促進課長。
- ○佐藤設部兼定住促進課長 今回行いました空き家のアンケート調査の結果ですけれども、空き家も回答いただいた方が51.8%と、高い関心を持っていただいているという状況でございます。こちらの中で、特に、我々定住促進を進める部分としては、先ほどご紹介ありました空き家バンクと併せまして、今回アンケートの中でも、市からの情報提供を希望したいという方が169件ございました。こちらの方々にも、こういった空き家に関する情報を、市から提供したいというふうに考えております。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

とにかく、まずはご相談に乗っていくということが一番大事だと思っております。やはり様々な空き家、先ほど言ったように利活用できるものもあれば、もう放置し過ぎて、取壊しせざるを得ない、また、かなり雑草とか樹木がおびただしく広がって、隣家に迷惑をかけてしまっている、どうしたらいいやら。また、遠くで、息子さんが住んでいて、誰も近々ここに帰ってくることなければ、またそこを管理することもできないという方たちもたくさんいらっしゃると思います。

これは一例でありますけれども、群馬県の前橋市で、空き家利活用センターというのを庁内に開設したそうです。私たちは何度も空き家の問題をお話ししていますが、どこの課が所管するのかということもまだ、利活用できれば定住促進課、取り壊してしまうんであれば市民安全課というふうに、本当に、空き家1軒についてどこの課が所管するのかというところで足踏みしているような気がいたしますけれども、来年度から組織編成になりますが、この空き家についての総合的な対応できる課はどこになるのかお聞かせください。

○土見委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 来年度からにつきましては、政策課で定住促進という形の中で取り扱うという形に考えてございます。ただ、空き家ですと、そのほかたくさんございますので、いわゆる防犯、公衆衛生上の話もございますので、そういったトータル的な話として政策課で所管するという考えでございます。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

政策課とは、全然予想だにしなかったので、今ちょっとびっくりしておりました。今、部長がおっしゃったように、空き家そのものに対しては、もうそれこそ防犯から、利活用からイノベーション、また、観光、それから福祉関係と、いろんな意味での総合的な、課題が1か所に集まってしまう、そういった取扱いになるかなと思いますので、そういった意味で、今、ご紹介いたしました群馬の前橋の空き家利活用センター、ここは例えば、転勤とか相続で使わなくなって空き家を持っているけれども活用の仕方が分からないとか、それから、一戸建ての空き家を買いたい、また、借りたい、それから空き家の樹木も生い茂ってきて、きちんと管理したいとか、隣の空き家が危険なんですがとか、とにかく空き家に関してはありとあらゆる相談を、そこでワンストップで受け止める、そういったセンターを開設しているそうなんですね。やはり市民が求めているのはそこだと思うんです。そのものによってたらい回しをされてしまって、挙げ句の果ては、個人の財産に公的なことは関与できませんというのでは、本当に空き家ますます増えていくと思いますので、ぜひその辺のことを新しい政策課で総合的にできるような取り計らいをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、実施計画の中からご質問させていただきたいと思います。

実施計画の32ページ、32ページの一番上ですね。生活困窮者就労準備支援事業費、昨年200万円で、来年度4月から462万円。この間も一般質問でちょっとお聞きしましたがもう少し詳しく、この事業についてお聞かせください。

- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えさせていただきます。

こちらの生活困窮者就労準備支援事業ということでございましたが、令和3年度に関しては 年度途中からの開始ということで、200万円の予算となってございます。内容といたしまして は、一般就労、ご本人だけの力で一般就労あるいは、ハローワークなんかでの就労活動ができ ないような方、その前準備を行うための、例えば、挨拶の仕方であったり、あるいは、履歴書の書き方であったり、そういった部分での就労を行う前段階のそういった就労に対する支援を 行う事業内容となってございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 これは、場所はどこで、どういった方が対応されているんでしょうか。
- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの事業に関しましては、今現 在、委託を行いながら、専門の職員2名で対応を行っているという状況でございます。 以上です。
- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

これは委託されているわけですね。その委託先の方が2名で対応していると。これは庁内に その場所があるのか、どこでやっていらっしゃるのでしょうか。

- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えいたします。

こちらに関しましては、壱番館、生活福祉課の保護係の場所に、そちらで委託職員を配置を いたしまして、面談等に関しましてはそちらの壱番館の相談室で支援を行っているという状況 でございます。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 そうすると、委託されている事業所の職員 2名が常駐でいらっしゃるということで しょうか。
- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 おっしゃるとおりでございます。
- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、昨年の予算の200万円の中で何人ぐらいの方が、この就労準備支援を受けられて、 どういった効果があったんでしょうか。

- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちら、200万円の委託事業でございましたが、今現在関わっておられる方が14名、15名ぐらいの方がこちらの支援を受けている 状況にございます。

そちらの方々に関しましても、今現在すぐに就労ができるような状況ではない方がほとんどでございます。であるものですから、そのあたりに関しましては、これから就労に向けて、そのための準備を行うということで、まずは表に出てきてもらうと、福祉部門に出てきてもらう。その上で、面接、そういったところの対応ができるような、そういった準備、環境を整えるということが、一番注力しているところでございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 もうちょっと詳しく聞きたいんですけれども、この15名の方、例えば、自らそれを 求めてきたのか、それともこちらからアプローチして、何とか15名、庁内に来てくれるように なったのか、また、ならなくて、そこに通っていらっしゃるのか、どういったような中身なの かもう少し詳しく教えてください。
- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 その14名、15名の方なんですが、やはりこちらから、福祉事務所からお声がけをさせていただいて、来ていただいているというような方が多い状況でございます。

その中でも大分、14名、15名の方に関しましても、置かれている環境だとか、あるいは、病 状、いろんなそのハンデの状況なんかも違うものですから、個別の対応というふうなことで対 応させてもらっている状況でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

来年度は、462万円ということで、約倍の金額となっていますので、何か新たな取組がある のか、また、倍にした理由はどのような事業を展開しようとされているのかお聞かせください。

- ○土見委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちら、令和3年度に比べまして倍

増になっているということでございました。こちら、令和4年度は年度当初からということで 事業取組ということで、こちらの金額が倍増している状況でございます。

具体的な内容でございましたが、こちらに関しましては、まだ令和3年度、今年度に始めた ばかりであるものですから、少しなかなか成果・結果というのは見えづらい事業でもございま すので、こちらに関しましては、様々な需要、ニーズ、こちらも捉まえながら、適正な対応を 取らせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

そういったふうに、なかなか社会に出てこられない、長年、それから、コロナだけではなくて、それ以前からのそういった個人の歴史があると思いますので、本当にその辺は丁寧に、そして、二度と挫折しないような、力強く一歩踏み出せるようなご支援をこれからもお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは同じ実施計画の、今度55ページでお願いいたします。

55ページ、あとまた資料No.15の40ページも併せて開いてください。

資料No.15の40ページのほうがちょっと分かりやすいと思いますので、一番下の3番、家庭用生ごみ処理機の購入に係る助成について、詳しいことをお聞かせください。

- ○十見委員長 末永環境委課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

今回、家庭用生ごみ処理機の購入に係る助成ということで、市民の方々家庭で生ごみを処理 する機械が今、存在しますけれども、それを購入するに当たっての一部助成をしたいというこ とで予算化をしたものでございます。

金額としては、予算40万円ですけれども、実は我々として上限をおよそ2万円程度と、今、 捉えています。つまり、4万円の機械を買えば満額の2万円の補助という形になります。

委員もご承知のとおり、ごみの減量化を考えるためには、まずやはり家庭から減らすというのが一番大事なことかと思います。本市、今まで、家庭のごみを減量化というアクションがいまいち不足していたと私は考えております。こういったことから、本当にささやかな予算ではございますけれども、まずは令和4年度、これに取り組んで、市民の方に対する意識啓発を図る意味でも事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

私も、前から何回もメンテナンスをしたり、それから中倉処分場もとうとう最終処分場としても、本当に先が見えてきているという状況の中で、まずは、各家庭、私たち個人個人が、ごみに対する減量を図らなければないんじゃないかという思いもありますし、皆さんもそのとおりだと思っております。

今、大分、環境に関しての意識も高まっておりますので、この取組は、私は、たとえ金額が40万円であり、今、課長がおっしゃったように、1人当たり2万円の限度だとしても、そこで意識が変わって、購入することによって多くの皆さんが、ごみに対する関心が高まっていければと思っています。

ただ、これが4月からもし行われるとしたら、周知期間って大変短いんじゃないかと思って いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

- ○土見委員長 末永環境委課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

もちろん予算お認めいただいた後に動き出すというのはもちろんでございます。

周知方法としまして、市のホームページですとか、あと公式のLINE、これ昨年から環境 課でごみのワンポイント通信というのもやっていまして、それに合わせてこういった事業、令 和4年からやりますよというアナウンスをしたりとか、あとはもちろん市の広報にも掲載をす るという形でまずは考えております。

以上でございます。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ぜひ多くの方がこれに賛同されて、応募も多いと思いますので、ぜひぜひこの来年 度の40万円をきっかけに、再来年度はもっと予算を多く取っていただいて、多くの皆さんがご みの減量に協力していただけるような取組になっていただけるようにご期待申し上げます。

では、実施計画の84ページに戻ってください。最後の質問です。

84ページの一番最下段に、男女共同参画推進事業としまして36万1,000円の予算がついております。事業内容にも書かれておりますように、第3次基本計画、令和4年から8年度に基づいて新たな目標を、指標の達成に向けて、講演会やセミナーを実施するものですと書かれてい

ますが、どのような中身でこの事業を行うのかお聞かせください。

- ○土見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 男女共同参画推進事業でございますけれども、こちらにつきましては、今回、第3次基本計画の策定中ということでございます。その中で、計画の実行を進めていくということになります。主なものとしましては、男女共同参画の審議員の方がいらっしゃいますので、その方の報酬費とかをお支払いする分ということとか、あと実際に講演会とか、全中学校に対して、男女共同参画の講演会、必ずやっていくということとか、計画に関しましては、前の年にやった計画の報告と、あと今年度にやる、年度計画の報告というのも審議会の中でお示ししていきながら、総合的な男女共同参画推進ということを進めていくという事業でございます。

以上です。

- ○土見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

昨年取り組んでいただきました生理の貧困、この対策として、無償で生理用品を配布していただきました。各小中学校及び塩釜高校におきましても、生理用品を配布、配備していただきました。また、女性の相談コーナーも設けていただきました。そういった意味で、昨年の状況はどうだったのか、まずお聞かせください。

- ○十見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 昨年度の生理用品の配布でございますけれども、本市ではコロナ禍ということで、困難を抱える女性を対象に、5月に防災備蓄倉庫で入れ替える生理用品 300パックを活用しまして、子育て支援センターと協働推進室、合計で150パック、あと教育委員会を通しまして市内の小中学校・高校は150パックということで配備しておりました。

その中で、子育て支援センターと子育て推進室では、合計で50パックが配布されるなど、配布先に足を運ばれた方がいらっしゃる一方で、表面化せず潜在している状況が推測されるということでございまして、継続した支援ということが必要だと感じたところ、考えていたところ、宮城県のご協力をいただきましてみやぎの女性つながりサポート型支援という事業の中で継続して生理用品や、あるいは、食料、そしてあと、気持ちを切り替えるために化粧品というのもお配りしながら、毎月10月から2月の第1、第3金曜日に実施しておりまして、この中では6名ということでご相談がございました。そういったこともございまして、来年度についても宮

城県で同様な事業を行うという、実施予定ということでございますので、継続して本市でも相 談業務を行っていただけるようにお願いしているというところでございます。

以上です。

- ○十見委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

やはりコロナ禍の中でという一つのきっかけでございますが、先ほどの就労準備もそうですけれども、長年そういった中でお困りになっている方が、今回のコロナの中で浮き彫りになってきたと。そのことに対して、敏感に本市も対応していただいたということだと思っております。

まだまだこのコロナ禍も続く中、またこういった女性たちの困窮、困難なことというのは、 ようやくそれが日が当たった段階かなと思っております。宮城県でもこれに対して、引き続き 協力していただけるという話ですので、ぜひ、もっと広く、この周知の仕方を考えていただき たいと思っています。

先ほどの課長のお話の中で、化粧品とか食料というのは、なかなか一般の方たちのところまで伝わっていないんではないかと思われます。また、そういったところにどういった方が、またNPOの方たちとか、それから子供食堂の方とか、そういったあらゆる方たち、それから、本当に福祉関係の方たち、そういった方たちも広く、横にも広めていただきたいし、また、市民の奥深くまでそういった情報が正しく届くような丁寧な周知をしていただきたいと思っておりますが、どのようにお図りになるでしょうか。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 物すごく大事な視点だとお伺いをさせていただきましたので、私からご答弁させて いただければと思います。

生理の貧困のときの浅野議員の動かれ方もそうでございますが、どうしても、簡単に申し上げれば、私は男で、その生理の貧困ということについては、新聞報道等で知ったというのが実情でございました。その訴えを聞いて、できることがないかということで小林課長にご相談をしたら、ちょうど入れ替えるものがあるからそれをご活用されたらということの一つのきっかけでございました。

多分、私みたいな異性が、女性の生理の貧困ということを捉まえるのはなかなかやっぱりちょっと難しいところがあるんだろうと反省をした部分もございましたし、その後、ほかの自治

体にも広がっていきました。こういったことを、やはりせっかくご指摘いただいて対応させていただくに当たっての市の告知、周知の在り方、こういったことも、実は秘書広報課をつくった一つのきっかけにもなってございます。今までの市役所だと、簡単に言うと、ホームページに載せました、広報紙に載せましたで終わっていたんですね。特にコロナ後の状況の中ではそういうことが多くあって、僕からすると、ホームページ誰見るのという、何人の方見られるのっていったら、ほとんどの人見ていない現状がありますから、それでコロナのかわら版を作らせていただいたという現状がございます。それでもまだ足らない足らないと、やはり言われるわけでございますので、その辺の工夫はこれから先もずっと続くだろうし、SNS等々、新しい機器も出ておりますから、そういったことも市で今、対応をさせていただきながら工夫はしておりますが、やはりまだまだ足らないのが現状だろうと認識しておりますので、ぜひこれは庁内でも、特にある若手職員の皆さんのご意見も拝聴させていただきながら、より広がるような、せっかくやらせていただくわけですから、伝わるような在り方、やり方を工夫させていただいて、対応させていただきたい。責任を持ってやらせていただきたいと思います。

- ○土見委員長 志賀勝利委員。
- ○志賀委員 私からは、資料№17、ページ7から9まで。

工事請負契約に係る増額工事一覧表という形での資料が出されております。

ここで、ちょっと見ますと、一般会計を見ますと、増額工事の件数が、令和元年度24件、令和2年度が18件、令和3年度は5件と、劇的に増額の工事の件数が減っているわけです。そして、金額を見ますと、令和元年は、一般会計で23億4,500万円。これが27億2,200万円に増額されて、約、増額分は1年間で3億7,700万円の増額と、率にして16.1%、令和2年度になりますと10億3,300万円が11億7,700万円、変更額が、1億4,300万円、増額率が13.9%。それから、令和3年度になりますと、もう圧倒的に減りまして、1億2,550万円の予算でやったものが、増額分は1億3,000万円、増額が470万円で、増額率は3.76%という形で、この3年間に、こういった増額工事が劇的に変化しているということがあります。

それで、水道事業も同じように、これも減っておるわけです。

令和元年度12件、令和2年度は13件、令和3年度は4件と。金額は10分の1程度のトータル 金額ですが、やっぱりこれも、変更額も令和元年度は2,400万円の変更額に対して、令和2年 度は1,900万円、令和3年度は250万円という形で、劇的に減ってきているわけです。

この3年間でこれほどこういったものが減ってきた最大の要因というのは、どういうことが

考えられるのか教えてください。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 3年間で増額契約が減ってきたという内容でございますが、主に、 積算の精度が上がってきた、あと事前調査の精度が上がってきたということで、増額の変動が 減ってきたものだと考えてございます。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 どうして3年間で積算精度が上がったんですか。今まで何十年とこういう積算の業 務をやっているはずですけれども。
- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 これまで職員の中でも、近年については、研修というものを強化してきたということで、そういうもので積算や、契約の考え方についても職員の意識改革があったと考えてございます。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そうすると、職員の意識が変わったんですか、それとも、職員の質が上がったんで すか。どうなんでしょうか。
- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 研修を通しての職員の質が上がってきていると考えでございます。 以上でございます。
- ○土見委員長 これは当然、佐藤新市長に替わられてから、やはり契約の透明化ということに一生懸命取り組んでいらっしゃるわけですけれども、そういったところの波及効果と考えていいんですか。それとも、職員の皆さんの独自の努力によってできたことなんでしょうか。それで、なぜ職員は今まで努力しなかったのか教えてください。
- ○十見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 私になったからということはほとんどないとは思いますけれども、ただ、就任して、 やはり慣れるまでに2年ちょっとかかっていますけれども、やっぱりおかしいのいっぱいあり ました。正直申し上げます。設計変更が30%まで認められると。それを最大限上限に30%だと いう感覚と、30%までは認められるという安易な考えと、その辺の差が、ここ2年半で職員の 中で変わってきたんじゃないのかなと思います。

正直申し上げますれば、当然、忙しい時期に、いろんな工事が重なって、1つのことを発注

するのに、どういう約束事をつけて、どういうルールでやっていくか、このことのルールの甘 さとか、いや、時間がなかったんですっていうことも、幾度もありました。その中で、私もい ろんな知り合いがおりますので、例えば、この建物はこのぐらいでどのぐらいなんだろうって いうのを聞けば分かるんです。そうすると、その金額と実際にお支払いさせていただいた金額 の差があまりにも大きいので、これどうなったって経緯を調べると、やっぱり30%という、結 果的に設計変更30%認められるということを業者さん知っていますから、そこまでのところを ぎりぎりまで上げてきていた。そういうところがあります。正しく精査をして、30%上がった ものもあるだろうし、ある程度低く入札して応札した後に、30%上がるんだということで、そ れを計算した上でかどうかは知りませんけれども、30%認めてしまっていたというのも数のう ちにはあるだろうと分かったところもございました。そういったところを厳しく、しつこく、 何十回となく、市の会議の中で、庁議の中でも申し上げてまいりました。それがもしかして浸 透してきたのか、しつこく言われるから嫌なのか、それはちょっと僕は分かりません。ただ、 その制度というものを適正に、適切に使っていただくのであれば何も文句は言いませんけれど も、安易に30%の枠があると業者さんに捉えられることだけは市としては恥ずかしいことです から、しっかりとその辺を厳しく見つめ直す、見直していただく、しっかりと考え直していた だく、そのことが、今回の塩竈市の入札監視委員会につながっているということでございます ので、ご理解をいただければと思います。

- ○十見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 分かりました。

以前の体制ですと、国から来た補助金は、塩竈市の金じゃないので、幾らばんばん出しても 塩竈市は損はしないという感覚を、トップの方からお持ちだったわけですね。監査委員の方も、 塩竈市は損をしていないので、支出は認められるんだというコメントもありました。そういっ た感覚で、これは国民の、全てが税金ですから、やはり、市であろうが、国からもらったもの であろうが、きっちりと丁寧に使っていくという精神を、さらに研ぎ澄ましていただいて、節 約して、それで、ほかの出すべきところに予算を使っていただきたいなと思います。

この件は以上で終わります。

次に、資料No.15のページ30ページですね。

新婚さんいらっしゃい事業、これはみんなが主役になれるまちという市の目標に向けての予算編成、予算額が750万円、中身は、結婚祝い金5万円と、150世帯に配るというものでありま

す。

私も、議員になってからずっと定住人口促進の中で、こういう政策が必要じゃないですかと 訴えてきたわけですが、10年間無視され続けて、それでやっとここで出てきたと。まずよかっ たなと思うんですが、まだ私からしたら、もうちょっと何とか色をつけてほしいなという思い があります。

というのは、私はやはり、私、議員になってから8年間、産業建設常任委員会でこういう件に関して、各地の視察をしてきました。大体が、やっぱり最低10万円とか、それと、1年なり、2年なり、3年なり、引っ越してきたという人には、家賃を補助し続けるとか、そういう制度なんですね。ですから、例えば、1年間、3万円の家賃で補助しますよと。そうすると、150世帯ですと、5,400万円という金額になるわけです。そうすると、もうちょっと魅力のある制度になってくるのかなと。財政面もあるのでしょうが、先ほど言ったように、入札の問題、それから、繰入金、これの節約、こういったものでこういうところを予算化、出てくる可能性もあるんではなかろうかと。

何かといえば、私がいつも言う、市立病院の毎年4億円近い補助金、これは、市立病院の経営形態を変えることによって、億単位お金が生まれてくるわけですから、そういうことをやはりできるだけ速やかにやって、市立病院の職員の方の職務を守ることも、給料を守ることも大事なのかもしれませんけれども、人口を増やすということは、塩竈市にとって最大の最重点項目だと私は思うんですよ。ですから、どちらを重きに置くかということになってこようかと思いますけれども、そういうことを、ちょっとここで申し上げさせていただいて、取りあえずは、令和4年度は祝い金5万円ということで、これはこれで私はやむを得ないと思いますが、次に期待したいなと思うんですが、その辺、市長、検討の余地があるのか、ないのかだけ、ちょっと教えてください。

- ○十見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 これ、たしか質問でも、鎌田議員の質問にもお答えさせていただいた経緯がございます。確かに金額を決めるに際して、やはり10万円というお話も庁議の中で、また担当課ともやり取りがございました。ただ、こういう新しい事業を行うときに、しっかりと考えようと思っているのはやっぱり財源の確保でございまして、新たな事業を起こすときに、やはり今までやってきた事業なり、無駄な事業なり、事務事業なりをしっかりと見直した上で、やはり財源を確保すべきだろうと、それを基本に置こうと考えてございました。

初めから無理をすることは、簡単かもしれませんけれども、まずは、今の喫緊の課題である 少子化なり、若い世代を塩竈に移住していただくための一つの呼び水として、今般については 5万円という形に対応させていただきたいと考えてございます。

これも申し上げたんですけれども、ゆりかごから墓場までの、一つの大木でなぞらえたときのそれぞれの世代間への補助なり、祝い金なり、様々な施策というものを、どこが足らなくて、どこが充実をしていて、そういったものをトータルでプロデュースしていくのは、今後の塩竈市の行政の中では必要だろうと思っていますので、こういう、初めて事業させていただく場合には、まずちょっと無理をしないで、様子を見て、その状況をしっかりと総括、検証させていただきながら、次に育てていく、そういう形の事業展開に、これからの塩竈市は変えていきたいと強く思ってございますので、そのところを意識した事業になっているということをぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、今後、医療費の問題も出てきますので、そういったことも含めてしっかりと今までの無駄、もしくは事業の見直しを図りながら、新たな事業にスクラップアンドビルド、しっかりさせていただきたいと思っていますので、こういった事業が育つような余地は、これから始めさせていただきますので、しっかりと、議員の皆様方のご示唆もいただきながら、育てられるように努力し続けたいと考えております。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 一つのいい例でいいますと、兵庫県の明石市の市長、今の市長が、なぜあんなに人気があるのかということをちょっとお話ししますと、今の市長は、こういった福祉問題の予算をひねり出すために、職員の方の給料を削減して、協力を求めて、そういった原資をひねり出して、福祉政策を実施したと。それによって、神戸からの明石市へ転出入者が劇的に増えて、人口を維持しているという一つの例があります。これをまねをしろというんじゃなくて、どういう経緯でやったのか、やっぱり先進地としての参考にしていただいて、今後、検討する必要もあるだろうと思いますので、ぜひその辺も、実際の調査をして、やっぱりそれぞれ庁内での意思の方向性を出すために、役に立てていただければなと思います。

同じ資料No.の15で、ページ33ページで、このこんにちは赤ちゃん誕生祝い金贈呈事業ということで、1人3万円ということで、これも新しく、来年度の予算で出てきました。これも私長くずっと言い続けていたんですが、一向に実現できず、今回出てきたと。

ただ、これも同じように、ちょっと金額的には、ちょっと寂しいなという感じがするわけです、私的には。ですから、やっぱりこういうところも、最低10万円ぐらいにしていただけると、

10万円になるとトータル2,500万円ですかね、年間予算がね。それで、実際750万円で、私は、 思いは、例えば、議員3人減らせば、1,950万円出ると。そうすると、その辺で、もう一つ、 予算的にはできるのでなかろうかという考えも、私自身はあります。

これは、議員の皆さんが、削減すると、委員会どうだこうだっていう反対意見もありますが、 やはり、どこかでそこを考えていかないと、なかなか市会議員選挙、町会議員選挙に出る方が、 昨今、非常に減ってきて、無競争が多いという時代になってきていますので、そういうことも また一つ考えていくべきではなかろうかなと。そうすると、こういうものが充実して、福祉政 策が充実していく原資の捻出にもつながっていくんだろうと考えていますので、そういうとこ ろも一つご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇十見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 基本的には、先ほどの新婚さんいらっしゃいの考え方と流れ的には一緒でございます。ただ、僕としては、第6次長期総合計画が4月から本格化いたします。そのときにやはり、今後の塩竈市の行政の在り方として、少子化対策、少子高齢化にどうやって向き合っていくかということを、市の方針として示す意味でも、この新婚さんいらっしゃい、こんにちは赤ちゃん、若い世代の皆様方に強力にとは言いがたいかもしれませんけれども、少しでも寄り添う形でご協力させていただきたいという趣旨の事業でございます。

これも同じで、先ほどと同じでございます。とにかく今後、こういった方針を示させていただきながら、より充実したものに育て上げていくことが、今後の我々の大きな仕事になってくるだろうと思っておりますし、先ほど志賀議員がいみじくも職員の給料を減らしてということを申し上げられましたが、私も県議時代、県庁で産業振興のために、浅野知事が、当時、職員の給料を払って、その資金を捻出したということを間近で見ておりました。僕はもうどちらかというと労働対価をしっかりと支払われるべきだと、基本的に考えています。ただ、それが世情の状況が厳しくなったときにどう対応するか。これはまた別な話になってまいりますので、その世情とか、世相というものをしっかりと見極めて、その流れの中でどう対応させていただけるかということを踏まえながら、いろんな事業に当たっていきたいと考えておりますので、今のところ、楽ではない市政運営ですけれども、何とか、皆さんのご協力で回っていると。ただ、今、厳しい状況で、これからもう間違いなく、来年度も厳しい新年度になるだろうと思っていますので、そこに対応するためには、ありとあらゆることは除去しないで、いろんなことを考えながら対応させていただきたいと思っております。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 いろいろ、なかなか言い出しにくいところもあるでしょうけれども、やはりどこかで区切りをつけてやっていかないと、福祉というか、やっぱり塩竈市の存亡に関わることですから、そこのところを最大限、最優先課題として、やっぱり考えていかなければいけないのではないかなと私は思っております。

次に、同じ資料No.の42ページ、都市開発資金貸付け事業について、これも先週も質問が出されていますが、私的には、今回のものについては、やむを得ないと考えています。ただ、今回の貸付けについて、例えば、建物担保ということになったときに、当然、この貸付金が第1抵当権になるわけですよね。そうすると、民間金融機関が第2抵当権で、担保で、貸してくれるのかどうか。貸しづらい状況になってくるのではないかなと私は思っております。

ですから、そこのところをやはりしっかりと役所として確認をする必要があるのかなと。

それと、私、ざっとした、ざっくりした計算だったんですけれども、残っている保留床の、例えば、賃貸にして、坪5,000円で貸したとすると、45年から50年かかるんですね。そうすると、本当にこれが、この事業が成り立つものなのかどうか、そういうところもやはり役所がきちんと試算をしていって、それで我々議員に提示していただけないかなと。当然、あと、再開発の組合の方々にも、そういうきちんとした計画を出していただけるようなことにしていかないと、みんなお金が無駄になってしまう可能性があるのではないかなと危惧しているわけですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

- ○土見委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおりだと考えてございます。現状、国に出した資料の中では、今、今回取得いたします五つのテナント9割で25年間回していくという方針を頂戴しておるところでございます。

まず、その責任を持ってそのとおり履行していただくというのが大前提になろうかなと考えてございます。

あと、今後につきましてでございますけれども、今現在、枠としては5枠分ということで今回予算要求させていただきました。ただ、今後の取組といたしまして、例えば、個別に売却されるとか、そういったアプローチ方というのもあろうかと思いますので、引き続き状況を注視しながら、まず4月末の段階で一度、情報交換をする場を設ける約束をさせていただいており

ますので、そこで分かった内容等々含めて議会には協議させていただきたいと考えてございます。

以上です。

- ○十見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 もうね、11億円近いお金を、市の税金をつぎ込んでいる事業でありますので、しっかりと成功するように、完遂できるようにしていただきたいと思います。

次に、資料No.15の40ページ、ゼロカーボンシティ塩竈というところで、ちょっとお聞きしたいと思います。

ゼロカーボンというのは、CO2をゼロにするという意味なんでしょうけれども、CO2というのは、塩竈市でどれだけ排出しているのか。

それから、産業別にそういった数字があるのか、ないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○土見委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

まず、回答から申しますと、塩竈市としてどのぐらいCO2を排出しているか、算出しておりません。ただ、一応国から少し時間が前の2018年度の環境省でホームページで塩竈市の排出量は出されております。具体には、40万1,000トンです。ただこれは、あくまで宮城県が全体として県としてあって、それを従業者数とか生産量等で案分をして出している数値になりますので、これが塩竈市にイコールになるかというのは、甚だ私は疑問だと思っておりますので、恐らく委員がおっしゃりたいとおり、ゼロカーボンシティを宣言する以上、塩竈市としても算出すべきだなとは考えております。

以上でございます。

- ○十見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 それで、私的には、ゼロカーボンという言葉、意味するもの、CO2ゼロにする、 全くゼロにするのか、それとも、ある特定のものをゼロにしていくのか、その辺がはっきりしないんですね。塩竈市が排出するカーボンゼロにするんだったら、塩竈市民呼吸できなくなりますよね。だから、それを、どういうターゲットを、どのぐらい削減していくのか。ゼロというのは、どだい無理な話なんですよ。アドバルーン的にはなんかいいようですけれども、矛盾していますよね。我々、生態系考えるとね。

だから、そういうもうちょっと実態に合った言葉遣いをしていかないと、何か間違った方向 に進んでしまうのではないかなとも、私的には感じているわけです。

それで、念のためにちょっといろいろ私が調べたデータをお話ししますと、2018年度の地球上のCO2の排出量が約330億トンあるそうです。国別でいきますとね、中国が95億トン、アメリカが49億トン、日本は11億トン。人口1人当たりにしますと、一番多いのがオーストラリア、1人当たり15.2トン、2番目がカナダ、15.1トン、3番目にアメリカ、14.8トン、我が日本は6番目で、1人当たり8.66トンと。中国は、人口が多いので6.6トンと、これ、総量多いんですけれどもストレートにすると少ない。こういったものを見ながら議論をしていかないと、一部の金もうけに走っている人たちの思惑どおりにものが進んでいってしまうような気がしてならないわけです。

それで、そのCO2の排出のもとになるのは、人間が年間で24億トン、それから、交通運輸が80億トン、そのうちの乗用車が36億トン。それで、反すう動物、牛、羊、これらの動物が発生するメタンガスが35億トンあるそうです。そのメタンガスの場合は、CO2の温室効果と比べて28倍の温室効果があると。そうすると、13億トン掛ける28、364億トン。今の排出よりも、こういった反すう動物だけで温暖効果ガスに匹敵するものを出していると。こういうところが全くSDGsでは議論されていない。ただ単に車の排出ガスを減らすんだと。そういうことで電動化するんだと。だから原子力発電がいいんだということに、今、方向性としてなっているわけですね。ところが、ちょうど震災当時、ヨーロッパでは、原発は、テロとかそういったことの対策についてしっかりやらなければいけないので、従来の3倍を超える建設コストになると。だからもう新しい計画はやめましょうと。ドイツは、東日本大震災のときに、原発ゼロという宣言をしたわけですね。ですから、そういう中で、なぜ原発が復帰したのかと、原発問題がね。これはやはり、資源メジャー、こういったところの資本家たちが、やはり裏で画策して、原発がゼロになるとウランが売れない。やっぱりウランを売るためにはということでのSDGs宣伝をあおっていくということもあるんじゃないかということを言っている有識者の方もいらっしゃいます。

やっぱりいろんな面からこれを検討していかないと、本当の意味での持続可能な社会というのは構築できないのかなと私は考えます。確かに、CO2を減らすことは大事ではありますけれども、ただ、かといって、本当の意味での持続系可能な世界を構築するには、我々が知識をもうちょっと蓄えて考えていかないと、同じ、変な方向に、ただ単に、金の亡者の方々の金も

うけの道具にしか使われなくなってしまう危惧があるなと私、考えています。

ブルーカーボンということで、海洋に大量のCO2が吸収されると。だけれどもこれは、大体排出量の30%だそうです。森林が13%、残りの57%は大気中に排出されていくということで、ブルーカーボンについても限度があるわけですし、これが全て吸収できるわけでもないわけですけれども、ただ、いずれにしても、これからCO2、地球の人口が増えていって、それで、前に、私の記憶では、地球の今の食料供給ができる人口数は85億人までということが言われていました。85億人分は何とか地球で生産できる。ところが、この85億人に到達する日が2030年です。あと8年、食糧危機に陥るわけです。これをどうするのかという。

だから、そこで、このグリーンカーボンというものの捉え方を、もうちょっと塩竈市でも、ただ単にゼロカーボンというのじゃなくて、もうちょっと一般の市民の方に分かりやすいような方向性を出して、それで塩竈市としてどういうところをどうしたいんだと。端的に言えば、一番あれは焼却炉ですかね、これの例えば、燃焼トン数を減らす、当然プラスチックゴミを分別することで減るわけですから、そういったところでの具体的な例を挙げてやっていく、取り組んでいくとかというところを、こつこつとやっていく以外ないんだろうと思いますけれども、その辺の具体的な、例えば、こういうことがいいのかなと、生ごみも出ました、だけれども課長なりの何か考えがありましたらお聞かせください。

- ○土見委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

先日から、塩竈市の地勢的な特徴、特性を利用してという回答でひたすら来たわけですけれ ども、課長としての意見という話でございます。

今、方向性として焼却炉、あと中倉処分場をどうするかという議論のステージに立つところ でございます。

いろいろ考えますと、塩竈市のごみを減らすというところでは、前、一度お話ししましたが、 生ごみが全体のごみの55%、プラが15%、2つ足すと70%が、プラと生ごみで塩竈のごみは占 められているという話になります。この2つを何とかすればごみが減量化になるんじゃないか というのが、まず基本的に私は常に考えていることでして、これを考えると、今、委員の話の 中にもヒントとしてございましたとおり、やはりエネルギーだと思います。具体には、例えば、 プラスチックは、今、プラスチックからアンモニアを精製して、アンモニアというのは水素を 含むことによって、アンモニアというのは既に運搬をする技術が確立されている。安全に扱う ことができる。これが、水素をここから取り出してエネルギーになることができるとあります。 プラスチックをこのアンモニアに転換させるという技術がもちろんございます。あとは生ごみ でございます。55%を占める生ごみですが、これに関しては当然、エネルギーとして、例えば、 バイオマスエネルギーに転換することができるというのがあるので、一つエネルギーというの が、キーワードとしては塩竈市が今後こう持っていく中でのポイントになるのかなとは個人的 に考えているところでございました。

答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 SDGsの世界では、原発が一番いいんだとなってはいますけれども、私的には、 やはりこれから水素社会にしなければいけないんじゃないかなと。アンモニアから水素も精製 できますし、プラスチックからも、廃プラからも水素が精製できるという、今、そういう新し い技術はどんどん、どんどん開発されております。それで、私的には、塩竈市がゼロカーボン を目指すというんだったら、公用車を全て水素エンジンの車に替えますと。そうすると、水し か出ていないわけですね。そうするとゼロになるわけです。

それで、あと、加工団地組合、BDF取り組んでいます。だけど、これは、流れからすると 反するわけです、今ね、エコだと言いながら。そうすると、そういうところで、例えば、塩竈 市内に水素をつくるプラントを誘致するとかということも一つの社会貢献につながっていくで しょうし、外にアピールするにはいいのかなとも思うわけですけれども、やはりいろんな、今、 方法があるようですので、庁内でも積極的にそういう情報を収集して、検討して、コスト的に 塩竈市が取り組める事業があるのか、ないのかという、まず見極めをして、それで、コスト的 にできそうだったら、これをやろうという、アドバルーンを上げていただくというのが、私的 には一番いいんじゃなかろうかなと。ただ単にゼロカーボンを目指すんじゃなくてね。だって、 ゼロカーボンだったらね、我々呼吸できなくなるわけですから、それじゃいけないわけです。

だからやっぱり呼吸ができて、その中で幾らでもCO2が削減できるという、やっぱり社会を目指していくことが、持続可能な社会につながっていくのではないのかなと私は思います。

それと、SDG s 17項目ありますけれども、この17の項目も、いろいろな有識者に言わせると、結構眉唾なものがあるという意見も出ています。そういったことも含めて、塩竈市のあるべき姿というものを真剣に検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○土見委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、志賀議員のお話を聞いて、やり取りも聞いておりました。ゼロカーボンシティ 塩竈というのは、これは、僕からすれば、世界的な課題として、理念、理念とは言いませんけ れども、大きな目標として、こういうことを打ち出して進めるべきだろうという一つの考えだ と思っております。

それに、我々が、じゃあ何に対応していくかと。SDGsという言葉が、やっぱり独り歩き して、そこに今は第6次長期総合計画の中でどう対応していくかというのを照らし合わせなが ら、表現させていただいておりますが、また僕の感じからすると、できることからしっかり始 めたいと思っているのが実情です。小さいまちですけれども、小さいまちでまずできることか らしっかりと、今後、実行計画に入っていくと思いますので、そのことにしっかりと考えなが ら、組織挙げて市民の皆様方にもご理解をいただいて、一緒に取り組むことが必要だろうと思 います。まずは目の前にあるごみを、例えば減らすとか、エネルギーについても、水素の件も ございましたが、なかなかちょっと思うように進まないというのは見ていて思います。ただ、 その一方で、また電気、車に関してみるとよく分かりやすいんですけれども、水素を伸ばそう と思ってオリンピックまで頑張ろうと思ったら、なかなかちょっと水素は伸びなかったという 現実があります。その一方で、また電気自動車に方針が変わり始めている流れもございます。 我々としては、そういった方向性も見定めながら、しっかりとできることからまず始めたいと いうところが、正直な気持ちでございますので、今後実行計画をつくる上に当たって、議会の 皆さん、もしくは市民の皆さん、また有識者の方々にしっかりとしたご指導いただきながら、 グリーンカーボン、ブルーカーボン、とにかくできることから始めさせていただきたいという のが正直なところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○土見委員長 それでは、暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

○土見委員長 小高洋委員。

○小高委員 それでは、お昼前最後の質疑となりますが、よろしくご答弁のほどお願いしたいと 思います。

それで、この間、先週より始まりまして様々ご質問あったわけですが、第6次長期総合計画 初めの年ということでの予算編成ということで、全体を見渡しますと、子育て世代の移住定住、こうしたところを重点に一定の新規事業も含まれるということでありますが、そういった明確 な目指すところを掲げての事業、あるいは、予算というところについて、それをしっかりと目 的を果たしていくと、あるいは、実現していくというところで、しからばどういった体制をもって執行していくのかということが、まさに一つは問われるのかなと考えております。

それで、資料の数字のところからちょっとお聞きをしたかったのですが、一つには、資料No. 18の1ページのところに、職員の皆さんの人数の関係、あと5ページ、そして、資料No.17の10ページのところにも、様々数字を出していただいております。

それで、例えば、資料No.18の1ページのところを見ますと、例えば、令和3年度で見ましたときに、定数内職員615名と、こういうことになっておりまして、これが資料No.17の10ページのところになると、配置数で見るのがいいのかなと思うのですが、594名と。一番下のところが病院事業を除くということで437名。続いて、資料No.18の5ページを見ると、第5次長期総合計画時ということで、恐らく同じタイミングの数字なのかなと捉えているんですが、配置数の合計が456名と。この数字の違いがどういったところから出るのか、そこを初めに教えていただければと思います。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、資料No.18の1ページになりますが、こちらについては、現在の定数内の職員の配置ということになります。全職員の配置です。

一方、資料No.17の10ページになりますと、こちらについては、求職者、あと、育休者、その他、他自治体の派遣を除いた配置数ということになりますので、20名程度少ないということになってございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 その594と615の違いについてはそういうことだということでありました。

次に、資料No.18の5ページの、第5次長期総合計画の際の職員配置数、合計456名、この456

というのは、例えば、先ほどのご説明ですと、資料No.17の令和3年度配置数の一番下、病院事業を除く計437、ここから例えば、お休みされている方を差し引くと、この456になるという捉え方でよろしいですか。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 数値としてはそのとおりでございます。
- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

では、今回、第6次の初めの年ということでもありますので、資料No.18の5ページのところで、いわゆる計画の移り変わりに沿った中身のところからまず出発をしたいと思います。

それで、単純に人数だけで比較をすると、全体としては7名増えているように見られるわけであります。一方で、この組織編成といいますか、組織間の配分といいますか、そういったところで見ると、様々変更ありますので、単純な比較というのは難しいんですが、大体一定の増減というものが傾向として見られるような中身になっていますが、その特徴点、どういった考え方で、第6次長期総合計画時の見込みはこういう配分にしたんですよというのが、端的に分かればお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 今回、組織の見直しにつきましては、大きくは、部といたしまして、 組織のマネジメントということで、現行の市民総務部でありますと100名を超えるというとこ ろから、マネジメントが強化できる人数にしたものでございます。あと人数につきましては、 現在のコロナワクチン接種体制ということを鑑みまして、増員させているということが主な原 因でございます。

以上でございます。

- ○十見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

100名を超えるか超えないかというところで、確かに多い人数をどうマネジメントしていくかっていうところの難しさもあることは理解をいたしますので、そういった中で、まずは部単位というところで一つそういった考えがあると。

また、コロナの関係ですとか、あるいは、政策的には子ども・子育ての部分で一定力を入れることもありましたので、そういった点では、子ども未来課、あるいは、保育課というところ

でのそういった考え方なのかなと捉えておりました。

それで、この間、いわゆる業務量調査等を踏まえて編成、あるいは、人数を決めていくんだというお話もあったわけなんですが、今回、この第6次長期総合計画の配置見込みというのは、そういった部分も踏まえて一定決めていったような中身なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 平成31年度に作成しました業務量報告調査、こういったものごとに、 この組織の見直しを行ったものでございます。 以上です。
- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。なかなか業務量調査というものがどういった中身か全部見ているわけではないのであれなんですけれども、その中で、一定、マンパワーの必要なところ、あるいは、そのバランスをどう取っていくかというあたりは、そういった考え方に基づくものなのかなとは思ってはいるんですけれども、そもそもが、大元として、私たちとしては第4次行革の路線の下で、あまりにも減らし過ぎるということはよくないということも申し上げてきたわけでありますが、そういった中で、今委員会、今議会の中でも、いわゆる第4次から第5次への移行も踏まえて、一定、お考えがあることではないかなと思っております、その計画の新たな策定のことも踏まえて。そういった点でいいますと、いわゆる行財政改革というものも見据えたときに、そういったものの考え方も一定踏まえながらの配置になるのかなということも考えたわけなんですが、そういったものがあるのかどうか、あるいは、第4次行政改革推進計画、第5次というところで、一定、どのように、変化点といいますか、これまでの実績を踏まえて、第4次はこうだったけれども、第5次はこうだよと、その体制の考え方の中でそういった変化があるのであれば、ちょっとお聞きをしたいと思います。
- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 第4次行財政改革推進計画につきましては、人数は、一定の削減を してきましたけれども、なかなかアウトソーシング、指定管理者制度、指定管理の導入などが 進まなかったという現状もございます。

第5次につきましては、これらを踏まえまして、アウトソーシングの推進や、また、新たに 出ましたDXの推進等で、業務効率化が図られるということになりますので、まずは正職員と、 あと、会計年度任用職員、そして、現在の財政状況を考慮しながら、第5次の計画を作成して まいりたいと考えてございます。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 物すごく重要な視点なので、僕もちょっと一言言わせていただければと思います。

簡単に申し上げますれば、塩竈市の人口数、もしくは財政状況、こういったものを避けて通るわけにはいかないと思います。それと同時に、第4次、第5次、今度、第6次ということになりますが、正職員を減らすがために、任用職員さんを極端に増やしてきた。どこに弊害があったのか、どこにそごがあるのか、これしっかりやっぱり精査しないといけないんじゃないかなと、正直思っています。足らざる部と、余計な方がいるという意味ではなくて、そういったものを真剣に議論しないとまずい時期に、もう既に入っていると思っています。

いろんな事情でお休みになっている方もいらっしゃいます。その方々を排除する、入れるど うのこうのじゃなくて、現実的にお休みになられるとその部は足らなくなるわけですね。だか らそこをどうやって補っていくかが、任用職員さんだったりということになりますが、適正な、 やはり職員定数の在り方を真剣にもう一度見直さないと大変なことになると。それはおかしい と思っていたんですが、人件費を正職員していて、任用職員を物件費で取り扱っていたんです、 市役所は。これ、どう考えてもちょっと納得、僕はできませんで、市役所の皆さんは納得して いるんでしょうけれども、僕は納得していないからそれを追求し続けました。何で分けるんだ と。分けて駄目なわけじゃないです。ただ、正職員は減らしたけれども任用職員さんはという 視点で物事を考えてそういう表現にしたんだと思います。そういった在り方も、もう、新しい 時代に入っているので、根本的に見直す必要性をしっかりと見極めた上で、収入だって最大の 75億円から55億円まで減っています。人口だって1万人以上減っています。そういった状況の 中でご覧になっていただければ、東日本大震災のときの職員の数と、それ以上多いというのは どういうことだっていうことも、これ簡単に見ると、そう考えられる方も少なからずいらっし ゃるんじゃないのかなと、そういった一般の方の目線で僕は今、市長として働かせていただい ているので、そういったことを市役所に突きつけています。言いにくいことを突きつけていま す。その中でしっかり議論させようと思っています。それでどういう結果が出るかはまた違う 段階に入っていくわけですから、まずは今まで当たり前に何十年、市役所のやり方あったと思 います。それを否定するものではなくて、違う人が入ってきたときに、違う物事の見方で、こ れはちょっとおかしいんじゃないのと指摘をされたときに、しっかりと僕を納得させるだけの

説明がなければ、それをうのみに、これまでやってきたからこうやります、はい、分かりましたというわけにはいかないということを、この2年半、市役所の中で言い続けておるのも事実でございますので、しっかりと、こういった人様の管理だからこそ、一元管理をして、皆様方にも説明させていただくときにしっかりと納得していただけるような説明をさせていただく中で、市役所というものを、これまでの常識から、一般の方々から見れば非常識だと思われたことを常識に変えていく、制度疲労になってきた状態から、新たな時代にふさわしい組織の在り方に変えていく、こういったことを、ぜひ議員の皆様方にも強くご指摘をいただいて、必要なところに必要な人をしっかり配置するのは当たり前のことなので、それを、正職員を減らすためにだけに特化しちゃうとバランス崩れちゃうから、しっかりと正職員の数も精査をさせていただく、それに合わせて任用職員さんの数も合わせていただく、身の丈に合った生き方というのは、僕はそういうことではないのかなと思っておりますので、ぜひご理解をいただきながらご指摘をし続けていただければと思います。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

まさに必要なサービスといいますか、もちろんその中には市長が信念を持ってやりたいこと、 あるいは、様々、保障された権利の下でやらなければいけないこと、行政のサービスにおいて は様々な見方があると思いますけれども、そういった中でこれは必要だとされるところに対し て必要な体制をしいていくと、これはまさに、そのとおりだと思うわけであります。

その中で、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、ただただ減らすこと、そのことを見据えてきたからこそ、今こういうバランスになっていると。例えば、正規職員の方、会計年度の方、そこのバランスも含めて、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、まさに行革というものが一つのそういった見方で染まってしまっていたんではないかなという思いもあって、この間、様々指摘もさせていただいてきたわけなんですが、そういった中で、行財政改革推進計画も今後新たなるものがつくられていくという中で、一定その考え方というものもぜひ踏まえていただければなと思っています。

それで、会計年度のお話が出ましたので、ちょっとその点についてお伺いをしたいのですが、 資料No.18の1ページのところで、今度は定数外職員ということで、467名ということで載って おります。それで先ほど市長のお話の中、先ほどいいますか、先週までのお話の中で、例えば、 会計年度の方について、一定、多いのではないかと、あるいは、類似団体と比較してというこ ともあったのかもわかりませんが、そういったところを調整会議で検討しているようなお話も あったかと記憶をしております。

その中で、今まさに年度の移り変わり直前というタイミングではございますが、この467名 という数字、令和4年度においてはどういった形にしていこうとしているのか、その点をちょっとお聞きをしたいと思います。

- ○土見委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 会計年度任用職員の数についてということでので、総務課からお答 えさせていただきます。

今、市長がお話ししましたように副市長調整会議の中で、令和4年度の会計年度任用職員の 在り方、それから、職員定数の在り方について議論をしたところでございます。その中では、 今後、一定程度の年数を設けまして、まずは会計年度任用職員の方についての数を減らしてい こうと考えてございます。ただ、その中身につきましては、単純事務補助をやっていただいて いる会計年度任用職員の方については、段階を追って整理をさせていただきたいという考えで ございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 佐藤副市長。
- ○佐藤副市長 副市長調整会議ということで、私も参画させていただきましたけれども、背景には、震災後、緊急雇用で雇わせていただいた人数、これが、そのまま高止まりしているという傾向があると考えました。ですので、それをずっと引き継いで今まで来ているというところが背景にあるという分析をしている中で、今後、類似団体並みに減らしていく必要があるのではないかと考えておりまして、今、総務課長答弁したように、事務補助、これは正職員が本来やるべき仕事ですので、そこを正職員がやりつつ、事務補助の会計年度任用職員を減らしていく。一気に減らすということではなくて、数年かけて減らしていくという考え方でございます。
- 〇十見委員長 小高委員。
- ○小高委員 どの程度減らしていくという見通しはございますか。
- ○土見委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 おおよそでございますが、3年というか、数年をかけまして、70名 程度を減らしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

70名程度、3年間と、大体、1年に直すと20人とか25人とか、そういった数字になっていくんだろうと思うんですが、現状467名、そこから70名と考えますと、なかなか割合としてはやや減らすような形になるわけですけれども、一方で、現場の業務がそこでどうなっていくんだというあたりも、これを併せて検討していかないと、ちょっと困ったことになるのかなという思いもありますし、一方で、その1単位、1会計年度という単位で物事が考えられている制度でもありますので、そういった点では減らしやすいと言ってしまうとあれなんですけれども、1年間は1年間という原則でということでのお話にはなるんだと思うんですが、一方で、そこで実際に働いておられると、一つの雇用として物事を見たときに、そこはしっかり丁寧にやらないと、あくまで1年間ということが原則だからということでは、その方々の暮らしとかも含めて、これはちょっと事態としては見過ごせないことも起きかねないなと思っておりますので、その点については丁寧なお話がまず必要なんだろうと捉えております。

そういった中で、市長はじめ考え方についてはお聞きをいたしました。それで、1つには、ちょっと見方も変えたいなと思うんですが、先ほど志賀議員から、いわゆる契約行為の関係でもお話ございました。それで、その契約行為の中でこういった不備があったぞということで、様々監査から指摘も出ていたわけなんですが、そういった中で、そういったところにおいても、ある意味では職員体制の問題というのが大きく関わっていたんではないかなということで、私としては捉えております。1つの課題があって、それに対してどう解決をすると。こういった事業が必要なので起案をしていくと、契約をしていくという中においても、例えば、課題に対して時間がない、人が足りない、そういったことがある中で、そういった不備というものが出てきたのではないかなとも、これまで指摘をさせていただいたわけであります。

そういった中で、資料No.18の5ページのところを見ますと、今回、管財契約課という形で、まさに契約という名前のついた課が、今回ございます。そういった中で、これまでは財政課の中でいわゆる係という単位でやっておられたのかなと思うんですが、この管財契約課のところについては、どういった業務を担っていこうというお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 管財契約課でございます。まず、管財係については、庁舎等の管理、

または普通財産等の管理をさせていただきたいと考えてございます。また、契約については、 契約に特化した係として契約係を設けて、今後設置する入札監視委員会等の事務についても、 ここの契約係でさせていただきたいと考えてございます。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 例えば、各部署といいますか、例えば、土木なら土木、あるいは、教育なら教育というところで、一定何らかの契約が必要だとなった際に、例えば、起案ですとか、精査ですとか、あるいは、実際の契約業務ですとか、そういった中で、どういった役割を担うのかという点ではいかがでしょうか。
- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 これまでの随意契約と呼ばれる少額随契については、これまでと同様に各課内での契約と考えてございます。

それを超えるものについては、これまでと同様に、契約係で執行させていただきますが、内 部的な制度の見直しだったり、入札監視委員会だったりということで、事務の強化をさせてい ただくということで、今回、管財契約課というものを設けさせていただきました。

- 以上です。
- ○小高委員 分かりました。

○土見委員長 小高委員。

そうなりますと、各分野といいますか、先ほど土木課、あるいは、教育委員会、そういったことを申し上げましたが、例えば、その中で実際にこういったことが必要だとなった際に、起案といいますか、契約、こういった形でのものが必要だよというところは、恐らくその所管のところでつくっていくんだと思うんです。そういったものについて、例えば、一定まとまったものを、契約課の中で、例えば、チェックをするですとか、入札監視委員会という話もありましたが、全体のチェックではなくて一部の部分にとどまるんだと思いますので、そういった中では、様々な不備も含めてしっかりとチェックできるような体制をつくるような捉え方でよろしいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 これまでも契約担当では、各課から上がってきた起案については、 財政課合議となってございますのでしっかりとチェックさせていただいているところでござい ますが、なお、より一層の強化を図っていきたいということでございます。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

そういったことを踏まえて考えますと、まさにチェックということでありましたけれども、様々なところから集まってくるようなイメージでいるんです。うちはこういったことでつくりましたというものが、果たして、しっかりとチェック機能というのが働かせるだけの体制になっているのかどうかというあたりがやっぱりこう思いとしてあるんですけれども、そのあたりはあるのかどうかって聞いていないというのは、おっしゃられないとは思うんですけれども、ちょっとそのあたりに心配点があるということでちょっと申し上げておきたいと思います。

それで、こういった点も含めて、先ほど来、市長ともお話しさせていただいておりますが、 まさに足らざるところには足りるようにしていくと、必要なところには必要な人員をというこ とで、この間も求めてまいりましたし、そういった中で行革というものが一つの足かせになっ ているよということでも、ご指摘をさせていただいておりました。そういったことも踏まえて、 今後の検討というものをひとつお願いしたいなと思っております。

それで、大分、思っていたよりも2倍も時間を使ってしまって、ちょっと焦っているんですが、待機児童問題でちょっとお伺いしたいと思います。

資料No.17の34ページのところでありますけれども、待機児童等の数字を示していただきました。どう解消していくかと、新年度予算のところでどうするんだろうなということだったんですが、1つには、実施計画が一番分かりやすいなと思ったんですけれども、1つ、例えば、保育所受入れ児童数増加事業ということで載っております。中身については、事業内容ということで書かれているんですが、これを行うことで、待機児童の解消というところにどの程度寄与するものなのか、前段お伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育で支援課長 待機児童解消の要因の一つとしましては、保育士の確保、そこが要因の一つとして、私どものほうでも確保に尽力しているところですが、なかなかできないというところもあります。今回、保育士の資格のない方で、実施計画では事務職員を保育所に配置するという中身にはなっておりますが、所長や副所長が行っている事務作業、そういったことですとか、それから保育の補助、そういったことをする職員を1名配置しまして、その中で、フリーとして保育をしている職員が、年度途中に、0歳児、1歳児などの保育をできることで、待機児童が解消できるのではないか、そういったところで、ちょっと今回、今ま

で公立保育所には、こういった資格のない職員を配置をしていなかったところですが、そういうところで配置をして、試行的にやってみまして、受入れを増やしていきたいということで、 今回、始める事業となります。

以上になります。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

なかなか昨今の事情も踏まえますと、これで大丈夫ですよとはなかなかなりにくい、1つの見方かなと思っているんですが、そういった中では、今後の保育行政の大きな転換点にも一つあるんだろうということで、施政方針に対する質問の中で曽我議員からも様々ございました。それで、直接の予算ということではないので詳しくはやりませんが、関連してお伺いいたしますと、保育の方向性ということで案も出されておりますが、民営化を基本として大きな変化をつくっていくということで、私としては保育イコールコストということで捉えるのではなくて、あくまでも保育というものは保障されたものであって、そういった中でいかに発展させていくかということを前提として進めていただければなと思うんですけれども、やはり大前提となるのは、市民の皆さん、あるいは、保護者の皆様方と、いかに話をしていくかということじゃないかなと思っております。

そういった点では、説明会等もされているようでありますけれども、説得というところではなくて、まさに議論からぜひ出発をしていただきたいなと思っているんですが、今後どういった取組がされていくのか、お聞きしたいと思います。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 保育事業の方向性を、今、策定中でして、市民の方に今、パブリックコメントをしまして、ご意見をいただいている最中になっています。そのご意見を基に、今年度中に完成させまして、それを基に、来年度以降、いろいろ事業を展開していきたいと考えております。そこに関しましては、保育所を利用する保護者の皆様、それから市民の方にも、内容について周知をしていきますし、方向性というのは大きいものですので、それぞれ、個別、個別に、事業の内容を決めていき、進めたいと思っています。そういった、具体的な内容を、保護者の皆様のご意見も聞きながらつくっていきたいと思っておりますので、そういった機会は設けていきたいと思っております。

以上です。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

そのとおりやっていただければなと思うんですが、スケジュールなんかを見ますと、1月に子ども・子育て会議の委員の方々からご意見いただいたと。その中で、この2月から3月にかけてパブリックコメント。この方向性について、今、これ、案ということで出されていますが、この3月で決定をするんだという表現にもなっておったので、ちょっと心配だなと思ってお何いいたしました。

それで、新浜町保育所の廃止を経験された保護者の方々からも要望書が届いているかと思います。その中では、こういった形では、説明責任、あるいは、議論というものが足りていないんではないかという指摘もあるわけですが、その点についてはどのように受け止めておられるかお聞きをしたいと思います。

- ○十見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 そういったご意見もありましたし、要望書も提出をいただいているところで、丁寧に保護者に説明をし、保護者の理解を得なければ進められないものと感じておりますので、そういったところを丁寧に進めたいと思っております。

以上です。

- ○十見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

ぜひ、先ほどおっしゃったとおりにやっていただければと思います。なかなか、パブリックコメントといってもその書き方一つ取ってもなかなか比較的ハードルの高いものでありますので、そういった中でパブリックコメントやりましたよと、あるいは、説明会やりましたよということで、意見は尽くされたということではないんだろうとも思っておりますので、その点については重ねて申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

それで、次なんですが、この間、先週も複数の委員の方からお話もありましたので、1点だけにしたいと思いますけれども、実施計画の13ページのところでは、いわゆる子供医療費助成事業ということで載っております。繰り返しは申しませんが、多賀城市さん、あるいは、大崎市なんかも、この10月から所得制限の廃止というところも含めての実施を表明されたようであります。

そういった点では、この10月から、例えば、二市三町を見れば本市だけということにもなっていくわけでありまして、もちろんそこに付随する財源についての考え方については、一定理解をするところでありますが、一方で、市長ご自身がおっしゃいましたように、同居近居、この事業のもとで、一定、移住されてこられた方からの声として、例えば、こういったものに所得制限というものに引っかかってというあたりでのバランス、そのあたりも見なければいけないというお話もあったかと思います。

そういった点では、定住施策として、あるいは、これまでさんざん申し上げてきたその医療を受ける権利、保障、こういった関係からも、ぜひこの10月からというところでの考え方があればなと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○十見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 先週もいろいろご質疑いただいてございました。その場でお答えしましたとおり、取りあえず現年度の予算につきましては、令和3年度と同じ対象者、18歳までで所得制限ありという形になってございます。

これも重ねてになりますけれども、昨年5月の協議会で、拡大した場合、縮小した場合、どのぐらいかかるか、どのぐらい余裕ができるかという金額をお示しをさせていただきました。 今後につきましては、そういった面を含めまして、市長も答弁しましたとおり、この単体の事業としてではなくて、市全体として、4月から始まる長期総合計画の中で話し合われていくものと考えてございます。

以上です。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

繰り返しは申し上げません。引き続きお聞きをしてまいりたいと思います。

それで、続きまして、コロナの関係、特に地方創生臨時交付金の取扱いを含めたお話をちょっとしたいと思っておりましたので、資料No.15番の27ページをちょっとご覧いただければと思います。

それで、令和3年度補正予算の関係で、こういった形での交付限度額、あるいは、事業と、また残高というところで示されておりますが、特にこの残高の部分、約1億5,000万円のところについて、今後のフェーズに対応していくんだという形の表現ございましたけれども、今後のフェーズというのはどういった場面を例えば、想像しておられるのか、ちょっとお聞きをし

たいと思います。

- ○土見委員長 佐藤政策調整監。
- ○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 お答えさせていただきます。

資料No.15の28ページ、交付限度額の残高ということで、今、ご質問にありましたように、令和 4 年度の当初予算計上額が 1 億2,838万1,000円で、交付限度額に対して、残額 1 億5,521万7,000円、こちらの部分につきましては、上にありますように、今後のフェーズに対応した新規事業等に活用いたしますということでさせていただきました。

この2億8,359万8,000円、塩竈市に対して交付の限度額とさせていただいておりますけれど も、全額を、今回のとおり、令和4年度に繰り越す形にしまして、事業財源としております。

今後、やはりまだ今コロナの状況というのは、ご案内とおり、第6波ということでございますが、今後についてまた、当然の第7波、8波、見通せないところでございます。そういったときにやはり市の方が市民の皆さん、あるいは、経済界の皆様、どのような状況になっていくかというのを我々今もつぶさに見させていただいて、様々なご意見等も頂戴しております。そういったところに合わせて、やはり、適切な時期に適切な支援をしていくという、その財源として、非常に確保しておかなければならない額と見越しておりますので、そういったところは、まだこれからもご意見等を賜りながら、事業を展開してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇十見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 ところが、コロナの対策で、私も基本としているところがあります。半歩先を見据えてということを市役所内に徹底させています。ということは、今の時点でまだオミクロンが活発化して、宮城県の場合はちょっと高いところで高止まりしていますけれども、春先越えたらどうだろう、ゴールデンウイーク越えたらどうだろう、お盆前までにはどういう変化があるだろうと。それ、3回目のワクチン接種の動向もちょっと気になっておりまして、まだ十数%ですので、大変厳しいんです。ですから、そういったことも見据えながら、ある程度の財源の確保をしておかないと、その時々に合った対応はなかなかやっぱり難しいと思っておりますので、そのちょっと先を見据えた形での財源の一つの担保というか、そういう考え方で、今、こういうご説明させていただいたところでございます。
- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

様々なところへ、支援も含めた考え方の中で、必ずしもこの残高をもっていかにやっていく んだということだけのお話ではないんですが、そういった中で、そのフェーズ、フェーズとい うお話がございました。それで、先日、実は、尾島町の飲食店、特に酒類を提供するような店 舗を経営されている方々、複数の方々からお訴えをいただきまして、その中で、お店を開けて いても、当然、以前のようにお客さんはさっぱり来ないというお話がありました。一方で、開 ければ開けたで、実はコロナ感染のリスクというのは非常に高い状況があるということで、飲 食店でコロナ感染の広がりが実は顕著に見られていないようなお話も、全体としてあるような んですが、そんなことはないんだというお話でした。

客商売ということもあって詳しくは言えないそうなんですが、実感として、家庭内感染というものが、今、感染の主流というとおかしいですけれども、中心だと言われていますが、その 出発点の一つになっているんではないかと、実感としてというお話でありました。

そういった中で、リスクにさらされながら、お店を開くか休むかと、休むといっても自主的な休業ですので、そこには何の支援もないわけでありますけれども、例えば、事業復活支援金なんか一つ取ってみても、自主的な休業というのはなかなか受けにくいというお話もありまして、一言で言えば、開けても、休んでも地獄だということで、ぜひ一定の検討をお願いをしたいということでお訴えをいただきました。

まさに、一つのフェーズの表れかなとも思っているんですが、そういった中で、例えば、まん延防止重点措置について、今現在、県では適用の考えないようですけれども、経済対策ではないんだということであれば、経済対策としての支援が一定必要ではなかろうかと。県議会でも、市町村の取組があるのであれば、それを後押ししていきますよという議論があるようです。10億円規模ということで、県単位で見ればそれほど大きなものではないようなんですが、そのあたりの活用を見据えながら、この6月ということでは、例えば、それでは間に合わないんだろうとも捉えておりますけれども、そのあたり、ちょっと早期の対応という点で求めておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○土見委員長 佐藤政策調整監。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 私どもにも入っているところでも、今、委員からおっしゃいましたように、例えば、県議会では6月に10億円規模のそういった予算というものも見越していらっしゃるというところがあるところです。

ただ、我々としましても、今いただいたような情報というのも、産業興環境部を中心に聴取

をさせていただいているところでございますので、先ほど市長が申しましたように、やはりタイミングを見計らってやっていきたいと。6月議会というのありますが、我々もし緊急であれば、当然臨時会等をご相談させていただくようなタイミングも出てくるかと思いますので、我々としても庁内でこの1億5,000万円の使い道というのを今精査はさせていただいておりますので、タイミングを見ましてご相談をさせていくことになるかと思います。よろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

私としては、まさに今が一つのタイミングだろうとも捉えておりますので、そのあたり、しっかりとした検討をお願いしておきたいと思います。

実施計画の47ページのところ、市道、市の道路の整備事業というところで載ってございます。 そういった中で、地域の道路環境といいますか、あるいは、自然災害にどう対応していくかというところも含めて、様々、実は非常に課題の多いところにいかに対応していくかという意味では、難しさのある事業なんだろうなとも捉えておりますが、そういった中で、この額が適当なのかどうなのか、そういったところもあるんですけれども、例えば、従前から課題となっているようなところも様々あるかと思います。例えば、藤倉2丁目、課長はご存じかと思いますが、歩道が大変に急勾配で、冬季には人が歩けないということもあります。そういった点では、先日沿線の住民の方も集まっていただきまして、課長もご同席いただいて、しっかりとつかんでいただいたかなと思っておるんですが、その点、今後、こういった考えがあるよということがあればお聞きをしたいと思います。

- ○土見委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 お答えいたします。

藤倉の歩道でございます。まず、あの道路は、道路の下に雨水管が入っておりまして、土かぶりが浅いというところで、あれ以上は下げられない道路というところがございまして、どうしても宅地と段差が生じているような状況になっております。

そういったことから、これまで議会でも、宅盤のかさ上げを行っていただきながら、歩道の 整備を進めてまいりたいという中身でお答えをさせていただいておりますが、実際進んでいな い状況でございます。

先ほど委員からございましたように、先日地権者とお会いしまして、役所でも、ではどれく

らいかさ上げすれば、宅地とすりつくのか、そういった部分を検討を、地元の皆様のお声を頂戴しながら、よりよい解決方法を見いだしていければと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

その点につきましては、ぜひお願いをしたいと思います。

最後、実施計画の53ページ、河川水路整備事業費3,000万円というところでございますが、いわゆる石田川のしゅんせつというところだなと思って見ていたんですけれども、橋の上流側についてはご実施いただいたということで、その下流部分について喜びながらも住民の方から心配もいただいておりましたので、丁寧なご対応をお願いしたいと思いますが、スケジュールだけちょっとお聞きしたいと思います。

- ○土見委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 河川水路整備事業でございます。こちら、委員おっしゃるように、石田川の河川の整備というところで、今年度行いました事業の継続工事というところでございます。場所は青葉ケ丘団地の北側、石田大橋の海側の部分でございます。水路内に堆積した土砂のしゅんせつということで、漁業関係者と協議をさせてもらいながら、6月以降というところで工事着工を協議いたしておりますので、その辺を目指しまして事務手続進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○土見委員長 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○阿部(眞)副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田吉晃委員。
- ○志子田委員 午後の一番、私から何点かお聞きします。

今日は、一般会計の当初予算からということで、第6次の1年目ですので、全体的な塩竈の 方向性とか、そういうものが今議会で議論されているところでございます。

私からの質問は、資料No.15の18ページから25ページにかけて、いろいろ比較表が出されておりますので、全体的な一般会計の考え方、それから、令和4年度当初予算の今度の予算の特徴などをお聞かせ願えればと思います。

それで、具体的には、このナンバー15の19ページ、ここで比較表、当初予算の対前年度比較表ございます。左側のページで比較を見まして、主立って前年度よりも1億円以上増えたところ、ちょっと主立ったところ、この辺のところを中心にご説明願えればと思うんですけれども、市税が前年対比で1億4,900万円増えて、57億4,100万円、それから、地方消費税交付金1億3,600万円増えて、12億4,200万円、それから、国庫支出金1億7,800万円増えて、32億7,400万円、それから、繰入金1億8,900万円増えて、10億2,500万円。この辺のところが、昨年、前年の当初予算に比べて1億円以上増えたところなので、こういうところから、どういう令和4年度の方向性なのか、どういう特徴なのか、全体的な説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○阿部(眞)副委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 歳入の主な増要因についてご説明させていただきます。

まず、市税につきましては、こちらについては、増えた要因につきましては、個人市民税が 8,600万円、あと固定資産税が6,300万円ほど増えているという状況でございます。

まず、個人市民税につきましては、昨年の令和3年度予算におきまして、コロナの影響で落ち込みと予想しておりましたが、それほど落ち込まないというものを見込んで今回の予算にしたものでございます。

あと固定資産税につきましては、減免等がなくなりましたので、その影響で増となったもの でございます。

すみません、消費地方消費税交付金につきましては、こちらについてはちょっと県の通知額 ということで、今年度につきましても、令和4年度と同額程度の交付見込みとなってございま すので、令和3年度決算見込みと令和4年度は同額程度と見ております。消費の増ということ で見込んでございます。

また、国庫支出金につきましては、主には、地方創生のコロナの臨時交付金の増でございます。

繰入金につきましては、主に財政調整基金の繰入れを、財源不足の分を含みまして 2 億円ほど昨年度から増額されているものでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

増えたところの予算組みするときの、こういうことだということで、大体の傾向聞きました。 それで、この市税と地方消費税が伸びているということは、予算上は、景気がよくなっている という予算の組み方と私は理解しました。

それで、質問の資料No.17の21ページ、22ページに、市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車、都市計画税の推移ということで、11年間ですか、令和2年度までの決算ということ。大体大きな流れが出ていると思うんですけれども、これ見ると、今、課長説明されたように、市民税とか固定資産税は伸び状態になっているんだけれども、法人税っていうのは、この10年間の流れを見ると、法人市民税が落ちているんじゃないかなと。平成24年度をピークに年々落ちていると。その分、市民税とか固定資産税は、伸びが戻しているという感じなんですけれども、こういうのを総合的に考えて、塩竈市の景気動向というのはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

法人市民税につきましては、今、委員おっしゃったとおり、年々減っているという状況でございます。ただ、塩竈市の経済動向どうなのかと言われたときに、この法人市民税というものは、各企業、決算時期がちょっとばらばらなんです。そのために、一概にちょっと景気がいいとか景気が悪いとかとは言えないのが一つと、今、私、言った、年々減っているという理由につきましては、実を言うと、令和2年の10月から、法人市民税には均等割と税割というのがあるんです。その税割の税率っていうのが下がりまして、以前よりも、12.4%から8.6%に下がりまして、その関係で、法人市民税が現在下がっているということも言えると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございました。

途中で表見て、途中の計算方式が変わったということになれば、また別ですからね。だから ちょっと、この表だけでは分からないということでございましたが、いずれにしましても市税 の収納、全体的に伸びているということで、そういう予算組みをなされたということは分かり ました。

今の、この資料No.15の、次の21ページには、当初予算の、昨年度、目的別比較表ということでございますが、これ見て思ったのは、民生費が、比較で1億5,700万円、それから、土木費で1億2,800万円、公債費で1億3,100万円、前年の予算組みから増やしているという表だと思いますので、この3つの主なる理由をお聞かせ願いたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 目的別の歳出についてお答えいたします。

まず民生費につきましては、大きく増するものが、障がい者の福祉サービス費、これが 8,000万円ほど増えてございます。

また、そのほかに、生活保護扶助費、こちらが7,700万円ほど、前年度からの増となってございます。

また、土木費につきましては、大きなものが、海岸通地区市街地再開発事業の貸付金が主な 増要因ということになってございます。

また、公債費につきましては、こちらは、借換えの増ということで、実質的な公債費については昨年度より減少しているという状況でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございました。

公債費借換え増ということですけれども、具体的にどういうものを、どのくらい、何%から何%にしたとかって言われると安心するんですが、よろしくお願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 銀行からの借入れで、5年ごとに借換えを行うものでございまして、 そちらの借換え分が、今回、増となったものでございます。利率につきましては、現在の利率 とほぼ変わらない低利率なもので借り換えるということでございます。

以上でございます。

○阿部(眞)副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろ工夫していただいて、頑張っていただきたいと思ってお聞きしました。

続いて、ここの次の表の23ページ、24ページには、今度は、当初予算の出るほうの、歳出の性質別ということで比較されておりますが、ここで左のページでいうと大きく増えたなと思うのが、2の物件費で2億1,200万円、それから扶助費で1億500万円、それから、普通建設費の単独事業で1億6,700万円、公債費はさっき聞きましたので、借換えで、それから貸付金、1億1,600万円ということでございますが、こういうところが歳出の性質別でということなので、主なる事業みたいなものをご紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 性質別の歳出についてご説明させていただきます。

まず物件費でございます。主な増要因といたしましては、まず企画費というものでございまして、ふるさと納税が増になったものの、経費の分が増になったり、また、デジタル推進費、こういったものが増になってございます。

また、次に賦課徴収事業といたしまして3,000万円ほどの増となってございます。

また、先ほどもちょっとお話に出ましたが、予防接種事業、子宮頸がんワクチンの予防接種 費、こちらで2,460万円ほどの増額ということになってございます。

また、公園施設長寿命化計画策定事業、あと小中学校の管理費、こういったものが物件費の 中で増となっているものでございます。

また、扶助費につきましては、義務的経費に当たりますが、こちらは先ほどの民生費と重なりますが、障がい者の福祉サービス費や生活保護扶助費、こちらが増になっているというものでございます。

また、普通建設事業につきましては、大きなものが特定漁港漁場整備事業でありますとか、 また、中学校の長寿命化改良事業の実施設計費、塩釜ガス体育館の大規模改修に係る実施設計 費、こういったものが増となってございます。

次に、貸付金でございますが、こちらも先ほどとかぶりますが、海岸通の市街地再開発事業 の貸付金ということで1億1,600万円の増となってございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 ありがとうございます。

今の説明聞くと、令和4年度の大まかな、うんと柱になるような事業が一覧表で聞けたなという感じがいたしました。主なる予定はそういうことだということで、大いに進めてほしいと思って聞いております。

資料No.15の31ページ、今度はちょっと個別に聞きたいと思うんですけれども、町内会等のコミュニティー強化支援事業ということで説明ございますが、この件に関して、大まかな概要をお知らせ願いたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 町内会コミュニティー強化支援事業の主な内容でございますけれども、概要といたしましては、新型ウイルス感染症の拡大ということで、活動自粛を余儀なくされている町内会に対しまして、コミュニティー活動の継続や再構築を目的にということで、市から助成金を交付するものでございます。

事業の対象とするものでございますけれども、コロナの活動に対して必要とするものとしまして、例えば、消毒液とか、使い捨て手袋、あるいは、体温計、パーティション、エアコンの清掃費、会報などの印刷費、あとは、掲示板の設置とか、幅広く対象という形でしているものでございます。

助成金額といたしましては、対象経費の10分の10ということで、1町内会10万円を限度にし、町内会165団体ございますので、そちらに交付していくというものでございます。今後の予定でございますけれども、事業をお認めいただければ、事業内容の周知を図りながら、説明会、あるいは、申請受付ということで町内会の方々とご相談をしながら、コミュニティー活動の継続を狙いながら、事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

新規事業で考えてもらったのね。それで、この資料No.15の27に戻りますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使った、令和4年度の予算ということで、この中に町内会コミュニティー強化支援事業165万5,000円と書いてあるのね。そのほかいろいろこういう予算を使って、いろんなものをコロナ対応でやっていただけるということでございました。

31ページに戻りまして、なかなかいいことだと思って、せっかくだから、こういうコロナ対応でそういうところの予算を使っても新規事業して、それすばらしいなと思って、なかなかや

ってもらいたいと思います。全部の165あるから10万円ずつだということでございますが、10万円というような基準は、結局、1団体は10万円しか使えませんよという枠組みがあるのかどうか。いや、この27ページの交付金の限度額の中でやるんだから、本当は20万円でもよかったんじゃないかという考えもあるんですけれども、どうせ165全部申込み来るわけじゃない、半分来たとして、上限額を20にしておけば、結果的に、全体の使うところで165万円ぐらいで収まるんじゃないかという考えもあると思うんですけれども、その辺の10万円と決めた、その考えの基をお聞かせ願いたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 金額の考え方でございますけれども、多くお渡しすれば、一番いいところではございますけれども、金額的なところでの制限もございますので、1団体10万円という形でさせていただきながら、ただ、金額的なところで制限をかけるということではなく、幅広く、使い勝手のいい補助金という形で、これから制度設計を進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

あくまでも予算だから、だから、それが使い勝手がいいということになれば、10万円だということだけれども、20万円使わなければならないところもあるし、うちのところはいいですっていうところもあるかもしれません。ということは、うちの町内会に集会所ありませんとか、どこに使うのっていうことになったりする場合もありますので、その使わないところまで来たのも合わせて、その全体の1か所10万円というよりも、全体の1,655万円の中で事業を進めていただくということを考えていただきますと、いっぱい事業進むと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、次に、別なことを聞いてみたいと思うんですけれども、資料No.15の51ページ、社会体育施設大規模改修事業について。施政方針の質問の中でも、塩釜ガス体育館の改修、聞いたんですけれども、こちらの委員会でもお聞きしたいと思います。そのとき、聞かなかった別のことを聞きたいと思うんですけれども、この大規模改修って、こう見ますと、本当に全面的にやられるんだなと、そういうこと書いてあるんですけれども、その中には、駐車場とか、駐車場に付随したフェンスとか、あと花壇とかあるんですけれども、ガス体育館には。そういうもの

までもう、全部だという考えなのか、いや、あくまでもここに、改修概要で書いてある 7 点の というところだけなんですという考えなのか、その辺のところだけ大枠をお聞かせ願いたいと 思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木生涯学習課長。
- ○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 ご質問の点についてご説明させていただきます。

来年度の大規模改修事業についてですが、来年度につきましては、基本設計と実施設計ということで、併せて進めたいと思います。

優先順位といたしましては、改修する、しない、改修スケジュール等につきましても、この中で決めていきたいと考えておりますが、まず優先順位として一番高いところが、現行法でございます。35年たっておる施設でございますので、今の建築基準法に合わせた形ということが優先順位となります。その上で、劣化したもの、外壁でしたり、こちらに書かせていただきました特定天井でありましたり、アリーナの床改修、給排水といった劣化したものをまず改修させていただきます。その後ということで、ニーズに合わせた改修ということで、利用者の方からいただきましたニーズ、あとはフェンスですとか花壇など、議員がご質問いただきましたその点につきましても、利用者の方からご意見頂戴しておりますので、そういったところも踏まえまして、全体的なところを、来年度については、実施設計、基本設計の中で定めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろんなありとあらゆるものを、要望をなるべく取り入れて、せっかくやれるんですからいろいろやっていただきたいと思ってお聞きしました。よろしくお願いいたします。

それから、第6次長期総合計画の実施計画から、46ページです。

狭隘道路、ここに、実施計画の46ページの上段に狭隘道路整備事業とあります。そして、事業内容と書いてあるんですけれども、この辺のところから、まず、この事業自体、令和4年度ばかりじゃなくて、これまであった事業でもよろしいんですけれども、この狭隘道路事業整備というものの考え方と、令和4年度こういうことをしたいというところ、その辺のところの概要を聞かせ願いたいと思います。お願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 狭隘道路事業でございます。

こちらにつきましては、住宅等の建築の機会を捉えまして、その敷地を後退する場合に、測量等を実施しながら、4メートルの道路を随時確保していくという事業になります。こちらにつきましては、平成7年から事業を開始しております。やはりこの建築物の建築時期と合わせて、測量整備していきますので、長い時間が必要とする事業でございます。

来年度でございますけれども、まずその交代していただく用地の測量等を、約15件ほど、さらに、工作物除去であるとか、後退用地の整備という部分を、4件ほど予定しておるという状況でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田吉晃委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

全体的な狭隘道路の整備事業の内容が分かりましたけれども、実際に、ちょっと具体的にお聞きしたいと思うんですけれども、私事であれなんですけれども、近所に、町内会の、2 軒隣のところなんでございますけれども、この、狭隘道路整備事業に該当すると思って、道路がやっぱりこう引っ込む、家を新築するときに、そうすると、今言われたら、測量は、じゃあこの測量台帳の市で負担しているかどうか、どの業者が来てやったのか分かりませんけれども、測量しました。そして、引っ込みました。そしたら、道路引っ込んだ分だけ、今度、市道の舗装がない、ただ土だけが出てくるわけですよね。引っ込めばね、当然ながら。そうすると、そういうのは、狭隘道路整備事業だから申請されてやっているわけだから、いずれやるか分かっているから、そこはもう引っ込んだんだなということ分かっていたら、もう市役所で申請手続を終わって、うち建ったというのは分かっているから、直しに来るのかなと思っていたんですけれども、そういうのは、やっぱり地主さんが、私の土地寄附したんだけれども、そこのところの道路、土だらけだから舗装してくださいって申し込まないと、それは直らない制度なんですか。その辺のところの制度的にお願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 こちらにつきましては、後退していただいたというところがございます。なかなかその、連担工をしていかないという部分ありますので、令和2年度ですと玉川の3丁目が1か所ほど、その前の令和元年度ですと、白菊町が3か所ほどという形で整備をしているという状況でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 だからね、ちゃんと整備、協力だけお願いして引っ込んでもらうということじゃなくて、土地を市道に、地主さんに協力してもらうんでしたら、その方は市民ですから、市民に協力してもらったら、急いでそこのところは道路を改修するような、そういう制度的になっていなければ、おかしいんじゃないかということを聞いているんですけれども、要望をしなければ、やっぱり町内会でそこのところ、狭隘道路で引っ込んだ人の分、今年度のやつで舗装お願いしますと要望出さなければ、やってくれないものなのか。もう届出してあるんだから、行って直すような制度自体になるべきだと思うんですけれども、その辺のところの手続の考え方をお願いします。
- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 なかなかその後退していただいても、整備がいかないという部分、 実は予算、実際は後退した数に対して整備が追いついていないという状況でございます。こち ら、毎年、そういったものを合わせまして、予算を要望をさせていただいていきながら、来年 度の予算を計上させていただいているというような状況でございます。
- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

自動的に舗装するような予算がないというご回答でございましたが、やっぱり協力してもらったら、引っ込んだ、そこでさっと、それまでの間、予算ないですよって言っていて、草も、雑草も生えてきますから早く舗装しないと、それも大変な、町内会の行事になるわけです。ですからそういうふうに市民の人に、協力してもらった市民の人にお手数かけないような、予算ってもう、狭隘道路整備事業予算プラスアルファ予算ということで、取っていただいて、すぐに舗装していただけますように、お願いしたいと思います。

うちの近所はまだ予算取っていないということを確認しました。なるべく早く予算取ってお 願いしたいと思います。

次のことを聞きます。

第6次長期総合計画実施計画、今、聞きました。

それから、47ページの市道整備事業、側溝整備事業で大きく予算取っていただいて、1,950 万円、これも施政方針でお聞きしました。だから、いっぱいやられていいなと思うので、具体 的にどこのところなのか、もう一回お願いします。場所。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 それではお答えいたします。

側溝の整備事業でございます。今年度予定しておりますのは、赤坂、これは今年、継続事業 でございます。あと清水沢、こちらも継続事業。大日向、こちらも継続事業でございます。あ とそのほか、かなえが丘、藤倉、杉の入3丁目、そういったところ、新規事業として年度は予 定しております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

令和2年、令和3年、令和4年と、だんだん大きな予算をつくっていただきました。令和5年度も発展させていくということですけれども、いっぱい残っているんですよね。順次ということなんですけども、だから、いろんなところに、至るところにあるところですので、何かあとそのほかにも予算取ってくる方法を考えていただいて、早く要望を、市民の要望を聞いていただけるように、これからも、努力よろしくお願いしたいと思います。お聞きしました。

それから、これの実施計画の42ページ、ちょっと戻りましたね。

皆さん聞いている防犯灯整備事業なんですけれども、これでLED化についての助成だということでございますが、ちょっとこれに関連してというとあれなんですけれども、そもそもこのLED化に、町内会に助成するということもあるんですが、そのもとの考えは、電気料金を、町内会の負担を減らすためにということでございます。その町内会に対する市から電気料金の負担、たしか半分、電気代の半分負担していると思うんですけれども、その辺のところの電気料負担の予算的な措置というのは、資料No.11でいうと、ここの総務費の財産管理費の中に含まれるんですか。あるいは、どこのところに具体的に、各町内会への市からの電気料の補助金、LEDとは違って、電気料そのものに対する補助金というところの予算措置のところ、どこのところに該当するでしょうか、お願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 防犯灯の電気料の維持管理の助成金でございますけれども、資料No.11のページ56ページでございます。こちらの説明の欄の下から2段目に、防犯灯維持管理助成金ということで、18節の負担金補助及び交付金に886万1,000円計上されておりますが、こちらが町内会にお支払いする補助金の予算となります。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

11の56ページの下から2段目のところ、886万1,000円。これは電気代だけだから、LEDのとは違うということで、電気代の負担だと。それで、そもそもこのLEDの施策をやるのは、各町内会の電気料負担軽減のためだと。それがあったんですよね。それで、LED化して、大体70%ぐらいLED化になってきたと。そしたら、当然、LEDになったんだから、当然、市としての、この全町内会に対する886万1,000円の予算が、LED化されたら、電気料金は下がってきてると思うんですけれども、ここ5年とか、このLEDの政策をやった頃から比べて、どのように下がっているか。あるいは、同じなのか、いや逆に、電気料そのものが上がって、単価が上がっちゃったから、このLED化しても、その電気料の上昇分に食われて、下がっていないんですっていうことなのか、その辺のところの数字もしお分かりでしたらお知らせ願いたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 電気料が幾ら下がったかということでございます。平成29年度 の電気料ベースということで考えますと、平成29年の電気料が約1,870万円でございました。 その後、2,000灯のLED化が進んだ令和2年度の防犯灯の電気料金というのが、1,460万円と いうことになっておりまして、電気料金、いろいろ、石油の原材料が上がったりしながらどう なっているかっていう部分は、ちょっとそこの部分は分からないんですけれども、実質、市全 体では400万円の減額ということになっております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございました。

電気料に食われたら何もならなかったのになと思ったんですけれども、もうそれを上回るペースで補助金自体が下がっている。そうすると、やっぱり、考え方、補助金が下がるんだからやってくださいって言っていたんですよ、市から出す分も減るんだからね。だから、いい政策だったんだなと、LEDの補助ね。だから、それをもう最初から市の電気料の補助金のことを、そもそも1,870万円もあったんだから、将来的にこれがもうこれだけ下がるっていうこと分かっている、そのやつでもう全部市の経費でやりますという制度でもよかったんじゃないかなと

思いながら、ちょっと今の説明を聞かせていただきました。これからもずっと続けてほしいと 思って聞いております。

それから、資料No.17の5ページ、時間外のところが書いてある表ございます。ちょっと人件 費絡みで聞きたいなと思ったんですけれども。

それで、この表を見ますと、政策課、財政課、生活福祉課、観光交流課、教育総務課、学校 教育課、ここのところが、月間30時間以上に平均なっております。市の基準とか1人当たり何 ぼ以上やっちゃ駄目だよとか、何かそういう基準みたいのはあるんでしょうか、お願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 市全体での1人当たりの時間外の基準というのはございません。ただ、働き方改革がございまして、例えば、月30時間ですとか年間で360時間、月40時間、年間360時間というような形の、国全体の指針はございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 だから、忙しい課と、忙しくない課があって、忙しいところはうんと残業しなければならない、あとは、そうじゃないところはないということだから、その定数をやっぱりこういうので見直ししなければならないんじゃないかと思って聞いているわけでございます。

この表の、今のところをもうちょっと詳しく見ると、ここを見るといいかなと、教育部の教育総務課のところの7名というところなんですけれども、平成29年度、30年度、令和元年、2年と、これだんだん伸びています。だから、こういうところというのは、やっぱり、そこの人が足りないんじゃないかということを聞いたんですけれども、どのように改善されているのかをお聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木総務課長。
- ○鈴木市民総務部総務課長 教育総務課、増えてございます。令和2年につきましてはやはりGIGAスクールの導入等も含めまして、大分、時間外が伸びてきているのかなと考えてございます。その中で、定数の考え方ですが、毎年度、総務課で人事ヒアリングを各課と行っております。その中で、各課で抱えている問題についてしっかりとこちらでも把握をさせていただきながら、一方で財政課と一緒にやっています定数のヒアリングもございます。その中でどのような業務で増えてきているのかというところをしっかりと各課にヒアリングをさせていただいておりますので、人的な部分と定数的な、業務的な部分を含めまして、しっかりと適正な定数

というのは考えていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 あと残り僅かになりました。資料№18から、私も、鎌田委員も聞いたんですけれ ども、1ページの人件費の考え方と、最後に27ページの議員の報酬の考え方、それで、議員を 減らせば経費削減だっていう考え、いっぱいあるのは当然だと思っていますが、27ページを見 ると、定数は26から18人に、35%ぐらい減らしているわけね。そして、金額も1億7,300万円 から1億1,800万円と、金額が、人件費が35%減っています。

それから、1ページを見ると、定数のところも、職員の872人から615人、そして、77億7,700万円から53億2,100万円と、ここのところは、合計すると25%ぐらいの削減なんですね。職員だけだと35%削減になっています。だから、議会は結構削減しているんじゃないかと思ってこの表を見たところです。

それと、単価、今度、1ページの職員の人件費の単価は、875万円、割り算すればいいんですけれども、だと思いました。それから、議員は、650万円、だから職員の全体の平均の人件費の単価と、議員の議長まで含めた人件費の単価で、職員さんの方が3割ほど高い、議員のほうが3割安いと、この表からはね、人件費から。そう認めているので、議員1人を削減するよりも、職員1人を削減したほうが削減効果はあるという結果になった表ではないかなと、私はこの表を見て、それだけ表を見て思いましたので、鎌田委員も聞きましたけれども、私はちょっと単価的に。なぜかというと、市民の方は議員さんうんと高給取りでしょうって、昔のイメージで思われている方が多いもんですから、今の時代は議員は衰退産業でございまして、人件費も20年間上がっておりません。税金はいろいろ上がるけれども、議員の報酬は上がっていないんです。もう職員の人件費の3割安い人件費で議員がいるんだという表を作って、そのために出したわけではないんですけれども、たまたま出してもらったらそういうふうに出ましたので、だから職員の方にも、議員も頑張りますけれども、職員の方が、特にこちらにおられる課長職級以上の人は、特に、1時間当たりの人件費高いので、大いにこれからも市政の取組を頑張っていただきたいと思って、ここから質問しました。何かご意見あったらよろしくお願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 安易に正職員の数を増やそうだなんて言えなくなったなと、改めて今お聞きしてい

て思いましたが、そういう形で職員の平均の給与の金額と、議員の皆様方の報酬の比較をしていただくと、やはり公務員っていうのは高いなって正直に思いました。それと同時に、やはり前にも、何かの質問のときにお答えさせていただいたと思いますが、平成13年度から令和3年度までの議員の皆様方の報酬を見ると、全く変わっていないっていう現実を改めて突きつけられております。僕らとしても、やはり職員は人事院勧告に沿った形での上下がございますけれども、議員の皆様方の場合、安易なことはちょっと僕も言えませんが、議員の皆様方の活動に資する形、または世情ですね、今の状況に合った形での報酬の在り方はしっかりと検討をしていただく必要性があるのではないかなと、常日頃、議員出身の私としても思っているところでございます。

ただ、その一方で、報酬を上げるとなった場合に、議会の皆様方の報酬を上げるとなると、なかなか市民の方々の鋭い反応が、いろんな地区で話を聞いていても、あるのは事実として受け止めております。ただ、僕とすれば、このような状態をしっかりと見定めた上で、しっかりとした議論の中で、その時々の適正に合った形での、削減をしていただいた分の、例えば、報酬につながるのか、例えば、政務活動費みたいな形でのアップにつながるのか、そういったことの見直しは適時やるべきだと思っておりますので、今後また阿部議長はじめ、議会の皆様方とそういう話合いをさせていただく時期に来ているんではないのかなというのが、僕はこの数字だと思いますので、しっかりとご協議させていただくように、市民の方にもご理解していただけるような在り方、または説明の仕方、そういうことをも、ぜひ、ご協議させていただければと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 西村勝男委員。
- ○西村委員 一般会計について質問させていただきます。

大分質疑が進みまして、ダブる部分ありますが、ダブらないように質問させていただきます ので、よろしくお願いします。

資料No.15を中心にお伺いします。

ここで大分質問ありましたが30ページの新婚さんいらっしゃい事業、すばらしい事業だと思っております。これから新しい方々が入居され、子供さんが生まれて、家族が増えるのかなという気もしますが。そこで、婚姻届見込み数で150組とありますけれども、昨年は、一昨年ぐらいまでのトレンドとしてどういう流れになっているのか、お知らせいただければありがたいのですが。よろしくお願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 婚姻数についてお答えいたします。本市での受付の受理件数ということになりますけれども、平成23年のときには252件でございました。平成28年のときには221件、令和元年のときには157件、令和2年度では154件ということで、平成30年から令和元年度にかけて200件を切った、平成29年のときに195件ということだったんですけれども、最近は、200件を切るような状況になっているというのが、最近の状況でございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 やはりトレンドとしては随分下がり気味だということで、人口減少も関わってくる のかなと思っています。そこで、概要でシビックプライドを醸成するために、ライフイベント の記念事業を実施してきましたと。なかなか私もお見かけしたことなかったので、その内容を ちょっとお知らせください。
- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 ライフイベントの事業でございます。今年度、市制80周年を記念してということで実施した事業でございますけれども、婚姻届を提出されたカップルの方に、市の入り口のところにありますフォトスタジオで写真を撮っていただきまして、その写真をオリジナルの婚姻届の用紙、市で作成しましたので、そちらに印刷して、写真入れに入れてお渡しして、同時に5,000円の食事券をお渡しするというのがライフイベント事業、婚姻の届けになります。

あともう一つ、新しく子供の出生届を出された方にも同じようなライフイベントがございまして、そちらは、同じくフォトスタジオ、背景が両方とも違うんですけれども、そちらでは同じく撮った写真を出生届に貼りつけさせていただいてお渡しするという、2つのライフイベント記念事業を実施しておりました。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 分かりました。

なかなか見る機会なかったものですから、すばらしい事業だと思っております。

ただ、昨年の中で、全国で一番、新しく入居される新婚さんとか、若い世代の方々が入居された中で、一番ポイントが高かったというところが一つありまして、ちょっとお待ちください。

いろんな事業展開しています。例えば、子育て若者世代定住奨励金、あと新婚世帯家賃等補助金、あと移住子育て世帯家賃補助金とか、新婚世帯増築・改築等の補助金などということで、全国で一番になった、佐賀県の多久市というところがありまして、今回、財源の問題もありましてなかなか難しいこともあると思うんですが、今後それを、拡充しながら移住政策なり、新婚さんいらっしゃいなり、結婚される方が増えるような形でやっていただければ幸いですので、よろしくお願いします。

これについては、先ほど志子田委員も質問されていましたけれども、コロナ感染症拡大の影響により活動自粛を余儀なくされている町内会等の支援ということでありますが、昨年、市長を

続きまして、次のページの町内会コミュニティー強化支援事業についてお伺いします。

はじめ市長部局が町内会にお出ましいただきまして、意見交換されましたけれども、こういう

○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。

要請はあったんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○小林市民総務部市民安全課長 町内会の活動を確認させていただきますと、やはりなかなかちょっとコミュニティー活動ができないという現状とか、あるいは、町内会費も、なかなかもう活動ができないので集めづらいとかというところもございまして、それぞれその財政的なところでもかなり困っているという状況もお聞きしておりましたので、やはりこういったご意見があったということを寄せられていると。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 分かりました。

そこでお伺いしますが、助成対象経費ということでここに掲げて説明いただきましたけれど も、これ以外にはまた考えていらっしゃるかどうか。

また、165団体に10万円ずつ上限として出されるわけですけれども、その年度とか、4月以降、来年3月までなのか、それとも、使い切ったら終わりなのか、その辺も含めてどう考えているかお知らせください。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 助成対象経費ですけれども、例として、こちらに上げさせていただいたものでございますので、幅広く町内会のそれぞれの組織の独自性というのもございますので、その辺については柔軟な形で進めていきたいと思いますので、まずはちょっとご相談

していただければと思います。

あとまた、期間でございますけれども、この分については令和4年度の予算ということでございますので、令和4年度の4月1日からという形で、年度内に報告書まで出していただいてというところでの事業の進み方ということになります。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 分かりました。

どうしても165団体の町内会がありまして、30人の町内会もあります、600を数える世帯の町内会もございますので、その中で先ほど志子田委員もお話しになった集会施設があるところ、ないところもありますし、全てばらばらな部分でありますので、使い勝手がちょっと難しいと思います。だとすれば、10万円をそのままお渡しすると、あとは報告書だけ上げてくれという形で、主にコロナ対策、感染症対策の費用を主にして、あとは町内会で、これから夏に、先ほど市長もお話にありましたように、盆踊り、総会、いろんな部分での広い立場で、コミュニティーの部分を充実させるために使ってほしいということでやられたらどうでしょうか。その辺、お考えありましたらお願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 基本的な趣旨は、今、西村議員がおっしゃったような趣旨で、私から指示を出してこの予算をつけさせていただきました。担当課で、当然私はその思いだけで、じゃあ10万円渡しますといういうわけにはいかないと思いますので、「など」ということで、分かりやすく助成対象経費ということでやらせていただきました。もう皆様ご承知のとおり、コロナのこの2年間で、ほぼ町内会の活動が停滞をし、また開催できないという状態になっています。これを再開するための呼び水は、絶対に必要だろうと思っていて、その10万円が助けになるかどうかということについては、また賛否いろいろあろうかと思いますけれども、一つのきっかけとして、3回目の接種がある程度落ちついた段階になれば、また少しずつ町内会の動きに目を向けていただけるように、ぜひなってほしいと、そういう思いも含めてこの10万円という形をつけさせていただけるように、ぜひなってほしいと、そういう思いも含めてこの10万円という形をつけさせていただいたというのが現状でございますので、先ほど小林課長も申し上げましたように、助成対象経費として例示をさせていただきましたが、あくまで例示でございますので、とにかく私としては、落ち着くようになるまでも含めて、これをきっかけに町内会の、また話を、電話でもいいからご相談していただくとか、そういういったきっかけに町内会の、また話を、電話でもいいからご相談していただくとか、そういういったきっかけに町内会の、また話を、電話でもいいからご相談していただくとか、そういういったきっかけになっていただければいい

なと思っていますので、また来年度以降、例えば、今年でも必要があればですけれども、柔軟に、私どもとしては考えさせていただきたいと。町内会の活動が、市政活動の中心をなすという考え方は基本にありますので、そういった形で町内会の活動は全面的に、市役所ででき得ることは応援させていただきたいと考えてございます。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 ありがとうございます。

しっかりと言葉をいただきましたので、やっぱり30世帯しかない町内会も、600ある世帯の町内会であっても、10万円ずついただければ、本当に次のステップになる可能性がありますので、よろしくお願いします。

それで、関連しまして、次のページの防災ラジオ整備事業についてお伺いします。

今までは500台、400台、不足が267台、295台という中で、防災ラジオの整備事業をやられていまして、1,000台ということになりました。今回、個人の申込みということで、防災ラジオは今まできておりますが、今回、防災無線が聞こえなくて、ラジオが欲しかったという方が大分いらっしゃいます。無線が聞こえなく電話したんですが、そのアナウンスの音が低くて聞こえなかったというクレームもありました。ですからそれで、なるべく多くの方々に使っていただくためにも、このコミュニティー助成資金を利用して町内会単位で受け付けることは不可能なんでしょうか。よろしくお願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 町内会単位での受付ということでございます。

この第1弾から始まった段階で台数が何台かというのはなかなか不明ということで、まず500、400という形で、不足分に関しては、次の段階でお渡ししたということでございまして、今回につきましても、不足分の295台に関しては、今、優先してお渡しするような形で進めてまいります。町内会ということでございますが、今回はもう先に申込みの受付をいたしまして、それで、必要台数分を、まず確実に、確定した後に契約手続という形で進めていくという形を考えておりますので、申し込んだ方、全ての方に、まず町内会通さなくてもお渡しするような形で進めていきたいと、まずは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 分かりました。

ただ、今回、コミュニティー強化支援事業で頂いている金なんかも、もし、こういうので多

分、藤倉地区でも、防災無線は聞こえるんだ、ただ、1か所、1地区だけ聞こえないという場所があるらしくて、そこは30世帯か40世帯なんですけれども、そこに5個ぐらいずつ配布するのに町内会でまとめて購入できたらいちいち申し込まなくても済むんじゃないかというお話もありましたので、そういう部分で、地区によっては聞こえるところ、聞こえないところ、やっぱり必要なところに、全てを渡すんじゃなくても、やっぱり10世帯に1個ぐらいの割合で町内会でまとめていただいて申し込んでいただいて受け付けるということも可能だと思いますが。それで、このコミュニティー強化支援事業にもつながってくるのかなと思って、お話しさせていただくが、その辺もう一度検討していただけるのか、お願いしたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 町内会単位ということでございます。ただいまちょっとお話を 伺いまして、どのような形にするかということは、これからちょっとこれ進めていくというこ となので、再度ちょっと庁内で検討させていただきまして、よりよい進め方という形でいきま すので、よろしくお願いいたします。
- ○阿部(眞)副委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 今、西村議員にご指摘いただいた部分について、やはりどの地区で懇談会させていただいても、防災無線の話は必ず言われます。聞こえるところ、聞こえないところ、また、1 回流しても、何か流れているなと思って窓開けてみたらもう終わっていたとか、いろんなことを今でも、相当数言われています。この防災ラジオの場合は、もう自動的に音声が入る、大変分かりやすいものです。ただ、何分、たしか1台八千数百円したと思います。それを1,000円で、たしか1,000円が1,500円でお分けさせていただいていると思いますが、今、西村議員から聞いていて、はっと思ったんですけれども、このコミュニティー強化支援事業の中で、集会所とか避難場とかに設置するようなことも確かに、これも必要ということで、必要な皆さんにしっかり行き渡るように、市としても考えさせていただきたいと思いますし、この事業もたしかある程度の台数決まったらそれで終わっていた事業を継続して、たしかやらせていただいている事業だと理解しておりますので、しっかり回るように、ちょっといろいろ工夫はさせていただきたいと思います。
- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 どうぞよろしくお願いします。

必要なところに必要なもの届くように、また、なかなか市民の方々、わざわざ申込みに来る

ということでもちょっと億劫だという方もいらっしゃいますし、町内会で、会長さんとかにお話しされて、そういうことをまとめていただくと、またやりやすいのかなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

次に、資料No.15の49ページ、小中学校アートプロジェクト事業についてお伺いします。

二小で施工されたということなんですけれども、二小、ちょっと内容についてお知らせください。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤教育総務課長。
- ○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今年度事業で、アートプロジェクトということで、第二 小学校に壁画を描いた事業ございました。今年度、新年度、そういう事業実績を踏まえまして、 今後、ほかの学校にも広げていこうということで小中学校アートプロジェクト事業について予 算を計上させていただいたところでございます。
- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 すばらしい壁画で、私も見に行かせていただきました。すばらしかったです。 ただ、もう一つだけちょっと不安な部分がありまして、その地域の町内会の方々が、学校に 不特定多数の市民の方がお邪魔したりということで、父兄の方ではなく、関係者でもなく、た だ壁画を見たいということで、その出入りが多くなったので、学校側も町内会側も、ちょっと 心配だというお声を聞いたんですが、学校側ではどう考えなのかお知らせください。
- ○阿部(眞)副委員長 佐藤教育総務課長。
- ○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回、地域の方々、保護者だけに限らず地域の方々も来られるに当たって、今回ちょっとコロナの関係もございまして、不安だというお話も伺っております。来年度、同じくアートプロジェクトをやっていきますが、学校運営協議会、コミュニティースクールなどで、そういったPTAに限らず、地域の方々とどういった形で関わっていくかということも、お話しさせていただきながら、できる限り皆さんにご覧いただけるような方向性を目指していきたいと考えております。
- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 ありがとうございます。

ただ、昨年末でしたか、保育園で不審者が現れて、危害を加えそうだったということで、学校とか保育園とかそういう施設に対していろんな指示が出てきて大変な思いをされている中で、 やはりどうしてもマスコミに上がりまして、目について、行ってみたい、見たい、私もその1 人で、1人で歩いて、不審者に見られたかもしれませんけれども、そういう形で大分人が多かったということもあります。ですから、ただ、第二小学校の場合には、玄関から北門、南門、西門から、どこからも見えませんし、中に入っていかないと分からないと、うろうろしてしまう一般市民の方もいらっしゃったようなので、今後どういう対応をしておられるか。まだ、今度、杉の入小学校でやられた場合に、道路沿いのところでなくて校庭側でやられた場合には、今度、回って人が、一般市民の方が出入りする可能性もあって、ちょっと不審者ではないにしても、興味のある方が来た場合には、その辺の対応が、学校側として大変な思いをされるのかなと思ったので、質問させていただきました。やっぱりそれも踏まえて杉の入小学校で何か考えていらっしゃればお聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 アートプロジェクトのやること自体は、本当にすばらしいことでいいのかなと思いましたけれども、ただいま委員からあったように、不特定多数の市民の方、あとは外部の方が学校の校地内に入るということは、やはり子供たちの安全安心に関しては若干疑問が残るところでございます。というところで、その辺、あと各学校ともちょっと連携しながら、どういう規制をつけていくか、あとは、学校運営協議会の方々のご意見もいただきながら、うまくその辺の体制を整えていきたいなと考えておりますので、もう少しお時間いただければと思います。
- ○阿部(眞)副委員長 西村勝男委員。
- ○西村委員 すばらしい企画で、なかなか美術の時間というのなくなっている時代であると聞い ております。やはりそういうのに親しむことも一番大事なことだと思いますので、それも安全 面も担保しながら、企画させていただければ幸いですんでよろしくお願いします。

次に移ります。

資料No.15の54ページ、市道認定についてお伺いします。

これは特別会計の部分に入らないように質問させていただきますのでよろしくお願いします。 この赤い線が引いてありますが、1か所だけ赤い線が引いていない場所があります。大手水 産加工会社と北浜公園との交差点の間の線が赤く塗られていないんですが、なぜここ塗られて いないのかだけお知らせください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えさせていただきます。

図面でいいますと723番の下辺りの横の路線っていうことでよろしかったでしょうかね。 お答えさせていきます。

まず、区画線に関することなので、我々でご説明いたしますけれども、近接される水産加工 事業者さんとちょっとお話をしながら、事業上の理由から工事を途中で止める形で、暫定供用 ということで、今回終わらせていただくということになったものでございます。

現状で、条件が整いましたらば市道認定となろうかと思いますが、今回からは除外されているということでご理解いただければと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 ありがとうございます。

ただ、何年先なのか分からない状況で、このままで認定をされないということでよろしいで しょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

市道認定はしませんけれども管理は市でするという形で、当面の整理させていただきまして、用地につきましてもご協力いただけるというお話は頂戴しておりますけれども、いずれ 用地が終わらないと、権利を取得できませんので、認定はそれからということになります。 以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 ありがとうございます。

そこでお伺いします。高架線下に入り組んで歩道がつけられています。30メートルか40メートルぐらいですかね。そこに段差があって暗いというお話も承っているんです。今後、市の管理道路として、あの高架線の下についても、修理補修なり、改善はされるということでよろしいんでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えさせていきます。

まず、加工会社さんの脇の部分につきましては、市の管理ということなりますけれども、 全般的な話ということになりますと、ちょっとまた話別でございまして、基本的にはJRさ んの敷地ということになりますので、ちょっと我々としては、今、暫定でやらせていただき ます部分につきましては、段差、結構クリアする形で工事が終わっておりますけれども、そ

- こ以外につきましては、ちょっとJRにお話しするしかないのかなと考えています。 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 市の管理道路の延長線上にある場所なので、市であそこは、市民が歩きやすいように明るくして、この部分で、高架線の下の部分から道路に出るときに、緑地帯が緑に塗ってあったり、危ないということで両側に塗ってあったりするんですけれども、それは暗くて人が出てきたりするときに大変だということだとすれば、あの道路は、そうすると、JRでの管理地だから、JRがやるんだということなんですか。ここ、部分改良にしているんですけれども。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

まず、今回、暫定供用をするという部分とそれ以外の部分ということで別だということは ご理解いただけているかと思います。基本的には、暫定供用部分含めましてJRさんの用地 でございますので、まずそこを通らなくていいように区画整理側に歩行者専用道路を造った ということになってございますので、両方維持するということではなくて、まず市としては、 新しく造った歩行者専用道路をまずはメインで通っていただきたいという整理でございます。 以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 私の話、通じていないのかな。何か、そこが今、水産会社で通れなくなっているので、高架下を通らざるを得ないという状況ですよね。分かりませんか。その高架下の道路については、維持管理は市でやるんですか、やらない、JRですよ、JRさんにお願いするべきな事業なんですか。つまり、迂回路を造ったのは市での区画整理事業の一環としてあそこ回したはずなんですから、それは市で道路補修はすべきだと思うんですけれども、これ違うんですか。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

迂回路の部分につきましては、我々で対応をさせていただきたいと思っておりますけれど も、それ以外のところって、ちょっとお話聞いていて思ったんですけれども。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 迂回路の部分だけです。つまり、直線で行けなくて、迂回している部分が、高架下 がありますよね、あそこは街路灯もないし、道路も段差があって、あそこを歩いている方、ま

たあと、外国人労働者の方が自転車で歩いていても、思いっ切り段差で音たてて走っているという状況もあるので、そういう部分であそこは補修ができないのかと。今回、市道認定がならなかったというんだけれども、市の管理道路とすれば、その迂回路も管理道路になるとすれば、それは直せるんですねということの確認でお話ししています。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 ちょっと現地を確認させていただきますということで、よろしいでしょうか。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 私みたいな徘徊老人があそこ通りますと、つまずいたりして、あと暗がりで、夏祭りなんかでも大分歩きにくい場所で、暗いんですよ。産業道路が通っていまして、車が通っても足元が見えない状況なので、それも含めてあそこを改修、今回はこういう、特別会計でやればいいんですけれども、これでやらせていただいて、一応質問させていただきましたので、今後とも検討していただいて、補修のほどよろしくお願いします。

最後の質問になります。

実施計画、お願いします。実施計画の77ページ、勝画楼保存・活用推進事業、歴史文化の活用によるシビックプライドの醸成ということで、これ項目挙がっています。第6次長期総合計画で21万9,000円、令和5年度も6年度この金額ですが、この中で、勝画楼における建物及び敷地の維持管理と見学会実施などと並行して今後のプランニングを行うものであるとなっていますけれども、その事業内容についてお知らせください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木生涯学習課長。
- ○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 では、勝画楼についてのご質問 を頂戴いたしました。

令和4年度、来年度の計画につきましては、建物の維持管理、また、ソフト事業としまして イベントの開催などを予定してございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 21万9,000円でそれだけのことをやられるということでよろしいのでしょうか。なかなか改修工事についても、大分、AからFまでのプランがあって、それをどう認定して、ど

れをやっていくかという部分は、大分、審査といいますか、選考するのにも大変な部分だと思いますけれども、今回、21万9,000円ということは、調査費用なり、見学会実施などで、これだけで済むということでよろしいんですか。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木生涯学習課長。
- ○鈴木教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 ご質問頂戴いたしました。

同じく、実施計画の75ページをお開きいただきますと、中段に、文化財保存活用地域計画 策定事業とございます。こちらで125万5,000円という形で、こちらにつきまして、勝画楼に つきましては、文化財保存地域活用計画の中でも、同時に検討したいと考えております。こ ちらでの調査も、併せて令和4年から3年間かけて進める事業でございますので、そちらと 併せて、勝画楼も調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 西村委員。
- ○西村委員 どうぞよろしくお願いします。

なかなかあの少ない金額で効果を上げること大変でしょうけれども、あとこの教育部生涯学習課含め教育委員会で、シビックプライドの醸成ということで6項目、ほかの部分で1項目挙がっています。これが今回の施政方針の一応メインにもなりつつある地域愛、そういうものを含めて進めていく中で、なかなか厳しい財源ではあると思うんですけれども、前に進めるよう、令和5年度も同じ金額、令和6年度も同じ金額ということで上がっていますけれども、効率的な協議をさせていただいて、なるべく実施に向けての協議をするようによろしくお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○阿部(眞)副委員長 暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○阿部(眞)副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

○阿部(眞)副委員長 曽我ミヨ委員。

○曽我委員 私からも、せっかくの予算の審議でございますので、市民から出された声なども用いながら質疑していきたいと思います。

それで、主には資料No.11の予算説明書を使っていきます。

まず初めに、ページ30ページの社会福祉費貸付金、ちょうど間もなく(「資料No.11の30ページですね」の声あり) そうです。(「お願いします」の声あり)

間もなく東日本大震災から11年目を迎えるという中で、災害援護貸付金、これで8,527万 6,000円の収入を得るということになっておりますが、現在、何世帯分、何%ぐらいの方々の 収入となっていくのか、お願いします。

- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの8,577万6,000円の収入分で ございますが、こちら、償還予定額、これは令和4年度に償還をする見込みとなっている方々、 この方々の予定額、大体7割等々の収益を見込んだ格好での金額となってございます。

今現在、令和3年度末の状況で、件数としては585件、元金が6億3,000万円ほどの元金となっている状況でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 分かりました。

この貸付金を受けて、これまでいろいろ丁寧な支援や助言もされてきたと思うんですが、1 回もまだ払えていないという世帯もあると私思っているんですが、その世帯はあるのでしょう か。

- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらに関しましては、やはり被災 世帯ということ、なおのこと住宅の再建まだできていないような方なんかも若干いらっしゃる のかなということ、あるいは、市内だけではなくて引っ越し、転居されている方なんかも含め て、やはりなかなか支払いができていないという方もいらっしゃる状況でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 そういう人たちもいるということをね。それで、私の例だと、年金が6万円だと。 医療費とか払いますと、とても1万円ずつでも返していきましょうねとは言われるけれども、

払うことができないという実態なんですね。それで、この人は、そのとき、借りたときは、保証人つけられなかったので、利息もついておりますし、これから先というと、変な話だけれども死亡すれば、それはもう払うことはなくなるということなんだけれども、この辺で何かもう少し丁寧な対応ができることがあるのか。また、もう震災から11年目となると、その債権だとか何とかが生じないのかどうか、その辺心配するのですが、いかがでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの災害融資でございますが、 こちらに関しましては、税金なんかと違う私債権の扱いということで、非常に、例えば、その 収入の状況だとかそういったものを調査する権限がなくて、非常に自己申告に任せた格好での 申告になっているので、非常に徴収が難しい債権でございます。

あわせまして、先ほど死亡すればということであったんですが、やはり10年以上たっている ということで、借受けされた方の高齢化の問題、あるいは、議員おっしゃるとおり、もう既に 死亡されている方、借りた方が死亡されている方なんかもいらっしゃいます。

ただ、こちらに関しましては、あくまでも保証人がついていない場合に関しましても、基本的には相続すると、貸付けの受けた額に関しても、ということで、相続の方が、例えば、相続放棄等々を行っていれば最終的に債権請求することがなくなるんですが、基本的にこういったことが出されていなければ、相続者の方々に関しましても請求を行うという状況でございます。以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 そういうのが現実で、それでスタートしたわけですが、引き続き丁寧な支援をお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、72ページです。

社会福祉費、社会福祉費総務費の生活困窮者自立支援事業753万2,000円の予算ですが、これは具体的にどのような事業でしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちら、72ページの事業内訳にございます新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事業でございます。

こちらに関しましては、社会福祉協議会などで貸付けを受けている方、こちら、再貸付け等を行って、それ以上貸付けが受けられない方を対象に……、失礼いたしました、支給金でなく

て支援事業でございましたね、失礼いたしました。こちらに関しましては、うちで会計年度任 用職員、こちらを採用いたしまして、生活困窮者の自立支援の、こちらのための相談等を行っ ている事業でございます。

あわせて、こちらの相談の中身といたしましては、住宅確保の資金なんかの、こちらの相談 も併せて行っている状況でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 そうですか。生活困窮者だと、仕事を探して自立に向かっていく上でのそういう支援を、支援というか、取り組んでいただける職員っていうか、そういう人を配置しているということなんですね。

何か、具体的に見ると、生活保護にはならないけれども、住宅とかそういう試算をベースに して取り組むようなこともちょっと見たんですが、そういうこととは全く関係ないものですね。

- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらに関しましては、生活困窮者が自立を行うための制度ということで、委員おっしゃられたように生活保護に至る前段、そちらでの就労支援だとか、あるいは、生活のための資金ということで住宅確保のための資金、こういったものを支援するものでございます。あくまでも生活保護とはまた別な制度でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 分かりました。

それで、この生活困窮者の中の、ここには書いていませんが、8050問題で、私の近くでも結構な世帯いるんですよ8050。親が80歳で、息子、娘が50代、もうちょっと、あと四、五年たつと、9070とかね、なっていくような状況があるんですが。それで、結局、お母さんとかお父さんの年金に頼っていますから、もう生活が苦しいですよね。それで、結局私なんかはすぐ生活保護に相談するんだけれども、そういう若者は働けると、稼働できるじゃないかということで、生活保護にはなりません。だけれども実際には、ずっと学校卒業してから、一度も働いたことも社会に出たこともないという人たちも結構いたり、あと病気で、病院に通っていたんだけれども、だんだん親が高齢化しているうちに、その病院にも通わなくなると。誰もそれの援助を

してくれないとかね。まだまだ、様々な複雑な状況があるんですが、これどこで相談できるのかと。もう8050の相談室というのを掲げてもらったほうが早いのではないかと思ったりするんですが、その辺はどうでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらも、8050の問題と併せた格好での生活困窮者自立支援の関係でございましたが、こちら、先ほど来ご質問ございました就労準備支援、こちらの事業と併せた格好で、当然その生活困窮者の自立支援のためのご相談を行う中身も含めて、こちらの収納の関係との因果関係非常に大きいものですから、今まで働いたことがない方、ただ、こういった働いたことはなくて就職活動も行ったことがあまりないような方なんかに関しては、なかなかその自分自身だけでこういった活動ができない方も数多くいらっしゃるのかなと。当然、一般質問中でもお話ありましたが、1つの課題、問題だけではなくて、8050の中には結局その家庭環境、あるいは、ご本人の障がいの関係、あるいは、性格の関係、あるいは、1つのコミュニケーションの関係、こういったもろもろの問題、課題が重複して存在、内在する関係がございますものですから、こういった生活の自立相談の中を通しながら相談を行う、あるいは、就労準備支援、こちらの事業なんかを通しながら相談するケース、いろいろ出てくるかなと。こういったことを、相互に関係させながら支援を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 実際には、子供さんたちが積極的にそういうところに相談に行くっていうのは、なかなか、ひきこもりですから考えられません。じゃあ親がっていうと、8050で80ですからね、なかなか行けないんですよ、要領も得ません。じゃあ塩竈市でそういうところを巡回したり、相談、電話入れたり、そういったことまでやっているのかなと思うんですが、いかがですか。
- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの問題に関しましては、非常にデリケートな、家庭内の問題に立ち入る話にもなってくる課題でございます。ここ近年ですと、こういった潜在的なケース、件数に関してはなかなかこう、表に顕在化しづらい状況でございましたが、要望としてやはりそのアウトリーチ型というか、ご訪問したり、あるいは、なかなか出てこられないので、結局電話での面談、こういったものをさせてもらったり、なおの

ことコロナ禍でもありますので、そういった対応なんかも様々な方法を駆使しながら対応を行っているという状況でございます。

以上でございます

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 この問題、とても深刻でして、私もいろいろな相談は受けるんだけれども、やっぱり息子さんたちがどのように受け止めるかなって思われると、なかなか入っていくことも、その青年の声も聞くこともなかなかちゅうちょしているケースも結構あるんですよね。

宮城県では、8050の、障害福祉センターの中にそれを専門にした窓口をつくったようですね。 それだけれども、やっぱり遠いですよね。でも、宮城県でつくっていますので、市町村と連携 してと書いていますので、ぜひ実態をまずつかんで、実態、何世帯、どれぐらいあるのかをつ かまないと、来るのだけ待っていたってしようがないので、実態、民生委員さんとか含めて、 実態つかむことが必要ではないかと思うんですが、その辺はございますか。

- ○阿部(眞)副委員長 長峯生活福祉課長。
- ○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 そういった8050問題含めて、そういったひきこもりの方の問題に関しましては、当然、実態に関してつかめるものであれば私どもに関してもつかんだほうが、先々に対するその手当、こういったものが可能になってくるのかなとは考えるところでございましたが、なかなか対応が限られた人員、予算の中で行うものですから、そのあたりの完全な対応というのはなかなか難しいかなということでございます。

まずそういったひきこもりの方々に関しましては、まずは表に出てきてもらうと。こちら、なかなか福祉事務所の窓口まで出てきていただく、あるいは、ハローワークの窓口まで出てきていただくと、難しいのかもしれませんが、まずそういったことをできるためには何が障害になっているのか、こういったところを確認をしながら、それぞれ個別の、その方々に合わせたようなその支援、こういったものを続けていければということで考えてございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 じゃあ、その辺だとなかなか難しいなと私も行ったり来たりしているんですが、まずそういうことを、課長さんのところへ、窓口にして、こういう人、こういう人って連絡しますから、それをちょっとサポートしていただく、お願いしたいし、やっぱり県ともつながってやっていただきたいなと思います。

続きまして、生ごみ処理機器設置について、先ほども答弁ありましたが、塩竈市では、コンポスト設置したことがあるんですよ、緑色のプラスチックの。だけれども、あれもなかなか思うように、畑のあるところだけじゃないですし。先ほどの点で、どんな機械で、どのようなものなのか、内容がさっぱり見えないんですね。機器に対してお金2万円補助するよと言ったけれども、どういうものか教えてください。

- ○阿部(眞)副委員長 末永環境課長。
- ○末永産業環境部次長兼環境課長 お答えいたします。

今、委員おっしゃったとおり、過去に塩竈市やったことがあります。平成3年から平成17年の15年間、当時は、生ごみ処理機というコンポストで、普通のちょっとしたバケツみたいなものの中に、堆肥等になるような、そういった手作業での処理をするシステムだったと私も理解しております。

今回考えているのは、こういったコンポストも含めて、今、市販されているのは、電気式の生ごみ処理機になります。電気式で、例えば、乾燥させたりとか、あとは、微生物を使う方式もあるんですけれども、そういった形でご家庭で臭いが出ないような形の製品というのは往々にして言われまして、ただ値段がピンキリで、高いのは10万単位のものがあれば、数万円で買えるものもあるんですけれども、およそ一般的に家庭で使うようなもので考えるときに、2分の1の上限2万円であれば、大体の普通のものはそういった電気式のものは買えるのではないかなと考えて、我々としては予算を設定させていただきました。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 前ね、私、芦畔町に住んでいますから、前、ある人を通じて、集団でごみ処理機買って、ミキサーみたいにどろどろにして、水流して、下水道に投げればいいんだという機械があったんですよ。それ何十軒か普及した人がいるのね。ところが、そういうのは、結局、管を詰まらせるんですよ、全部そういうところ使うもんだから。だから、どんな機械なのかも含めて、そして、生ごみっていうのはやっぱり魚から肉から様々でしょう。だからそんなに機械で処理できるものなのかって、そんなことよりも、きちっと減らすことに努力することに、機械っていうのは耐用年数あるからね、またね。私はあまり、どういうものか見ていないけれども、そんなにうまい話あるのかなと、ちょっと心配しているんです。

そういうこともあったもんだから、2回ですよ、コンポストやらその機械やら。だから、ち

ょっと慎重に考えるべきではないかなということだけ言っておきます。

続きまして、浅海漁業の問題です。(「資料番号と該当ページお願いいたします」の声あり)資料番号、浅海漁業は、農林水産128ページ、資料No.11で、予算説明書128ページの浅海漁業振興費です。

やっぱり知りたいのは、ここの中の予算は、通常の予算だと私は見たんですが、やっぱり今、緊急に求められているのは、トンガ沖地震津波による被害の、その人たちが一体どうなっているのかということを知りたいんですよね。改修がどうなったのか、被害を受けた施設だとか、それから、その人たちの再建とか、いろんなことを知りたいんですが、今の分かる範囲でいいですから教えてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、お答え申し上げます。

トンガ噴火に伴います潮位変化による状況でございます。 2 週間前に、県の水産漁港部及び第1支所、それから市漁協の組合長と被災漁場を確認してまいりました。生産者の方々自らが改修作業をかなり進めていただいておる状況にございます。 ワカメのいかだ絡まったものが、大体20か所程度ということで、生産者の方々と確認している状況にございます。 今週中にも、生産者の方々が、今後の改修等々についての方針について、話合いの場を持つということの情報をいただいております。また、再建につきましても、共済制度ございますので、こちらについても、県漁協さんで、既に制度の説明等々について、手続等々について、開催をしていただいたという情報をいただいているところでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 県も、新聞で見ると、いろいろなことを考えていると。市もいろいろ対策を講じる ということで、今後のまた提案もあると思いますので、しっかり浅海漁業者が生活再建、漁業 再建になるように、ぜひ取り組んでいただけるようにお願いします。

時間がないので、次に移ります。

146ページの道路維持管理費です。

14のところに工事請負費、2,489万2,000円が計上されています。市内各所の道路工事だと思いますが、今、地域で工事されていることについて、一体いつまでこの工事が終わるんだということが言われている点についてお聞きしたいと思います。市道だけではないので。まず、県

道八幡築港線、大分完成に近づいているのかなと思いますが、これいつまで終わると県から言われているのか。それから国道なんですが、壱番館前、海岸通、尾島町、港、それから西埠頭 8号線、これのところの工事、無電柱添架地中化やっているんだけれども、これいつに完成するのか。

それからもう一つは、今、県道八幡線の関係で、業務スーパーの後ろに、中の島芦畔町線というのがあるんですが、貞山堀の津波対策で護岸を高くして、コンクリートもきれいになりましたが、その間にある市道が物すごい凸凹なんですね、もう水が入って、水の抜けるところがないものだから余計なんだと思いますが、その辺の工事はいつ頃どうなるのかについてお伺いします。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 お答えさせていただきます。

道路管理区分違いますので、まずご質問あった順でお答えさせていただきたいと思います。 県道の八幡築港線でございますが、最新でいただいております情報では、今年度いっぱいと いうことで工事が完了という見通しを伺ってございます。

2点目にお話しいただきましたのが、国道45号の電線共同溝化交通安全対策事業というところでございました。現在残っておりますのが、塩釜地区という、七十七銀行さんとか、あちらのラインでございますけれども、そちらと、あと宮町地区と国で呼んでいます、今の再開発区域の中通っております路線ということでございます。

まず塩釜地区でございますが、今年度末ということでお話も伺っておりましたが、照明灯と 歩道の舗装の工事がちょっと来年度、令和4年度まで入ってしまいそうだということで、議会 明けにちょっとお話したいという打診を今受けている状況でございます。

あとは、宮町地区といいます海岸通地区のところでございますが、こちらにつきましては、 抜柱といいまして、電柱を抜く作業、今もうトランス入っていますけれども、これが令和4年 度ということで予定されておると把握してございます。

県道と国道の関係は以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 続きまして、私から貞山運河の裏の道路につきましてお答えいたします。 ご指摘のある道路ですが、歩道の部分と砕石の部分が混在する道路でございまして、以前からもご要望があり、現在、経過を見させていただいている状況でございます。

市内の道路のご要望につきましては、緊急性とか、安全性、交通量などを考慮した上で、危険度の高いところから早期に対応させていただいているところから、市民の皆様からのご要望につきましては、お待ちいただくケースも多々あるとは認識しております。

今後も、限られた予算の中で、優先順位をつけながら維持管理に努めてまいりたいと思いま す。よろしくお願いいたします。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 よろしく、順番待ちなんでしょうけれども、あそこの県道が広がり、大型店があそこにまた来るということもありますし、それからまた、近々、大震災起きるんじゃないかと言われています。そういうときのやっぱり、あそこ分離帯ができますから、簡単に抜けられなくなりますので、そういった迂回路としても必要だと思いますので、今後とも努力していただくことをお願いしておきます。

続きまして、152ページの公園費です。

緑と憩いの再生事業、公園施設長寿命化計画策定事業、ありがとうございます。実は、これまで、例えば、貞山通の緩衝緑地でも、ボールは駄目だよ、火使っては駄目だよという、町の中の公園へ行っても、ポール蹴飛ばしたら駄目だと、うるさいと。そういうことで、みんな子供たちの遊び場が何か排除されていくという感じが、私はそう思って見ていました。お年寄りにとれば、子供の騒ぎ声というのはうるさいとは思うんですが、なかなか思い切って遊びができるような場所がないと、市長も言っていたけれども、キャンプとか、いろいろ今、いろんなことがありますが、こういう中で私、七ヶ浜の生涯学習センターの向かいにあるところ、パターゴルフ、キャンプ場、相撲、それから今スケボー、いろんなものが、7つも8つも、家族で遊べるような状況があるんですが、今、千賀の浦公園でスケボーやっている人、あれでいいのかという苦情も来ているようですが、私は、排除じゃなくて、こういう方向でやっていくということが、この計画の中で盛り込まれればいいなと思っているんですが、その辺はどのように考えているんでしょう。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 お答えいたします。

まず、伊保石公園で、再整備ということで、今年度、基本構想作成させていただいております。その中で、皆様からアンケート等いただきながら、アスレチックですとか、今、委員からありましたように、スケートボード等の新しいスポーツという要望も出されております。今後、

そこの部分を整理させていただきながら、今年度にはゾーニングですとか、方向性、そういったものをまとめさせていただき、来年度には整備に向けました基本計画を作成させていきたいと思っております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、土木費の関係、住宅費ですね、土木費の第6項、予算書ですね。市営住宅の管理費です。(「156ページでしょうか」の声あり)はい。156ページ。

156ページにあります市営住宅維持管理費、修繕事業とかありますが、私、特に公営住宅の使用料、12ページです。予算収入の関係で見ると12ページになります。

使用料ですね。これで見ているんですが、2億911万6,000円の収入だと。それで、公営住宅の関係で聞きたいのですが、今、低廉家賃、減免事業でやられていると思いますが、この390戸、災害公営住宅、実際入っているのが364戸、26戸が別の人が入ったり出たりしていると思うんですが、この収入超過者で、この住宅から転居された方が今まで何世帯で、1月の段階で12世帯と書いてありましたが、まず、これまで何世帯出ていっているのか、お伺いします。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 市営住宅、災害公営住宅のうち、収入超過となって退去なされた方ということでございますけれども、こちら、収入超過という形で退去された方を特段抽出して 数字は押さえておりません。
- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 何世帯かは分かっていないけれども、今回は12世帯ほどと見ていると。収入超過者 だけれども、そのまま入っている方は何世帯ぐらいいらっしゃるんですか。
- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員、資料№18の19ページのところにある12世帯ということを参考 にということでしょうかね。

佐藤住促進課長。

○佐藤建設部定住促進課長 資料№18の19ページの表の一番右側に、1月31日現在、収入超過世帯見込み数ということで12戸という形でございます。こちらでございますけれども、このうち1世帯だけが継続してずっと住んでいるという方がございます。ただこの方につきましては、浦戸ということでございますので、浦戸の方につきましては、ほかに住めるような、代替で住

むような住宅等がございませんので、浦戸の方については収入超過ではありますものの、家賃 を減免申請をしていただいて、通常の家賃としているという状況でございます。 以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 分かりました。

それで、今現在、特別家賃減免事業でやっているわけですが、これが最も早く終了となる住宅はどこになりますか。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 災害公営住宅のうち、一番最初にできたのが、伊保石の1期目でございます。伊保石の1期目、31戸が平成26年2月に完成して入居いただいております。こちらから10年目を迎えるのが、令和6年の2月ということになります。
 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 最終的に、この減免制度が終了となるのは、もっと先だと思うんですが、いつぐら いなんでしょうか。
- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 今お話ししました伊保石の1期につきましては、令和6年2月で10年を迎えるんですけれども、同じ年度の3月までは同じ家賃ということになります。なので、令和6年の4月から一般の住宅と同じような家賃に戻るということでございます。 以上です。
- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 そうではなくて、今、最も早く、減免が段階的に上がっていく仕組みですよね。軽減がなくなるから。それが一番、最も早く切れるのが伊保石だと。じゃあ、一番最後に終了となる住宅はどこなんですか。
- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 お答えいたします。
 - 一番最後は北浜の住宅、31戸となります。こちらは、平成29年の3月に完成してお住まいいただいておりますので、令和9年3月で10年という形になって、11年目は令和9年の4月から11年目という形になります。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 分かりました。

それで、この間、石巻市で、この収入超過者を外に出さないために、限度額の家賃を引き上げたというふうに取り組んでいるわけですね。これも一つの施策だと。でも、地域は、何か石巻では随分、ずっと、海の側に近いところだから、住む人がいないからそうするという政策もありますが、こういったことも考えるべきだと思いますし、また、仙台市では、普通の住宅と災害公営住宅が今、名前が1つになって、市営住宅になったと。そういう契機を捉えて、減免制度を見直して、そして被災者にとっても軽減がもっとよくなるような取組を、緩和策を取ったということが書いてありますが、こういったことを考えていただけないかなと私思うんですが、いかがでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 まず、緩和ということでございますけれども、先ほどの収入超過の 部分、浦戸につきましては、緩和という形で行っているという状況でございます。

そのほかの公営住宅、災害公営住宅につきましては、11年目以降は一般の公営住宅の家賃に なるという形でございます。

仙台市等につきましても、今現在、情報をいただいているのが、同じように、11年目からは、 一般の公営住宅として管理していくというような状況でございます。

なお、近隣の市町村を含めまして、そういった情報、連絡取り合いながら、情報だけは収集 してまいりたいと思っています。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 ぜひ、住宅の人たちにとってよくなるように、いろいろ検討していただきたいと思います。

それから、もう一つ、教育ですが、文部科学省とか、放射線教育の副読本として、ALPSの処理水の副読本ですね、この予算書では教育費の小学校のところに副読本というのがありました。

それで、今問題になっているのは、ALPS処理水についてのチラシを学校現場に相談した という問題があります。(「曽我委員、ページ数、何ページかしっかりとお示しいただけます か」の声あり)172ページ。(「はい、ありがとうございます」の声あり)

副読本になっています。小学校の副読本の関係の事業費、46万2,000円、これに関わって、 今起きている問題で聞くわけでございます。

それで7日の日に、(「資料No.11、172ページの事業内訳上から4番目小学校副読本関係事業費46万2,000円ということでよろしいですか」の声あり)はい。

結局、私、最初から予算書でやりますと言っていますので。(「大丈夫ですよ」の声あり) それで、その後、当議員団で申入れをして、その後、調査した結果を言われていますが、市 内では小学校7校中4校、中学校では、5校中4校が配布していないと。県教育委員会にも聞 きながら今後の判断をしていくということを言っていましたが、その後どうなったのかについ てお伺いします。

- ○阿部(眞)副委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 資料No.11の172ページの副読本に関しては、これは小学校の「私たちのしおがま」等の副読本でありそのALPS処理水とかとは全く別物でございます。そして、委員がおっしゃった、その件に関しては、委員、前回説明した中身と同じで、今、そのような形で県教育委員会とやり取りしているところでございますので、ご理解よろしくお願いします。
- ○阿部(眞)副委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 分かりました。

それで、最後なんですが、防災計画に関係して、実施計画の防災計画を立てるということで 予算化されています。

実施計画の40ページです。

地域防災計画等改定事業についてです。

それで、ここに書いてありますように、宮城県が公表する津波浸水想定区域を基に、塩竈市の地域防災計画や津波避難計画等の改定を行うと。ガイドブックを作りますよということなんだけれども、私、ちょっと前から当議員団で言っているように、宮城県の防災計画では、女川原発ありきの計画になっていると。あれでは、全然意味なさないんではないかという心配しています。実際に女川原発が被害を受けたときに、塩釜の体育館でも受け入れるということもあるし、このコロナ禍で、本当にそういうことが受け入れられるのかも含めて、きちんとした計画を立ててほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○阿部(眞)副委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 ご心配いただきましてありがとうございます。

女川原発の部分に関しましては、やはり地元の受入れ先の部分が被災をしていない条件、避難所を利用していない状況であれば、受入れができるという条件は入っています。ですので、同じような形で被害を受けた場合に関しては、受入れはできないという形で、お話は伺っているところです。ですので、無理くり体育館のところに避難をしていただく、それも、女川から、たしか2,000人とか、そういうレベルの人数ですので、そちらは、こちらの受入れができない状況であれば、それは断ることができるというお約束にはなっているかと思います。よろしくお願いします。

○阿部(眞)副委員長 時間ですので。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際は、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言 くださるようお願いいたします。

小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私からも令和4年度予算とか、一般会計の部分を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料No.11の104ページ、事業内訳の新型コロナワクチン接種事業、この辺ちょっと聞きたいところありますので、お聞きをいたします。

実施計画では43ページとなっております。

このコロナ感染症、3回目のワクチン接種ということで、接種の加速化、または、若い方が 感染が拡大になってきた部分で、高齢者の部分の接種の、ここも加速化ということで進められ てきていると思いますけれども、その中で、今、集団接種、体育館でやっていると思いますけ れども、こういったところで予約が埋まらないというか、予約のそういった状況、もう常にき ちっと埋まっていっているのか。

また、高齢者に対しては、この間の金曜日のあれで、ほぼ3月上旬には終わるだろうという ことでございましたけれども、そうすると7割、8割が終わってくるという、そういった状況 なのか、その辺お聞かせください。

- ○土見委員長 櫻下健康推進課長。
- ○櫻下健康福祉部健康推進課長 ただいま、高齢者の方の予約について、まず集団接種のガス体育館、埋まっているのかどうかという質問が一番目にありました。

ガス体育館、2月16日から集団接種会場として実施をさせていただいておりまして、ただいまのところ、ガス体育館の予約は、予約枠を空ければすぐに埋まるという状況で、空いているという状況にはなってございません。

それから、2番目のご質問としまして、金曜日、答弁申し上げました、高齢者の方の接種の 終了状況。3月上旬にはおおむね終了するということでご答弁申し上げました。

なお、詳しくその内容を申し上げますと、3月前半には、おおよそ1万5,000人の高齢者の 方が接種を完了する見込みとしております。

高齢者の方につきまして、2回目接種完了している高齢者の方は、今現在、1万7,000人ほどいらっしゃいます。2回目終了している方の中で考えますと、1万5,000人といいますと、およそ88%ほどの方々ということになります。

ただ、公式のいろいろ公表する資料の中では、住基人口上で公表されることが多いので、そうなった場合は80%前半とか、そういった数字で公表されてくるかとは思いますけれども、2回目接種終了した方のおよそ8割、88%は終わるだろうということで見込んでおります。以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

それで、塩竈市の場合、正確な情報等はしっかりとかわら版等を通じて一生懸命やっていただいていますけれども、改めてお願いしますけれども、正確な情報の発信にもしっかり、さらに取り組んでいただきたいということで、特に、2回目までと異なる接種のワクチン、交互接種ということで、ファイザーを受けていた人が3回目でモデルナとか、いろいろ、そうこれからなるという話ですから、塩竈もモデルナにね、その辺、モデルナ社製は、ワクチンの量が、1、2回目の大体半分ぐらいになるという、こういった周知など、かわら版にも書いてありましたけれども、小さくて、ちょっと私では、今、目も調子悪くなってきているので、見えないという部分がありますので、再度、このことばかりではないですけれども、そういったことを、情報をしっかり伝えていただきたいという、この辺、どう考えているかお聞きをしたいと思い

ます。

- ○土見委員長 櫻下健康推進課長。
- ○櫻下健康福祉部健康推進課長 かわら版、コロナ対策情報、詳しくご覧いただきましてありが とうございます。

委員ただいまおっしゃったとおり、交互接種のことも、かわら版ではお伝えしておりまして、 参考としてモデルナで3回目の接種をする場合、2回目までの半分の量で接種を行いますとい うことを記載させていただいております。

また、個別に、今、接種券を皆さんに、期間が到達した方から順次お送りさせていただいておりますけれども、こちらにつきましても、ワクチンの量が、モデルナ社製では、1、2回目の半量になること、また、ファイザー社製との効果の比較などについても記載をさせていただいておりまして、3回目がモデルナでも、ファイザー社でも、効果は十分にあるということでのお知らせもさせていただいているところでございます。

最終的に、接種される方の判断とはなりますけれども、追加接種に関するご理解いただける よう、広報等、十分使いながら、皆様に正確な情報をお伝えしていきたいと考えております。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

それで、これから、5歳から11歳という、そういった接種も始まります。これ、保護者同伴ということになっておりますけれども、保護者も一緒に行けるかどうか、同伴できるかどうか分からないということもあると思いますけれども、そういった意味で、土日の接種とか、あと保護者に代わって付き添われる方の対応とか、そういったところは考えていらっしゃるんでしょうか、お聞きをいたします。

- ○土見委員長 櫻下健康推進課長。
- ○櫻下健康福祉部健康推進課長 5歳から11歳の方の接種が3月10日から始まります。こちら、市内5つの医療機関で実施を、ご協力をいただくことになっております。赤石病院、坂病院、塩竈市立病院、清水沢クリニック、杉山内科医院でのご協力をいただくこととなっております。そのうち、働いている親御さんもいらっしゃるということで、1医療機関で土曜日、接種を行っていただける、協力をもらえることになっています。ちょっと日曜日はないんですが、今のところ土曜日は、実施はできるということで、今後、実施医療機関がなお増やせるよう調整をしてまいりたいと考えております。

そして、この5歳から11歳の接種につきましては、保護者の同伴が必要ということになります。やはりどうしても保護者が同伴することができないという場合には、保護者の方の委任状があれば、接種するお子さんの健康状態を十分に理解しているご親族の方などが同伴の上、接種をすることが可能ということで、その委任状の様式も、接種券の中に同封をさせていただくというところで対応しているところでございます。

- 〇土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、この5歳から11歳の接種に関しては、学校では後遺症、注射すると痛いとか等ありますけれども、そういったところ、どういった対応となるか教えていただきたいと思います。

- ○十見委員長 佐藤教育総務課長。
- ○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 ワクチン接種に当たっての、高熱等が出るなど、そういった症状が出た場合には、欠席の扱いではなくて、出席停止という取扱いとするということで、 保護者向けにも周知しているところでございます。
- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

平日、接種するということは、出席停止、また、後遺症的なそういったものも、出席停止扱いということで、分かりました。ありがとうございます。

それで、コロナワクチンのところは終了しますけれども、資料No.15の27ページ、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金ということで、関連するのでこの辺でお聞きをいたしますけれども、交付限度額は残高ということで、資料No.15の28ページに書かれております。

予算計上額、そして残高と載っておりまして、27ページには予算計上事業ということで、様々書かれておりますけれども、残として1億5,500万何がしという、こういったものありますけれども、昨年度というか、令和3年度、10割増し商品券とか、高齢者に対しての3,000円の商品券と、大変好評だった部分があるんですけれども、今後、タイミングが大事になるとは思いますけれども、その10割増し商品券とか、前回は高齢者だったので、全世帯に対しての商品券、3,000円ぐらいとか、どういう部分か分かりませんけれども、そういった事業の展開を、生活、または経済、そういったところを考えて実施していこうという、そういった考えはあるのかお聞きをいたします。

○土見委員長 佐藤政策調整監。

○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 お答えさせていただきます。

午前のご答弁でも市長も含めて申し上げましたとおり、今後やはりコロナの状況を見据えながら、半歩先捉えて、より効果的なものをどういったタイミングでやると一番効果があって、皆さんに役立つ事業になるかというところを見据えながら、様々なそういった企画を立てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 現実問題として、10割増しについては、もう既に3回させていただきました。あとはワクチン接種において65歳以上の方に3,000円と、これ、使用率が、やっぱり、実に99.8%以上、現実的な状況としてあって、間違いなく、ほとんどの方が買っていただいた分、市内のお店で使っていただいていると。これは、お店の方に大分、行くところ行くところで見せられて、山積みのやつですね、これだけ使ってもらったってあちこちで言っていただきました。やはり一番確実なのは、やはりこういった商品券の事業だろうと思っています。ですから、そのタイミングをいつにするか含めてで、実は、市内、もう市役所の中では、そういったことも含めて協議を続けておりまして、10割増しがいいのか、例えば、春先に、65歳以上の方に、前回はやりましたけれども、その3,000円の形がいいのか、もしくはちょっと今、ウクライナの問題もあって原油が、また高くなる気配があります。国の対応はあったとしても、多分、高止まりだろうと感じているところもあって、灯油券の場合は、灯油しか買えなかったからその辺何とかしてくれというお声もあちこちからいただいていますから、燃料券も一つの考え方だろうと、今、市役所の中でも検討させていただいておりますので、その頃合いを見ながら、あとは、委員の皆様方からのいろんなご示唆、ご指導いただきながら、タイミングよくそういったことができるように、しっかり考えていきたいと思っております。
- ○十見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に参りますけれども、資料No.11、90ページ。

90ページの事業仕分け、事業内訳の中で、保育士宿舎借上げ支援事業ということで、これは 保育士確保支援の事業だと思いますけれども、これ、いつから始まったのか分かりませんけれ ども、今回の令和4年度で初めて、私目にしましたけれども、実施計画にも載っていました。 多分、令和3年度、どこかに入っていたのかなと思いますけれども、こういったところ申請状 況等をちょっと教えていただきたいと。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 保育士宿舎借上げ支援事業ですが、令和3年度から始めた事業になっております。私立保育園で、保育士の住居を確保するための宿舎を借り上げる際の経費に対して補助をするという事業になっております。

令和3年度につきましては、残念ながら申請ございませんでした。令和4年度につきまして、 今後、保育園に働きかけを行いまして、申請を促していきたいと考えております。

以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

これ宿舎借上げということは、事業者に対してだと思いますけれども、制度上どうなっているか分かりませんが、個人の保育士になろうとしている、個人の希望するそういった部屋に対しての、そこを、保育園が借り上げてというのは可能なんでしょうか、お聞きいたします。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 その保育園で働きたいという、働いていただく保育士 を確保するために、こういった補助制度になっているもので、例えば、保育士の方が、独り住 まいで、アパートをお借りするときに、保育園を運営している事業所として宿舎を借り上げて いただくという場合ですと、補助の対象になるものと思っております。

以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

これ、私も質問して、お願いした経緯ありますので、しっかり周知をしていただいて、使っていただけるような、また、保育士確保に向けて効果が出るような周知をお願いしたいなと思います。

それで、保育士確保の観点からお聞きしますけれども、今、待機児童とか、そういった質問になると、必ず出るのが保育士が来ないという話がございます。それで、これ保育士になるための大学とか専門学校とか、そういったところへ志願者というのはどうなんですか、少ないんですか、それとも、普通のように人はいるんでしょうか、その辺をお聞きします。

○土見委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 宮城県内に10か所以上の専門学校、短大、大学などで、保育士を養成する養成校がございます。そういったところで、皆さん、保育士ですとか幼稚園の資格を取得されて、多くの方が、幼稚園ですとか保育所、保育園などで働いているということです。そういった方に関しましては正職員というところを目指して、新卒の方、就職をされる方が多いのかなと思います。

塩竈市の場合、会計年度任用職員を募集する関係で、その養成校に、塩竈市で会計年度任用職員を募集していますということで、パンフレット、それからポスターなどをお送りしまして、働きかけていただいているところで、来年度につきましては、お1人、新卒の方で会計年度任用職員の方を採用する見込みとしております。

以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

人はいるという感じで受け取りましたけれども、それ、なぜ保育士入ってこないのか。そういったところからして、資料No.18の2ページに、公立保育所における定数、正規職員及び会計年度任用職員の配置数というのがございました。

それで、大学とか、やっぱりそういったところを卒業をして、会計年度職員募集に対して、どう受けられるのかなと思っているんですね。そして、この資料No.18を見ますと、塩竈では、正職員45人、会計年度職員が52人と、この資料ではなっていますよね。大体半々なんですよね。なぜ、こういう状況となっているのか。保育需要が高まるのに、保育士がいないといいながら、正職員じゃなくて会計年度職員を補充してきて、こういった状況になっていると思うんですが、本来であれば、やっぱり正規職員をきちんと充てて、その正規職員のところの補助とか、または長期休業して、正規の職員が何か月か休むといったときの補助的な役割が、会計年度の職員ではないかと、私は思っているんですが、そういったところで正規職員の在り方、または会計年度職員の在り方、こういったところ、どう考えているんでしょうか、お聞きいたします。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育で支援課長 まず、保育士の正職員の数としましては、クラス担当 としては、必ず1人を正職員として、複数クラスに、クラス担当となる場合は、正職員と会計 年度任用職員という組合せでの職員配置としております。今現在、そういったところで、正職 員の数を配置することができておりますが、会計年度任用職員、以前に比べますと、だんだん

減ってきているところで、配置できないことから、0歳児、1歳児の配置不足というところで、 そこでの受入れが減っているという状況になっております。

以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

先ほども、適任適当という答弁もございましたけれども、だって大学とかそういった学校を卒業してきて、会計年度職員募集しますっていっても、やっぱり求めるのは正規職員で、しっかりと保障というかね、そういったところを求めているのが普通ですよね。それなのに、保育園の公設民営化を進めていくという話もございましたけれども、今、保育師が足りないって言っているのに、そっちばかりに進む、そういった視点、焦点が当たって、そういった職員の適正化という部分、そういった部分もしっかりとやっていかなければならないのではないですかという話を、私はしているわけですけれども、職員定数といえば定員適正化計画の作成ということで、そこで定数を決められると、保育士7名だったら、1人欠員しなければ、正規職員は募集できないとなっていると思いますけれども、こういったところを、考え方、どうなんでしょうかね。これ財政とか総務とか、そっちになると思いますけれども。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 定員適正化計画の行財政改革推進計画の中でも、保育所については 民営化をしていくと、新のびのびっ子プランの中で、そういう話の中で、アウトソーシングを 進めていくという話になってございます。なかなかそれが今、進んでいないという状況で、ま ずは、委員おっしゃるとおり、平均的な年齢構成というのも必要になってくるかと思いますの で、今後の保育所の在り方の計画の中で、正職員、会計年度任用職員の在り方については、検 討させていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

保育士が正規で職員で来て、その待機児童の解消ができるのであれば、正規職員をきちんと 雇用していただいて、それで、まだ足りない部分というのは、会計年度で補っていただくとい うのもいいですけれども、きちんと保育士不足解消になるんだったら、そっちをきちっとやる べきだと私は思います。ですので、しっかりこの令和4年度以降も、新たな定員適正化計画、 こういったものの作成の時期となってくると思いますけれども、こういった中でしっかり検討 していただいて、市長も先ほど答弁しました、必要なところには必要な、そういった部分をし っかりあてがっていただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

次に、5番の資料No.11、86ページ。

飛ばすと思いましたけれども開いてしまいました。

86ページ、これずっと出ていますけれども、子ども医療費助成事業です。1億7,000万円の、今回もありますけれども、この点は、私、平成19年に議員になったときは、まだ小学3年生というか、そういった乳幼児医療という、そういった項目でありまして、平成26年、平成28年、そして、平成29年に高校3年生までになってきていると思います。それで、この高校3年生になるときにも質問して、所得制限の緩和なのか、対象者の拡大なのかと言ったら、計算していただいて、対象者の拡大、高校3年生まで広げたということなんですね。

この流れで、過度な受診とか、あとはレセプト件数というか、レセプトのところとか、今日まで全てやってきているわけですけれども、近隣で、10月頃、所得撤廃するよというから、本市もそうしてくださいとは言いませんけれども、しっかり検討はしていただいて、県ではまだ未就学までなんですよね、補助が。そして今、大体3,500万円ぐらい県から、この11番の資料にも書かれていましたけれども、来ているということで、これ県が小学校6年生までという、そういった拡大すると、やっぱりまた3,500万円か、それに近いものが来て、うちの負担も500万円ぐらい、それぐらいして、平成元年ベースでいけば、今だと、もうちょっと下がっていると思うんです。だから、4,500万円にすれば、1,000万円ぐらい負担はしなければならないですけれども、だから、これ宮城県知事でも、子育て充実を、やっぱり公約として訴えてきたわけですから、やっぱり本市でも、きちっと県に働きかけるということも、やっていかなければいけないと思いますけれども、こういったところの状況というのは、市長、どうなっていますか。市長とかは県に対して、この辺、要望していただいたことはあるんでしょうか。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 県議会時代に、やはり宮城県は子育てに対してやっぱり関心が薄いんじゃないか、特に村井さんになってから、そういうご指摘が相当議会の中でもあって、5期目に向けられた公約の中で、これからは子育てに力を入れていきますともされておりますので、その辺、今、小野議員からご指摘いただいたように、そういった視点から、村井県政に働きかけるのは、もう至極必要かなと感じたところでございます。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

この辺、考えていくと、いろんな知恵も湧いてくると思いますので、何かしっかりと。これは一度広げたら、これを縮小するとかという、そういったわけには、政治的なあれでもいかないもんですから、だからもう、現状維持か、所得撤廃かという、そこしかないと思うんですけれども、考えていただきたい。

公明党がこの点もリードしてきた施策でもありますので、国でもやっと高校3年生までの無 償化、着実に拡充をしていく、そういったものを進めるという、そういったところも出てきて いますので、ちょっと状況を見ながらお願いをしたいと思います。

次に行かせていただきます。

資料No.9の27ページ、主要事業の防犯灯整備事業836万円ということであります。

この事業は、平成29年度に立ち上げて、5年のところを3年に縮小した、短縮させたという事業だと、当時4,900灯という。町内会でも、補助金があるうちに進めたいということで進めてはきていますが、やっぱり町内会としては行事の縮小などをしながら、こういったものをやってきているということで、上限3万円で町内会1万円出して4万円では、これは足が出ていますよということで、負担が重いから何か考えてくださいという、私も質問を平成元年にしました。そのときに、2,000灯を達成した時点で、しっかりその辺は考えていくと、もう一回精査しながら進めるという話がございました。

これは、佐藤光樹市長ではございませんのであれですけれども、ですので、今回もまた出てきましたけれども、GISだか、知りませんけれども、そういったもので管理、把握をしていくというものが出てきましたけれども、そういった補助関係の部分は何もございません。

それで、そのときに、私からLEDの器機の補助率等の変更だと不公平があるので、電気料が一番いいんじゃないですかと、2分の1を3分の2にするとか、そういったことでお話をした経緯がございます。

そこで、このLEDの交換、2000灯達成してきていますけれども、電気代の削減ってどれぐらいだったんですか。

- ○土見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 電気代の削減については、平成29年度と令和2年度の2,000灯 が整備した段階での差というのが、400万円減額の試算となります。

以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 だからね、そういった町内会も努力してきている部分なんですから、そういった削減効果があった部分、400万円だとすると、町内会200万円、市役所で200万円ですよね。そういった部分もしっかり活用しながら、町内会に還元をしていくという、そういった施策、考えられないですかね。電気料の負担割合の変更とか、その辺どう考えますか。
- ○土見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 補助金の関係でございますけれども、この関係で、仮にその 200万円を補助金に回した場合には、現在、2分の1という形、50%と考えると、大体6割ぐ らいの補助金が増えるということにはなります。

他市の防犯灯の電気料の補助という部分でございますけれども、大崎とか白石というのは、 全額町内会の負担となっているというところもあれば、気仙沼、富谷とか、全額を市が負担し ているという市もございまして、あと二市三町では、多賀城が松島と本市と同じということで、 県内、補助率というのは、大きな特色というか、全然違う感じとなっています。

今後の対応としましては、LED化によって電気代も安くなっていくという反面、現状の状況でこの燃料の高騰傾向ということで、町内会の負担も多くなっていくということも考えられるかなというところがあります。町内会、地域コミュニティー活動を続けていく上では、町内会の財政事情重要ですけれども、その中で防犯灯が占める割合も高いということでございますので、ちょっと今後、どういったことにしていくかということについては、まず財政の状況もございますので、まず市民総務部内でちょっと協議させていただきたいと思います。

以上です。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 これは資料№.18の9ページに、令和2年度末で防犯灯設置数4,910灯、そのうちL ED化したものが3,226灯というものがございます。
 - 一つの目標として2,000灯を達成した、それ以降も、数は少ないかもしれませんけれども、継続してLED化については、補助を出させていただいております。市としては、この数字をどの程度かというのは、そこまで議論はしておりませんが、もう少しこの防犯灯の設置に力を入れさせていただいて、あとは、大体二市三町で協議をさせていただきながら、どういう形がいいか、ちょっと話を進めてやらせていただきたいと。

こういう状況だと、二市三町でやはりご相談しないと駄目な部分もありますので、まずは、 取り急ぎ今の時点では、防犯灯のLED化数を増やすという方向性の中でご理解をいただけれ ばと思います。

- 〇十見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

ある程度数がまとまって、もう庁内でなってきたら、やっぱりいろんなところを精査していただいて、どういった配置になっているかとか、どれぐらいのそういった財源というか、お金がかかっているかとか、そういったものをきちっと精査をしていただいて、やっぱり次々、こういう状況だからどういったものが必要なのかという、そういった一つ一つの、こればっかりじゃないですけれども、いろんな政策を、検証をしっかりして、次のところにね、やっぱり走って進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では次に、資料No.15、ほとんどですので、どこまで行けるか分かりませんけれども、短く答 弁お願いしたいと思います。

それで、まず、資料No.15のですね30ページ、新婚さんいらっしゃい事業。ここに対象者の括弧に、これ3か月以上継続した住民登録とか、こういうものがございます。また、同じ資料No.15の33ページには、こんにちは赤ちゃん事業がありますけれども、この辺も、塩竈市に6か月以上継続して住民登録等々ございますけれども、これ外から呼ぶわけですから、その申請した時点で塩竈に住んでいく、塩竈でやっていくという部分があれば、こういったところは要らないんではないかと思いますけれども、この辺どうお考えでしょうか。

- ○土見委員長 小林市民安全課長。
- ○小林市民総務部市民安全課長 その申請時点でのその要件でございますけれども、新婚さんいらっしゃい事業については、県内で東松島市と川崎町が同じ事業をやっている形です。東松島市は、こちらは、夫婦いずれも1年以内に市内に居住し、居住後3か月以上経過しているということでございますし、川崎町についても、3年間居住を確約することになっておりまして、本市については大分緩くなっているという状況です。

以上です。

- ○土見委員長 小倉子育て支援課長。
- ○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 こんにちは赤ちゃん誕生祝い金贈呈事業です。対象者 といたしまして、塩竈市内に6か月以上継続して住民登録をしていることということで、資料

No.15には記載をさせていただいているところです。

同じく県内でも、祝い金を贈呈している自治体もございまして、そういったところを参考に しながらの対象者というところを考えた事業になっておりますが、塩竈市でお生まれになった 赤ちゃんというところで、皆さん、生まれてきて、おめでとうございますということの内容に なってございますので、この対象者については、もう少し検討させていただきまして、住民登 録を必ず継続しているというところの要件について、検討していきたいと思っております。 以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 分かりました。

要綱を今、作っているところ、または進行中であると思いますので、しっかり検討していただいて、取組開始をしていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

ちょっと抜かしますね。45ページ、市道整備事業等についてお聞きをしたいと思います。

- ②の部分で側溝整備事業、これ、昔だと集中型の整備やっていました。今、いろんな地域で やっていますので、目に見えてやってきているなということが分かっております。これ箇所は いっぱいあると思いますけれども、進捗率どの辺、進捗率、どの辺。
- ○土見委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 お答えいたします。

平成28年から手がけております側溝整備計画におきまして、今現在のところ43.9%の整備率となってございます。

以上です。

- ○土見委員長 小野委員。
- ○小野委員 半分に近くなってきていますね。それで、4番の橋梁整備事業、塩釜陸橋の防護柵ですけれども、これ全て交換するのに、しっかり安全をもってやっていただきたいと思いますけれども、状況を教えていただきたいと思います。
- ○土見委員長 鈴木土木課長。
- ○鈴木建設部土木課長 こちらの業務でございますが、陸橋にかかっております防護柵、柵の交換の事業となっております。当然、取替え時には、仮設工としまして、安全対策ですとか、安全対策のガードマン、そういった方々を配置しまして、歩行者の誘導等、そういったことを行いながら、安全管理に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○土見委員長 伊藤博章委員。
- ○伊藤委員 それでは、私からも質問をさせていただきたいと思います。

まず、実施計画70ページにあります塩竈の魅力発信事業、担当課が秘書広報課になった理由と、事業内容にあるシビックプライドの醸成についてご説明を願います。

- ○土見委員長 扇谷秘書広報課長。
- ○扇谷市民総務部秘書広報課長 シティープロモーションに関係します内容でございます。 シビックプライドを担当いたします部分といたしまして、令和3年度から秘書広報課が新た にできたところでございまして、ロゴマーク、シティープロモーションに関係する事業につき まして秘書広報課が所管となっておるところでございます。
- ○土見委員長 理由もですね。いいですか。それでは、伊藤委員。
- ○伊藤委員 それで、広報の担当なんだよね。昨日、新しい広報が届いたんです。町内会、早い ところは届くんでしょうから。それで、第6次長期総合計画のスタートするということで、説 明が載っているんですよ。それで、うちの会派の、今回委員長やっています、土見大介先生が、 施政方針に対する質問でも、シビックプライドについては取り上げさせていただいたところだ ったんですが、ここにあるシビックプライドとは、地域への愛情と誇りを醸成しますと書いて ある。この広報に書いてある説明はね。その一方で、今、策定中の塩竈市生涯学習プラン案、 これを見ると、シビックプライドとは、まちに対して誇りを持ち、自分自身が関わってまちを よくしていこうとする思いと。私の考えはこっちに近いんですよ。その理由はなぜかというと、 これ、シビックプライド協会というのがあるんです、一般社団法人で。それで、そこが言って いるのは、シビックプライドという言葉の捉え方は、このまちをよりよい場所にするために、 自分自身が関わっているという当事者意識に基づく実践であるというのが普通の考え方なんで す。ただ、市民の誇りや郷土愛という言葉にも似ているが、ニュアンスは違うと言っているん です。私、これ、第6次長期総合計画の審査の中で、特別委員会の中でこの言葉が出てきたの で、市長大したもんだなと思っていたんです。だって、今までだって誇りだ、地域に愛着を持 ってということは、教育の現場から、まちづくりから、いろんなところで言ってきたわけです よ。ただ、今度は市長、一歩踏み込んでね、これ私の勝手な考え方なのかもしれないけれども、 シビックプライドとしてくれたので、やっぱりその自分自身が当事者意識としてまちづくりの

ために関わるって、やっぱり責任もあるんだよと。一緒になってやりましょうよということの 心を醸成していく。今まで塩竈市に不足していたところなんです、これ。市民との関係で。これがうまくいっているのが富谷市だと思っているんですよ。富谷市は、宮城大学の風見先生なんかと一緒にずっとまちづくりをやっていますから、やっぱりこういう視点を持っているんです。当事者なんですよ、当事者をどうみんなでサポートしながら、役所が応援していきますよみたいな感じなんです。だから、そこのところの言葉というものをちゃんと定義づけていかないと、その使うときによって若干違ったんじゃ、こっちもそういう思いで質問をしていかなければいけないんでしょう。だったら一緒にこうやっていきましょうとかって、だからそこを改めて確認したいんですが、このシビックプライドの醸成とは具体的にどういうことなのかなと。本来これを、よりよい場所にするために自分自身が関わっている自負心というものをやっていくと、今、町内会が抱えている役員の成り手不足、それから、町内会で最も議論になるのが、ごみステーションの維持管理の問題。こういったちっちゃなこと一つ一つが、やっぱり解決していくための糸口を見つけ出せる可能性もあるわけですよ。だからこの定義というのは大切で、僕はこれが出てきたときに、ここから長い時間はかかりますけれども、こうやって一歩一歩踏み出していくんだなという思いで聞いていたんです。だから改めて伺います。

- ○土見委員長 佐藤政策調整監。
- ○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 さきの施政方針に対する質問でもご答弁申し上げているところでございますが、そのときの答えといたしまして、シビックプライドとは、まちに対する人々の誇り、自分自身が関わってまちをよくしていこうとする思いと捉えているということでお答えしています。まさに今、質問いただいたところに近いかと思います。

さらに、その上で、市民のみならず、様々な方々の関わりの下、まちづくりに取り組んで、本市はまいりましたと。今後もこのような関わりを大切にしながら、各種事業を進めることで、市民、職員はもとより、本市に関わるたくさんの皆様に、本市に対する思いや、まちづくりへの参画意識が高まり、シビックプライドが醸成されていくものと認識しておりますというお答えをさせていただいたところでございます。やはり、それを多くの方々、職員も、やはり塩竈市民でない職員もたくさんおります。ただやはり、市に対しての思いを寄せていただいて、仕事をしていただくというのは非常に重要になってまいります。そういったところで、様々な方々の塩竈市に対する関わり、思い、そういったものをやはり参画意識として醸成していくべきものと考えております。

以上でございます。

- ○土見委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 何か分かったような、とてもなかなか言いづらいだろうなとは思うんですが、ただ、正直言うと、このシビックプライドという言葉をいいように使ってしまうと、思い描いたとおりにはなかなか進まないと思うので、この広報の書きぶり、しかし一方で、市の計画、生涯学習計画、これ生涯学習というのシビックプライドとても大切なんです。参加して、当事者となって、みんなで幸せになれるように、明るくなれるように頑張ろうねという話だと思うんですよ。それで、皆さん一人一人のやっぱり行動も大切ですよということを言わなければいけないわけですから。

ただそれは、やっぱりこの広報においても、そういう位置づけで、市民の皆さん、これからは積極的に参加してくださいよと、少子高齢化で人口の各世代ごとのバランスが悪くなっているわけですから、皆さん方に参加してもらって、ここ、難局を乗り切りましょうよというのが、僕、このシビックプライドの最も理解しやすい話ではないかと思いますので、そこは今後、ぜひ詰めていただいて、市民にも分かりやすい説明をしながら、市民と一緒に、今まで塩竈市、協働参画社会というのをずっとやってきたよね。それこそが僕はシビックプライドだと思っているので、そういうことでぜひ、市長が踏み込んでくれたと確信しておりますので、ぜひ実行しいただくように、私たちも協力したいと思いますので、よろしくお願いします。

ただ、この広報はちょっといただけない書き方だったなと思いますので、よろしくお願いい たします。

次に、予算資料No.11の、51、52ページにある地域おこし協力隊活用事業と、同資料の127、128ページにある地域おこし隊業務委託、それは何が違うのか、財源含めての説明を、まずいただきます。

それで、あわせて、同資料の130ページにある浦戸移住者がんばる漁師支援事業についても ご説明を願います。

- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、私からお答えさせていただきます。

52ページに、事業内訳で記載させていただいております地域おこし協力隊活用事業につきましては、これは、浦戸地区で、1次産業の担い手育成ということで始めております地域おこし協力隊事業になります。

今回、新規で、仲卸の活性化の部分におきましては、委託事業という形でお示しをさせてい ただいているところでございます。

どちらもこれは、国の地域おこし隊制度を活用した事業となっておりまして、52ページは、 雇用型と言われるほうでございます。仲卸は、委託型と言われるものでございまして、いずれ も財源につきましては国の特別交付税が措置されるという内容となっております。

そして、さらに130ページの浦戸移住者がんばる漁師支援事業でございますけれども、これ 昨年から、予算をお認めいただいている中身でございますが、卒隊いたしました方が浦戸で起 業、漁師になられている。ただ、生計が釣果によって不安定なものですから、県漁協の職員さ んの、住居手当を参考にさせていただきながら、その卒隊した方の住居手当に当たる部分につ いて、予算を計上させていただいているという内容でございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 それで、国の同じ、もともとの地域おこし協力隊、総務省の事業だと思うんですが、これは、隊員の任期は3年ですよと。それで、任期満了後に、その地域に住み続けるのであれば、どこかに就職するか、もしくは自分で起業をしたりして、何か今のうちからそれ考えてくださいよということで採用するんですよね。これ、面接段階とっても大切だと思うんです。これをもともと、塩竈市で第一号の方やるときに、たしか、荒井市民総務部長さん、担当課長か何か、次長さんか何かで、そう説明したかと思うんだけれども、そのときに私が言ったのは、最初スタートするのであれば、完全にもう雇用型を目指しているので、海苔屋さんのところ雇用型を目指したようなので、そのときまだそこまで言っていないのかな、説明のときは。あえてそういうもう雇用型を、一次産業の雇用型として採用したほうが、離職率というか、3年後の定着率は高いよというお話をさせていただいたかと思います。

今に至っているんだけれども、そのときに、私自身が、仙台の男女共同参画財団とかと共同で、早稲田大学との中の助成金もらって、女性の人材育成なんかしたときがあったんです。今、その中で育成した方が、登米にいるのかな、地域おこし協力隊で行って、今、本屋さんやったりしながら、まちおこしに参加しているんですよ。この人、3年過ぎたときに、そこから大規模、自分で自立できるようにもともと計画をつくっていた。それで伺いたいんだけれども、市では、採用するときに、ただ住んでくれればいいって、なぜそこで、我慢していてくれという話なのか、地域の一次産業の担い手として、それとも、ちゃんと発想を持って来てくれないか

と、都市部の若い人たちなのかどうか分からないけれども、そうしたら私たちもしっかりサポートしていくよという姿勢なのか、ここがちょっといまいち分からないので教えていただきたい。

- ○十見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、事業担当課、私からご説明申し上げます。

この事業、途中から水産振興課が浦戸の部分において担わせていただいております。我々水産振興課といたしましては、委員おっしゃられるとおり、やはり漁業生産の担い手であり、さらに、高齢化する浦戸地区の活性化、地域の担い手としてという部分において、募集をかけさせていただいております。

実際に入隊いただく前に、お試し入隊制度というものがございます。こちらにつきましても、 やはり地域の区長さんをはじめ漁協の役員の方々に、お手伝いを、ご協力をいただきながら、 まずは人として触れ合っていただきながら、その方が最終的に島に定着して、しかも、その一 次産業の担い手になれるかどうか見定めさせていただいているという手続を取らせていただい ています。

なお、その卒隊した後の部分につきましては、これまでのケースで3名おりますが、うち2名につきましては地元のノリの合同会社に就職いただいております。1名につきましては、寒風沢の刺し網なんですけれども、やはり船については、先輩漁師の方から無償で譲渡をいただきまして、あとはちょっと団体から、昨年、一隻小舟頂いているんですけれども、そういったところで、今、生産活動をしていただきながら、後任といいますか、後輩の指導も行っていただいているという状況にあります。

以上でございます。

- ○土見委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 ありがとうございます。

それで、地域おこし協力隊を使わずに、自分の事業のために若い人を雇っている方もいらっしゃるんです島には。そのときに、これ何年か前にあったんですけれども、今の災害公営住宅、今のちょうど市営住宅になるんですかね、制度上は、空きが出ました。寒風沢は、たしか地域おこし隊協力隊の方々で残る方がそこに住めるようにということで、特例みたいな制度をつくってやりましたよね。今からやりますけれども。ほかの地域で、やっぱり市営住宅に入ろうと思うと、所得制限というのがあるんですよ。そうすると、一生懸命頑張って地域おこしのため

の企業が、地域おこし協力隊を採用して、せっかくだから島に定住してもらおうと思って、空いたところに応募します。一方、違うところの方が、地域おこし協力隊でないんだけれども、応募したら、やっぱり所得的に違うものだから、低い人のほうが入るわけです。そのとき私言われたんです、私たち一生懸命人材、担い手育成して、島に定住させようと思うんだけれども、住むところがないと。多分今も変わっていないんでしょう。そのときに、この家賃補助みたいな形を見たので、もうちょっとバランスよく考えてくれないのかなと。

それはなぜかというと、最初から1次産業は、今現在、島である程度の年齢になられた方が、刺し網とかやっている方いらっしゃいます。販路がないんですよ。これちょっと次の質問以降でやろうかと思っていたんですけれども、七ヶ浜だと、漁協が窓口になって、必死なって買ってくれるんです。ブランド化していくんです。浦戸唯一の地産地消、地元食材があるんですが、取扱いをしてくれないんです。それで、売り先がないので、沖締めやったり、いろんなことをしているんですよ。しようがなくて、若い方は、石巻の漁業関係者を頼ってみたりですよね、そういう現実があるわけですよね。ある程度の年代の方から、島にずっといる方から言われたのは、仙台中央卸売市場の、そういう地元産品を大事にしてくれるような事業者を紹介してくれないかと言われてるんです、今。

ただ、塩竈にはもともと、七ヶ浜で上がった魚種を生けすを造って、自分のすし店で出していた方もいらっしゃるんです。震災前含めて。地元の飲食店の方に聞くと、塩竈でマグロとかそういう特別な魚種は別ですよ、それ以外の本当に地元で上がった、地元で刺し網したりして上がったような、どれがいつの時期上がっているのかって、分からないって言うんですよ。1回、全部データ出してもらった部分、集約したのありますよね。それ持っていったら、大変喜ばれました。そういった意味では、本来、本当に育てようと思うのであれば、しっかりそういったところがサポート体制をしていかないと、育たないと思うんですよ。その辺、今、どういうふうに取り組んでいらっしゃるのかお伺いします。

- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

浦戸の刺し網の方々の漁獲物が市場で取り扱われないといったご質問かと存じます。

我々も昨年、この話耳にしまして、すぐに卸売機関と協議をいたしまして、背後の加工業者 の方々と生産者の方々とのマッチングをやらせていただきました。そうしたことで、我々、昨 年からですけれども、刺し網のタラ、それから春先のシラウオ、そしてあと、たまにちょっと、 最近、ここ数年増えているエイ、実際には上場されないものなんですけれども、こういった業種について意見交換をしながら、結果として、市場に上場いただいて、背後の加工屋さんで、 競り人として参加いただいて、取引を活発に進めさせていただいているところです。

なので、今、ご指摘の部分も含めまして、我々、生産者の方にも、そしてあと加工屋さんに も情報提供させていただきながら、より多くの魚種の取扱い進められるよう、努力していきた いと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○土見委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 せっかく地元にあるものを、何とか生かそうとする事業と、ないので、何とかしな ければいけないと考えるのであれば、あるものを生かすほうがいいと思うんです。

ぜひその辺、若い方々に、そういったことも情報発信しながら、こういう地域おこし協力隊として応募していただけるんであれば、そういう現状も含めてしっかり伝えて、そういう、震災後ですから、何か、若者、よそ者、ばか者なんていう言葉はやりましたけれども、それ今も続いていると思うんですよ。とんでもない発想かもしれないけれども、やってみたら結構うまくいったという事例あるわけですから、そういったことをぜひ生かせるような、役所の在り方、そのためには、僕は、利府とかね、富谷にもあるし、多賀城さんもやっていると思いますけれども、人材育成するための、ああいう、支援組織というのは、やっぱりコミュニティービジネスであったり、そういう発想を持って、取り組んでくれる人材を育成できるような、また、そういう若い人が発想を持ったときに、相談に行って、その思いをしっかりと形にできるまで伴走できるような、そういうふうなやっぱり、これは、塩竈市民だけじゃないですよ、ほかの地区の方でもいいんですよ。そうやって塩竈に定着していただけるような体制というのが、まず先にあるんじゃないかと思います。

それからもう一点、浦戸地区、この地域おこし協力隊関連で聞きますけれども、目的はやっぱり島に定住してもらう、島の今の最大の課題である人口減少、これを何とか止めるという、抑制して、何とか増加傾向、増加傾向とまでいくのかどうか分かりませんけれども、1人でも増やしていくということがありますよね。

そのときに、さっきお話ししましたが、ある事業者のところが市営住宅入れなかったと。だからこっちの市内から通っているんですよね。島からじゃなくて。

そこでね、1つ聞きたいんだけれども、浦戸地区は特別名勝松島の指定等保存管理計画の中にありますよね。それで、なかなか厳しいもんですよね、中見る限り。だけれども、何かブル

ーセンターとか学校とか市営住宅、災害住宅、市営住宅ですけれども、公共施設、結構建ちますよね。あれって、何とかならないのかなと思っているんですけれども、その辺ちょっとご説明いただけますか。

- ○十見委員長 鈴木都市計画課長。
- ○鈴木建設部都市計画課長 都市計画法の関係なので、私からご説明させていただきます。

まず、建物が建たないというところなんですけれども、一番大きな要因は、市街化調整区域 という指定を受けているところが、まず一番大きな問題ということでございます。

ただ都市計画法34条の中で、市街化調整区域であっても建設できる建物というのが定義されています。例えば、よく言われます、浦戸にあった漁業用の住宅でありますとか、あと2つ目には公共施設、これがブルーセンターとかステイステーションということになります。

あと、お尋ねのありました災害公営住宅につきましては、復興に係るものということで、復 興整備計画というものの公表をもってですね、同じような許可を受けたという形で建築ができ たものという理解でございます。

以上です。

- ○土見委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 そうすると、なかなか浦戸で、個人で家を建てようと思っても、要は、防災地域、 移転地域になっていたりして、場所もどんどん、どんどん、限られている部分もなってきてい ますよね。そういった意味でいくと、ちょっと都市計画課の皆さんに頑張っていただきたいん ですけれども、公共的な建物であれば、ある程度もういろんな理由をつけて、都市計画審議会 を通して、建てることができると。

そうすると、住宅がないわけですから、どう頑張ったって、今。今の市営住宅住んでいる 方々も高齢者の方いますから、もしかしたらどんどん、どんどん空いてくる場合もあるという のを待つのか、ある意味では積極的に、もうちょっと今、もうちょっとさっと見ると、使える ところってまだありますよね。そういったところに、市として住宅施策の一環として、取組を 進めるということも必要なんじゃないかと思っているんです。

1つは、よく市営住宅の、今回、条例を調べさせていただきました。それで、陸前高田が有名になりましたよね、災害公営住宅、海のそばに建てて、結果的に、漁師で、地元で何とか都市部の住民なんか入れようと思ったんだけれども、所得制限かかっちゃって、そこに入れないってあったので、特例を設けたという事例があったんですね。あれ、特定優良賃貸住宅の関係

だと思うんですけれども。

それで、今回、塩竈市の市営住宅の条例を調べさせていただいたら、45条の使用許可の中に、 普通市営住宅の適正かつ合理的な形に著しい支障のない範囲内で当該普通市営住宅をこれらの ものに使用させることができるという規定があると思うんですね。

陸前高田もこれを使って、みなし住宅を造ったんだと思うんですけれども、塩竈市、今のところ、市営住宅、島の場合は、ある程度埋まっています。必要なところは全部埋まっています。であれば、これから住宅施策として市営住宅を建てるのか。もしくは、この特定優良賃貸住宅制度、これを生かしていくのか。これからそれしない限り、島に住むことできませんよね、若い人がどんどん思いを持って行ったって。その辺のところをどうお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

- ○土見委員長 佐藤住促進課長。
- ○佐藤建設部定住促進課長 浦戸の公営住宅、災害公営住宅につきましてのご質問ということで ございます。

まず、塩竈市には、公営住宅法に基づく、住宅、災害公営住宅もそうですけれども、入って おります。さらに、ちょっと法律が違いますけれども、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関す る法律に基づく住宅としまして、サンコーポラス清水沢住宅が、市で管理しているというよう な2つの法律でもって、おのおの住宅を管理しているということでございます。

公営住宅につきましては、住まいに困窮している方のための、居住のための住宅という形で 提供していると。特定優良賃貸住宅につきましては、中堅所得者の居住に関するということで、 特に本市としましては、子育てに特化しまして、子育て住宅ということで、平成24年から、こ ちらを管理運営しているという状況でございます。

ご紹介ありました陸前高田市でございますけれども、当然、整備したのは、災害公営住宅という形で整備しております。そちらを、公営住宅法に基づかないで、目的外で使用するという形になったことかなと、それで運営しているという状況でございます。

こちらを運営する方法といたしましては、目的外ということで、じゃあ何に基づいて管理するのかというときに、特定優良賃貸住宅、こちらに基づいて管理しているという状況でございます。

こちらは、岩手県で、陸前高田市が、私も承知しております。まだ宮城県では事例がないということでございまして、沿岸部の市町村、本市も含め、いろんな市町でもって、こういった

目的外の使用は徐々に検討し始めているというような状況でございます。

今のところ安心はしておりませんけれども、ご紹介ありました寒風沢では、11戸の戸数のうち11戸が入居中ということでございます。桂島についても、13戸中13戸が入居中と。空いているのは、野々島15戸のうち13戸が入居ということは、2戸空いていると。朴島が5戸に対しまして4戸入居で、1戸空いている。

委員おっしゃるとおり徐々に、こういった空き、募集してもなかなか入っていただかない状況があるかなと思いますので、本市といたしましても、沿岸部の市町村の動向を引き続き注視してまいりたいと思います。

○土見委員長 伊藤委員にちょっと確認をさせていただきます。

現在の質疑は資料No.11の52ページの地域おこし協力隊活用事業、または130ページの、浦戸居住者がんばる漁師支援事業に絡めてということでよろしいですね。

それでは伊藤委員。

○伊藤委員 すみません、長くなりまして。ただ、こうやってね、要は、予算的に見ると、幾つも事業をやっているんですよ、同じ目的に向かって。だけれども、せっかくやっていても、本当に必要な部分の、定住であれば住居がない。今、話ありましたけれども、いやこっちの島には空いているよって言っても、なかなかこっちの島には住まないんです、残念ながら。やっぱり必要なところに建てなければいけない。

それで、この島の人たちに、今度新しくまたこうやって情報発信、実施計画の93ページの浦戸再生プロジェクト推進事業とあるんだけれども、これは地域おこし協力隊の活用などにより、情報発信を行いながら、関係人口の創出に取り組むということだと思うんですが、そうすると、島に、今後、関係人口含めて、2拠点の関係事関係人口を、2か所ぐらいに住むという人たちもいるわけ、関係人口って。そういった人材の創出とか、今言った、地域おこし協力隊なんかで募集して、島に定住してもらおうと思ったときに、なぜ、絶対的に住むところがないんです。だから、それは早急に、考えていただいて、少し余計めに造れば、さっき言ったように2拠点住居を持たれるような都会の住民であったり、そういう方々の、一時そこで、1週間でも2週間でもいられるようなものになったり、あと島の方からよく言われるのは、島から今回離れました、錦町とかの災害公営住宅にいるわけですが、その方々もうちないんですよ。うちがあれば、島に行ったときに、1日、2日泊まったりとか、そういうことをしながら、島の方々とも交流するんだけれども、最近、全く交流ないんだというわけです。

そういう関係人口っているわけですよね、そうやって。そういった人たちの声というものも 生かしていくってことが、離島振興になるんじゃないかと思いますので、総合的に伺わせてい ただきました。

これはぜひ、掛け声だけじゃなくて、足元を見ればやらなければならないこと、すぐ分かるところあるわけですから、情報発信だけだけじゃなくて、本来やるべきこともしっかり、目を背けないで、住むところなければどうしようもないんですから、そこからでもやっていただいてもいいんではないのかなと思いますので、それはお願いをしておきたいと思います。

次に、議案資料No.11の、26ページ第18款一般寄附 3 億円と、同資料52ページ、第12節のふる さと納税業務委託料1億3,667万6,000円、同資料、26ページの19款、カメイ夢づくり基金400万円、これについてご説明ください。

- ○土見委員長 佐藤政策調整監。
- ○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 お答えさせていただきます。

まず、歳入でございます。

資料No.11の26ページ、第18款寄附金に、一般寄附金といたしまして3億円計上させていただいております。これにつきましては、令和4年度の予定されますふるさと納税の金額ということで、歳入の寄附額ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、同じく資料No.11の52ページ、第12節委託料の中にありますふるさと納税業務委託料1億3,667万6,000円という計上をさせていただいておるところでございます。

こちらにつきましては、ただいま申しましたふるさと納税をいただくに当たりまして、業務委託としましてポータルサイト等々、寄附受付のサイトに登録をさせていただいております。 そこでかかる費用、それから返礼品、そういったものをもろもろ含めまして1億3,667万6,000円という金額を計上させていただいております。

それから、もう一点が何でしたでしょうか。カメイさん。

同じく資料No.11の25ページ、26ページ、繰入金というところで、5項カメイこども夢づくり基金の繰入金の400万円の部分でございます。

こちらにつきましては、歳出は、同じ資料の50ページ、ご覧いただきたいと存じますが、企 画費の中になりますが、子供たちの国際交流事業の予算といたしまして、同基金からの繰入金 として400万円、計上させていただいている内容になります。

以上でございます。

- ○土見委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 時間も5分ですので、端的に申し上げます。

このカメイこどもの夢づくり基金、海外研修委託料、ここの部分ですが、1つ聞きたいんですけれども、子供たちの選考基準って何ですか。具体的になっていますか。

- ○土見委員長 佐藤政策調整監。
- ○佐藤市民総務部政策調整監兼政策課長 今回につきましては、この事業は、ご案内のとおり、 令和3年度から実施をさせていただいておりますが、公募という形を取らせていただきました。 それに募集していただいた方々に対して、面接等をさせていただきながら、選定をさせていた だいたと。

今回6名、今年度につきましては6名の募集だったんですけれども、応募は5名ということで実施をさせていただいたところです。

以上でございます。

- ○土見委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 これ、もともと平成13年に第5回目で一区切りとなったベンチュラ市に派遣する海外研修事業と同じものだと思って、同じものって言ったらおかしんですけれども、もともとはそれがあったわけですよ。それやめて何もしていないんじゃないかということで、今回、出てきたんだと思うんですけれども、ただ、そのとき僕、呼ばれたというか、当時、教育委員会にいた方々から、いや実はあれやめるのには理由があったんだというわけです。それはなぜかというと、この事業、特定の子供たち、学校でも1名か2名だけですね、中学校2年生で。その子たちがなぜ選ばれたのかというのが、応募して駄目だった子供たちや親の方々に納得させることができない事業だった、平成13年のやつは。それで、教育委員会に大変なクレームの電話が来たと。教育環境上よくないということもあって、その後、検討すると言ったけれども、なかなか検討できないという形になっているんです。

今回、多分そういうことも分かってやっていらっしゃるんだと思いますが、今はまだ海外に行けていないので、そういう問題も起きないでしょうけれども、私、その頃、PTA会長でした。小学校6年になると、お姉ちゃんとかお兄ちゃん見ているもので、私、中学校2年になったら応募するんだって、夢抱いて中学校に上がっていくんですよ。ただ、上がっていったら、何だか分からないけれども、うちの子供は駄目だったんだということになっちゃう事業なんですよ。

それで、僕、ちょうど塩竈出身の方で、福島にできた、イングランド何たらかんたらって、 合宿して、英語漬けにするようなところができたんですけれども、当時は高かったんです。そ こにも全員子供たちを送ってくれと、みんなに機会を与えてくれって頑張っていたんですけれ ども、今頃になって呼ばれて、何だと思ったら、あんたが言っているのが正しかったと言われ ても、そのとき言ってくれればなと思ったんですけれども、ただそういう心配をしている市役 所のOBの方々がいらっしゃいます。

これやっぱり教育委員会としても、コミット、今、していないんでしょうけれども、しっかりコミットして、状況変わりました。小学校でも英会話教育が入ったり、それから、さっき、ふるさと納税聞いたのはその辺だったんです。あの当時は、ふるさと納税制度がなかったので、基金を活用するしかなかったんですよ。今、基金を増やすことができるんですよ。そういうことをやれば。ですから、子供たちに、今ある基金を使ってどうするこうするじゃなくて、ぜひ、子供たち、全ての子供たちに機会を与えていただけるような事業としていただけるように、ご検討いただきたいというのが私の今回の質問の趣旨でございます。

ちょっと時間もあるようですからぜひやってください、お願いします。

それから、ちょっと最後になりますが、老人クラブさんの補助金に関して、今回、市で補助金の手引というのを出したんです。それね、ページでいくと、資料No.11の76ページ、第18節の老人クラブ活動補助金なんですけれども、突然それもらっても老人クラブさん、みんな面食らっているんですよ。これについては、ほかの自治体の事例を見ると、活動に対するお茶代ぐらいは認めるというんですけれども、塩竈市だけは食糧費だから一切駄目だって書いてあるんです。

やはりこれ、ずっと調べたら、老人クラブの補助金要綱と、その上になっている補助要綱、 塩竈市の、これは、あまりにもずさんなものなんです。早急にそれを見直していただきたいと 思うんですが、総務部長いかがですか。

- ○土見委員長 荒井市民総務部長。
- ○荒井市民総務部長 お答えになるかどうかちょっと自信はないんですけれども、ただ、今、お話あった、その補助要綱、そういったものにやっぱり不備があるということであれば、当然ながら、我々もこれからきちんと精査をさせていただきたいと思いますので、そういった流れの中で、不備があれば直していくという素直な気持ちでまず見させていただくと。それから、老人クラブの皆さんのやっぱり周知というもの、理解というものを深めて、どういう活動費に必

要なのかというふうなご意見もちょっと福祉と一緒に連携して確認しておきます。 以上です。

○土見委員長 暫時休憩いたします。再開は4時50分といたします。

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお質疑の際には、資料番号該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

- ○土見委員長 今野恭一委員。
- ○今野委員 私は、皆さんもう既に、大方のところをめくって質問されておりますし、答弁いた だいておりますので、その中にないところ、ちょっとだけやらせていただきます。

まずは、非常に、資料No.15の議案資料を見てみますと、大変すばらしい事業が組み込まれておりますし、この中でも特に、なかなかいいアイデアというか、いいところを狙ったなと思っているのは、新婚さんいらっしゃい、それから、こんにちは赤ちゃん、これは非常に市民に受けているようです。市民受けがいいというかね。やっぱりテレビをほとんど皆さん見ておりますから、この時間、ほとんど、午後の時間とか、テレビを鑑賞している市民が結構多いんですね。その方々からそういうご意見をいただいておりました。「面白いね」ということで、ご覧になっていた方から、「面白いね」の次に出てきたのが、「何なのっしゃ、あの人たち」って、「へえ、誰のこと」っていう話をしたら、「いや、部長、課長って、大概の人たちは皆、大学出ているんでねえのすか」って、「そうだね」って私は答えましたけれども。そうしたら、「大学出ているのに、何だい、議長って手挙げている人もいないし、予算のところになったら、委員長っていう、手挙げて言う人いないんだね」って。「委員長きょろきょろしているよ」って。「誰を指したらいいか分からないような、きょろきょろしているよ」って。「そんなんでいいのすかや、市職員」こういう意見です。

市長があんなに元気よく委員長とか、議長とかって、市長はもう手挙げて、わざわざ委員長 のほう向いて、そして、求めているのに、それを「何なんだいね、あの人たち、市長のまねし たらいいっちゃね」って、「生涯学習ってそういうこと言うんでないんだべか」(「今野委員、 すみません、どこの資料に対する質問」の声あり)生涯学習について。(「資料番号とページをお示しください」の声あり)資料番号、実施計画並びに資料No.15の30ページの新婚さんいらっしゃい、それから、33ページのこんにちは赤ちゃんですね。これを見た方々のお話を今しているんです。ですから、「それが生涯学習と言うんでねえべかね」っていうことなんです。(「予算の内容について質問、質疑いただければと思います。今野委員、そこは一般質問でやっていただければいいかと思いますので。では、入ってください。よろしくお願いします」の

委員長、あんまり強引なこと言わないで。そういうことを市民からの意見を申し述べている わけですから。

教育長、そこら辺をどう生涯学習の中で教育していかれるか。お願いします。

○土見委員長 吉木教育長。

声あり)

- ○吉木教育委員会教育長 委員がおっしゃるとおり、やはり生涯学習は、本当に重要であります。 そして、市民の皆様が見ているということは、やはり市民のというか、人生の先輩として模範 になるような形になることが大切だと思いますし、ここに出ている課長、部長等も、部下職員 がおりますので、それの模範となるような態度で臨むべきだと。それが生涯学習、あとは職場 の教育につながっていくものだと考えております。
- ○十見委員長 今野委員。
- ○今野委員 という教育長の答弁が欲しかったのね、市民の方は。そういうことなんですよ。 それで、この生涯学習とうたっておりますが、こうして見ると、新婚さんいらっしゃい事業、 それから、こんにちは赤ちゃん、誕生祝い金贈呈事業がそれぞれ計上されております。これは、 若い世代には、大変受けると思いますけれども、あとは高齢者の方の生涯学習という部分があ るんですが、若い人たちの、青年の教育というか、社会教育のようなものはないんでしょうか。 教育長、お願いします。
- 〇十見委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 これまで公民館の事業で勤労者のセンターの事業を行ってまいりました。ただ、そこへの参加者というのは、20年前から大分変わってきておりまして、そこが大分ちょっと、参加者等も少なくなってきているというところがあります。ただ、それを、今回、変えていって、勤労者のだけじゃなくて、そういう、市民の年齢層を幅広く持った形で、そういう講習会等を設けるような形で、今回、公民館、生涯学習課で計画をしているというところ

でございます。働いている方々が参加できるように、夜とか、あと土曜日とかの開設という形になっております。

- ○土見委員長 今野委員。
- ○今野委員 確かに時代は変わって、もう既に今、デジタルの時代だったり、ITの時代だったりということで、何て言いますか、昔みたいに集まってわいわいというようなことは、あまり見られなくなったんだろうと。あるいは、また、参加する人も少なくなったんだろうということは、推測されるところでございますが、しかし、やはり、高校、あるいは、大学を卒業して、学校を卒業して社会に出た方々、こういう方々が、やがて、一般社会人として、大人の世界に入ったときに、やはり、この感じるギャップ、そういうものがあると思います。

そういうものを、周りの社会人の方々が指導したり、教育したりというか、そういうものを お手本を示していくということ、これは非常に大事なことだと思うし、また、そういう数人が、 せめて数人でも集まれば、未来を語ったり、自分の将来を語ったりするような、そういう場が あれば、また、将来の塩竈市の人材として大きく育つ、そういうことも考えられると思います が、いかがですか。

- ○土見委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 青年教育のところかなと思いますけれども、今、生涯学習課の社会教育主事が中心となってその辺、進めているところもございますけれども、あとは、もう一つは、仙台教育事務所管内の中で、青年会の活動、あとは、今も継続して、青年文化祭とかが、各市町村持ち回りでやられております。

ただ、今回、コロナで、ここ二、三年はちょっと縮小した形でやっておりますけれども、その辺をどう生かしていくかというのは、かなり今、やはり生涯学習、青年教育に関しては県教委でも課題になっているところでございますので、その辺をどう捉まえてやっていくかというのは、今後の課題かなという思いでおります。

- ○土見委員長 今野委員。
- ○今野委員 実施計画のところで、まずは5ページ。

5ページには、表が載っていまして、一番左の欄に、章名というので、第1章から8章まで。 第1章は、子供たちの笑い声があふれるまち。

第2章は、みんなが生き生きしているまち。

第3章、快適に住み続けられるまち。

第4章、活気があり、誇りを持って働いている人がたくさんいるまち。

第5章、何度でも訪れたいまち。

第6章、日常に彩りがあるまち。

第7章、みんなが主役になれるまち。

第8章、自然と調和した、和やかな暮らしと癒やしがある島。

ということで、8つの項目が章として取り上げられております。

この第1章には、健やかに育つ、これは9ページですね、9ページは、子供たちの笑い声があふれるまちで、健やかに育つ、育てる環境づくりということが載っています。今、これをはじめとして、これを第1章として、8章まで羅列してみましたけれども、この中に、今申し上げたような、青年教育らしいものは載っていませんので、私も、ちょっとなと。できたら、そういう、この青年教育のようなものを取り上げていくならば、若い人たちが将来の塩竈を語ったり、自分の将来を語り合ったりしながら成長していくんだろうなと思って、この実施計画を見ております。

教育長、その辺も含めて、もう一度お願いします。

- ○土見委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 ここも、第1章、子供たちの笑い声があふれるまち、子供を中心に進めていくというところの、特に、幼児教育から学校教育までの中でございます。

この中で、青年、若い人たちの教育というのをどう関わっていけばいいかというところでございますけれども、なかなか難しい課題かなとは捉えておりますけれども、特に、この地域と連携した形でというところで、そこをどう生かしていければいいのかというところでございます。

子供たちの、中学生、高校生、ジュニアリーダーは、いまだに活動しておりますので、そこから後、どうそれを発展させていけばいいのかというところも、難しいところかもしれませんけれども、そういうところに何らかの施策を入れていく必要もあるのかなという捉えでおりますし、あとは、もう一つは、今、教育委員会で、大学との連携もやっております。学生さんが塩竈に入ってきてというところで、塩竈の魅力を感じてもらって、その後、大学卒業した後にどう関わっていけばいいかというようなところも、ちょっと課題にして取り組んでいければいいのかなという思いでございます。

○土見委員長 今野委員。

○今野委員 それでは、資料No.15番の51ページ、ここには、社会体育施設大規模改修事業というのがあるので、はてなと思って見たところ、体育館、いわゆる塩竈市の体育館を社会体育施設と位置づけて、これを大規模改修しようということの予算で、5,430万円の事業費が計上されております。

私は、この体育館も、もちろんさることながら、これはこれで結構ですが、こんなことを考えておりました。市民の方々からの意見を頂戴しながら、それもそうだなと思っていたのは、先ほど、どなたかスケートボード、スケボーのことで、子供さんが親御さんから注意されていたというお話ありましたけれども、我が町には、なかなかそういう若い人たちの集まる施設というのはありませんので、スケートボード場などを造って、全国大会をやったり、あるいは、県大会、東北大会などを開くならば、相当の人が来て、練習に来たり、あるいは、試合に来たりということをできるんじゃないかと考えておりますし、そうした意見がありますので、今後、そういう施設を造ったりしようというお考えはありませんか。

- ○土見委員長 吉木教育長。
- ○吉木教育委員会教育長 スケートボードで、いろいろ苦情があったということも聞いておりますけれども、ただやはり、スポーツって時代と、どんどん変わってきていますよね。昔のオリンピック種目になかったのが入ってきている。あとはこの間の北京オリンピックの中でも、スノーボードとか、我々年寄りからすると、何であんなものオリンピックの種目なんだって、ここであれなんですけれども、そういうので、時代とともに、やはり若者のスポーツの形というのは変わってきていると思います。スノーボードじゃなくてスケボーに関しても、オリンピック種目に入ってきて、もう国際的に認められているスポーツというところを考えていきますと、その辺も、施設として整えていくというのも一つの方向性かなと考えております。

伊保石公園の整備、建設部のほう等で、今やって、アンケート等も入っておりますので、その辺も含めて、その中で総合的にどういう形が公園として、運動公園、若者がそういう形で楽しめる場所ということで、必ずその、スケートボードが否定的な考えでなくて、とにかく前向きに、国際的に認められたスポーツという形で捉えて、どういう施設が、塩竈市としてふさわしいのかというところは、教育部だけじゃなくて市庁舎全体で考えていくことも大切かなという思いでおります。

- ○土見委員長 今野委員。
- ○今野委員 大変前向きなご回答をいただきましたので、見ている市民の方は、ご期待申し上げ

ていると思います。

それから、さらに、ただいまのご答弁の中に、伊保石公園のという言葉が出てきましたが、 伊保石公園にぜひパークゴルフ場を整備してほしいという声もありますので、これは、若い人 というよりも、もう中年から後年まで、大分人気のあるスポーツのようですので、今後、ぜひ そうした伊保石公園の整備と同時に、そういった計画も含めて、あるいは、また、改めてこの 立ち上げて進めていただければ、市民の皆さんお喜びだろうなと思っております。

そんなことで、私の質問は一部でしたけれども、今後、そうした皆さんのご尽力にご期待を 申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○十見委員長 お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1、一般会計については、これで質疑を一応終了 したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、審査区分1、一般会計についての質疑は一応終了いたしました。 さらに、お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明3月1日午前10時より再開し、審査区分2、特別・企業会計 についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、3月1日の審査区分2、特別・企業会計の審査については、所管の部課長の出席をお 願いいたします。

本日の会議は、これで終了します。

お疲れさまでした。

午後5時20分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年2月28日

令和4年度予算特別委員会委員長 土 見 大 介 令和4年度予算特別委員会副委員長 阿 部 眞 喜

令和4年3月1日(火曜日)

令和4年度予算特別委員会 (第4日目)

令和4年度予算特別委員会第4日目

令和4年3月1日(火曜日)午前10時開議

出席委員(18名)

部 眞 喜 委員 西 村 勝 男 委員 四 小 野 男 冏 部 かほる 委員 幸 菅 原 善幸 委員 浅 野 敏 江 委員 今 野 恭 一 委員 本 進 Щ 伊 藤 博 章 委員 香 取 嗣 雄 吉 晃 委員 志子田 鎌 田 礼 伊 勢 由 典 委員 小 高 洋 辻 畑 めぐみ 委員 曽 我 3 日 土 見 大 介 委員 志賀 勝 利 委員

欠席委員(なし)

(特別会計・企業会計)

委員

委員

委員

委員

委員

委員

説明のため出席した者の職氏名

市 佐 藤 光 樹 副 市 長 佐藤洋生 長 病院事業管理者 福原 賢 治 市民総務部長 荒井 敏 明 健康福祉部長 小 林 正 産業環境部長 小 山 浩 幸 人 建 市立病院事務部長 本 多 裕 之 設 部長 相澤 和 弘 市民総務部 政策調整監 水 道 部 兼政策課長 佐藤俊幸 長 鈴木宏 徳 市立病院事務部次長 兼業務課長 建設部次長 兼経営改革室長 並木新 司 星 和彦 市民総務部 水道部次長 財 政 課 長 兼工務課長 星 潤 高 橋 数馬 市民総務部 健 康 福 祉 部 中村成子 木 皿 重 之 長寿社会課長 税 務 課 長

健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 部 櫻 下 真 子 健康推進課長 保険年金課長 武 田 光 由 產業環境部 産業環境部 木 陸奥男 浦戸振興課長 伊 藤英 水產振興課長 史 設 設 都市計画課長 鈴木良夫 下水道課長 吉 岡 一 浩 市民総務部 総務課長補佐 水 道 部 兼総務係長 勲 務 課 長 渡 辺 敏 弘 伊 藤 監 田 文 弘 查 委 員 福

事務局出席職員氏名

 事 務 局 長 川 村 淳
 議 事 調 査 係 長 石 垣 聡

 議 事 調 査 係 主 査 工 藤 聡 美
 議 事 調 査 係 主 査 工 藤 貴 裕

午前10時00分 開議

○土見委員長 おはようございます。

ただいまから令和4年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

それでは、質疑に入ります。委員各位のご発言をお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。

特別会計について、質疑をさせていただきます。資料は、No.17の16ページになります。

一般会計からいけば繰出しですけれども、特別会計から見れば繰入金になると。この表のみ を使って質疑をさせていただきます。

一般会計では、やはり人口増加策が必要だということで、質疑をさせていただいてるわけですが、それをお金を生み出すためにはいろんな策があると思うんですが、私は、この一般会計からの繰出しが少しでも少ないほうが、そのお金を利用して人口増加策に回せると考えておりますので、これは大事な費用だなと思っております。この一般会計からの繰出し、そして、特別会計への繰入れですね。この流れについて確認をしていきたいんですが、どういう流れでこの繰出しが、繰入れが決まってくるのか。それは特別会計それぞれ交通やら、市立病院やら、下水道やら、ありますけれども、そういったところから、これだけの繰入金が欲しいというそういう要望が出て、それで財政課のほうで一般会計のほうから割り振っていくのか。ないしは、もう一般会計側、財政のほうから、ある程度の案が出て、それで特別会計側で審議をして、いろいろもんでいくのか。その流れについて、お聞きをいたします。この繰出金、繰入金ですか、これが決定するよね。道筋をちょっとお聞きをしたいと思います。

そうすると、どこにお聞きすると一番いいのかなという、財政課でしょうか。じゃあ、財政 課から、その流れをちょっと説明をいただきたいと思います。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 それでは、財政課からお答えさせていただきます。

まず、繰出金につきましては、まず各会計、一般会計と同様に予算要求をしていただきます。 その中で、各会計の予算要求が固まった時点で、各特別会計の担当課とヒアリングを行いな がら、その来年度の繰出金について協議をさせていただいているということでございます。 財政課といたしましても、繰出金の圧縮には、各特別会計の担当課にはお願いをしながら、 ヒアリングをさせていただいてございます。

また、総枠の繰出金の中でというお話ですが、各会計の特殊事情や、年度ごとの特別な事情 もありますことから、各会計ごとに金額を決定させていただいているというものでございま す。

以上でございます。

- ○十見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 どうもありがとうございます。

となると、特別会計側から要望があって、それに要望に従って審議をしていくというか、そ ういった形になるのかなと思います。

その中で、今、私が言った事情ありましたよね、人口増加策に使うのであれば、私はこの繰出金、これを少しでも削ってそっちに回したいというところが、私の意見ではあるんですが、そういった要望も伝えつつ、そういったいわゆる絞り込みをしたいんだというような、そういうアクセスというか、プッシュというか、そういうことは財政課でやられて進んできているんでしょうか。全然それはなしで、ただ単に要望を聞くヒアリングなのでしょうか。そこをお聞きをいたします。

- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 もちろん財政課といたしましては、繰出金の圧縮に努めていきたいという思いでございますので、まずは歳出の削減、あと、歳入の確保、このようなものを各会計にお願いしながらヒアリングを行い、査定等を行っているところでございます。

以上でございます。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 はい、分かりました。

となると、そういった意思も伝えつつ、各特別会計で今年はどのぐらい要求していこうかとか、そういうことが検討されていて、少しでもやっぱり下げようという努力はされているとは思うんですが、その辺の事情についてお聞きをしたいと思います。

まず、市立病院関係ですけれども、この繰出しについてはどういう論議がされていて、どういう決定方法で、どういう形でこの額が出されてきているのか。私から見れば、当然のことを毎回言われるわけですけれども、基準内は別として、この基準外も入ってきてるというところがあります。どういったこの検討をされて、どういう審議をされて出してきているのか。これは例年出しているのでもう当然だという考え方なのか。その辺の事情をお聞きをしたいと思います。

- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 繰出金の計上の部分でご質疑いただきま した。

まずは、繰出金の考えの基本になるのが、総務副大臣から地方公営企業の繰出金についてということで通知が毎年、年度当初にございます。その年度当初にある通知に記載されている部分、それがいわゆるルール分という部分になるのか、その部分がまず、この繰出金をいただくに当たっての計算する項目の基準として考えてございます。その項目の基準に従って、前年度実績等を勘案した部分で一つ一つの項目について、例えば、救急医療であれば、それに対して必要な費用等を計算して、そこに救急収入、受入れによる収入を差っ引いた分、その差額分というところを考えて繰出金の計上をしていく、そういったものを積み重ねたもので財政課と協議をさせていただいているという状況です。

以上です。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 分かりました。

総務省で出されている基準というのも、数年前に総務省まで行って、会派で勉強してきました。そんなわけで、分からないでもないんですが。この中で、それで機械的にといいますか、算定をされると。しかしながら、塩竃の一般的諸事情を考えれば、少しでも繰出し、病院で見れば繰入れを下げてほしいというところになるわけですが、そういったその努力といいますか、そういった審議はなされているのでしょうか。現実にここに、その今の話ですと基準内の話でありますけれども、そのほかに基準外もここで7,500万円ほど、もう最初から予算化されていますよね。これ、どういった形で審議されてきたのか。そこをお聞きをしたいと思います。

○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。

- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 現在、基準外で認めていただいた、財政課から認めていただいている部分というのは、小児医療や、あと、在宅医療等そういったものの不採算医療と言われる、政策的に今やっている医療の部分についてを認めていただいております。あとは、過去に建設改良した部分で、こちらは100%、市のほうで負担見ていただけるという部分のものです。エレベーターの部分ですかね、そちらの部分だけでちょっと、今、基準外というものを認めていただいているところです。それ以外の部分というのは、現在、お認めいただいてる部分はないと。そういった、どういう部分でお認めいただけるかというような部分は、財政課といろいろ協議をさせていただいている中でご指導をいただいているという状況です。
- ○十見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そうですか。いわゆる不採算部門についての必要な経費だというところになるのかなと思います。私はもう、繰り返しになりますけれども、やはり少しでも絞る方向で考えていただきたいなと思うわけですが、この病院の今回の今年度の会計で、今回、科が4つ増えますが、今年度の、今年度といいますか、令和4年度の戦略といいますか、経営戦略といいますか、そういったものを、どういったものを考えられてこの予算組みをしたのか。管理者にお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○土見委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 今、議員ご指摘いただいたように、来年度から主に内科の診療科を増やします。これは、やはり、我々の病院は非常に高齢者が多いものですから、複数科受診というのがございます。病気が1つではないので、幾つかのご病気を1つの病院で診られるということが大変な住民サービスになるだろうというふうに考えておるわけです。そこで、当院の足りない診療科を、今回、東北医科薬科大学との連携の下に増やしたということになります。これによって、やはり外来の患者数の増加につなげていきたい。そして、外来患者数の増加は、入院の増加にもつながってくるだろうというふうに考えておるところです。以上です。
- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ありがとうございます。

少しでもですね、一応、基準外は予定をしているものの、そこまで必要ないやっていうぐら い、売上げという表現は悪いですけれども、診療していただいて貢献をいただきたいなとい うふうに思います。

次に、同じような内容になるわけですけれども、魚市場と交通関係にお聞きをしたいんです。まず、魚市場関係については、今回、この5,700万円、5,800万円ですか、約ね。それから、基準外として1,600万円ですか。ここに計上されているわけですけれども、今と、市立病院と同じように、どういったその努力をされたのか。あとは、もうこの基準外に出てきますけれども、1,600万円、どうしてこの基準外が出ているのか。あとは、どういった戦略を今年度というか、令和4年度は持っておられるのか。その辺について、お聞きをいたします。

- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、魚市場事業特別会計の関係をお答えさせていただきます。

まず最初に、昨年11月になりますが、市場におきましては総務省から事業経営戦略、計画の策定が求められていたことから、11月に市場事業特別会計の経営戦略計画というものを策定させていただき、所管の委員会のほうにも、昨年、ご報告をさせていただいたところでございます。この中身といいますのが、令和3年度から令和12年度までの10か年計画でございまして、その方針といたしましては、安定的な水揚げの確保、経費の縮減による経営の健全。そして2つ目といたしまして、維持管理費が単年度に集中しないように計画的な修繕。最後になりますけれども、施設の維持管理、管理運営について民間能力を活用した指定管理者制度の導入などの検討という部分が定められております。こうした中で、当魚市場におきましても、例年ですと120億円という水揚げ高で予算のほうを組ませていただいておりましたが、現実的な数値といたしまして、令和4年度につきましては、86億円の水揚げ高で手数料等々を試算させていただいている状況にございます。

一方、歳入を増やすためにも、今回、縦議案のほうで条例の一部改正で魚体選別機の手数料を徴収するですとか、さらには、市場関係者の方々からの要望を踏まえましてパレット置場を県と協議して新設いたしまして、その手数料等についても新年度から徴収すると、収入を増やすというような取組をさせていただいておりますが、一方で、燃油高騰に伴います電気代が大幅に増加してコストが上がっていると、さらには、今申し上げました手数料の設定、水揚手数料の設定が120億円から86億円にしている状況があって、なおかつ、新魚市場建設に係る公債費の償還が、令和4年度までがピーク、3,000万円超える形で、令和5年度から約1,000万円弱下がってまいりますので、我々としてはこの計画の中で、令和4年度はちょっと、

今、お示しの資料では、1,600万円の基準外の赤字という形でお示ししておりますけれども、 来年度以降、公債費が圧縮されることによって、水揚げが計画的に進んでいけば、これが収 支均衡が図れるといったような計画を11月に策定させていただいたところでございます。

そうした中で、基準外の1,600万円ですけれども、この内訳といたしましては、児童手当の 繰入金と、それから今回、新たに新設いたしますEU-HACCP登録制に対してのインセ ンティブ、新設させていただいています。こういった漁船誘致対策事業費300万円を除いた 1,300万円というのが、いわゆる赤字と言われる部分を、当初予算の中で財政課のほうと協議 をさせていただいて、お認めいただいたという状況でございます。

今後の戦略という部分につきましては、やはり生鮮マグロを堅持しつつも、やはり、全国初のEU-HACCP荷さばき認定を受けたわけですから、これを最大限生かすために、全国に140隻と言われている、EU-HACCP登録船を誘致しながら水揚げ高を増やして、今、86億円で設定させていただいておりますが、それをさらに上乗せすることで、収支均等が図られるというような計画を立てさせていただいているという状況でございます。

以上です。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると、ポイントは水揚げが増加につながるかというところかなと思います。昨年の一般質問の中で、入船、マグロ船の乗組員と話す機会があって、という話をしたと思いますが、私がですね。その中でアンケートをいろいろ取って、いわゆる入りやすい状況をつくってあげたらどうでしょうかという話をした一般質問があったと思いますが、その後、それについてのなんかちょっとアクションが取られているのかどうか、そこをお聞きをいたします。

- ○土見委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

昨年、委員からご意見ということで承っておりまして、その後、卸含めて問屋さんのほうに、こういったアンケートを徴取したいんだけれどもどうだろうかといったお声がけをさせていただいていました。今、そのアンケートの内容等について、中で精査をさせていただいておりましたので、今後、入港船に対してそういったアンケートを実施したいと考えております。以上です。

○土見委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

改善をしていただいて、アンケートを基に。少しでも水揚げの増加、入船の増加につながればいいなと思います。

最後に、浦戸交通について、同じ質問をしたいと思います。浦戸交通については、7,200万円ですか、基準内それから基準外として約3,400万円という金額を上げていますが、全体的な総額から、予算総額から見ると、これはえらいね、この繰入金ですか。これは大きいなというそういう思いで私は見ているわけですけれども、先ほどの病院、それから魚市場と同じように、この基準についてどういう考え方で、どういういわゆる下げる努力をされているのか。それから、令和4年度の予算の戦略といいますか、収入の増加に向けた、どういうことがあるのかそこをお聞きをしたいと思います。

- ○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 ご説明申し上げます。

この基準内の繰入金ということなんですが、これにつきましては、3つで構成されております。1つは、公債費に算入されている基準財政需要額に算入されている基準財政需要額。あとは、県の離島航路補助金。そして、赤字補塡を埋める特別交付税ということで、自動的に一般会計を通し間接的に交通会計に繰り出していただいている金額で、これについては、財源は国の予算という形になってございます。実際、この基準外につきましては、全体需用費から事業収入、あと、国庫補助金等を引いた純粋な赤字補塡ということで、うちのほうで出させていただいてるのは、純粋な赤字補塡が3,440万円という、これが基準外繰出しとなってございます。合計1億600万円のうちでこの3,440万円という、これが基準外繰出しとなってございます。合計1億600万円のうちでこの3,440万円が実質赤字分の負担ということになってございます。ま際、うちのほうでの今後これを減らす方法というのは、やはり事業収入や航路収入をどういうふうに確保するかというのが1つ大きな課題になってくるかと思います。島民も減っているという状況、また、ここ数年のコロナ禍ということに、なかなか航路収入が伸びないということもあるんですが、今回、長期総合計画の中で、我々の施策体系の中でプロモーション化に力を入れながら、生活航路だけではなく観光客、そういった島外からの利用客も増やすということに力を入れてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

- ○土見委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 やはり、島の人口も減るし、それに合わせて運賃の収入も減るんだろうし、大変な

経営なのかなと思います。この浦戸交通に関わらず、この特別会計、今日は話題には出しておりませんが、介護やら、国民健康保険それから、下水道、この辺がえらい金額が、膨大な金額になるわけですけれども、こういったところがもう下がると、話は戻りますけれども人口増加策に回せるのかなと思いますので、質問はしませんが、ほかの特別会計についても、やはり、何ですか、気に留めていただいて、しっかりと経営をやっていただきたいと思います。

以上で、私の質疑は終わります。

- ○土見委員長 辻畑めぐみ委員。
- ○辻畑委員 おはようございます。今日は、資料11と17を使わせていただきます。

初めに、介護保険について伺います。資料11の294ページ。

歳出2の介護給付費を見ますと、前年度に比べて約1億円の増加となっております。この要因は、どんなことが挙げられますでしょうか。

- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

主な理由といたしましては、施設介護サービス給付費、それから特定入所者介護サービス費、 こちらの増によるものとなっております。

以上でございます。

- 〇十見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 それでは、同じ資料の305ページをご覧ください。今の返答がありましたけれども、 さらに詳しく見てみます。それぞれ施設、介護サービスや、高額介護サービス、特定入所サ ービス、それぞれ増えていますが、もう少し詳しくどういう理由で増加しているのか教えて ください。
- ○十見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

まず、施設介護サービス給付費でございます。こちらにつきましては、施設の市内の施設数、数、こちらにつきましては横ばいでございますけれども、受給者1人当たりの費用、それから高齢者が増加しているというところで受給者数が増加傾向にあるということがまずございます。

それから、考えられる要因とすると、市内の被保険者の方々が、例えば、市外の施設のほう

に入所するようなケース。住所地特例というふうなことになりますけれども、こういった 方々が比較的増えている。保健者が塩竈市になりますので、他市町村の施設に入所されてい るとしましても、塩竈市のほうで負担させていただくことになりますので、そういったあた りが、特にこの数年、この施設介護サービス給付費が伸びているというあたりには、大きく 影響しているのではないかと感じております。

それから、特定入所者介護サービス給付費。こちらにつきましては、施設サービス利用者の 方のうち、低所得の方に給付されるサービス費、内容となっております。特に、食費ですと か、お部屋代というふうなあたりを見るということになりますけれども、施設の中でも、特 に老人保健施設、老健のほうの入所者が非常に伸びているというようなあたりもありますの で、こちらの給付費が伸びているのではないかと思っております。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 それからもう一つ、高額介護サービス費についてもお知らせください。
- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、やはり高齢者が増えているということで利用者が増えている、そちらの要因が一番かなとは思っております。少なくとも、ここ数年の伸びを見ましても、こちら伸びていますので、そういった給付の増加というところが影響していると思っております。 以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 ありがとうございました。

今は増えたところを伺いましたが、一方、居宅介護サービス、または、地域密着型介護が減っていますが、どんなことが考えられますか。

- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

まず、居宅介護サービス給付費です。こちらにつきましては、正直申し上げますと、令和3年度、利用者が増加するのではないかと見込んでおったところですけれども、数字で言いますと、微増というあたりにとどまったということになっております。ですので、実態に合わせた形で予算は計上させていただいたということになりますので、よろしくお願いします。

それから、地域密着型というところです。こちらにつきましても、令和3年度同様に増加するんではないかという見込みがありましたけれども、微増にとどまっているというところがあります。

それから、市内の地域密着型サービスを提供する事業所、そちらの増設というところが見込めないということもありまして、減額で計上させていただいております。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。

それでは、資料17、35ページについて伺います。

特別養護老人ホームの待機者数が載っております。昨年から、先ほど出ました、食費、また、 居住費の自己保険とはまた違う自己負担になりますが、これが増加して料金がかなり多くなって、入居を諦める方がいると聞きましたが、塩竈市内ではそういう方はいらっしゃいませんでしたか。

- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

まず、資料No.17の35ページということで、こちらのほうには市内特別養護老人ホームの入所 待機者数ということで上げさせていただいております。数字を見ますと、こちら令和3年、 それから令和4年ということで上げさせていただいておりますが、ここ数年見ましても、人 数とすると減少傾向ではあります。1つの要因とすると、今、特別養護老人ホーム、そちら への申込みの条件というところで、介護度が3以上の方々の条件が課せられておりますので、 そういったあたりでちょっとハードルが高くなっているんではないかなという印象はござい ます。ただ、先ほど申し上げましたように、老健施設ですとか、そういったあたりへの入所、 それから、在宅というのも実は若干増えているような状況もございます。こちらの待機者数 につきましては、お一人の方が複数申込みをされる、されているというような状況もござい まして、なかなか実態に、実態がどうかというあたりに近づけているかはちょっとあれなん ですけれども、希望とすると、もちろん、こちらの特養のほうに入りたいというふうなご希 望をお持ちの方ももちろんいらっしゃるとは思いますけれども、今、比較的いろんなそのご 自身に合ったところで、ご家族様だったり、ご本人に合ったところでの施設というんでしょ うか、そういったあたりで、老健の需要というのも伸びているのは確かです。 以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 老健というのは、基本的に今、短期間の施設ですけれども、ご家族、ご本人が希望 する、なんかこう、特徴というのはあるのでしょうか。
- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

ご家庭のご事情ももちろんあると思いますし、あとは介護されるご家族の環境というんでしょうか、そういったものもあるとは思います。そういったあたりについては、ちょっと、まだまだ検証が足りていない部分もございますので、今後しっかり見ていきたいとは思っております。

以上でございます。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 ありがとうございました。

先ほど、入所が今は要介護3以上ということで、本当にご家族の大変な状況も反映されずに、 要介護3以上ということで、本当に差し迫った理由があれば、3以下の方でも入居できると いうことはありますが、なかなか厳しい状況だと思います。

昨年、介護報酬が改定されましたが、僅か0.7%だけの増加でした。今年度も新型コロナの影響で、ますます経営が困難となって、また、人手不足となる事業所が多く、中でも訪問介護へルパーさんの従事者がとても激減していると聞きます。働いている方、50歳、60歳、70歳と本当に、若手が少なくて大変な思いで、この新型コロナの感染もあり、いつ自分がということで大変な思いをされているようです。

また、施設入居している方に対しては、先ほども申し上げましたが、食費や居住費が改定されて自己負担額が大きく増えて、退所する方が増えるのではないかと危惧されています。介護保険料や自己負担の引上げなど、ますます負担が重くのしかかる制度になっています。コロナ禍ではありますが、介護が必要になった方が、お金の心配がなく、必要な介護サービスが利用でき、安心して過ごせるための公的支援でなければならないと考えます。

では、次に行きます。資料11の348ページ。

後期高齢者医療事業について伺います。

1の歳入の1の保険料が4,788万円増となっていますが、この理由はどんなことが考えられ

るでしょうか。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 保険料の増の理由でございます。まず、保険者数が県内全体で増となっている部分もございます。本市でも増となってございます。それから、令和4年度から保険料の改定がございます。そちらで、基本の平等割というのが4万2,200円から4万4,640円に、それから、所得割が7.97%から8.62%に上がっております。

ちなみに、保険料につきましては、広域連合の議会で議決されるものでございまして、2年 ごとの改定となってございます。今年度、令和4年度が改定の時期ということでございます。 以上です。

- 〇十見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。

それでは、この同じ表の6、諸収入とあります。これは、437万円増えておりますが、この収入について詳しく説明をお願いいたします。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 こちら、1ページめくっていただきまして、350ページのほうを見ていただきたいんですけれども、こちらで増えている部分として437万1,000円増えているんですけれども、一番下が437万2,000円増えてございます。こちらにつきましては、10月に所得の一定の方の窓口負担が1割から2割に変更になる制度がございます。そのときの保険証を新たに郵送する、その郵送料等の事務費、そちらが雑入という形で広域連合からもらえるという形になってございます。

以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- 計畑委員 分かりました。

では、隣のページの歳出のところで、1番目の総務費468万円。これは、何に使われているのでしょうか。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 こちらの468万2,000円。こちら、ほぼ、ただいま申し上げました郵送料の部分、437万2,000円でもうほとんどの増となっているところでございます。 以上です。

- ○土見委員長 辻畑委員。
- ○辻畑委員 分かりました。

2022年、今年度より、2022年度より、窓口負担割合が、今、おっしゃったように1割から2割となります、倍になります。年収200万円以上の単身世帯、また、ご夫婦ともに75歳以上で年収320万円以上の世帯が対象となります。この実施は、現役世代の負担を減少するためと国は言っていますが、現役世代の負担する後期高齢者支援金は、事業所の負担を除きますと1人当たり月30円しか減少しません。問題なのは、国の支出が大幅に削減されるという実態です。高齢者世帯の約7割が公的年金で生活していますが、その年金は毎年減らされてきました。2022年度は、0.4%の引下げとなっています。生活保護が増加し、高齢者の生活は厳しさを増しています。塩竈市でも同様と考えます。高齢者の生活と健康への負担が高まるこの時期に、医療費負担を増やすことは認めることは出来ません。国庫負担を増やし、後期高齢者の負担を減らすことが求められます。年を取っても安心して暮らせる、それが何より必要なことではないでしょうか。

以上で、終わります。

- ○土見委員長 菅原善幸委員。
- ○菅原委員 それでは、私から何点かまた特別会計のほうで質疑させていただきたいと思います。 ちょっと時間が過ぎたんで、準備してなかったんですけれども。

まず、資料No.14でちょっとさせていただきたいと思います。

水道事業の予算で、ちょっと質疑させていただきたいと思います。

この1ページでありますけれども、今回、第2条に業務の予定量という形で掲載されております。1のほうで給水戸数、それから2のほうで年間総給水量という形であります。この給水戸数ですけれども、2万6,349戸とありますけれども、これ前期の令和3年度と比べてどうなのか。その辺ちょっと、この給水量も含めてお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 渡辺水道部業務課長。
- ○渡辺水道部業務課長 1ページの、まず給水戸数のほうですが、前の年の予定数が令和3年度の資料を見ますと2万6,307戸。今年、2万6,349戸ということで引きますと、約42戸ほど増加ということで、家のほうの数は増えてきている状態です。一方で、年間給水量のほうですが、前の年、789万773トンで予定していましたが、今回、698万8,626トンということで、減という形になっています。ここの部分というのが、建物の建築関係は増えているんですが、

人口のほうはちょっと確認したところ、人口のほうが12月、予算立てたときが12月ベースでやっているんですが、令和3年と令和2年ですね、令和3年と令和2年で、人口のほうだけ見ますと約460人程度減少しているというところがありまして、まず、人口減も影響している、戸数はあっても世帯の構成人数が変わってきているという状況を読み取っています。その関係で、水量も減という形になっております。水力の算出としましては、令和3年度の見込みとか、現状を考えましてこの数字という形で今回、減少額で出している状況です。また、水量の減としましては、この新型コロナの状況もいまだ残っている状況もありますので、全体に市内の産業も新型コロナ以前のような水量の状態になっていない状況も見て取れますので、その辺も踏まえて、今回こういう水量で予定させていただいております。

よろしくお願いします。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。

給水戸数は増えていると、それから、給水量は減っての予算組みだということでございました。まさしく、今、新型コロナの影響でやはり企業さんも、やはり大変な思いで、どういう形で水を需要されているかというのは、我々はちょっと分からないんですけれども、その数字を見ますとやはり、的確に出ているような状況もありますので、それを解決するには、水道企業でございますので、やはり対策を取っていかなければいけないと思いますので、やはり企業誘致も、これも我々も、これ1つの課題になりますけれども、そういった形と今の、昨年も時短営業も、まん延防止も出たし、飲食店なんかも営業がかなり減っているということで、こういう需要も、水の需要も減っているのかなと思います。そういった意味で、ぜひともその辺の解決も探りながら、水道事業企業会計として進んでいただければなと思います。次に、4番に主要な建設改良事業ということで、第7次配水管の整備事業、それから第2の老朽管の更新事業がございます。この辺の、いや、同じ4番目、(4)です。その下のほうにありますけれども、この7次と2次の、これやはり前期との比較をちょっと、お伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 星水道部工務課長。
- ○星水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

2条の(4)の主要な建設改良事業費の第7次配水事業でございますけれども、昨年の、令和3年につきましては、1億500万円ほど計上させていただきまして、第2次老朽管につきま

しては、1億3,273万円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。

昨年に比べて、やはりこの間の整備事業、また、老朽化もそうですけれども、耐震も含めてこの事業があるわけですけれども、この第2次ももう来年で多分一度終わりになってくるのかなという部分も多分あると思うんですけれども、その第2次の、この老朽管の終わってから、これ40年が老朽化している部分を直しているような状況だと思うんですけれどもね。その後の配管の事業というのは、どういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 星水道部工務課長。
- ○星水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

第2次老朽管更新事業でございますが、計画期間が令和元年から5年の5か年計画となって おりまして、今年度まで引き続き、事業をさせていただきたいと思っております。

それと、その後でございますけれども、令和6年度以降につきましては、計画的に進めていく観点で、こちらの事業の概要にもありますとおり、耐用年数40年を超えたもの、または、 濁水による水質悪化路線、あと、漏水による水量の増加している路線を中心に、そういった 整備を考えていきたいと考えています。

以上でございます。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。

本市は、本当にあの埋立て地も大変多い地形でありまして、漏水も発生しやすいという形で、 環境であります。ぜひ、耐震性に優れた水道管の布設替えをお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。18ページの3の漏水対策費がございます。そこに、5,987万9,000円という予算が組まれています。次のページの19ページに委託料として、954万2,000円漏水調査の委託ということで書いてございますけれども、その内容について、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 星水道部工務課長。
- ○星水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

19ページの委託料954万2,000円の内訳でございますが、まず、漏水調査委託費としまして531万4,000円を計上させていただいております。あと、保全サービス委託業務ということで、休日等のお客様からの苦情なり、ご要望などについて、委託業務をやっておりまして、そちらの業務費が422万8,000円計上させていただいております。

以上でございます。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、次に19ページの5の業務費ですけれども、先ほどの下のほうですけども、委託料というのがございます。7,474万5,000円、これは水道料の徴収にかかるということでございますけれども、これ具体的な、どういう内容の委託料なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 渡辺水道部業務課長。
- ○渡辺水道部業務課長 ここの水道料金徴収等関連業務委託の中身ですが、現在、水道部の1階に窓口としましてお客様センターというところを設けさせていただいております。そこのお客様センターのほうの業務を委託をまずしていただくという形で、委託です。中身としましては、水道の使用、中止に伴う中止回線、あと、メーターの検針関係、あと、料金の徴収関係ということで、大きくはこの3つでお願いしているところです。

以上であります。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。

いろいろ様々な委託されているということで、その中で、水道の検針という部分も入っておりました。これ、私、以前に検針の人手を使わずに、検針できるメーターということで、何か浦戸のほうなんですけれども、朴島で設置されたという形をちょっと聞いたことはあります。多分、このメーターについてちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

- ○土見委員長 渡辺水道部業務課長。
- ○渡辺水道部業務課長 浦戸のほうでメーターということで、現在、窓口業務委託いただいている業者さんのほうから、新規に契約を結ぶ際に、新技術導入というようなことで、ご提案いただいていた部分がございます。その中で、スマートメーターというものの利用ということ

を、業者提案いただきました。そこで、昨年の12月ぐらいから試験的にやっていこうということで、一番検針するのに船を使って行ったりする場所というところが、塩竃の場合は離島とかもございますので、一番奥の朴島に13件つけさせていただいております。また、本土側でも、線路を越えて行かなきゃいけないような場所が越の浦のほうにございますので、そちらのほうで2件ということで、トータルで15件設置させていただいております。まずは、実験的な部分で今、どういうふうな検診システムなのかということを確認しながら進めさせていただいております。

以上でございます。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。

このスマートメーターということで、課長からお話がございました。大変すばらしい取組の 1 つかなというふうに私は感じているわけですけれども、なぜかと言いますとやはり、検針 に大幅な時間とそれから人的な金額もかかりますし、当然ながら先ほど言った、委託料もか かってくるわけなんですけれども、こういったケースが、今、各自治体でテストケースで行っているというのも、ちょっと調べましたら、やはりあります。県内でも、やはり名取さん とかそういったところでも今、そういったテストケースで、もう東京なんかではもうどんどん進んでいるということも聞いております。そういった部分で、こういったスマートメーターの導入に関して、何か今テストっていう形、昨年からスタート、12月末からスタートしたってことなんですけれども、どこかでそういった調査なり、検討なんかはされていかれるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 渡辺水道部業務課長。
- ○渡辺水道部業務課長 まず、コスト面で比較ということも今後考えていかなければならないと考えています。スマートメーター今、水道関係につきましては始まったばかりの状況ですので、概算の金額なんですが、20ミリのメーターで、今、普通に使っているものが、4,300円ぐらいなんですが1個当たり、それがスマートメーターのほうだと、メーター本体と発信機というのがセットになりますと、約3万円ぐらい、1個当たり、まだかかっていますので、これが将来的に値段がかなり抑えられてくるような形であれば、使用とかという部分も、まずコスト面で考えられていますし、また、あと、検針の部分での時間省略とか、その辺の部分も見まして、検針員さんのほうの部分の雇用の部分とかも考えながら、ちょっと全体的に、

どういう導入の方法がいいかどうかということも検討させていただきながら進めたいと思っております。

よろしくお願いします。

- ○十見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 分かりました。

ぜひとも、検討していただきまして、やはり大変、企業の立場として考えていただければな と思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まだ水道事業で、最後なんですけれども、やはり今までも様々な方から人材の確保、それから人材の育成という形でお話も、審議もされてきました。この水道においても、やはり人材の確保というのは必要なことでありまして、安全で安心な水を持続的に供給してもらうという、我々の本当に願いなんですけれども、そういった部分で、今現在、そういった職員の部分で、専門的な分野も含めてどういう体制になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 渡辺水道部業務課長。
- ○渡辺水道部業務課長 専門的な分野といいますと、現在、工務課のほうが、技術関係で担っております。工務課のほう、現在17名です。今後、その中で年齢構成が40歳以上が大半占めていまして、30代が若干名という形ですので、そこで技術の継承の部分、なかなかしっかりやっていってくださいと言われている状態ですが、そこを、本庁の部局とちょっと相談しながら、バランスいい人材確保させていただいて、技術継承をしっかりやらせていただきたいということで、今後も本庁部局と調整させていただきたいと考えております。

よろしくお願いします。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございました。

17名がやはり減少しているということで、また、年齢的にも大体40、平均的に45歳ぐらいなんですかね。となりますと、もう本当にやはり人材育成というのが一番必要になってくるのかなと。次の後継につなげていくためにも、やはり専門性も、かなり水道部分に関しては必要な部分でありますので、ぜひともその技術の継承を進めていっていただきたいと思います。

次の質疑に移らさせていただきます。

次は、市立病院のほうで資料No.15のページ数が17ページでございます。

この市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正という形で、先ほど、鎌田委員からもこの診療科目の4項目が増えたということで、管理者のほうからもちょっとお話がございました。私もこれ見ますと、やはりほかの県も、県というか宮城県も、今、仙台医療圏が4病院で再編もいろいろな問題が、統合の問題もされてきていると思います。こういった中で、やはり市立病院として、この心療内科が増えるという、私も本当に実際驚いております。そういった中で、当然、医師とか看護師も確保しなければいけませんし、大変この4月1日からスタートに当たっては、もう準備も多分必要になってくるのかなと思います。そういった中で、やはり今回、この4診療科が増えた経緯について、先ほど管理者のほうで鎌田委員が聞いたんで、市長、ぜひこの科目に対して増えた、大変私は喜んでいるんですけれども、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 先ほど、管理者のほうもお答えになられたと思います。実は、就任したときから市 立病院のお医者さんの確保というのは、これはもうずっと引き継いできて大変な状況である ということは当然分かっておりました。年を追うごとに、その大変さにもっと気づきました けれども、それと同時に、県議時代にもこの医科薬科の誘致の件については、直接、県議会 の場で見させていただいてきました。たまたま、知り合いの方が院長に就任をされて、実は 就任をしたときからお願いはしておりました。それと同時に、初めての卒業生、今日も新聞 の記事に出ておりましたけれども、出るまでは相当大変だということは聞いておりましたが、 いずれそういう時期が来たときにということはお言葉としてはいただいていて、毎年、お顔 を出しに行っていたと。そうしましたら、今年、福原市立病院事業管理者のほうから、こう いう具合でということでご報告があって、4つか、あの僕が初め、リウマチの話をちょっと いろいろ聞いておりましたけれども、先生含めて患者さんも、お出ししてくださるというよ うな話がありましたので、早速、お礼も兼ねて病院のほうに行ってまいりました。先生のほ うからは、市立病院とのいい距離感があるんだということをおっしゃられて、近くもなく、 遠くもなく、いろいろな面でうちのほうの病院ももう老朽化が激しいし、大きさはこれ以上 大きくできないけれども、うまく市立病院の皆さんと協力関係が築ければということで、言 葉をいただいたところでございます。今後とも、我々としては、福原市立病院事業管理者を 中心に東北大の、今までどおり東北大の皆様方のご協力、そして新たに、新しいお医者さん の卵の皆さんが巣立つわけでございますので、こういった力も、うまく取り入れさせていた

だきながら、経営の安定化に向けて全力で取り組みたいと。今までのようにやっていたんでは、多分、無理です。ですから、病院の形態もこれまで病院の中で変えていただきましたし、新型コロナに残念ながらなってしまったので、その中でも結果は間違いなく皆様にもご評価いただけるような結果は少しずつ出ているというふうに認識しています。そこに新たな力が加わってきているということでございますから、そういったものをうまく回っていただけるように、行政側として最大限、一緒に進むべきだろうというふうに今は感じているところでございます。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございました。

これは県議会議員時代からの仲で、そういう先生方のつながりがやはり実ったのかなと思います。この科目をちょっと見ますと、やはりこの二市三町を見ても、このリウマチ科、それから脳神経外科、すみません、肝臓内科ですね、それから腎臓内科とないんですね。それは本当に患者さんのほうも、多分、塩釜に集まってくるのかなという部分もありますし、仙台からも来る可能性もあるのかなと思います。そういった中でやはり、この4月1日から、実際に稼働するわけですけれども、その辺の医療体制も整っているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。よろしくお願いします。

- ○土見委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 やはり、市立病院の場合には、定数というのがございますので、この診療科を増やしたことによって職員数を増やすということは、なかなか難しいだろうというふうに考えています。そこで、午後ですね、午前と午後の業務量を考えたときに、どうしても午後のほうが若干やっぱり患者さんが少ないので、そこにこの診療科を当てて診療を始めるというような体制を取ったところでございます。

以上です。

- ○土見委員長 菅原委員。
- ○菅原委員 ありがとうございます。

本当に、新しい整いでやはり、午後と、午前と午後という形で多分やられると思うんですけれども、また、そういった形で駐車場なんかもやはりだんだん狭くなってくるのかなという部分も考えられますので、あと、診療室も多分いろいろと、何か分かりませんけれども、そういうのも確保しなくちゃいけないという部分もありますので、もうぜひとも、新たにやは

り市立病院の在り方というのも、今から検討していただきたいと思いますので、よろしくお 願いしたいと思います。

以上で私からの質疑を終わらせていただきます。

○土見委員長 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、引き続きお伺いをしてまいります。

まず初めに、国民健康保険事業特別会計のところからお伺いしたいと思います。資料No.11の240ページからのところで、大枠のところで載っておりますが、1つには今回、この歳入歳出ざっと見比べましたときに、その見通しといいますか、例えば、国民健康保険税においては、一定の歳入減ですとか、あるいは、県支出金の大幅な減と、一方で、保険給付費歳出を見ましても、保険給付費のところでの減、等々それなりに大きな数字の変動というのがあるなと見ておるわけですが、そのあたり、様々要因あるかと思いますが、そういった点も踏まえて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 歳入についての保険給付費とかの件とかというお話でございました。まず、保険税なんですけれども、加入者数、こちらの減、それからまた、滞納整理が進んだことによる滞納繰越しの減少によりまして収入が減るというようなことを見込んで減としております。それから、保険給付費が減少していることにつきましても、現時点の見込みより医療費が伸びる、1人当たりの医療費が伸びるものとしておりますが、やはり加入者の減がございます。昨年度、予算編成時には新型コロナによる減を見込んでおりませんでして、さらに増を見込んでいるため、現時点では、大分医療費見込みより下がっている状況でございますので、今回、大きく下がったというような形でございます。

それから、それに比例するような形になりまして、歳出のほうの保険給付費の減に伴いまして歳入のほうの県への納める、県からもらうほうのお金も減るというような形になります。 行って来いみたいな感じになります。

以上です。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

大体そういった要因で、こういった形になっているということで理解をいたしました。

それで1つ、制度的な部分といいますか、その中身でお聞きをしたかったのですが、今後始まってくる、いわゆる子供に係る国民健康保険税料、この均等割額の減額措置の導入について、改めて制度の中身、あるいは、実施に至るまでのスケジュールと、あとは、対象人数ですとか、減額される税額の総額、そして、減額された分の財源の考え方についてお伺いをしたいと思います。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 新年度から未就学児の均等割半額とする条例案、こちらの議案 第20号として提案させていただいております。こちらによりまして、就学児の方に係る均等 割、こちらが全員半額となるような形になっております。あわせて、新年度予算にそのシス テム改修費を計上させていただいております。対象となる未就学児でございますけれども、 11月末時点の試算で251名、247万4,000円ほどの減となるものと見込んでございます。その減 収分の財源がどうなるかというお話ですけれども、全額の繰入れの対象となりますので、国 民健康保険財政への影響はございません。ちなみに、そちらも市の負担分につきましては、 交付税の基準財政需要額の対象となるというふうな形でございます。

以上です。

- ○十見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

これまで、子育て世帯の負担軽減という観点から、この点については一定減額の検討をお願いしてきたわけですが、そういった中で市民団体からの請願も出されてきたというような経過をたどってまいりました。今回、国の考え方として、こうなったことは一定喜ばしいことかなというふうに捉えておりますので、周辺自治体を見回しますと、どこまで様々な事情ある中でというのがあったんですが、例えば、松島さんなんかだと全額減免というか軽減をし

ているというような取組を行っているところもありますので、引き続き、制度の在り方については調査研究の上、発展を望むものであるということを述べておきたいと思います。

次に、この間、国民健康保険の県単位化ということで、一定部分から始まりながら、なかな か進み方として見られない部分もあるなという思いもあって、特にその国民健康保険税率の 一本化というところで、この間、ずっと言われてきたわけなんですが、なかなか動きが見え にくいという状況もありましたので、どこまで捉えられている部分で結構ですので、現在の その到達についてお伺いをしたいと思います。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 令和3年3月、昨年3月に策定されましたのを、今年度、令和4年度からの国民健康保険の運営方針という、県の運営方針でございますけれども、そこの中で県と市町村の間で継続して協議するものとされてございます。現在、担当課長会議でございます国民健康保険運営連携会議の作業部会、こちら係長レベルの部会になるんですけれども、そちらの財政部会、そちらのほうで、統一の時期について議論がなされております。新年度、令和4年度中にはそういった中で一定の方向性、年度的なものも含めて出てくるかとは思うんですけれども、現在の計画期間は令和6年3月31日まででございますので、少なくともそこまでは統一にはならないんではないかなと考えているところでございます。以上です。
- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

なかなか、当然、その各市町村において様々な事情があって、税率についてもそういった部分があって、なかなか一本化といっても難航しているんだろうなというような捉え方をしているわけですが、やはりこの間、ずっと心配をしてきたのは、税率を一本化するという中で、先ほど申し上げたとおり様々な事情、あるいは、取組が市町村ごとにあるという中で、上がるのか下がるのかと、やはりいうところが一定焦点となっているのかなあというところで、激変というところの懸念もあったわけなんですけれども、一定その激変緩和をどうしていくのかというあたりでその辺の議論も、始まった当初はそれなりに聞こえてきていたんですが、今、その辺の議論というのがされているのかどうか、ちょっとそのあたりも併せてお聞きしたいと思います。

○土見委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 そちらの議論は、なされてはおります。ただ、具体的にどこが上がってどこが下がるとかそういった細かい話までは、まだ行っていないのかなと思います。まず、それ以前に、どういう形で統一するかというほうに主題が行っているといいますか、どこまで統一できるのか、最終的に県のほうでは、どこの県内どこに住んでも同じ税率、同じ体系であるというものを目標にしているようですけれども、やはり、その市町村によってはそれによって上がるところがあれば反対します、下がるところであれば反対する、うれしいんでしょうけれども、そういった事情もございますので、まず今、そこを整理している段階だと捉えているところでございます。

以上です。

- 〇十見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

本市におきましては、いわゆる一定分基金を投入して税率を今、引下げているような状況もあって、そういった点では、この部分がどうなってくるかというのが1つの、今後の国民健康保険会計の考え方については大きな要素になってくるのかなという思いもありましたので、ただ、これ以上、じゃあそこでどうなんだ、こうなんだというのもなかなか難しいんだとは思うんですが、そのあたりについてはぜひアンテナを張っていただいて、引き続き取組をお願いしたいと思います。

それで、収納率の関係でちょっとお伺いをしたかったんですが、コロナ禍ということも踏まえて、いわゆるその収納率の見通しと、いわゆる調書事務の部分について、今どういった取組になっているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

- ○土見委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税収納率の見通しでございますけれども、コロナ禍という状況も踏まえまして、なかなか、何ていうんですか、なかなかちょっと上昇傾向というふうなところが、難しいものなのかなというふうには考えておりますが、我々としては、令和2年度の決算で、国民健康保険税の現年度94.5%ほど出させていただきまして、これを基準にして、令和3年度、今、頑張っているところでございます。できるだけ我々の職員、税務課職員一丸となりまして、高い水準での収納率の確保を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

確かに、コロナ禍という中で、どのようにこの数字に向き合っていくかというのは非常に難しさもあるんだろうということで捉えております。また、ちょっと何年度というふうには、ちょっと詳しくはあれだったんですけれども、あるタイミングで一定、ぐっと上がった時期もあったように思っていまして、そういった中で一定、じゃあどのあたりまで収納率というのは上がってくるものなのかなということを踏まえましても、若干ペースとしては鈍化してくるようなタイミングというか、そのあたりの数字なのかなということでも捉えておりました。

それで、収納率向上というところについては、非常にご苦労あるかと思うんですが、その一方で、毎年申し上げている話ではあったんですけれども、その滞納徴収について、特にその困窮世帯というところの対応については、これはお願いをしたいというふうに思っておりました。

それで、資料No.17の19ページ、20ページといったあたりで、いろいろと数字も出していただいているわけなんですが、やはり、どうしても低所得と言ってしまうとあれなんですけれども、そういった中で短期証、あるいは、資格証というところに発行については、これは、毎年申し上げてきたとおりであります。その発行数というところも出てはおりますが、発行したからといって突然、保険料が払えるということではないんだろうということで、今たしか、コロナ禍の最中ということで原則郵送ということでの取組はされているかというふうには捉えておったんですが、そうであるとすれば、じゃあ何のための発行なのかなというような思いもあって、言うなれば、そのことをもって受診抑制ということになれば、ちょっと命に関わることが起きてしまったんでは、それはやはりいけないことですので、そのあたりについてはちょっと申し上げたいなというふうに思っておったんですが、こういったものの発行について、ぜひこうした発行を取りやめた自治体も出てきておりますので、通常の保険証で対応された上で、一人一人のご事情に寄り添って、滞納徴収を進めていくというような考え方、このあたりちょっと求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○土見委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

短期証、資格証のお話でございますけれども、基本的に我々のほうとしましては、今現在な

んですけれども、昨年の4月から、この短期証の要綱を改正させていただいております。中身につきましては、今まで3か月証という短期証を発行しておりましたけれども、そちらのほうを廃止させていただきまして、現在、6か月証という形で進めております。今、小高委員からお話ありましたけれども、この6か月証の短期証につきましては、郵送で今、発行しているというところでございますので、我々といたしましては、このコロナ禍の状況の中で、なかなか苦しい状態の方、そういった方々いれば、いつでも納税相談に乗ることも可能ですし、今現在も、新型コロナの減免もやっておりますので、そういったご相談を我々のほうにご連絡いただければなというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇十見委員長 小高委員。
- ○小高委員 そうしたところで、取組については理解をするものなんですが、なかなかその保険 証を短くして、じゃあ納税相談に来てくださいねというあたりの取組が、果たしてどこまで 必要かなという思いがやはりありましたので、その点については、引き続き求めておきたい と思います。

では、続きまして、市立病院の事業会計について、これまでもお伺い何点かあったわけですが、私のほうからもお聞きをしたいと思います。

それで、資料No.13ページ。特に、冒頭2ページ以降のところで、いわゆる収益的、あるいは、 資本的というところを含めて収入と支出の予算見通しが示されているわけでありますが、ま ず、ちょっと大枠のところとして、そのコロナ禍も踏まえた中で様々、取組もあったんだと 思うんですが、収入支出においての見通しについて冒頭若干お伺いしたいと思います。

- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 収入支出についての大きな見通しというか、そういう部分でお話をいただきました。医業収益につきましては、この前のページに業務の予定量というところで記載をさせていただいております。年間の患者数、ここの年間の患者数に対して、今の実績を基にした1人当たりの医療費、そういったものを計算をして出させていただいております。やはり、こちらの医業収益の計算については、令和元年に病棟の再編等を行いましたので、そういったことで、かなり基礎的な数字が上がってきていると。今ですと、地域包括ケア病床前と違って、そういったものを考えると3万4,000円、3万5,000円というような、基礎的な入院の収益というのが上がってきておりますので、そういうとこ

ろで計上をさせていただいております。また、それに伴って、医業費用のほうですけれども、こちらについては、特に今年などは新しい薬が出たりとか、そういった治療で使う材料費、そういったものがかなり上がってきているところがございました。そういった今年の実績も踏まえた上で、若干の上昇をさせながら計上させていただいているというところになります。新型コロナについての特殊な要因というのは排除して、あくまでそういった実績を基に計算をさせていただいたところです。

以上です。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

その令和元年度の病院病床の再編ということで、そこが一定実績も積まれてきた中で、正確なと言うとなんですけれども、実態に即した見通しというものも出てきたのかなということで、捉えておりました。

それで、先ほども菅原委員からもお伺いがあったわけなんですが、No.15の17ページのところ、その診療科目の追加というところにつきまして、先ほど、その追加というところに至る経過、経緯については一定お伺いをしたわけでありますけれども、その1つには、先ほど菅原委員からのご紹介で、その地域において、ここの科とこの病院とこの病院にこの科がなくてとかというようなお話も若干あったんですが、そこの部分も1つあるかなというふうに思いました。その地域の医療の需要と供給の関係で、いわゆる今回の診療科目の追加というものをどのように判断をされたのか、また、先ほど定数があって、ごめんなさい、ちょっと全部聞き取れなかったんですが、いわゆる医療体制の問題で、医師のほうについては、派遣の拡大が一定見込めたということで前段ご説明をいただいておったんですが、となれば、それに付随して看護師さんですとか、そういった方々の体制の確保というものが、果たしてどこまで、今の状況の中でできるのかなというあたりに、やはり1つ心配があったと。

最後に、あとは、こういったことを行うことで、実際に収益にこういった影響がありますよ と、そのあたりの見通しが一定立てるのであれば、ちょっとそのあたりをお伺いしたいと思 います。

- ○土見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 体制、一番大きいところは体制面だと思います。ナース、特に、常勤 医も東北大学からも、来年度、1名新たに増えますし、薬科大学のほうからも、先ほど事業

管理者ご説明のとおり増えます。それに伴うナース、当然、診療が増えるので、それに伴うスタッフの増員というものが必要になってくるという認識だと思われますが、先ほど、管理者から出ましたが、結局、収益をせっかく確保しても、それに伴うやはり人件費を上積みしたのでは、やはりちょっと収益の改善は見込めないということで、やりくりの中で我々としてはやらさせていただきたいと。特に、看護師につきましては、先ほどありましたけれども、事業管理者からもありましたが、まずは曜日間で実はかなり患者数の増減が外来はあったんです。やはり、多い日もあれば、少ない日もあるということがありましたので、できるだけそれを平準化したい、一定の高いレベルで平準化したいということで、その曜日が落ちているところにこの診療科を充てるというようなやり方をする、あとは、午前と午後のバランスというところは先ほど管理者のおっしゃられたとおりですが、その辺の中で、人をうまくやりくりしながらやっていくということで、今のところ体制を整えたというような状況になっています。

以上です。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

なかなか、そのあたりの事情というのは、こちらとしてはなかなか、外から見えないもんですから、そういったご説明をいただいて一定理解をしたところであります。確かに自分自身のことを考えても、例えば、病院の予約なんか取るときに、いつ頃空いていますかなんてお話をすると、例えば、今日午後は比較的空いてますなんてお話されたりもするので、そういった意味では、その時間帯ですとか、曜日ですとか、そういったところの平準化を担うという点では、理解をしたところであります。

そういったことをもって、1つには市立病院事業というものが一定アップデートしていくということのそのご努力といいますか、そういったものが非常に見える取組かなということで捉えておりました。

それで、別の観点からちょっとお話をさせていただきたいんですが、資料No.17の16ページです。鎌田委員からも、ご質疑がありました。いわゆる繰入れというところの考え方についてだったんですが、先ほども一定のお問合せがあったかというふうに思うんですけれども、いわゆる基準外とされる部分、ここの考え方について不採算医療、あるいは、政策的医療というようなお話があったんですが、今現在、その地域の医療需要というものも踏まえて、具体

的にはどういった考え方に基づくものなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

- ○十見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 ここの中の不採算医療の部分の考え方でございます。まず地域で、やっぱり医療が不足している部分を、公立病院で補わさせていただいているというところがまず原則の中で、大きいところとしては、もう皆様もご承知だと思いますが、市内の小児科医が少なくなってきているという現状がまずあります。この辺をやっぱり市立病院として、今は常勤医も今のところおりますけれども、東北大学の支援をいただきながら、ここをしっかり守っていく、そのための経費をこちらのほうに見込ませていただいているのが1点と、あとは、地域医療構想の中でも、これからの在宅医療というものの需要が拡大していくということで、そこを地域でやれるような体制を整えてくださいというのが県の地域医療の考え方です。そういう意味からも、やっぱり在宅をやれる医療機関、やっぱりまだまだこの地域で少ないということで、そこはやっぱり我々としては、在宅療養支援病院という指定を受けておりますので、しっかりそこを守っていくということの経費を不採算ということで見込ませていただいております。

以上です。

- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

その地域医療構想の中でも、いわゆるその在宅医療というものがこういった位置づけをされていると、今後必要なものだというようなことでのお話は、これまでもお伺いしてきたところであります。それに加えて、今、地域で非常に小児科医が少ないということでの市立病院の役割という点だと思うんですが、私たちはそこに、じゃあ何が立ち塞がっているのかということを考えましたときに、そういった医療が不採算になってしまうと、じゃあその原因には何があるのかなということも踏まえて考えていかないと、この繰入れの議論というのはなかなか本質を捉えたものにはならないのかなというふうに思っております。

それで、そもそもの考え方ということで、ちょっと基本的な部分で改めてお聞きしたいと思うんですが、いわゆるその公立病院の事業会計というものにおきまして、いわゆる総務省の考える基準内、あるいは基準外というのは一体どういう考え方なのか。ちょっとそのあたりを改めて、一般論的にちょっとお伺いしたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

- ○土見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 これまでも繰出しは基本的には独立採算ということを、議会の中からも言われております。その中で、やはり一定の行政側が負担すべき経費というのも明示されております。この法律の中でです。その部分につきましては、基本的には基準内というような捉え方、先ほどうちの病院の場合でいきますと、全体として多分この項目って23項目とか24項目とかで、すごい細かく分かれている項目があるんです。そのうちの約半分ぐらいが、当院に該当するような項目になっておりまして、その項目については基準内ということでお認めをいただいております。具体的に、例えば小児科も実は項目の1つにあるんですけれども、これは入院を伴うものしか基準内とみなさないというような基準があります。ここにちょっと矛盾があると思うんですけれども、特に今、常勤の体制が不十分ですので、なかなか入院まで取れないということで、外来につきましては全て不採算というような扱いにしているという解釈になりますので、こういったところが少し矛盾があるのかなと思っています。
- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 分かりました。

そうなりましたときに、例えば、基準内という言葉で表現をした際には、行政が負担すべき 経費であるということを考えますと、医療需要と供給のバランスですとか、そういったもの を踏まえてみたときに、行政が負担しなければそこの医療需要については満たすことはでき ないと、そういったような中身について一定手当てをしていくような意味合いもあるんだろ うというふうに捉えております。そういったところをちょっと考えた上で、当然、じゃあそ れがあるから繰入れなんか何ぼ出してもいいんだとか、そういった議論をしたいわけではな いんですけれども、当然、その日常的な収益的な改善というものについては、これは日常的 に当然追求されるべきものというふうには思いますが、その繰入れというものを見たときに、 例えば、病院の努力不足による収益の補塡というものがまさにその本質ということではなく て、先ほど申し上げたとおり、他の医療機関も含めた地域での医療、そこにどういった需要 があって、どういった供給体制があるのかというところをしっかりバランスを取っていくた め、そういった役割もあるんだろうということで捉えております。

そういった点で、現状を踏まえたときに、例えば、これは国においては、この繰入れ基準の 考え方、ここを1つはまず、現状に即したもの、アップデートしていくことがどうしても必 要だろうというふうに捉えておりますし、それに伴って地域それぞれの医療需要や診療報酬 の考え方、捉え方、さらには、もっと大きく言えば、公的医療の在り方というところも含めて、根本から今の時点では改める必要があるんだろうなというふうに述べておきたいんですけれども、その点については何かお考え、言いづらいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○土見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 これ繰入れの基準というのに対して、実は交付税措置というものもあります。例えば、繰入れ基準3億円に対して、今、交付税で入ってきている額は1億6,000万円とか、半分ぐらいです。なので、繰入れ基準として基準内と認めるのであれば、やはりそこに財源、国としてしっかりとした財源措置を設けるべきかなと思っています。その点が、やはり、さっき10項目ぐらい基準内にありますとお話しましたけれども、そのうち実際、うちで認められている交付税に該当するものだとその半分ぐらいしか交付税の対象になっていません。なので、やはりしっかり、国に対しては基準内と認めたものに関しては、やはりしっかりとした財源措置をもってお願いしたいというのが我々の気持ちでございます。
- ○土見委員長 小高委員。
- ○小高委員 まさにおっしゃるとおりかなというふうに思っております。さらに、私として付け 加えたいのは、果たしてこれは基準外なのかということも含めて、ぜひ、そもそもの在り方 という点では引き続き議論されるべきだろうと思っているということをちょっと述べておき たいなと思います。

それで、最後になるんですけれども、そういったことを踏まえて、特にこのコロナ禍大変なご苦労もあったかと思います。そういった中で、今回の予算というところもそうなんですが、この間の地域の医療需要の変遷、そういったものもあった中で、今後、市立病院が何を担っていくのか、担っていくべき役割というものも含めて、ちょっとお伺いをして終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○十見委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 やはり、公立病院としての役割を果たすということに尽きるのではないかなと思います。つまり、地域医療構想の中で、この地域で不足しているところをしっかりと担当させていただくということを考えております。そのためには、やはりきちんとした経営の安定化というのが必須条件と思っておりまして、先ほどから何度も出ましたけれども、この繰入れ、これに関しても、やはり必要なものはしっかりと入れていただくというこ

とでございますけれども、やはり、経営の安定化を自ら図っていくということも大事であろうと思っております。繰り返しになりますけれども、やはりこの地域に必要とされる医療、ここに不足が生じないように任務を果たしていきたいと、このように考えております。 以上です。

- ○土見委員長 志子田吉晃委員。
- ○志子田委員 おはようございます。私からも、何点かお聞きします。

全体的には、国民健康保険と介護のということでございますが、まず最初に、議案第20号なんですが、資料15の12ページですか。ここに、小高委員と質疑がかぶるところがいっぱいあると思うんですけれども、結局、この国民健康保険税上、今回の条例の一部改正ということでございますけれども、未収額の方の保険料を軽減するためだと。だから、市民にとっては、お子さんの小さい方がいる方には、今度、国民健康保険税下がりますよという条例だから私はいいなと思っているんですけれども、この辺も改めて、この条例の中身、それをお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 ただいま、志子田委員からご紹介のありました、資料15の12ページでございます。こちらに記載のとおりなんですけれども、未就学児に対します国民健康保険の均等割、こちらが半額となる内容となってございます。この表の一番下の欄を見ていただくのが一番分かりやすいかなとは思うんですけれども、軽減前でございます、1人当たりの均等割というのが、3万2,100円かかります。これは大人でも子供でも、かかる分でございます。これは介護納付金9,000円というのが40歳から64歳までの方ですと別途かかりますけれども、そちらの分、子供ですのでかかりませんので、それは抜いてございます。軽減のかからない収入の多い世帯と言っていいんでしょうか、そういう世帯でございましたら3万2,100円の半分の1万6,050円と軽減後の金額がなります。ただ、最大7割軽減、所得によってかかるのがもともとございますので、一番右下の下なんですけれども、そちらの世帯ですと、3万2,100円本来かかるものが4,815円まで、軽減を7割軽減した後の半額まで減免になりますのでそういった形になります。

そして、こちらの内容なんでございますけれども、減収になった分につきましては、全額繰入れの対象となります。先ほど、小高委員の説明の質疑にもお答えしましたけれども、そのうち2分の1部分は国の補助になります。4分の1が県からの補助があります。残りの4分

の1が市町村で負担するようになるんですけれども、そちらも交付税の対象となるような形になります。

以上でございます。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

この条例、なかなかいい条例つくってくれたので、下がるということは市民の負担が下がりますから。それで、何も問題があるわけじゃないですよ、いいんですけれども、こういうふうに国のほうからの繰入れの対象が認められたからやるんだと、もしそういう対象とか県とかそういうものがなかったら、今回、出さなかったということなのか、あるいは、国民健康保険の運用状況がいいから市独自で考えられたのか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 すみません、資料12の一番上の概要のところにあるんですけれ ども、この国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、それに伴いまして地 方税法及び地方税法の施行例が伴うことでございまして、これは市独自でやっているわけで はなくて、全国一律の制度ということでございます。

以上です。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

全国一律にしても下がるということについては、市民の負担が、該当者についてはいいことなので、しっかりやっていただきたいと思います。

それで、国民健康保険の運用状況というか、その辺のところで、特に市民からすると、そういうような制度の中身ということよりも、保険料が上がるのか、下がるのかと、これが一番の、あるいは、将来には上がりそうなのか、その辺のところが心配なところでございますので、その質問をさせていただきます。

資料17の38ページに、一覧表、県内比較ということで書いてあります。塩竈市は、国民健康保険の保険料が、仙台市、石巻市、塩竈市と来て、上から3番目です。それと、いつも話題になるんですけれども、やっぱり、隣の町から塩竈市に引っ越してもらいたいという、そういう政策も変わるし、いつも比較されますので、そこから、3、4、5、6、7、8、8番

目に、喫緊に係る隣の町がございまして、この保険料、ここの医療分というところを見ると、 塩竈市は6.4点で、隣町は7点で、いろいろな金額を見るとなんか塩竈市のほうが保険料とし ては安いような気がするんですけれども、そういうふうに理解していいのかどうか。その辺 のところ、この表の読み方をレクチャーお願いします。

- ○十見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 まず、こちらにつきましては、料率の計算でございますので、 こちら所得によっては当然、変わってきます。調定額という形で、1人当たり国民健康保険 税の調定額は幾らぐらいかという話でございますけれども、令和元年度の決算後のデータが 最新でございますけれども、そちらですと塩竈市は県内で25番目ということになります。一 番高いところが、10万4,349円でございますけれども、塩竈市は7万8,930円で真ん中より下、 安いほうにあると認識はしてございます。

以上です。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

県から、県でいうと25番目。隣町よりも安いということなんでしょうけれども、だから、塩 竈市は国民健康保険税高いよって、大分昔の話だと思うんですけれども、それが1回聞くと ずっと永遠にいつまでも高いという認識が、もう何十年も続いているということなので、こ ういう機会に考え方、ああ、塩竈市も頑張って、安くなったんだというふうに、ちょっと頭 の中身を入れ替えてもらいたいと思って質問しました。

それで、それに関連して、なぜこういうふうに塩竈市の健康保険税、だんだん下がってきて納めやすくなってきたのかというと、やっぱり国民健康保険の納めやすくするような制度をいっぱい改良されてきた。そして、特に、国民健康保険の滞納の分を改善すると、最終的に国民健康保険税が下がるということなんで、その辺のところお聞きしたいと思いますので、資料17の20ページ、先ほど小高委員も聞かれましたけれども、この資格証明書。まず、この滞納世帯のここで書いてある、滞納世帯数というのは、どのところを基準にして滞納世帯というんですか。毎月、毎月納めているんですけれども、最終の3月分のやつが5月まで遅れたときに滞納というのか、いや、1日でも遅れたら滞納世帯でカウントするのか。その辺のところの、ここの表にある滞納世帯数というのを、その滞納の期限のところを、考え方をお知らせ願いたいと思います。

- ○土見委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

資料No.17の20ページにあります国民健康保険税の過去5年間の滞納世帯数と滞納額の滞納世帯数、いつの基準で滞納数を出しているのかというところでございます。基本的には、出納閉鎖期間です、毎年5月末になりますけれども、それ以降に滞納がある場合はこちらのほうにカウントされるということになります。

以上でございます。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

毎月1日でも遅れたら、入ってるのかなと心配する方もいるかもしれませんのでね。あくまで、1年の最後の5月のところが期限だと、そこが遅れたところと。それにしても、この表の下のほう、滞納世帯の額を見ると、本当頑張っているんじゃないのという、これ表でないですか。平成28年度は、滞納世帯1,139世帯で、滞納額が1億1,400万円もあったのが、令和2年度には708世帯で4,700万円まで減らしたと。ずうっとほら、毎年度、頑張っているということだと思うんです。だから、こういうのはちゃんと評価すべきものは評価しないと、しっかりやられていると、そういうふうに思いますが。評価したいと思いますが。私のこの理解では、まだまだ足りないんでしょうか。いろいろやっているな、これだけやったのにな、という表には見えるんですけれども、どのような感想をお持ちですか。

- ○土見委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

お褒めいただいて、大変ありがとうございます。滞納整理というのは、もう理想で言えばゼロになるのが一番いいと思います。今後も、精進してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 よろしくお願いします。恨まれるしね、本当にいい仕事じゃないんでございます。 同じ資料の18ページ、こちらには個々の滞納世帯の所得階層別分布ってあります。先ほど、 小高委員はいろいろ聞かれたんですけれども、ここのところだけ聞かなかったなと思って、 私はここのところを聞きたい。18ページ。だから滞納、いるっていうけれども、じゃあ所得 の低い人が、収入が少ないから納めにくいのかなというふうに思うんですけれども、ここか

ら見ると、所得別ね、100万円未満、200万円未満、300万円未満、400万円未満、500万円未満、500万円未満、500万円以上と。こういうところであると、その構成割合一番ね、右側ね、一番多いのね。あと、この不明というのはちょっと外して、一番多いから順番に言います。200万円以上300万円未満13.1%。その次は、400万円以上500万円未満、11.3%。その次多いのは、100万円から200万円10.4%。その次多いのは、300万円から400万円が8.7%。その次に多いのが、100万円未満で8.3%。そして、一番少ないのが500万円以上の6.2%。こういうふうになっております。こういうふうになってるということは、納めたくても納められないのが、この収入の額によってだけじゃなくて保険料のその収入に対する保険料の金額、負担割だというふうに私は思うんですけれども。ということは、この表から見ると中間所得者層が負担感が多いんじゃないかと、ここがやっぱり原因で、こういう滞納世帯数が出てくるんじゃないの。だから、この中間所得の人の負担割合を減らしていけば、全体のね、先ほどの20ページのような滞納世帯数、もっともっと減ってきて、短期保険証につながるような人ももっともっと減ってくるから、安心な制度になると思うんですが、その辺の解釈の仕方をご提示願いたいと思います。よろしくお願いします。

- ○土見委員長 木皿税務課長。
- ○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

今、おっしゃった資料No.17、令和2年度の国民健康保険税滞納世帯の所得階層別分布というところでございます。今、委員おっしゃったように、200万円以上300万円未満が一番構成割合として多いとという、中間収入階層の方々が、非常にちょっと大変なんじゃないのかなというふうなお話でございます。我々としましても、この現在の国民健康保険税の計算というのがございます。こちらもう、いろいろ医療費、後期高齢者、介護保険、それからまた、その分野で所得割、均等割、平等割と、こういった細かな計算方法が今、我々のほうとしてもやっている状況でございます。基本的には、委員おっしゃったように収入所得、こちらが高い人がもちろんこれ国民健康保険税高くなるのは、この計算方法から見ると当然でございますけれども、一応、我々としましても、そういった高い方、収入所得高い方につきましては、今、現状で下げるとか、そういったことはちょっと、もちろん保険年金課とももちろん話し合わなきゃならないというか、市全体で話し合わなきゃならないことなんですけれども、今現在どうこうというのはなかなか難しいというふうに考えておりますので、ぜひ、納めにくいとか、納めるのが難しい、また、新型コロナの影響でいろいろと大変だというのであれば、

ぜひ、税務課の納税推進室のほうに来ていただくなり、お電話いただくなりしていただいて、 こちらもきちんと相談乗らせていただきますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

考え方として、だから平等割と所得割のところを少しちょっと考え入れてもらって、中間所

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 こちらこそよろしくお願いいたします。

得者が納めやすくなるように、何かいい知恵を出してもらいたいなと思って聞いております。 今度、資料17の17ページには、各種基金の残高の推移表というのがございまして、ここに国 民健康保険の財政調整基金と介護の財政調整基金ございます。国民健康保険ね、令和3年度 まだ11億8,800万円、相当あるんだよね。少しずつ少なくなってるとは言っても、相当な金額 だと思います。だから、いいことがあるうちに利用していい制度をつくっていただきたい。 こういうふうに思うんですけれども、この財政調整基金このまま使わないようにして、とっ ておく方針なのか。その辺のところだけお聞かせください。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 国民健康保険税につきましては、平成30年度から11.04%の大幅な引下げを行いました。その節の引下げの原資として、この基金を充てている形になります。それでこれ毎年、基金が減っていっている形になります。これをいつまでという話なんですけれども、先ほど小高委員からの質疑もあったんですけれども、少なくとも県の統一、税率統一になるまでは、これは我々がこの国民健康保険を運営していく上では必要なお金でございます。この原資としてこれで引下げを行っていることから、これがなくなってしまえば引下げどころか引上げという形になってしまいますので、これを活用して、さらなる引下げとなってしまいますと、いつまで持たせたらいいのかということの兼ね合い、そういったところが必要になってきますので、今、何ていいますか、それを使ってという話はなかなかできにくいのかなというところが実情でございます。

以上です。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

私もそっちにいたらそういうような答弁するよ。誰でもその立場に立てばね。だけれども、 納める人たちの気持ちになると、やっぱり税金塩竈市は高いんだと言われないようなことを やってもらいたいと思って聞いているわけなんです。

それで、県と一本化といったら、持参金は何ぼぐらいを予想しているんですか。それを残して、その分使われてもいいんじゃないでしょうか。持参金。お願いします。

- ○十見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 すみません、持参金というその考え方は、まだ何も示されてはおりませんけれども、このままいくと、必ず、毎月減っているんでゼロになります。ですので、どこまでか分からないんですけれども、その基金はゼロにならないようにしないといけないんです。そこを長くしないといけない。もうちょっと来年、その基金を全部使い切ってもう県内統一化になるので使い切っていいよとなれば、その分もう下げることは可能なんですけれども、その期間が分からない以上、何ともこう、それをこの基金を使う、使わないということが言えない状況というのが、現在でございます。

以上です。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうも、議論が長くなりそうですから。

一番右の介護保険事業の財政調整基金も、ずっとこの表で見れば10年間、どっちかというとずっと一本調子で増えているんじゃない。ということは、介護保険でも、これ表の見方によっては保険料取り過ぎたんじゃないの。だからこんなにぐっと増えてきているんじゃないのという言い方もあるから、そうしたら、取り過ぎたんだったら減らさなきゃいけないんじゃないかって考えがあるんですけれども、どのように基本的にお考えでしょうか。

- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

介護保険につきましては、2025年問題と言われておりますけれども、もう間もなく、団塊世代の方々が75歳に達するということで、塩竈市においても高齢者数増えておりますけれども、そういった先を見据えながら、基金のほうの運用というのはしっかりやっていきたいなと思っております。介護保険につきましては、3年に一度、計画の見直しということになります。次期9期計画ということで、来年度、令和4年度の予算では、そのニーズ調査なんかも行ってまいりますので、そういったあたりで、しっかりと確認をしていきながら運用したいと思います。

以上です。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

この数字、一番右下、5億1,200万円。それから、同じ資料17の36ページですか、36ページだと4億5,700万円とあるんですけれども、どっちのほうが実数字に近いのか、そのことだけお願いします。財政調整基金、今、現在の。

- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

17ページにつきましては、こちらが令和3年度の12月補正予算後の時点の数字になります。 ページ変わりまして、36ページ。こちらの額につきましては、令和4年2月補正後時点での 数値となりますので、36ページのほうがより近い数字となります。

以上でございます。

- ○土見委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。

お昼のチャイムが鳴ったから、そわそわしています。

最後に1問だけ。下水道から、この資料17の95ページに、何か改定時の計画という表があるんですけれども、この表見て、いろんな料金設定をすると思うんですけれども、最終的に塩竈市の下水道料金どのような方向になるのか。あるいは、この表をまず、この表はこういうふうに理解してくださいというところをレクチャーしていただいて、だから、令和4年度は下水道料金据置きだよとか、でも、そろそろ上がりそうだよとか、いやもっと下げるとか、その辺のところ、料金に関してこの表の読み方をお願いします。

- ○土見委員長 吉岡下水道課長。
- ○吉岡建設部下水道課長 資料№17の95ページでございます。こちらの資料につきましては、現在、皆さんからいただいている使用料、下水道の使用料と、あとは公費で賄っている分、幾らになるのかといったことの割合を示すということで、例えば、一番上の表の計画というところの一番下の段に資本日割り代とありますけれども、こういった割合がどのぐらい使用料と、あとは公費負担をしているのかというところの割合とかになってくるというものを示している表になっております。

また、使用料につきましては、現在、償還、以前お借りした建設改良とかに使う起債の償還というのが大部分を占めております。そちらの償還がある程度収まってくれば、下水道全体

での会計は、良好なほうに向かってはいくと思うんですけれども、一方で古い、もう建設を してから古い管とかの適切な管理というのを行いながら、場合によっては、入替えとかとい うのも出てきます。そういったところを、長期的な目線で大きな工事をせずに適切な管理を しながら、長もちをさせると、維持管理をするということを行う、そういったものも併せて シミュレーションをしながら、使用料の見直しについてはそういった形で取り組んでいける ようにしたいなと考えております。

以上です。(「終わります」の声あり)

○土見委員長 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○阿部(眞)副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい たします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私のほうからも特別企業会計について質疑をさせていただきます。

最初に、条例が出ております。資料No.15のところの13ページから14ページということで示されております。これを見ますと、塩竈市地方卸売市場条例の一部改正ということで、現行と改正案が示されております。12、13ページのところで、1つは魚体選別機ということで使用料改訂がありますよと、こういうことが示されております。そして、隣のページをめくっていただきますと、魚体選別機1回当たり5万円と、14ページのところに示されております。あわせて、なんかパレットというんですかね、これについても示されているというふうに、両方読んでみて改めて、使用料改正の改正案の別な、14ページの別な枠組みのところでパレット等置場使用の改正について、普通区画で1件当たり2,400円ということや、あるいは、大型区画で1件につき8,700円と。こういうことで示されております。条例改正ですので、大事な案件だと捉えております。

そこで、改めてお聞きしたいのは、その2つの点についてお聞きをしたいと思います。

1点目は、魚体選別機については、平成30年に導入されたというふうな経過をたどっており

ます。そこで、今回のこの条例改正、まず魚体選別機そのものについて、導入に至った使用 料改定5万円ということに至った内容について確認をさせていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 回答を申し上げます。

今、委員からご指摘ございました、魚体選別機については、平成30年度に導入をさせていただいておりますが、漁船誘致対策の一環といたしまして、これまで使用料についての設定を行っておりません。しかし、新年度、令和4年度からはEU-HACCP登録船を対象に、水揚げ金額の1,000分の1に相当する額を補助いたします、EU-HACCP施設利用促進事業を新設することから、今後、この魚体選別機の利用頻度が高まることが予想されます。こうしたことから、利用者であります、卸売機関と協議をいたしまして、冷凍水産物の円滑な水揚げ、そして、設備の長寿命化を図るため、消耗品の交換に係る費用について、利用者から徴収するということで合意をいたしましたので、今回改めて条例改正案を上程させていただいたものでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、その絡みとしては、今後、EU-HACCPの関係で、今後、使用料 頻度が広がるだろうと、こういう想定の下だということですね。

そこで、これまでその魚体選別機、過去4年間の中で、おおむねどんなふうに魚種を水揚げ してきたのか。私の認識では、例えば、冷凍カツオだとか、そこら辺になるのかなと思うん ですが、大体の水揚げ額ないしは、ここ数年の水揚げ額について分かる範囲で教えていただ ければと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 回答を申し上げます。

はい、お答えいたします。対象魚種については、今おっしゃっていただきましたように冷凍 カツオ、マグロ類ですが、マグロについてはビンチョウマグロで想定をしてございます。

なお、直近の水揚げ状況についてでございますけれども、直近の5か年平均値でございますが、隻数で約8隻、数量で約2,000トン、金額で約5億5,000万円という状況となっております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、5億5,000万円。隻数で8隻ですかね。平均なんでしょう。

そうすると、ちょっと論も1つ深めていけば、先ほどどなたかも何かで質疑されていたやつの中で、全国の中でたしか、そういったEU-HACCP対応の船が八百何十隻だかあるとかというふうに、ちょっと答えがあったようなんですが、そうするとこれを、そういうものも含めて導入する上で、狙いとしては、そういう漁船をどのぐらいの割合で入港してもらうのか。その辺のお考えだけ、ちょっと確認させて。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

今年1月末時点ですけれども、EU-HACCP登録冷凍船につきましては、全国で140隻ございます。そのうち塩釜船籍につきましては10隻、そのうちの3隻が今、水揚げを行っていただいているという状況にございます。

今後の部分につきましては、やはり、卸売機関をはじめとします市場関係者の方々と協議を しながら、やはり、こういった市内でも10隻、そして全国に140隻、こういった対象船があり ますので、漁船誘致活動のほうを進めていければというふうに考えております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

それで、こういった年間8回かな、年間8回、8そうぐらい入ってきて、これ1回5万円だとすると、仮に10回入ったとすると50万円ということに大体料金がかかるということなんですが。そうすると、前段、もう既に合意済みだということは卸売機関との関係で、その話が既に、ある程度内々承諾をもらって、そして、これを進めていく方向も含めての案件なのか。ちょっと確認させていただければと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、卸売機関のほうとは合意させていただいているという状況にございます。 以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

そこで、ちょっと念のため確認なんですけれども、県内でも石巻とか気仙沼とか、そういった誘致、水揚げをしているところがあります。市場としてですね。それぞれ経営形態は別なんでしょうけれども、そうした利用料の負担というのは伴っているのか。あるいは、いやいや、石巻市さんは石巻で負担してとか、そこら辺も含めてどうなっているのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

石巻、気仙沼の関係でよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)まず、魚体選別機の使用料の関係でございますけれども、石巻におかれましては、魚体選別そのものは市が整備をいたしまして、卸売機関のほうに無償貸与しております。無償貸与の替わりに、維持管理、魚体選別機の維持管理に係る経費と修繕費は全て卸売機関が負担いただいてるという状況にございます。気仙沼につきましては、卸売機関が魚体選別機を購入・導入していただいているということで、市が、石巻も気仙沼も結果として、市が使用料等を徴収してるということはないという状況にございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

ちょっと、それぞれの何といいますか、市場のやっぱり懐事情が違うんだろうと思うし、それぞれ導入の経過、いきさつがあるのでそういうことになるのかなというふうに思います。

それで、こういった条例の定数示されました。もう一つ、パレットというのはいつごろ導入 されたのか、ちょっとその辺だけ事実経過だけ確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

これまで、市場の敷地内にはそういった競りの出荷などで使用されますパレット置場などについては設けておりませんでしたが、市場利用者の方々からのご要望を踏まえまして、漁港管理者であります宮城県のほうと、それから卸売機関のほうと、このパレット置場につきまして協議をさせていただいたところでございます。その結果、敷地内の一部であります、B棟の北側の駐車場を活用し、今回、新たに設置しようとするものでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりましたけれども、これ、いつから実際導入されてるかということをお聞きしたかった。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 4月から条例改正に合わせまして、4月から新たに設けようと しているパレット置場につきましては、新設ということで、今回条例改正を上程させていた だいております。よろしくお願いいたします。
- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 ということは、今までパレットというのは使っていなかったのかな。よくその辺が 分からないから教えてください。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

言葉足らずで申し訳ございませんでした。これまでも出荷等には必要となります資機材でございますが、敷地内に正式にそういった置場を設けていなかったがゆえに、今回、そういった利用者ニーズを踏まえまして、底地の地権者であります宮城県、それからあと卸売機関のほうと協議をして、正式に置場を設けるというようなことでございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。確認だけさせていただきたいと思います。

次に、それを踏まえて、こっちの本予算のほう、11番のところにちょっと論を移したいと思 います。

それで、条例が出ました。条例を踏まえつつ、今回の276ページのところに、魚市場の特別 会計が載せられております。そうですね、276ページから始まります。

それで、276ページのところに本年度予算ということで8,889万円かな。前年比で、前年が1 億何がしと、こういうことで載っております。そうすると、この2つの使用料の改定分とい うのかな、それが入っているのかどうか。ちょっと、使用料の関係で教えていただきたいと 思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

今回、条例の中で2つ改正を上げさせていただいていますが、予算の中でも当然、含ませていただいております。まずは、使用料の関係、魚体選別機の使用料の関係でございますが、恐れ入りますが資料No.11の277ページ。貸事務室等使用料の説明欄の一番下、トラックスケール使用料50万6,000円でございますが、この50万6,000円のうちの50万円が新たにしております魚体選別機使用料の50万円という形になります。

それから、恐れ入ります。今度は利用料の部分になりますが、同じ資料の279ページ。279ページの諸収入の説明欄、下から3つ目に維持管理費がございますが、この維持管理費の41万円の中に、今回、新設いたしますパレット使用料のほうが含まれる形で上程をさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

そうすると、そういう歳入の部分で、そういうところが既に予算上組み込まれているという のは確認をさせていただきました。

それで、もう1回使用料のところ、276ページに戻っていただくと、ただ、今年度が8,889万円ということで使用料手数料。一方、前年が1億円と。そうすると、1,100万円ぐらいが減額ということなんですが、その減額になった内訳だけちょっと確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

午前中の鎌田委員にもちょっとご説明をさせていただいておりますが、令和4年度、新年度の予算編成におきましては、昨年11月に取りまとめました経営戦略計画、これに基づきまして予算を組立てさせていただいております。具体的には、使用料の中でも魚市場使用料、昨年までは、水揚げ高120億円で設定して、こちらの金額のほうを設定させていただいておりますが、令和4年度は、86億円という形で設定をさせていただいておりますので、まず、ここの段階で昨年度に比べまして1,700万円減っているというような状況でございます。

また、ほかの使用料等々につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、魚体選別機等々、申請させていただくことで増加にはなっておりますけれども、結果として1,000万円減っているのは、こういった水揚げ高の設定が異なったことにより、減額されているというような状況でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

そこで、施政方針ちょっと改めて読んでみたら、施政方針の中で、もし持っていれば、施政方針の中で水産業の振興に係る取組として、水揚げ漁船対策促進事業の継続、さらには、E Uの輸出を見込んでのHACCP認証を取得した方々への利用促進事業ということなんですが、そうすると、この2つは、その促進事業について今回のこの予算上の関係でちょっと確認をさせていただきたいと思います。

そうすると、その歳出のところになるのかなと思うんですけれども、歳出で言うと漁船対策費というのが280ページのところに示されているのかな。280ページですね。280ページからざっと285ページまで歳出のところが入っております。そこで、1個1個お聞きしたいんですが、その漁船対策費として282ページ。それで、事業内訳として漁船対策費が97万5,000円。水揚げ漁船誘致対策事業が300万円というふうに示されております。それは、どういうものなのか、あるいは、先ほどEU-HACCP、あるいは、遠洋トロール、そういうものについての支援策として捉えていいのかどうか。ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

資料No.11、283ページの事業内訳に記載させていただいております漁船対策費97万5,000円につきましては、これまでも取り組ませていただいております、優良漁船表彰に係る費用を含めた事業費となってございます。今ご指摘をいただきました、水揚げ漁船誘致対策事業でございますけれども、恐れ入りますが、資料No.15の53ページで内容のほうをお示しさせていただいたところでございます。資料No.15の53ページになります。まさに、委員からご指摘いただきました、遠洋底引き網漁船の誘致促進事業といたしまして、こちらも1,000分の1、水揚げ金額1,000分の1に相当する額として150万円。それから、今回、新たにHACCP登録船を対象といたしました、HACCP施設利用促進事業といたしまして、同じく水揚げ金額の1,000分の1に相当する額を補助する内容を予算額として60万円。さらにですけれども、HACCP関連誘致事業といたしまして、HACCP登録船への誘致、さらには、EU向けの輸出を見込んでいる事業者等、それから、EUーHACCPを取得した加工業者等を中心に、今度は企業誘致も進めていきたいというふうに考えてございます。これに係る経費が、90万

円ということで今回、予算のほうを上程させていただき、下の事業費及び財源内訳の中で事業費300万円という形でお示しをさせていたところでございます。

そうしたときに、恐れ入りますが、資料No.11の283ページにお戻りいただきたいんですけれども、事業内訳の中で、水揚げ漁船誘致対策事業として300万円計上させておりますので、この資料No.15の53ページの300万円がここに含まれているという内容となっております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

パッケージというか、そういう誘致対策として、パッケージ的に予算化したというふうな形なんでしょうね。

そこで、分かりました。そういう中身は大事かなというふうに思うところです。

さらに、貸事務所についてです。使用料で示されていると思うんですね。276ページのところですね。貸事務所、貸事務所使用料ということで、上から1、2、3、4段目に貸事務所使用料ということで、今回は3,150万円、何がしということです。前年が、2,618万円ということで、今回、今まで貸事務所について、どのぐらいのブースがあり、そして、どのぐらい埋まっているのか。空きがあるのか、ないのか。どうも空いているよという話もちょっと漏れ聞こえたので、そこら辺の絡みと、じゃあ、しからば今回、予算上増やしていますね、前年よりも多少増えていると。その辺の考え方、捉え方だけ確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

貸事務所につきまして、貸出し戸数全18室でございます。そのうち、現在、今16室ご利用いただいてる状況にあり、2室空いているということでございます。

また、令和2年度に卸売機関が統合されたことによりまして、昨年の6月から卸売事務所についても1室空いている状況にございます。こちらの空いている部分への利活用につきましては、現在、市のホームページ広報紙、さらには場内掲示板などに入室募集を行わせていただいているところではございますが、今後も、募集対象者を魚市場関係者以外にも拡充しながら対応していきたいと考えてございます。

それから、予算上、こちらの貸事務所の使用料が、前年に比べて500万円以上上がっている この辺の内容でございますけれども、実はこちら、電気料金の基本料金が上がったことに伴 いまして、昨年度に比べて約500万円ぐらい増額をさせていただいてるというような状況でございます。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。募集も含めて、入ればいいなというふうに思います。

もう一つ、ちょっと確認のためにお聞きしたいんですが、EU-HACCPはそれはそれで、 漁船を誘致するというのは一つありかなと思うんです。ちょっと懸念するのは、最近のほら、 何だっけ、あそこの、ロシアが侵攻した国、ウクライナね、ウクライナ。頭がちょっと薄く なっちゃった。ウクライナに行った。それで、EU関係もかなり反発しているでしょう。金 融関係について凍結という形で、新しい事案ですね。そうすると、そこら辺も含めてなかな か厳しいのかなというようなこと、あるいは、諸物価の値上がりも非常に懸念される案件な んですね、戦争ということも含めてです。その辺の捉え方について、何かお考えがあればち ょっと確認させていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

実は今、委員ご指摘の部分については、我々、産業環境部の中でもちょっと懸念したところでございまして、まさに今朝、ロシア等から原料を調達している事業者さん等々のほうにちょっと電話でコンタクトを取らせていただいたところでございます。とりわけ、市内ではタラを加工する業者さんも多いということから、その辺の実態を伺ったんですけれども、結果から申し上げますと、ロシアでのタラ漁というのは既に完了している、終わっているということで、今後、そういった部分においては支障はないのではないかと。ただ、一方でやはり、委員ご指摘のとおり、やっぱり流通が止まってしまうので、不買運動も始まるのではないかといったようなちょっと話も聞こえてきているので、今後、我々としても、こういった世界情勢について注視しながら業界の方々とコンタクトを取って、必要な対策については適宜講じていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうですね、やっぱり海外との関係というと、そういうことも含めて、当然、考えていかなきゃいけない案件だというふうに思いますんで、その辺はひとつよろしく、業者の皆さんと意見交換していただきながら策を練っていただきたいというふうに思います。

あと2点だけ、ちょっとお聞きしたいんですが、岸壁使用料というのは今、どのぐらい取っているのかな。

- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 市場の岸壁使用料ということでよろしいでしょうか。

予算書のほうで、大変失礼しました。279ページの雑入の中で、すみません。大変失礼しました。申し訳ありません。279ページの雑入の中で、漁港施設利用料ということで、226万8,000円計上させていただいておりますけれども、これは水揚げ金額の1,000分の0.648%、卸売機関のほうからいただいている金額になりますので、こちらが該当するということになります。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 それは、例えば今後、漁船誘致の絡みで私は質疑させていただくんですけれども、 それの減免なりというのは、お考えになっているのかどうかだけちょっと確認させてください。
- ○阿部(眞)副委員長 鈴木水産振興課長。
- ○鈴木産業環境部水産振興課長 今現在、正式に卸売機関さんのほうからは、正式にこういった 減免について要請はないんですけれども、今後、そういったお話合いがあれば、我々として もちょっと状況について的確に確認しながら検討したいというふうに思いますので、よろし くお願いいたします。
- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

市場にとっても、やっぱり諸経費をどう圧縮するかというところも1つ案件なのかなと思いますので、それはそういう話が出たら、ぜひいろいろと応じていただければというふうに思いますので、その辺にとどめておきます。

次に、下水道使用料について、何点か確認をさせてください。

下水道使用料については、主に、下水道の12番のところだけ確認させていただきたいと思います。残り時間が、あと5分ちょいなので簡潔にお願いをしたいと思います。

それで、ざっくりお話を質疑したいんですが、これは企業会計2年目ですよね。それで、これを見ると、第3条に下水道使用料について述べられておって、事業収入が42億円と、片や

支出について39億円ということで、残ってみて差引きだと目の子勘定で2億5,000万円ほど残っちゃうというか、そういう勘定になるんですが。じゃあ、2億5,000万円について、これは今後、どういうふうに取り扱うのかちょっとその辺だけ確認させてください。

- ○阿部(眞)副委員長 吉岡下水道課長。
- ○吉岡建設部下水道課長 ただいまご質疑いただきました、資料№12の1ページの第3条のことだと思います。こちらの収支差の2億5,000万円ほど、こちらにつきましては、同じページの第4条というところがあります、これ資本的収入支出ですけれども、こちらのほうで不足するほうに減債積立金としまして充てると、こちらのほうのマイナス分に充てるということになります。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 分かりました。

そうすると、素人目から言うと2億5,000万円ほど残るから、それが、その市民の何らかの 策に役立つのかなというと、必ずしもそうでなくて、第何条でしょうね、第4条ですか、資 本的収入及び支出ということで、そちらのほうに充当されるというふうに捉えてよろしいの かな。はい。

じゃあ、その上で、それを踏まえつつ、その第4条のところで、これはざっくり言うと収入のところで資本的勘定ですよね、資本的収入及び支出のところで、22億6,900万円何がしと、一方で支出が36億3,600万円ほどで、これは差し引くと13億6,000万円ほど不足が生じると。そこで、いろんな企業会計でもよくよく言われているんですが、そのときに、それに対して第4条のところに不足する額について、消費税、あるいは、調整額、損益勘定、留保資金、これについて、こういう定めになっているのはどこが根拠になっているのか。改めて、そのどこら辺の項目であてがうのか、その辺だけちょっと教えていただきたいと思います。

- ○阿部(眞)副委員長 吉岡下水道課長。
- ○吉岡建設部下水道課長 こちらにつきましては、企業会計を行う上で、総務省の手引きに沿って行っているところでございます。具体的に、消費税の調整額といいますのは、これにつきましては、例えば、入ってくる使用料というのが、税込み、あとは工事の代金、支払うほうも税込みと。その辺の税の消費税の関係で、生まれてくる調整額ということ。あと、当年度分の損益勘定留保資金というのは、これは収益的収支のほうで、現金を伴わない支出、例え

ば、減価償却でありますとか、そういったもの。あとは、逆に入ってくるほうといたしまして、長期前受金の戻入というのがあるんですけれども、そちらのほうから算出される額というふうになっております。あと、繰越しとあと当年度の利益剰余金というのは、その名のとおり、その年の剰余金ということでこちらに充てる額ということで書いております。こちらにつきましては、次のページの第11条のほうにも利益剰余金の処分ということで書いている内容となっております。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 時間もさほどありませんので、この中でキャッシュフローを見ると、ページ数で言うと6ページに4億2,000万円ほど残ってるよというのが示されております。一方で、新しく資料として求めた18番のところで企業会計や特別会計での償還が10年間載っています。これを見ると、下水道で言うと38億円が、5年、6年先になると11億台、あるいは、7億台というふうにずっと下がるんですね。県内の、先ほど資料でちょっと求めたら、県内で下水道料金がたしか5番目くらいかな、なので、今後、先ほど志子田委員がおっしゃったことも含めて、言わば引下げの方向について、ちゃんとそういったシミュレーション等も行いながら、今後の課題として、やっぱり定住政策の一環は軽減が必要かなと思うので、そこら辺の捉え方、考え方、見方だけ教えてください。
- ○阿部(眞)副委員長 吉岡下水道課長。
- ○吉岡建設部下水道課長 それでは、お答えします。

まず、その使用料の引下げということの観点かと思います。先ほど、志子田委員にもお伝えしましたけれども、宮城県内では5番目の、上から5番目の料金になっております。起債の償還のほうの資料ございましたが、数年後には償還が減るというような内容になっていますが、こちらはやはり平成1桁あたりの起債の償還が大きかったので、だんだんそれが30年を経過してなくなってくるというところですが、今後、老朽化した施設の更新なんかを、先ほども申し上げたとおり、幾らかでも長く使うということを計画しながら、出ていくお金を抑えつつ適切な維持管理をしながら、その中で引下げの検討を行っていくということで考えております。

以上です。

○阿部(眞)副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも特別企業会計についてお聞きいたします。

まず、市立病院についてお聞きしたいと思いますので、資料No.13の19ページ。委託料からお聞きしたいと思います。

この委託料、たくさんございますけれども、その中で、今回のデジタルマンモグラフィー保 守委託料320万円、この中身についてお聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 主に乳がん検診などでお使いいただいて いるデジタルマンモグラフィー、こちらの保守点検料ということで計上をさせていただいて おります。
- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

今の、乳がん検診に使われているというお話でございました。実は、乳がん検診、本市におきまして、まず私、去年乳がん検診を受けたんですが、それ以前に受けたときは、たしか市立病院でマンモグラフィーで写真を撮っていただいて、そのレントゲン写真を別の産婦人科のほうに持って行って、そこで触診と併せて読影というんですか、レントゲン写真を見ていただいて、その結果、その場で異常ありませんと言われたか、何かちょっとその辺あんまり記憶ないんで、たしか異常ありませんと言われて帰ってきた記憶があるんですが、今回は、その写真を撮っただけで、その日はそのまま帰って、私は帰り受付でレントゲン写真よこされるのかなと思ったら、何もなくて今日これで終わりですと、あと後日、その結果をはがきで通知しますと言われたんですが、それはいつからそのようになったのか、お聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 塩竈市の乳がん検診は、医師会が主導で行っております。ですので、 二市三町同じシステムで動いております。システムが大きく変わったのは、今年度、令和3 年度からです。これは、1つは、今議員おっしゃられたように、診察をなくするという変更 点です。この理由は、写真の読影だけで十分で、診察を加えても、がんの発見率が変わらな いということが分かりましたので、ここを省略しましょうということになりました。それか ら、もう1点は、フィルムをなくしましょうということにいたしました。これは、やはりい ろんな経費の削減ということもありますけれども、各医療機関で撮ったデジタルのデータが

医師会のほうに運ばれることになります。そして、医師会でモニターを見ながら診断をする というような形に大きく変更させていただきました。このことによって、受検者の方は写真 を撮るだけで検診終了ということですので、大変利用しやすくなったのではないかというふ うに思っております。ぜひ、多くの方に検診を受けていただきたいなというふうに思います。 以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

本当に安心いたしました。私も、あのまま帰って、また後日、予約なりして行かなきゃならないかという、そういった手間も省けますし、また、1か月後に来たはがきで、ちょっと開くときどきどきしますけれども、異常ありませんという、そういった通知を見ただけでもこれで終わったという安心感がありました。ただ現在、本市は今管理者が言ったように、医師会の絡みで二市三町同じなんですが、これ仙台市はまだ触診をやっているというお話だったので、前回、うちのほうの議員から問合せがあって、ちょっと調べさせていただきました。今回、このような乳がん検診の大きな流れが変わったと、町の私たちからも皆さんに多く伝えたいと思うんですが、やはり、特に若い方にとっては、検診のときの触診というのはすごく嫌なもんで、そういったことがなくても大丈夫だということを、逆に言えば、本当に広く伝えていただきたいなと、周知していただきたいなと、検診率をやはりまだ30%台なので、これをやっぱり、せめて40%、50%近くまで上げていっていただけなければ、本当に乳がんで悲しい思いする女性もたくさんいらっしゃると思いますので、その辺お願いしたいと思います。

それでお聞きしたいのが、先ほどもたくさんの方が質疑していましたけれども、今回、審査、診察の科目も増えます。この資料No.15の17ページには、これまでもあった、診療科目の中に婦人科があります。今、このようにマンモグラフィーについても、大変診察というか、その検査が簡単になったということもありますし、また、そこで早期発見された乳がん、そういった部分での手術とか、治療において、本市での婦人科があるんですが、どういった機能を果たしているのかというのがなかなかちょっと私たちには分かりづらくて、内科だったり、高齢者の方が多くかかる診療内科は、結構、患者さんがいっぱいいらっしゃると思うんですが、この婦人科での、今現在、どのような診療をされてるのか、その辺をお聞きしたいと思っています。

- ○阿部(眞)副委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 もちろん、症状があって婦人科を受診される方もおられるんですけれども、多くは検診の一部として、検診の項目の中に婦人科検診が入っているということで、この診療科を設置しておるとこでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、私たち多くの女性が日頃体調、また、そういった生理的なものでいろいろ悩みが多くありますので、そういった方たちが本当に安心して気軽に相談できる科が、やっぱり塩竈市内にあるということがすごく心強いと思いますので、この辺の部分の詳細といいますか、特に女性の方がかかりやすいような、そういったシステムにしていただきたいなと思っていますので、ぜひこの婦人科の部分も力を入れていただければなと思っております。

先ほどの、資料13の19ページに戻らせていただきますが、今、マンモグラフィーについての検診についてお聞きいたしました。市立病院は、このほかにも各種検査件数があると思いますが、その辺、それらの件数は今後、ここ数年、増えているのか、減っているのか。前は、よく決算の報告を聞きますと、CTが落ちているとか、MRIが落ちているとかという、ちょっと残念な報告が数年前にあったようですが、近年はどのような状況なのか、お聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 検査関係の件数ですね、特に、CTですとかMRIというところに関しましては、昨年が、令和2年度が非常に新型コロナが始まったときで悪かったというのはあるんですが、それと比べれば今年度はもう、去年の水準はかなり超えているというところで来ております。ただ、CTに関しては、我々が目標として年間2,000、年間目標を掲げている部分とほぼ同じぐらいまで、水準まで達しているんですけれども、MRIについては若干そこから下がっているかなという気がしております。

また、検診関係についても、去年と比べて脳ドックが今年かなり全体的に少ない。塩竈市全体的にも少ないような状況があるようなので、こういうところもMRIのほうは、ちょっと利用率の低下にしている部分にかかってきているのかなというような分析をしておりました。以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

脳ドックとか、様々な塩竈市も助成していますよね、そういった意味では、市民の関心は高いと思うんですが、どうしてもこの新型コロナの関係で、検診に行くのが足踏みになったりという状況があると思います。ただし、市民の方たちが、多くの皆さんが、そういった意味で身近に検診できる場所があるというのは、私たちにとっては大変幸せなことでございますので、ぜひその辺のことを力を入れてアピールしていただきたいと思っています。

先ほど触れましたように、新しい診療科が増えるということで、先生も新しくいらっしゃる、どういった方が、また、何曜日に、さっき管理者の話がありました、午後からそういった検診があったりと、ちょっとシステムがいろいろ4月から変わると思いますので、ぜひそういったところがホームページだけでは分かりにくいと思います。毎日というか、しょっちゅう来ている患者さんにとっては、情報としては入ってくるところがあると思いますが、そういった科目が増えるということすら、市民の皆さんは多分知らないと思います。必ずしもどこからか紹介されるわけではないと思いますので、そういった新しい診療科に対して、どうやって皆さんに知っていただけるか、そのことをお聞きしたいと思っています。

- ○阿部(眞)副委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 まず、ウェブだけではなくということですけれども、ウェブであるとか、あとは今、塩竈市でのLINEというのが、公式のLINEあります。それももう1万人近くの方が登録していただいていますので、そういったものでの広報活動、加えて、やはり、従来どおりのアナログな形の広報紙、院内の広報紙をつくっておりますので、そちらもつくった上で、今回、特に診療科が変わるとか、診療の日が変わるというのもあります。なので、診療のプラス診療のその一覧、1週間こういう形でやりますというようなものをつけた上で、市内各所に配置するのと、あとは、いろいろ関係する医療機関であるとか、施設に対しては、そちらのほうを郵送していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

それと心配なのは、診察室ですよね。今、1階のほうの内科は1番から2番とずっとありま

すし、また、反対側のほうもたくさんの診療科があって、どこにどういうふうに、午前と午後でというので、もしかしたら、内科の1番か2番が午後からこの科に変わるということがあるかもしれませんが、そういった意味で、様々なデータとか、そこに今まで既存のものとかという部分があるので、その辺の整理等は、私が心配することではないんですが、ちょっと心配なものでお聞きしたいと思っていました。

- ○阿部(眞)副委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 ありがとうございます。

基本的には、内科の今使っているブースを使うことになりまして、内科のブースは今6ブース、実はあそこに細かく入っているんですね。なかなか日によっては、4ブースしか使っていない日もありますし、6ブース埋まっている日もある。さっきの曜日によってこうなるというのは、そのブースの埋まり具合で決まっています。なので、今回その辺の隙間をうまく活用しながら、しっかりと6ブースを確保できるような形を基本に考えていきたいと考えています。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどの検診の件でちょっと聞き忘れてしまったんですが、これは質問とはまた違うかもしれませんけれども、私、実は去年胃がんの検診をしました。ちょっと胃カメラ飲まなきゃならないということで、別な機関に、実は行ったんですね。そうしたら、市立病院はすごく胃カメラ飲むときに、私、苦手で別な病院に行ったんですけれども、なんか麻酔をやっていただいて胃カメラ飲めるんだと。ほかはやっていませんからねということを言われて、すぐさままた市立病院に戻ったんですが、そういったことというのは、私たち患者にとってはちょっと分からなくて、苦手意識のあるような人たちにとっては、そういったこともちょっと教えていただくと、また足が向くんじゃないかなと思います。その辺のことは、いかがなのでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 胃カメラに関して、やはり苦手な方はおられます。これ経口と言って口から飲む場合と、それから経鼻と言って鼻から入れる場合があります。鼻からのほうが、吐き気というかが少なくて、細いもの使いますので楽だと思います。そういうものを希望されるということが1つあるかもしれません。もう一つは、やはり今、議員がおっしゃられた

ような麻酔の方法なんですけれども、通常だと、この喉のところの局所麻酔でいきますが、 かなりつらいとおっしゃる方に関しては、静脈麻酔で一旦寝ていただいて、その間に検査を 終えてしまうというようなこともやっておりますので、ぜひご利用いただきたいと思います。 まだ、我々のアナウンスが少し足りないのかもしれません。すみません。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

では、市立病院から離れまして、資料No.11の305ページ。第2款の介護給付費について、お聞きいたします。午前中にも、ご質疑がありましたが、先ほど中村課長からもちょっとお言葉ありましたけれども、今、戦後3年で、1921年ですかね、から生まれた方たちが、団塊の世代と言われる方たちが、毎年200万人、全国ですけれども200万人後期高齢を迎えて、2025年までの間に、少なくても600万人の方が後期高齢の部分に入っていくということで、これまでもずっと長年それが消費税の値上げだったり、いろんな形でそれに対応してきて、いよいよ、その初年度に今年から入ってくるわけですが、そこで、お聞きしたかったのが、先ほどもありましたように、この介護給付費、在宅のほうは少なくなっているけれども、施設費の給付費のほうが増えているという。この辺の状況をどのようにご覧になるか、お聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、居宅介護サービス費ということで、こちらにつきましては、令和3年度、増えていくだろうというふうな見込みを当初持っておりましたけれども、そこまでの見込みほどではなかったというところでございます。決して、減少しているということではなくて、微増というところでは、需要はあるというふうには思っております。そういう意味で、令和3年度の当初と比較しますと、大幅な減額というふうなことでさせていただいております。

それから、施設介護サービス費ということでございますけれども、やはり、施設入所を希望 される方ということでも当然、増えてはおります。受給者1人当たりの費用、それから、受 給者というところでは増えているというところは間違いなくあると思っております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

資料17の37ページを見ますと、介護保険要支援・要介護の認定者数の推移というのが出ていますが、そんなに大きくは変わっておりません。先ほどお話ありましたように、施設入所になれるのは、言わば要介護3以上ということで、ここはあまり変動はないようなんですが、やはりどうしても、要支援とか要介護の人たちが増えてくる。その中において、前だったら施設に入所できたのに、今はハードルが高くなって入所できなくなったという部分で、ここの部分の方たちが、例えば、在宅で家族がいてデイサービスに通ったり、そういった状況で自宅で介護の生活できる方もいらっしゃれば、全くの独り暮らしだったり、もうほぼほぼ、日常生活が難しくなってきているのに、まだ介護認定は要支援2とか、要介護1で、入所はできない、また、支援してくれる家族もいない、こういった方たちが今、行き場所を失っているんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

- ○阿部(眞)副委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

まず、今、塩竈市内にございます施設の数ですけれども、21の施設がございます。21です。こちらは、様々な種類はございます。特別養護老人ホーム、それから、地域密着型もございますし、あとは介護老人保健施設と呼ばれるもの。あとはグループホーム、それから有料の老人ホームですとか、種類は様々でございますけれども、21の施設がございます。あとは、この施設につきましては、宮城県のほうで指定して監督をするもの、あとは塩竈市のほうで指定をして監督をするものというふうな、大きく分けると2つ分かれるわけなんですけれども、なかなか実態というところでは、塩竈市のほうでは、地域密着型と呼ばれるものについて指定をして監督をしているところございますが、なかなかその県との連携というところが、なかなか取れていないところもあって、実態としますと、もっとほかの有料の老人ホームですとか、サービス付き高齢者向け住宅と呼ばれるような施設についても、市内にはたくさんあるのではないかというところもございます。そういったあたりについては、情報をきちんと把握しまして、実態のほうはつかんでいきたいとは思っておりますけれども、塩竈市の希望には比較的多い施設がそろっているというふうには思っておりますので、そういったあたりを包括支援センター、きちんと地域の実態をつかんでいただきながら、適切な方に必要な介護サービスが行けるように、協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

今、包括支援センターとお話がございました。この包括支援センターの皆様、1か所によって大体4人ぐらいの方たちですが、それぞれの専門家でございまして、その地域の皆様の様々なご要望、ご相談に的確に動いていただいたり、相談に乗っていただいたり、地域にとってなくてはならない灯台のようになっていると思います。そういったところに私たちもよく、ご相談したり、相談者を結びつけたりということをいたしますが、やはり、施設の探すことになると、どうしても家族、また、地縁血縁のある方が中心となって動かなければならない。そこに対しての情報量が、あまりにも少ないんではないかなと思います。今、課長がおっしゃったように、市内には21の施設があるとおっしゃいましたが、この施設におきましても、やはり入所の条件というのはかなり厳しいと思いますので、介護難民じゃないですけれども、行く場所がないという、ご本人が一番苦しんでいると思いますが、そういったことに対する、地域連携、包括支援センターとの連携をどのように捉えているのか、お聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 回答させていただきます。

地域連携というふうなお話をいただいたかと思っております。今、8期計画ということで、今年度から3か年の計画で事業計画させていただいて、それを今、始めておりますけれども、その中でもやはり1番大きいところが、地域包括ケアシステムの構築というところが1番大きいのではないかというふうには捉えております。地域との連携、そういったあたりを、さらに深めていかなければならないのではないかというところで、塩竈市のほうでも生活基盤の体制というふうなところでは、第1層協議体、第2層協議体ということで、理想というのは地域の方々、それから包括を中心に連携を強めていくというふうなところで、取り組んでいるところでございますけれども、かなり、意識を高くお持ちになっていただいている市民の方にも入っていただきながら、包括との連携というところでは進めています。やはり、こういったあたりをさらに強化していかないと、ちょっと論点ずれますが、認知症の問題ですとか、そういった取組にもつながっていけないなというふうには思っておりますので、さらに強化できるような取組を、この8期計画では進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

居宅サービスの部分も当然でございますが、今言ったように、施設の中にも、例えば、医療関係、特に、市立病院なんかとも連携結んでいただいて、在宅医療の部分で、施設も訪問していただいたり、また、診察していただいたりという連携も、確かに結ばれていると思います。そこが、いわば介護とその医療を結びつけるという、この塩竈市においてはすごく大きな、力点というか、メリットだと思うんですが、すみません管理者、市立病院終わったつもりだったんですけれども、そういった点で、今この介護施設と市立病院と、どのような連携を取って、どういった働きをしているのか、お聞かせください。

- ○阿部(眞)副委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 施設との連携は、これから非常に重要になる。これからも、これまでもそうなんですけれども、これから一層大事になるんじゃないかなというふうに思っています。この施設で生活されている方は、やっぱりご高齢の方が多くて、基礎疾患なんかもあって、体調を崩される方がおられるんですね。この方がやはり、救急とかいろんな形で病院を受診される方が多いと思います。こういう患者さんに、やはりきちんとした入院で対応できるような、そういう体制を今取っております。やはり、一旦診察してお返ししても、なかなか改善しないとか、症状がぶり返すということもございますので、一旦、やはりお引受けして、そしてきちんとした検査、治療をしてからお帰りいただくと、こういうような連携を今取っているところでございます。

以上です。

- ○阿部(眞)副委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

ますます、連携を密にしていただいて、地域包括支援センター、当然、中心なのは長寿社会 課が一番の根本のコーディネーターの役割があると思います。そういった意味では、あらゆ る情報と連携が、どなたでも分かりやすいように、そして市民の方たちがこの塩竈市で長く、 住まいして、ここで最期を終えて、安心して行けるんだということが、ご本人はもちろんの ことですけれども、ご家族も、地域の皆さんもそういうふうな温かいものをつくっていただ ければ、大変、この町に住んでいてよかったなと思えるんじゃないかなと思いますので、こ れからますます連携を深めていただきまして、皆様の命を守っていただきたいと思っていま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○阿部(眞)副委員長 暫時休憩いたします。再開は、14時10分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志賀勝利委員。

○志賀委員 私からは、まず、市立病院会計について、ちょっと質疑をさせていただきます。

資料No.は、18と13を使います。まず、18の25ページ。それから、13の4ページを開いていただきたいと思います。

まずは、ちょっと確認なんですが、まず、25ページの基準内の繰入金の欄で、じゃなくて、 実質的一般会計負担額で令和3年度が2億8,970万円という金額が書いてあるんですが、資料 13の14ページの予定額の損益計算書のところを見ますと、医業外収入で他会計負担金が1億 4,450万円、それから、その下に7,000万円というやつで書いてあって、その2億8,970万円の 金額と、ちょっと整合性がないので、どこにどういうふうな数字が出てくるのかちょっと教 えていただきたいんです。

- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 すみません。ちょっと、資料をきちんと確認させていただいてからお答えさせていただきます。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 分かりました。

それから、同じく18の25ページです。ここで、基準内繰越金と交付税額の数字を見ていきますと、平成28、29、30、31、令和元年度ですね、ここまでは基準内の繰入金の額に、大体相関関係を持って金額が増えていくわけですが、令和2年度、令和3年度は、交付金、交付税額ががたんと落ちるわけです。基準内が増えているのに。これは、何か今までの説明だと総

務省がその基準内決めるんだと。その基準内が決まって、決めて、この金額が令和2年度は3億4,700万円。令和3年度は3億8,500万円。しかし、交付金交付税額は、令和2年度が1億7,000万円、令和3年度はさらに減って1億6,600万円というふうになるんで、普通に考えたら交付税が増えなきゃいけないんじゃないのかなと、単純に思うわけですけれども、その理由は何なのか、教えてください。

- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 基準内、令和元年以降の部分で、基準内が増えているのに、交付税が減ってきているというところに矛盾点があるんじゃないかというご指摘だと考えております。すみません、交付税に関しては、我々も財政から教えていただいた数字になって、うちで直接交付税の申請をしているというものではないので、この税額が変わっている部分と、交付税額が変わってる部分については、申し訳ありません、詳細は分かっておりません。ただ、基準内と基準外の部分で差が出ている部分ですが、特に、令和2年度につきまして、令和2年度から令和3年度につきましてですが、令和2年度のときは消費税改定に、税率改定に伴う部分の損税分というものを、基準外で見ていただいていたというものがございます。また、追加の繰入れなども、これ基準外に相当しますので、そういったものを令和3年度では全てなくしているということで、7,000万円近くそこで下がっているという、基準外が下がったという部分になります。
- ○土見委員長 高橋財政課長。
- ○高橋市民総務部財政課長 ちょっと下がっている原因というのが、ちょっとすみません、私も 分からないんですけれども、交付税の算入につきましては、(「分からなかったら答えなく ていいです」の声あり)いいですか。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 はっきりちゃんと理由書を出してください。議会にね、それでいいです。

あと、先ほど来、いろいろお話聞いていますと、国のほうは在宅医療の方針だというお話で した。ところが、今までの我々に対する病院の説明は、訪問介護は赤字だと。それで、訪問 介護については、交付税の対象になっていなかったのか、なっていたのか、ちょっと教えて ください。

- ○土見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 交付税の対象にはなっておりません。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 在宅医療との訪問介護とはまた違う分野になるわけですか。
- ○土見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 在宅医療の中に、一応、訪問診療とか訪問看護とかいろいろあるわけなんですけれども、訪問診療は医療収入の中でやるもので、訪問看護は介護の中でやるということで、ちょっと別々な扱いにはなっております。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 質問が悪かったね。在宅医療が国の方針だという話ですよね。訪問医療は、国の方針ではないんですね、ということを聞きたいの。
- 〇十見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 それは国の方針です。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 国の方針なのに、なぜ交付税の対象にならないんですか。ならなかったら、やっぱりやってくれと国に言わなきゃうそでしょう。違いますか。あなた方、人ごとだからそんなことでのんびりしているんですよ。そういう現実を矛盾した制度があるんだったら、その矛盾に対して立ち向かうのがあなたたちの仕事じゃないんですか。違いますか。
- ○土見委員長 本多市立病院事務部長。
- ○本多市立病院事務部長 議員おっしゃるとおりで、私たちも矛盾を感じておりまして、単体の力では駄目なので、自治体病院会の要望でありますとか、県内のその組織、病院組織、自治体病院組織を使いまして、我々として今まで実は本当は要望に入っていなかったんです。我々のほうからご要望をさせていただきまして、2年前から、その在宅医療についての参入ということも要望していただいているという経過がございます。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 ちょっと、あまりにも国の制度としてはお粗末ですよね。だったら、我々議会に対して、結局、議会として要望書を出してくれとか、そういう働きかけだってしたっていいわけでしょう。自分たちでできなければ、議会の力も借りる、県議会の力も借りる、そういったために政治家というのはいるわけですから、そういうところでも、やっぱり利用してくださいよ。疑問を投げかければ、我々は無視しないはずです。それに応えようとすると。だっ

て、我々の日々、この塩竈市の財政懐勘定に大きく左右するわけですから、そこのところを、 やっぱり積極的に働きかけていただきたいなと思います。なんか話聞いていると、何でこん な矛盾したことを、放っておくんだろうと私は感じたわけです。

それで、今度は、同じく資料No.13の18ページで、ちょっと確認させていただきたいんですが、 給与費のところに法定福利費と、今さら聞くのも恥ずかしい話なんですが、市町村職員共済 組合事業主負担金という項目があります。これというのは、普通の会社でいうと社会保険の 負担分ということでよろしいでしょうか。ただそれだけですか。

- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 議員おっしゃるとおり、社会保険、あと 年金の掛金がここに入ってきます。

以上です。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 公務員さんの場合は、共済金の場合は、社会保険よりもなんか優遇されたものがあるようですけれども、それもやっぱりその税金から負担されているということなのか、それとも職員さんが、それが、その優遇分は払っているのかというところは、どうなんでしょうか。
- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 すみません、ちょっと優遇分がどこに当たるのかが今、私の手元にはないんですが、職員と事業主負担で約半々ということで、職員のほうからの給料天引きで負担していただく分というのがもちろんございます。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 じゃあ、社会保険者と変わりないと、半々であるということですね。

それとあと、この退職金負担金、その下のですね、これが1億1,600万円ということになっていて、数年前は1億5,000万円という数字があったわけですね。えらく減ったなというふうに感じているわけですが、この辺は、その職員さんの人数減なのか、それとも何かその退職金制度が変わったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 制度自体は変わっていないかと思っております。ただ、最初の頃ですとちょっと、後から入った分で、余計にちょっとつけてた部分

ももしかするとあるのかなと思っておりました。すみません。今の人数で計算すると、この 人数と給料で計算すると、この金額になるというようなことで計上させていただいておりま す。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 それから病院事業で、まず、今度、令和4年度の予算の中で、これは4ページです。 医業収入が、前年度よりも3,500万円ほどプラスになっております。このプラスになっている のは、長期療養型のベッドをやめて、回復期ですか、これのほうに別途転換したっていうの が、もう令和3年度は全部それの状態でしたっけ。そうすると、そこに3,500万円増という、 何を見込んでこれだけ増やしたのか、教えてください。
- ○土見委員長 並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 医業収益の部分でございますが、やはり 全体として、今の入院の診療単価の部分が、実績が、我々予想していたより若干、いい状況 にあります。また、3回と5回、5回ですとちょっと、プラスの加算をつけられるというよ うな状況もございましたので、そういうものを勘案しまして、日数は一緒になりますので、 単価のほうで調整をしている状況です。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 要は、病院の採算性ということで、私も前から人件費比率というテーマをお話しさせていただいていますけれども、これも今年度、前年度のやつ見ると、給与費が19億円、それとあと外注費で7,000万円かな。そうすると、両方足して総額で割ると、人件費で割ると大体66%を超えているんですね。一般的な病院では、50%超えると赤字になるよというふうに言われているという、ここも前お話ししました。やはり、こういうところをやっぱり改善ができないと、もう赤字体質は永遠に続くということになろうかと思います。そこの原因は何かと言えば、それは当然言わずもがなで皆さんよくお分かりのことだと思いますので、こういうところを努力していただいても、なかなか努力し切れるものではないのかもしれませんけれども、やっぱりそのように努力をしていただければなと一応思っております。

そこで、次に資料No.11の224ページ。ここで交通事業なんですが、ここに離島航路国庫補助金というものがあります。これが、前年に比べて849万円減っているということになっているんですが、この原因は何でしょうか。

○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。

○伊藤産業環境部浦戸振興課長 お答えします。

849万3,000円減というのは、前年度、しおじの修繕費、その分で421万4,000円が、まず減となっております。それで、県のほうから内示、一旦、今の段階で出てきた内示の分として整理すると、補填額が342万円減となって、おおむねこのぐらいの額が減となっていると。結果的に、こういった額になったということでございます。

以上です。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 分かりました。

それで、次から次ですね、この一般会計からの繰入金の800万円の増ということになっています。これは、今後、どのような推移を示すのか。この5年先ぐらいまで、何か試算されていますか。

- ○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 5年先までは、今の段階では試算してございません。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 そういうところをきちんと試算して、堂々と、それで動いていかないと、ただ口だけで収支改善とか言っても、なかなかおぼつかないと思いますので、そういうところを、やはりしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それとあと、給与のところで、その後ろのほうかな。職員が13名という、市営汽船でね。それで任用、対象者が5名とあと一般対象が8名なのか、その辺の内訳をちょっと教えていただけますか。

- ○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 交通事業会計につきましては、船員さんが9名で、いわゆる事 務屋が4名おるという形でございます。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 私が質問したのは、任用職員が何名で、一般職対象職員数が何名ですかということです。
- ○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 大変失礼しました。

これは、全て一般職、正規職員ということで捉えていただければ結構です。以上です。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 それとあと、ここに退職手当金929万円と書いてあるんです、退職手当が。支出のほうかな、引当金。
- ○土見委員長 志賀委員、該当ページをお示しください。
- ○志賀委員 どこ行ったっけ、忘れちゃったのかな。どこ行ったか分かんない、書いていなかったな。じゃあ、これはやめます。
- ○土見委員長 ちなみに、234ページですね、多分。だと思いますが、退職手当であれば、234ページの3つ目の表です。
- ○志賀委員 委員長ありがとうございます。

234ページで、ここに人数のほうで、(6)って書いて13って書いてありますよね。これが、どういう意味をしているのか、ちょっと理解できないんです。誰が見てもぱっと分かるような表示の仕方を考えてください。

それと、あと一番下の、同じページの一番下のとこに、職員の手当の内訳と、本年度で929 万3,000円というのが書いてあるんですが、これは何を表しているのか教えてください。

- ○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 職員分の退職手当の掛金という形になるかと思います。 以上です。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 実際に退職する方の退職金ということですか。じゃなくて、職員数の積立て。 (「はい」の声あり) はい、分かりました。

それからあと、ここに書いてある共済費ですかね。じゃあ、いいや。とりあえず、これはやめて、ページ231。ここに燃料費というものが計上されているわけですが、この燃料費、昨今、べらぼうに上がってきているというところで、この予算どおりに行くのか、行かないのか、その辺どういうふうに考えているのか、教えてください。

- ○土見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 当初、令和3年度、本年度分の燃料費は1,200万円ほど、1,200万円強、見込んでおったんですが、実際、足りなくなっているということで、今回、当初予

算から全部で420万円ほど多い1,750万ほどを計上させていただきました。ただ、今でも、やはりいろいろ上がってきているんで、今の段階ではこれで行けるとは思っているんですが、ちょっと先行きが不透明なので、今後、補正等で対応させていただければと思っております。以上です。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 どういうふうに動くか分かりませんので、大変だと思いますけれども、しっかりと やっていただきたいと思います。

それから、同じページのその下のほうに、13節に、賃貸料ということで船舶借上げというのが6万6,000円出ているわけですが、これは何なんでしょうか。

- ○十見委員長 伊藤浦戸振興課長。
- ○伊藤産業環境部浦戸振興課長 これは、万が一、市営汽船の船が故障があった場合に、民間団体から船の借上げというか、船を出してもらうための使用料ということで組んでございます。 以上です。
- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 じゃあ、万が一というところで、何もなければ使わないで済むということですね。 はい、分かりました。

次に、同じ資料の240ページ、資料11です。ここの特別会計なんですが、県支出金、240ページ。これが 2 億3,900万円、前年度に対して減っているわけですけれども、この減った原因は何があるのか教えてください。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 県支出金の2億3,900万円の件なんですけれども、隣のページ、241ページをご覧いただきたいと思います。こちら2款の保険給付費、そちらの2億4,000万円、こちらとほぼ連動している形になります。こちらが減になるので、こちらも減になる形です。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 241ページの保険給付費の2億4,000万円の減というのと、消えるということですか。 それと、ページ270ページに、特別職9人で20万円という金額が載っかっているわけですが、 これはどういう中身なのか教えてください。

- ○土見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 こちらにつきましては、国民健康保険の運営に関する協議会の 委員の報酬でございます。今、委員現在9名おります。年3回から4回ほど協議会を行って おりまして、そのときの報酬でございます。

以上です。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 国民健康保険のほうも繰入金ですか、やっていますけれども、これが今後、人口減、 さらには徴収のほかのものも出てくるし、そういったところで、その保険料の推移というの は、どういうような見込みをしているのか、教えてください。
- ○十見委員長 武田保険年金課長。
- ○武田健康福祉部保険年金課長 今、委員おっしゃったとおり、これからの人口減、見込めます。 それから、人口減のほかに団塊の世代が国民健康保険に移動するということで、やはり加入 者数は減っていくものとして想定してございます。

以上です。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 いずれにしても保険事業も、これは我々市民にとってはなくてはならない制度でありますし、当然、足りなければ一般会計からの繰入れというのも、これまたやむを得ない会計ではあろうかと認識していますので、先ほども別の委員の方がおっしゃいましたけれども、やっぱり収納率をしっかりと確保していただいて、できるだけ健全な財政運営というものを心がけていただきたいと思います。

あと、今度は同じ資料の294ページです。介護保険事業特別会計ですが、この介護給付費です。これが、本年度と前年度で1億円増えているということに、ここでは予算として計上されていますが、今後の、この給付費の推移ですか。結構団塊の世代が爆発的に、先ほども話出ましたけれども増えていくということになると、当然、給付も金額も増えていくのではないのかなという気がしているわけですけれども、先ほどの課長のお話だと、今のところまだそんなに落ちついているというようなお話もありましたけれども、これが5年先、10年先になると、かなり様相が変わってくるのではないかなと。だから、その辺の見通しとかというものは今のところ立てていらっしゃるか、いらっしゃらないかだけで結構ですので教えてください。

- ○土見委員長 中村長寿社会課長。
- ○中村健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

後期高齢者のピーク、2028年頃というふうに見込んでおりますので、こちらについても、確 実に増えていくという見込みだけは持っております。

以上でございます。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 いずれにしても、身近にそういう危機的な状況が迫っているわけですので、このことをしっかり捉えていただきたいと思います。ただ、結局こういうところへの繰入金が増えることによって、塩竈市の財政が硬直化していくということになって、新しい施策もなかなか取り組めないような事実もまたあるわけですから、そこのところ将来的なものをしっかりと見極めていただいて運用していただければと思います。

それでは、以上で私の質疑を終わります。

- ○土見委員長 よろしいでしょうか。先ほど、志賀委員の令和3年度塩竈市立病院事業予定損益 計算書についての答弁漏れがあった件について、並木課長よりご説明がありますので許可を いたします。並木市立病院事務部業務課長。
- ○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 先ほどは、大変すみませんでした。資料 No.13の14ページの損益計算書と、あと、資料No.18の25ページの一般会計繰入金の推移の令和 3 年度の部分の相関でございます。こちらの令和 3 年度の部分の、この総繰入額のうちの損益計算書ですので、損益勘定分の繰入金のみが、こちらの14ページ、資料No.13の14ページの 損益計算書に載っております。載っている部分と、これが含まれている部分としましては、 医業収益の(3) その他医業収益の部分、こちらの3億5,865万7,000円のうち、2億334万 8,000円です。それとあと、3の医業外収益の(1) 他会計負担金。この部分の1億4,456万 4,000円。あと、(2) の他会計補助金。7,005万4,000円。こちらが、市立病院の損益勘定での令和3年度にいただいている繰入金となります。この実質一般会計負担額というのは、あくまで交付税と、いただいたものとの差額ですので、この金額自体がこの表の中のどこかに載っているという部分はちょっとございます。

- ○土見委員長 志賀委員。
- ○志賀委員 整合性があるような表をつくってもらったほうが、要らぬ疑問を抱かないで済むわ

けですけれども、その辺だけちょっと、今後、表示を注意していただければと思います。

- ○土見委員長 今野恭一委員。
- ○今野委員 先ほど、浅野委員からも病院の予算について、るる質疑がありまして、それに対する当局のご説明もあったので、ほぼ了とするところでありますが、市民の方から、ご婦人からちょっと聞かれておりましたので、この機会にお伺いしたいと思っております。

このたびは、診療科目が追加されて、18科目から22科目の診療科目となっておりますが、そのご婦人が言うには、市の婦人科検診の案内をもらうんだけれども、どうもその婦人科しかないものだから検診を受けに行きづらいというお話なんですね。何でかと言いますと、婦人科しかないということになると、あの方、婦人科悪いんだなみたいな、そういう目で見られそうだという、そういう思いがあって、市立病院にはどうも行きづらいんだけれどもと。産科はどうしてないんだろうねということでしたので、その辺のところを、産科は増やすお考えはないのかどうか教えてください。

- ○土見委員長 福原市立病院事業管理者。
- ○福原市立病院事業管理者 今、診療科の追加のことについて、ご質疑いただきましたけれども、 産婦人科という領域がございますけれども、今、その診療の内容は、産科と婦人科と全く別 の診療科ということになっています。ですので、ご婦人の方の検診ということになると、婦 人科の受診ということになろうかと思います。

以上です。

- ○土見委員長 今野委員。
- ○今野委員 まずは、そのことが教えていただいたので十分なんですが、今回は腎臓内科、そして脳神経内科、肝臓内科、さらにリウマチ科、この4つの科目が追加される予定ということですので、4月1日からのようですので、この4つの診療科目が増えたことというか、増えることが病院の収益に貢献することを期待して、質疑を終わります。
- ○土見委員長 暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後2時43分 休憩

○土見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会 計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第14号ないし第16号、第18号ないし第23号、第25号、第27号、第30号ないし第34号について、お諮りいたします。

議案第14号ないし第16号、第18号ないし第23号、第25号、第27号、第30号ないし第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○土見委員長 起立全員であります。よって、議案第14号ないし第16号、第18号ないし第23号、 第25号、第27号、第30号ないし第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、第24号、第26号、第28号、第29号について、採決いたします。

議案第17号、第24号、第26号、第28号、第29号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○土見委員長 起立多数であります。よって、議案第17号、第24号、第26号、第28号、第29号は 原案のとおり可決されました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。 また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いま

すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土見委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和4年度予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時53分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年3月1日

令和4年度予算特別委員会委員長 土 見 大 介 令和4年度予算特別委員会副委員長 阿 部 眞 喜